

避難解除等区域復興再生計画

平成 25 年 3 月 19 日策定

平成 26 年 6 月 20 日改定

復興庁

目 次

第1部 全般的事項

I	本計画の意義	1
1.	本計画の意義	1
2.	本計画の対象区域	1
II	計画の取組方針・目標	2
1.	地域の生活環境の回復と支援策の拡充	3
2.	帰還する避難者及び長期避難者の生活再建の支援	4
3.	地域の経済の再生	5
4.	地域一体又は近隣の他の地域と一体となった取組	5
III	本計画の期間・見直し	7
IV	目指すべき復興の姿	8
1.	避難地域の目指すべき復興の姿	8
2.	避難指示区域の区域区分に応じた復興のあり方	12
3.	避難地域の目指すべき復興の姿の更なる検討	29
V	分野別の取組	32
1.	公共インフラの復旧と機能強化	32
2.	生活環境の復興・再生	37
3.	放射線対策の強化	46
4.	地域を支える産業の再生	54
5.	農林水産業の再生	62
6.	避難の状況に応じた生活の再建	74

第2部 広域的な地域整備の方向

1.	公共インフラの復旧と機能強化	80
(1)	広域的な道路ネットワークの構築	80

(2) 海岸、河川等の復旧	87
(3) 小名浜港及び相馬港等の復旧・機能強化	93
(4) 漁業の再開に向けた漁港の復旧	94
(5) J R常磐線の復旧	95
2. 相双・いわき地方における生活環境の再生のための基盤整備	96
(1) 医療・福祉の再構築	96
(2) 教育機会の確保	99
(3) 広域水道の復旧	100
(4) 広域ごみ処理体制の確保	101
(5) 広域し尿処理体制の確保	102
(6) 広域汚泥処理体制の確保	103
(7) 防犯・治安・防災その他の安全の確保	103
(8) その他広域施設の復旧	104
(9) 野生動植物への放射線影響調査による生態系の維持等	105
3. 産業の創出、再生等	106
(1) 研究開発拠点整備等	106
(2) 農業水利施設の整備の推進	108
4. 避難先等での安定的な居住環境の確保	110

第3部 市町村ごとの計画

田村市	113
南相馬市	122
川俣町	138
広野町	145
檜葉町	152
富岡町	163
川内村	173

浪江町	179
葛尾村	198
飯舘村	207

避難解除等区域復興再生計画

避難解除等区域復興再生計画（以下「本計画」という。）は、「福島復興再生基本方針」（平成 24 年 7 月 13 日閣議決定）に即して、「原子力発電所の事故による避難地域の原子力被災者・自治体に対する国の取組方針（グランドデザイン）」（平成 24 年 9 月 4 日公表）も踏まえ、福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定により、福島県知事の申出に基づき、内閣総理大臣が作成するものである。

第1部 全般的事項

I 本計画の意義

1. 本計画の意義

- 本計画は、国（内閣総理大臣）が、福島県（知事）及び関係市町村（長）の意見を（関係市町村にあつては、県経由で）聴取した上で定めるものであり、「双葉地域など避難地域の原子力被災者・自治体に対する国の取組方針（グランドデザイン）」、「福島復興再生基本方針」、「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」（以下「新指針」という。）において示された復興・再生のための基本的考え方を充実・具体化する役割を担う。
- 特に、新指針において示された、住民の方々や地元自治体が将来に向けて新たな一歩を踏み出すための帰還支援と新生活支援の2つからなる支援策を提示することにより、市町村ごとの実情に即した福島再生を地元とともに具体化していくものである。
- 国、福島県、関係市町村が、役割分担の下、担うべき取組を明確化して共有することにより、地域の復旧、復興及び再生が円滑かつ確実に行われることを担保する。
- 住民の帰還や産業立地等に当たっての判断材料を住民・企業等に提供する。

2. 本計画の対象区域

本計画においては、避難解除等区域等（避難指示が全て解除された区域並びに避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域をいう。以下同じ。）への対応を記載するものとする。加えて、これらの区域を含む市町村全体を計画の対象とするとともに、これらの市町村の区域外において行われるものであっても、避難解除等区域等の復興及び再生のために必要な取組であれば、これを記載することとする。

Ⅱ 計画の取組方針・目標

- 国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任を負い、被災者の声を真摯に受け止め、被災者に十分に寄り添った復興・再生にかかる取組を、深刻な事態の記憶と教訓を風化させることなく、責任を持って、大きく加速していかなければならない。
- 避難指示対象市町村では、昨年8月に区域見直しが全域で完了し、今後は避難指示解除を経て、住民の帰還、更には新規転入も含めた復興の新たな段階を迎えることとなる。復興の動きを加速するために、放射線不安を払拭する生活環境の形成、生活復興拠点の形成等の新たな施策を、現行では個別に実施していた交付金等と併せて大括り化し、長期避難者支援から早期帰還までの対応策を一括する「福島再生加速化交付金」を、福島復興の柱として新たに創設し、福島再生加速化の原動力として活用する。
- 東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島第一原子力発電所」という。）の廃炉や汚染水対策などの事故収束は、福島再生の大前提である。事故収束は、東京電力が責任を持って取り組むことが基本であるが、過去に例を見ない大規模な事故からの廃炉作業であり、東京電力のみで対応することは難しい。このため、住民の方々や地元自治体が安心して故郷の再生に取り組んでいけるよう、福島第一原子力発電所の事故収束に向け、国が果たすべき役割を明らかにし、国、東京電力、その他の国内外の関係者の力を結集し、福島第一原子力発電所の事故収束を実現するための方策を「東京電力（株）福島第一原子力発電所における汚染水問題に関する基本方針」、「東京電力（株）福島第一原子力発電所における廃炉・汚染水問題に対する追加対策」、新指針で明らかにした。今後は、東京電力任せにするのではなく、国が前面に出て、必要な対策を実行していく。
- 避難指示解除準備区域における本格的な復旧の開始や生活環境の回復を踏まえた避難指示の解除がなされたとしても、万全な状態に回復するまでには多くの困難を伴うことから、国は責任を持って、この地域の生活基盤を再生しなければならない。
- この地域の住民の方々は、ふるさとを離れて生活することを余儀なくされ、働く場の喪失、地域コミュニティの分断など、未だに先行きを見通せない生活が続いていることから、被災者が心の平穏を取り戻し、一日も早く将来の生活設計が描けるよう、国は責任を持って、原子力災害の被災前の住民生活を取り戻す。
- 福島の未来を担うのは、福島の子どもや若者たちである。地域に根ざし、確かな学力を備え、心豊かでたくましく健やかな子供や若者を育成するよう、国は責任を持って取り組んでいく。
- この地域の復興・再生に当たっては、この地域の一体性を確保するとともに、避難者を受け入れている市町村のサポートを行い、その行政の機能を確保することが重要である。また、この地域と中通り・会津地方とのネットワークの強化、この地域と地域外の主要都市等との有機的かつ効率的な連携等、広域的・総合的観点からの地域づくりに配慮する。
- 一方、事故発生から3年余りが過ぎ、いつかは故郷に戻り故郷を再生させたいという思いと、生活を安定させるためには新しい生活拠点を定めざるを得ないという現実が

混在している。この複雑な思いに応えていくためには、国は、復興の基本である帰還支援を大きく拡充・強化するだけでなく、故郷を離れて新しい生活を開始する住民の方々のための支援策も新指針で示したところであり、今後は支援策の着実な取組を進める。

- 国は、役割分担の下に県、市町村が行う取組を含むこれらの取組を着実かつ迅速に進めるため、平成 26 年度の震災復興特別交付税を通常収支とは別枠で確保することや社会資本整備総合交付金（復興）等による財政の別枠確保などにより長期にわたって十分な財源を確保するとともに、住民の避難の状況と地元自治体の復興に向けた歩みの進捗に合わせ、東日本大震災特別区域法に基づく復興交付金の適用期間終了後のあり方などについても、福島県、県内市町村からの意見・要望等を十分に踏まえ、関係者と一体となって検討を進めることとする。
- これらを踏まえ、国はこの地域の『自立』（各市町村における生活環境の整備）と他の地域との『共生』（双葉郡等として広域的な一体性ある復興、受入自治体への支援の持続性の確保、広域的な交流環境の整備の推進等）の理念を車の両輪とし、被災者が一日も早く帰還し、この地域の復興・再生が図られるよう、又は安心して新たな生活をスタートできるよう、次の 4 つの項目を目標として、必要な取組を着実に進める。

1. 地域の生活環境の回復と支援策の拡充

- 福島第一原子力発電所の廃炉については、「東京電力（株）福島第一原子力発電所 1～4 号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」を踏まえ、安全かつ確実に進める。また、廃炉・汚染水問題については、「東京電力（株）福島第一原子力発電所における汚染水問題に関する基本方針」のほか、「東京電力（株）福島第一原子力発電所における廃炉・汚染水問題に対する追加対策」、新指針を踏まえ、東京電力任せにするのではなく、国が前面に出て、必要な対策を実行していく。
- 放射性物質に汚染された土壌等の除染等の措置については、除染とインフラ復旧の工程調整等の施策を講じ、迅速かつ確実に進めるとともに、医療・福祉や教育等の公共サービスの提供や公共インフラの復旧、商店街の再開や金融業等の民間サービスの確保を推進し、安全に安心して生活できる環境を整備する。その際、長期的な目標として追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルト以下となることを目指した対策を講じる。
- 公共の安全と秩序を保つため、脆弱化した市町村の行政機能や地域社会の防火・防災・防犯機能を回復・維持するとともに、分断された家族や地域住民の方々が、強い絆と暖かいつながりを取り戻せる地域のコミュニティを再生させる。
- 地元自治体が直面する課題は各自治体によって様々であり、各自治体からはそれぞれの実情に応じた施策を住民の方々と話し合いながら柔軟に展開したい、このための支援策を充実して欲しいとの声が強い。このため、放射線不安を払拭する生活環境の向上、帰還に向けた安全・安心対策、町内復興拠点の整備、農林水産業・商工業再開の環境整備等の新たな施策と、現行では個別に実施していた長期避難者支援から早期帰還までの対応策を一括した多様な事業メニューの中で、地元が自主的・主体的に実施することが可能な「福島再生加速化交付金」を創設した。新交付金が

地元自治体にとって、真に使い勝手がよいものとなるよう、県及び市町村のニーズを踏まえた運用（方法）等について、復興庁が中心となって調整を行う。新交付金を、インフラの復旧、商業機能や医療・介護施設、学校の復旧、雇用の創出、風評被害対策、営農再開支援等に係る他の事業とも連携させつつ、福島再生を加速する原動力としていく。

2. 帰還する避難者及び長期避難者の生活再建の支援

- 帰還する避難者が、生活の再建を円滑に進められるよう、安定的な居住環境の確保や事業の再開支援を含む就労を確保するための取組を実施するとともに、健康管理を着実に実施する。
- 国は東京電力に対し、帰還を望む避難者の声に応え追加された住宅の修繕や建替え等に係る賠償、早期に帰還する住民の方々が直面する生活上の不便さに伴う費用の賠償（早期帰還者賠償）の円滑な実施に向け指導を行う。
- 長期に避難を余儀なくされる避難者が、避難先での生活の不安を払拭して日常生活の安定化を図れるよう、安定的な居住環境や就労を確保するための取組を行うとともに、心のケア、孤立化対策等の支援を行う。
- 国は東京電力に対し、長期に避難を余儀なくされる避難者のうち、新しく生活拠点を定めようとする者の声に応え追加された住居確保に係る賠償、精神的損害に関する一括賠償の円滑な実施に向け指導を行う。
- 福島第一原子力発電所の状況や、廃炉に至るまでのロードマップの開示と更新を行う。
- 線量マップや環境中の放射性物質の移動経路等の詳細な環境モニタリングの結果を発信する。
- 避難者がふるさとの線量が低減していることを把握するとともに、ふるさとの情報を取得することによって、安心して帰還できるよう取組を進める。
- 個々の地域ごとに地元とともに総合的・重層的な放射線防護措置を講じるためのロードマップを策定し、地元の実情や意向に合わせて下記の対策を着実に実施する。また、現場での実施状況や個人線量の低減状況を確認しながら、必要な見直し・拡充を行う。
 - 国が率先して行う個人線量水準の情報提供、測定の結果等の丁寧な説明などのほか個人線量計を配布しての線量の把握・管理をする。
 - 個人の行動による被ばく低減に資する線量マップの策定や復興の動きと連携した除染の推進などの被ばく低減対策を展開する。
 - 保健師等による身近な健康相談等の保健活動の充実や健康診断等の着実な実施などの健康不安対策を推進する。
 - 住民の方々にとって分かりやすく正確なリスクコミュニケーションを実施する。
 - 帰還する住民の方々の被ばく低減に向けた努力等を身近で支える相談員制度の創設、その支援拠点を整備する。
- 以上の対策を通じ、住民の方々が帰還し、生活する中で、個人が受ける追加被ばく線量を、長期目標として、年間1ミリシーベルト以下になることを引き続き目指し

ていく。また、線量基準に関する国際的・科学的な考え方を踏まえた我が国の対応について、住民の方々に丁寧に説明を行い、正確な理解の浸透に努める。

3. 地域の経済の再生

- 農林水産業や商工業をはじめとするこの地域を支えてきた産業を再生させ、帰還した住民の働く場を確保する。特に地域の将来を担う若い世代も帰還する意欲を持てるよう、新たな産業、研究・教育機能の集積を図ることで、雇用機会を拡大させ、避難解除等区域等及びその隣接する地域並びに周辺都市圏の経済基盤を再生させる。
- 特に、相双地域においては、最大の基幹産業であった原子力発電所及びその関連産業によって生み出される雇用が失われたという現状にあることを踏まえ、既存産業の再開支援による産業基盤の回復や、廃炉作業、除染作業及び同作業により発生した除去土壌等の運搬等、インフラ復旧のための公共事業等による失われた雇用規模の回復に加え、将来に向けて、新たな産業の創出や先導的な施策への取組などの国家プロジェクトにより、新たな雇用の受け皿の充実を図る。

4. 地域一体又は近隣の他の地域と一体となった取組

(地域内での広域的な公共インフラ及び公共サービスの代替的な機能確保)

- 避難解除等区域の一部においては、線量が高いことから、道路の通行が制限されたり、し尿処理施設又は汚泥処理施設の復旧が困難であるなどの課題が生じており、代替的な交通ネットワークの構築のための道路その他の広域的インフラの整備のため、域内での役割分担についての検討その他必要な調整を行う。
- その他教育・医療、産業集積等について、必要に応じて市町村を超えて役割分担を図りながら、地域全体での必要な機能の確保を図る。

(近隣の他の地域と一体となった広域的な復興)

- 浜通りの南北のネットワークの早期復旧はもとより、それでもなお、当面、当該ネットワークに支障が続くことを踏まえ、この地域と中通り・会津地方との東西の広域的なネットワークの強化を図るなど、当該地域が隣接する地域間と相互連携を深めて互恵的な関わり合いを持ちながら自立的かつ持続的に発展していけるよう、道路等の基盤整備を着実に進める。
- 常磐自動車道については、避難解除等区域等のインフラ復旧、除染作業、復興等を迅速に進めるために必要不可欠な基幹的なインフラであり、特に分断されている浜通りの地域経済を復興させるためには、全線の早期開通が重要であるため、その早期整備を実現するため、責任を持って取り組むとともに、追加 I C の整備を福島県及び関係自治体が主体となり検討する。
- また、JR 常磐線については、浜通りにおける基幹的な交通基盤であり、通勤・通学、産業、観光、交流など様々な分野において、浜通りと仙台地方や首都圏を結び、福島県の復興を推進する上で必要不可欠なインフラであるため、地元地方公共団体や JR 東日本と連携を図り、早期全線復旧を確実に進められるよう、適切な

指導及び技術的支援を行う。

(受入自治体の機能の持続的な確保)

- 長期避難者の日常生活の安定を図るため、受入自治体の医療・介護福祉等の受入体制や様々な行政サービス等が持続的に提供されるよう措置する。受入自治体側の住民と長期避難者が長期にわたって共生するため、受入先となる地方公共団体における行政の機能の低下やまちづくりへの影響、避難者と受入先の住民との間の摩擦が生ずることのないよう、十分に配慮する。
- いわき市や相馬市、南相馬市などは地震・津波等の被災地でもあり同時に避難者の受入自治体でもあることに配慮し、これらの地域における地震・津波等からの復興再生と避難者の受入自治体としての機能の発揮とが両立し得るよう、必要な各種施策を円滑に進めるとともに、そのために必要な財政支援、人的支援を行う。
- その際、帰還が進めば、避難者を受け入れている地方公共団体の人口が急激に減少すること等の影響（受入自治体に整備した公共施設等の有効活用等）についても配慮する。

(新たな生活の開始に向けた取組等の拡充)

- 避難指示が継続し、故郷に帰還できない状態が長期化する帰還困難区域等の住民の方々に対しては、移転先・移住先での新しい生活を始めるために必要な費用について追加の賠償を行う。国は東京電力に対して、これらの賠償を確実、迅速に支払うよう指導を行う。あわせて、町内外の復興拠点を整備し、コミュニティの維持が図られるよう努めていく。
- 避難指示が継続することにより、故郷に帰還できない状態が長期化する地域等の住民の方々のための生活拠点の整備を求める声に応えるため、これまで進めてきた避難期間が長期に及ぶ避難者等のための町外の生活拠点の確保に加え、福島再生加速交付金を活用し、町内復興拠点の整備などを推進する。
- 帰還困難区域における除染モデル事業の結果等を踏まえた放射線量の見通し、今後の住民の方々への帰還意向、将来の産業ビジョンや復興の絵姿等を踏まえ、地域づくりや除染を含めた同区域の今後の取り扱いについて、地元とともに検討を深めていく。
- 新たな生活を始める住民の方々への支援を行うに当たっては、同時に、双葉郡を始めとする避難指示区域の将来像について、中長期的に、かつ、広域の視点で、検討を始める必要がある。国が、地元の意見を十分踏まえつつ、検討を進める。

Ⅲ 本計画の期間・見直し

- 本計画の作成及び変更並びにその実施に当たっては、長期にわたって避難を余儀なくされる地域があることを踏まえ長期的展望に立ちつつも計画効果を早期かつ効果的に発現させる必要があることに鑑み、計画の期間は、原則として10年とする。
- 法第7条第6項の規定に基づき、内閣総理大臣は、避難解除等区域の変更等情勢の推移により必要が生じたとき、あるいは、毎年度の予算措置等によって復興及び再生のための取組内容の充実を図ることと連動して、福島県知事の申出に基づき、本計画を変更するものとする。
- 本計画の変更に当たっては、法第7条第3項から第5項までの規定が準用されることから、これらの規定に基づき、福島県知事による計画変更の申出、変更に当たっての福島県知事の意見聴取、申出及び意見の陳述に当たって福島県知事が行う関係市町村長の意見聴取等の必要な手続を行う。避難解除等区域復興再生計画の変更に当たっては、福島県知事及び関係市町村長の意見が十分に反映されるよう丁寧に意見聴取等を行うものとする。なお、福島県知事は、計画変更の申出の必要性について、関係市町村の意向を十分踏まえることが期待されるとともに、関係市町村長が意見を述べるに当たっては、被災者等の意見を十分に踏まえて行うことが期待される。

IV 目指すべき復興の姿

1. 避難地域の目指すべき復興の姿

(1) 短期的な姿

- ① 避難解除区域を復興の前線拠点とし、解除が見込まれる区域の復旧につなぐ。
- ② 避難指示解除準備区域及び居住制限区域の除染等による環境回復、インフラ復旧、生活基盤の回復を早期に構築する。
- ③ 住民が当面の生活環境や生活費に不安なく、生活の再建に取り組める環境を構築する。
- ④ 長期避難者のための生活拠点の形成について、それぞれの受入自治体の状況等に配慮し、必要な措置を講ずる。

(帰還できる環境の速やかな整備)

- ・ 県民の安全・安心を最優先に、福島第一原子力発電所1～4号機の廃炉措置等に向けた中長期ロードマップ等に基づく取組を着実に進めるとともに、その取組状況について、迅速かつ正確で、県民に分かりやすい情報提供を実施。
- ・ 公的賃貸住宅等を建設し、帰還者が寄り添って生活を再開する生活拠点形成、更には、新規転入者の定住に資する支援を実施。
- ・ 除染や、ごみ処理、し尿処理、上下水道、道路、生活交通（バス交通等）など基幹となる公共インフラや公共サービスの提供のための施設の復旧などを進め、帰還できる環境を速やかに整備。
- ・ 福島県の原発の実情を踏まえた防災指針を策定し、避難道路や避難所となる施設の早期復旧や常磐自動車道の追加ICの整備による避難経路の充実など防災指針と連携したインフラ整備について、福島県及び関係自治体が主体となり検討する。
- ・ 住民の雇用の場を確保するため、事業者の早期の事業再開・継続・創業・起業を支援。
- ・ 農用地の復旧や除染、農業水利施設のうち生活空間の一部として生活圏の空間線量の低減の観点から必要となる除染やその他の営農の観点から必要となる放射性物質対策、農業用施設の復旧等と併せて地力回復対策を実施するほか、除染の進捗に合わせた試験栽培・実証栽培の実施や農地土壌の放射性物質濃度分布図の更新など営農再開に向けた環境を整備。
- ・ 食品や工業製品等の放射性物質検査体制の整備を進めるとともに、空間線量測定や生活環境の様々な分野の放射性物質濃度測定を継続し、その結果の迅速かつ分かりやすい形での公表により、安心して帰還できる環境を整備。
- ・ 住居等近隣の森林の除染を速やかに実施する。住居等近隣以外の森林については、関係省庁が連携して調査・研究を進め、新たに明らかになった知見等を踏まえ、適時・適切に対策の充実を図る。さらに、林業機械を活用した安全で効率的な除染手法や放射性物質の拡散防止のための技術開発を推進。
- ・ 水産物のモニタリング調査及び水生生物とそれを取り巻く生態系の放射性物質の挙

動の解明、並びに旧警戒区域の漁場については、ガレキ等を漁業者や専門業者が回収処理する取組を支援することにより、安全な漁場の確保に努めるとともに、漁港、養殖施設、市場や水産加工施設等の復旧を進め、帰還できる環境を整備。

- ・ 寸断された交通網の迂回路、隣接地域間を連絡する道路、帰還を支援する道路については、現道の機能回復・強化などにより、交通の安全を確保。

(当面の雇用確保)

- ・ 廃炉作業、除染、インフラ復旧など、当該地域に必要な事業により当面の雇用規模を確保。
- ・ 製造業等の事業再開・継続を支援。企業立地補助金や復興特区を活用し、新規の企業を誘致。
- ・ 将来の雇用を創出するため、再生可能エネルギー関連や医療関連産業等の集積・育成を強力に推進。
- ・ 避難先での雇用の場の確保と就労を支援する取組を実施。
- ・ 避難者が帰還するまで、県内外の避難先での農林水産業の再開などに対する支援により、担い手を確保。
- ・ 故郷に帰還し、農林水産業や商工業、サービス業等を開始するための初期投資や場所の確保などの支援により、事業再開による雇用を確保。

(地域ごとの対応)

- ・ 避難指示が解除された広野町、田村市をはじめ、楡葉町、南相馬市、川内村など先行して帰還を進める地域が、地域全体の復興再生に向けた活動が展開されるいわば前線拠点となっていくことが必要。
- ・ 住民の方々が当面避難を継続する区域については、避難先での生活環境の確保や、賠償金の確実な支払い、避難前の居住市町村に基づくコミュニティの維持を支援。
- ・ 双葉町、大熊町、浪江町及び富岡町で検討されている長期避難者のための生活拠点の形成については、国は、これら4町と福島県及び受入先となる自治体との協議を経て、福島再生加速化交付金などを活用し、必要な措置を講じる。

(2) 中期的な姿

- ① 除染等による環境回復、インフラ復旧、生活基盤の回復により、避難解除区域の拡大、隣接する地域と一体的に地域全体の復興の加速化を図る。
- ② 産業振興や営農支援などを全面的に進め、安定した生活圏とコミュニティを形成する。

(安定した生活圏とコミュニティの形成)

- ・ 住民の日々の活動や経済活動の拡大、生活に必要な公共サービス・民間サービスの提供の増大により、安定した生活圏とコミュニティを回復、形成。

(産業振興・営農再開)

- ・ 空間線量測定や生活環境の様々な分野の放射性物質濃度測定を継続し、その結果の迅速かつ分かりやすい形での公表により、安心して帰還できる環境を整備。引き続き、検査結果等の正確な情報提供の徹底や福島県産品の消費拡大を支援する取組等を支援し、福島県産品のブランド力を回復。
- ・ 事業を再開した中小企業等の資金繰り支援など経営の安定化のための取組を行うとともに、販路拡大等を支援。
- ・ 再生可能エネルギー関連や医療関連産業など、新しい産業への参入支援や関連企業誘致に必要な環境整備を進め、産業の集積化を図る。
- ・ 被害状況等の地域の実状に応じて、担い手農家の営農再開、新たな作物や生産方式など先進的な農業生産の展開、地域資源を活用した新事業の創出など、農業の再生を図る。また、地方自治体による森林の除染等の実証の取組のほか、間伐等の森林整備についても併せて支援。漁業については、放射性物質の動態等の調査結果を踏まえ、操業の対象魚種等を拡大。

(隣接する地域等と一体となった復興の加速化)

- ・ 浜通り北部及び南部並びに中通りの3地域との連携が重要。これら地域が有する産業基盤が避難地域のインフラ復旧や除染、廃炉作業の前線を支える。また、これらの周辺都市圏が避難者の生活再建を図る拠点となる。
- ・ 避難地域のみでなく、その隣接する地域並びに周辺都市圏と一体となった地域活性化の取組を通じ、厚みのある復興を加速化。
- ・ 常磐自動車道、JR常磐線などの広域交通インフラの復旧・整備を進め、これら地域間のネットワークの連携の確保と強化。
- ・ 防潮堤・海岸保全施設などの広域インフラの復旧・整備。

(3) 長期的な姿

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 住民が将来も健康で安心して定住できる魅力ある地域を形成し、地域のつながりや人のつながりを大切にした地域社会を形成することを目指す。② 地域の将来を担う若い世代も帰還する意欲がもてるよう、新たな産業、研究・教育機関の集積を図り、原発事故により失われた雇用規模の回復を図る。 |
|--|

(持続可能な地域の復興に向けた取組)

- ・ 持続可能な地域の復興には、住民が地域に定着し、世代をつないでいくことが不可欠であり、次世代を担う子どもを含む住民が健康上の懸念をはじめとする生活環境上の様々な不安から解放され、確かな安全と安心を実感できる地域社会を形成。
- ・ 住民の帰還や他の地域からも人材が流入してくるような魅力ある地域となり、コミュニティが再生され、住民が普段の生活を送ることができる地域社会を形成。
- ・ 短期的、中期的な取組を踏まえ、風評被害を払拭できていない場合は、福島県産品の消費拡大を支援する取組等への支援を、重点的にターゲットを絞り実施。

- ・収益性が高く足腰の強い農業経営が営まれるよう、地域の中心となる農業者、農業法人等による新たな雇用の創出や営農の大規模化を推進するとともに、新たな地域ブランド構築等の農林漁業の6次産業化を推進し、持続可能な地域経済の核となる人材の育成につなげる。
- ・森林整備と放射性物質の低減を一体的に進め、地域資源を活用したバイオマス発電が普及するなど、県産材等の利用が進むことによって健全な経営を実現。
- ・漁業の本格的な操業再開や経営の協業化に加え、栽培漁業や資源管理型漁業の推進により、水産資源の安定的な利用と活力ある経営を実現。

(避難が長期化せざるを得ない地域に対する取組)

- ・避難指示が継続することにより、故郷に帰還できない状態が長期化する地域等の住民の方々のための生活拠点の整備を求める声にこたえるため、これまで進めてきた避難期間が長期に及ぶ避難者等のための町外の生活拠点の確保に加え、福島再生加速化交付金を活用し、町内復興拠点の整備などを推進。

(交流人口の拡大)

- ・鉄道や高速道路など交通インフラの復旧・整備やグリーンツーリズムをはじめとして、地域の取組と連携しながら、再生可能エネルギー等の産業観光等、福島の新たな観光資源を活用するニューツーリズムの推進等により、交流人口を拡大。

(新しい産業雇用の創出)

- ・原発事故により失われた雇用規模を回復するため、再生可能エネルギーの研究や医療関連産業など福島のポテンシャルを活かした取組を拡大。また、地域の特性を活かした農林水産業の再生の取組を拡大。
- ・福島県内における新たな産業創造の取組を通じ、除染やインフラ復旧といった雇用に替わって、新しい地域を創り出していくような雇用に拡大。
- ・当該地域でしか取り組めない環境回復分野等の最先端の研究開発や実証的取組、大規模な事業の取組が進められる。また、関連分野の国際的な研究開発や人材育成の拠点を形成。
- ・こうした新たな産業の創出の取組を進め、専門的な知見を有する企業、研究・教育機関などの集積を実現。

2. 避難指示区域¹の区域区分に応じた復興のあり方

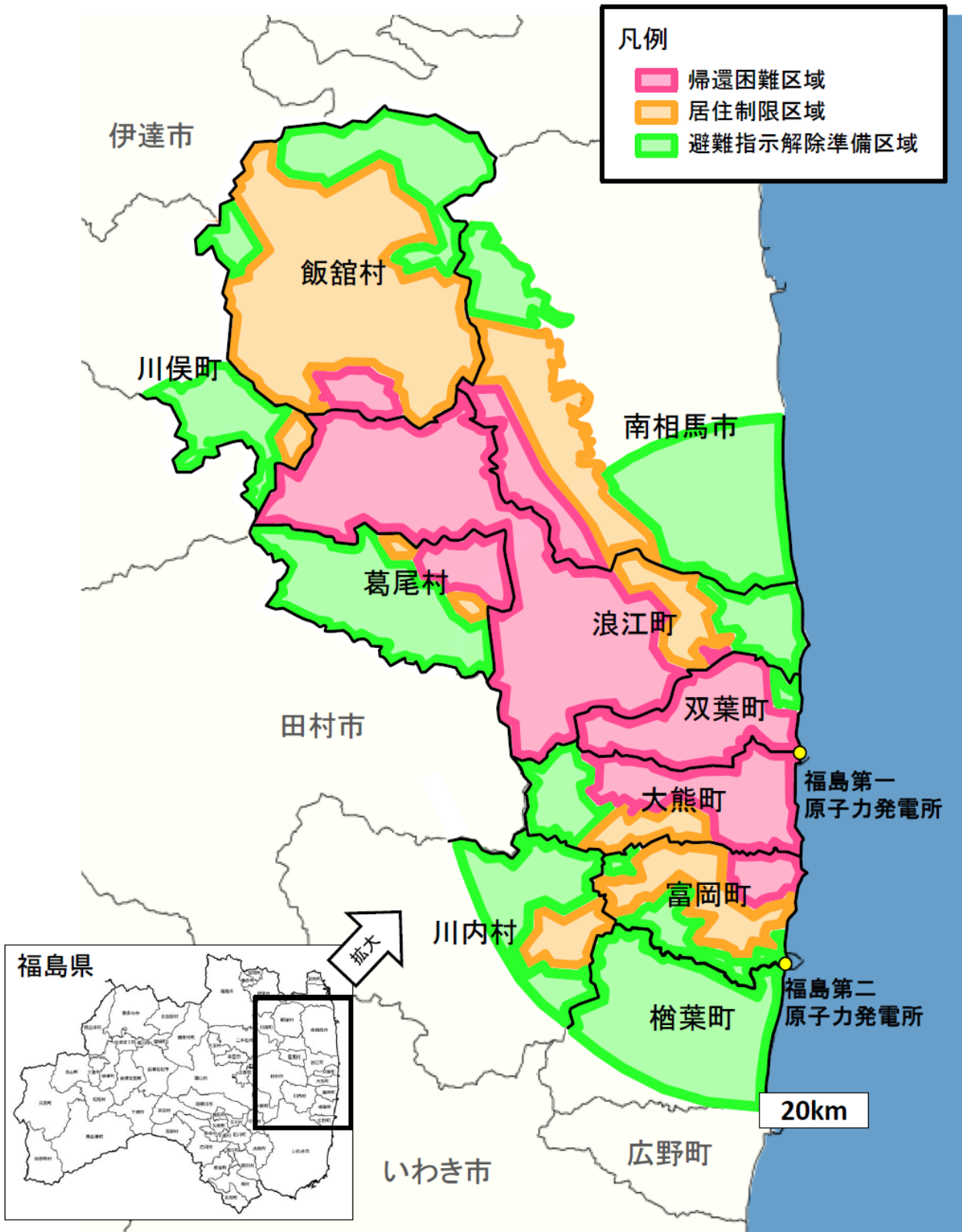
＜帰還可能時期の考え方＞

- 国は、各区域に応じた取組を着実に実施しつつ、線量の推移等を基に自治体と協議しながら、各区域において帰還が可能となる時期について見通しを示すことを通じて、当該区域の復興再生を加速させる。
 - ・ 帰還の前提として、福島第一原子力発電所からの新たな放射性物質の漏出がなされないよう廃炉や汚染水対策に万全を期す。
 - ・ 国は、避難地域における将来の空間線量率の予測結果を示した地図を作成・公表。
 - ・ 予測計算には、放射性物質の物理的減衰の影響と、風や雨などの自然現象の影響を考慮。
 - ・ 除染効果を考慮に入れた線量予測等を実施し、除染効果及び経年によって減衰する将来の空間線量率を示した地図を作成する。
 - ・ 今後の避難地域に関する取組を考える際には、こうした放射線量の推移、除染、損壊した原発の安全対策・廃炉・汚染水対策、インフラや生活関連サービスの復旧などの取組の進捗状況を踏まえて、各地域における帰還可能時期を見通すことが必要。
 - ・ 特に帰還まで長期間を要する自治体については、国が自治体と協議のうえ、帰還可能時期の目標を設定するなど、自治体ごとに帰還に向けた取組を計画的に進めることが必要。
 - ・ 電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスが概ね復旧し、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗した段階で、個人線量の把握や専門家による健康相談等の体制を整え、帰還準備のための宿泊を実施する。その上で、県、市町村、住民との十分な協議を踏まえ、避難指示を解除する。

¹ 法第4条第4号イからロまでに掲げる指示の対象となった区域をいう。

避難指示区域の概念図

平成26年4月1日時点



(1) 避難解除区域²

- 避難解除区域は、今後の避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域の長期にわたる復旧・復興の前線拠点となっていく地域であり、他の地域に先立って、産業の復興再生、インフラの復旧、生活環境の再生等の取組を行うことを通じ、避難住民の先行的な帰還を進めていく。

①区域内の公共施設の整備

- 住民の安全と利便性を確保するために必要な社会資本の復旧・整備を目指す。その際、ネットワークの強化の観点に配慮して進める。

(短期的（避難指示解除後1～2年）な取組)

- ・ 常磐自動車道の整備、JR常磐線の復旧に加え、東北中央自動車道（相馬市～福島市）の早期整備、国道6号の機能回復・強化を進め、浜通りと中通りを東西に連結する道路整備に必要な措置を行い、ネットワークの形成を支援、基幹的な道路に連結する農家や集落道について、生産基盤整備の中で一体的に整備。
- ・ 農業用ダム・ため池や農業用水路などの土地改良施設の機能を回復するための施策及び耐震化・減災化を継続的に実施するとともに、農業用ダム・ため池や用排水路等の農業水利施設の放射性物質対策等を推進。
- ・ 漁港、養殖施設、市場や水産加工施設等の復旧。
- ・ 公共土木施設等（道路、河川、海岸、砂防、漁港、海岸防災林、下水道、公営住宅等）について、帰還する住民の安全確保のために早急に復旧するとともに、海岸や河川の堤防のかさ上げや減災を図るための海岸防災林における林帯幅の拡大も含めた対策を推進。
- ・ その他、公共施設の機能回復等の取組等を実施。

(中期的（避難指示解除後3～5年）な取組)

- ・ 常磐自動車道の整備、JR常磐線の復旧に加え、東北中央自動車道（相馬市～福島市）の早期整備、国道6号の機能回復・強化を進め、浜通りと中通りを東西に連結する道路整備に必要な措置を行い、ネットワークの形成を支援。
- ・ 公共土木施設等（道路、河川、海岸、砂防、漁港、海岸防災林、下水道、公営住宅等）について、帰還する住民の安全確保のために早急に復旧するとともに、海岸や河川の堤防のかさ上げや減災を図るための海岸防災林における林帯幅の拡大も含めた対策を推進。

②区域内の生活環境の整備

- 住民が生活するために必要な医療、教育などの公共サービスの提供体制の充実を

² 法第4条第4号に規定する避難解除区域をいう。

目指すとともに、計画的に除染を実施する。

- また、住民が地域の絆を感じ、将来の生活設計を描くことが可能な質の高い生活環境の整備を目指す。

(短期的（避難指示解除後 1～2 年）な取組)

- ・ 区域内の放射線量等の測定
- ・ 上下水道、ごみ処理、し尿処理、消防等広域行政サービスの整備。
- ・ 医療、介護、福祉等の公共サービスの提供体制の確保。
- ・ 教育環境の向上。
- ・ 商店等の再開や共同店舗等の新設、宅配サービス等による買い物の機会確保に向けた支援。
- ・ 食品検査機器の整備及び体制の充実による内部被ばくの未然防止対策。
- ・ ブロードバンド、携帯電話、地上デジタル放送受信等の情報通信利用環境の整備。
- ・ 生活交通（バス交通等）の確保。
- ・ 住民帰還が完了するまでの防犯体制の継続（パトロール、必要な箇所へのバリケード等の設置及び撤去など）。
- ・ 防犯・防災体制の再構築。
- ・ 住民の生活環境の改善に資するために必要となる公共施設等の機能回復。
- ・ その他、生活基盤施設の代替・補完、住民の安全・安心確保、地域コミュニティ機能の維持・確保のための取組等帰還を加速するための生活環境整備に向けた取組を実施。

(中期的（避難指示解除後 3～5 年）な取組)

- ・ 区域内の放射線量等の測定
- ・ 救急医療体制の構築など必要な医療機能の充実や教育環境のさらなる向上による公共サービスの提供体制の充実
- ・ 住民の生活圏の拡大やコミュニティの再形成による生活環境の再構築
- ・ 防災・防犯体制の再構築（パトロール、必要な箇所へのバリケード等の設置及び撤去など）

③区域内の産業の復興再生

- 地域を支える産業の再生及びその安定的な操業を確保し、生活再建の基盤となる雇用の確保を目指す。双葉郡については、原発事故により失われた雇用規模の回復を図る。また、商工業及び農林水産業の再生に関し、安定的に事業再開・継続できる環境の整備を目指す。

(短期的（避難指示解除後 1～2 年）な取組の方向性)

- ・ ポスト原発として雇用力のある企業の操業にむけスピードアップを図る。
- ・ 再生可能エネルギー導入促進のための支援制度の充実や既存の特例措置の手続きの円滑化・簡素化、柔軟な運用も含めた規制緩和措置の推進。

を促進。

- ・ 企業の帰還に必要な資金確保など支援施策の実施。
- ・ 復興特区・福島特措法による課税の特例措置や資金繰り支援等により、製造業等の事業再開・継続のための支援や新たな企業の誘致に取り組むほか、再生可能エネルギーや医療関連産業などの新産業の創出等により、被災者の雇用を確保。
- ・ 廃炉作業、インフラ復旧のための公共事業などにより一定の雇用を確保することによる被災者の就労の支援及びハローワークの積極活用。
- ・ 営農再開に向けて、農用地の復旧や除染、農業水利施設のうち生活空間の一部として生活圏の空間線量の低減の観点から必要となる除染やその他の営農の観点から必要となる放射性物質対策、農業用施設の復旧等と併せて、地力回復対策を進めるとともに、農地土壌の放射性物質濃度分布図の更新、生産基盤の回復、廃棄物処理、試験栽培や実証栽培の実施などの環境整備を推進。また、大規模経営など効果的営農を図るための大区画のほ場整備を推進。農産物の放射性物質検査を実施するほか、初期投資を支援。
- ・ 住居等近隣の森林の除染を速やかに実施する。また、住居等近隣以外の森林については、関係省庁が連携して調査・研究を進め、新たに明らかになった知見等を踏まえ、適時・適切に対策の充実を図る。さらに、地方自治体による森林の除染等の実証の取組のほか、間伐等の森林整備についても併せて支援。
- ・ 水産業の再開に向けた共同施設等の復旧、試験操業の実施・拡大の取組を推進。水産物の安全確保に向けて、漁獲物の放射性物質検査等の取組を推進。
- ・ 森林の公益的機能の発揮とともに、原木に加え、きのこや山菜類への放射性物質の影響の低減にも資するよう、森林整備と放射性物質の低減等を一体的に進める。
- ・ 消費者の信頼確保に向け、検査結果の情報開示を徹底するとともに、被災地産品の消費を拡大する取組を支援するなど、国内外における風評被害対策を推進。

(中期的（避難指示解除後3～5年）な取組の方向性)

- ・ ポスト原発として雇用力のある企業の操業を開始する。
- ・ 再生可能エネルギー導入促進のための支援制度の充実や既存の特例措置の手続きの円滑化・簡素化、柔軟な運用も含めた規制緩和措置の推進。
- ・ 帰還企業の安定的な操業確保のため、継続的に支援を実施。新規企業の参入投資を促す取組の継続的实施。
- ・ 研究開発拠点の形成、研究の開始に併せた産業集積の高度化により、新規雇用の創出。
- ・ 被災地の企業等が実施する販路開拓や商品開発等の支援。
- ・ 引き続き、県内外における消費者の信頼確保に向け、検査結果の情報開示を徹底するとともに、被災地産品の消費を拡大する取組を支援するなど、風評被害対策を推進。
- ・ 営農等の本格的な再開に向けた支援。
- ・ 農商工連携による販路拡大等の取組及び農山漁村の6次産業化を進め、農林水産物の付加価値を向上させるとともに、地域ブランドの再構築を推進する。

- ・ 農林水産業への新規就業機会の提供、担い手の育成、農業法人等による雇用創出などを進めるほか、植物工場等施設園芸、地域のバイオマス資源の活用など、新たな生産方式等の導入推進。

④帰還に向けた安全・安心対策

- 原子力規制委員会の「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方」を踏まえ、住民の方々の自発的な活動を支援する総合的・重層的な防護措置を講じる。
- ・ 国が率先して行う個人線量水準の情報提供、測定の結果等の丁寧な説明なども含めた個人線量計を配布しての線量の把握・管理。
- ・ 個人の行動による被ばく低減に資する線量マップの策定や復興の動きと連携した除染の推進などの被ばく低減対策の展開。
- ・ 保健師等による身近な健康相談等の保健活動の充実や健康診断等の着実な実施などの健康不安対策の推進。
- ・ 住民の方々にとって分かりやすく正確なリスクコミュニケーションの実施。
- ・ 帰還する住民の方々の被ばく低減に向けた努力等を身近で支える相談員制度の創設、その支援拠点の整備。

⑤帰還する住民の生活支援

- 避難指示解除後の帰還に伴う生活再建や、生活上の不便さに直面する早期に帰還する住民の方々に対して生活の支援を引き続き講じる。
- ・ 原子力損害賠償紛争審査会は、中間指針第四次追補において、避難指示解除後の賠償が継続する相当期間、住居確保に係る追加賠償の考え方など、賠償の見通しを示した。また、原子力災害対策本部において、避難指示解除後の帰還に伴う生活再建への配慮が足りないとの声に応えるため、早期に帰還する住民の方々が直面する生活上の不便さに伴う費用についての賠償（早期帰還者賠償）を追加した。国は東京電力に対して、これらの賠償を確実、迅速に支払うよう指導を行う。

(2) 避難指示解除準備区域

- 避難指示解除準備区域においては、住民の早期の帰還を見据え、除染、インフラ復旧に加え雇用の場の確保と事業再開の支援、医療・福祉機能の提供体制の確保、帰還の目途が立った町村の教育施設の整備などの支援策を集中的に投入し、早期の避難指示の解除を目指す。
- また、帰還に伴う放射線の健康影響等に関する不安に 대응するため、日常生活や行動等によって異なる個々の住民の方々の個人線量を丁寧に把握する。その上で、個々人の被ばく低減・健康不安対策を、国が、将来にわたり責任をもって、きめ細かく講じていく。
- さらに、避難指示解除後に当該地域が地域復興のモデルとなり新たな前線拠点となっていくことを見据えた生活環境の整備と、まちづくりの実施を図る。

① 避難指示解除に向けた取組の方向

ア. 区域内の公共施設の回復

- 住民の早期の帰還に向け、住民の安全と利便性を確保するために必要な社会資本の復旧・整備を目指す。その際、ネットワークの強化の観点に配慮して進める。

(避難指示解除までの主な取組)

- ・ 区域内の放射線量等の測定
- ・ 上下水道、道路、JR常磐線など基幹インフラについて、計画的復旧を促進。
- ・ 常磐自動車道の早期全線開通。
- ・ 広域的に寸断された交通網の迂回路や隣接地域間とを連絡する道路（中通りと浜通りを結ぶ道路）などの交通インフラの整備。
- ・ 公共インフラ復旧・復興工事から発生する建設副産物の適正な処理を推進。
- ・ 基幹的な道路に連結する農道や農業集落道について、生産基盤整備の中で一体的に整備。
- ・ 農業用ダム・ため池や農業用水路などの農業水利施設の放射性物質対策等を推進。
- ・ 漁港、養殖施設、市場や水産加工施設等の復旧。
- ・ 公共土木施設等（道路、河川、海岸、砂防、漁港、海岸防災林、下水道、公営住宅等）について、帰還する住民の安全確保のために早急に復旧するとともに、海岸や河川の堤防のかさ上げや減災を図るための海岸防災林における林帯幅の拡大も含めた対策を推進。
- ・ その他、公共施設の機能回復等の取組等を実施。

イ. 区域内の生活環境の回復

- 特別地域内除染実施計画に基づき、計画的に除染を実施。
- 住民が生活するために必要な医療、教育などの公共サービスの提供体制の確保を目指す。

(避難指示解除までの主な取組)

- ・ 上下水道、電気、ごみ処理、し尿処理、火葬場、消防等広域行政サービス等の回復。
- ・ 医療、介護、福祉等の公共サービスの提供体制の再構築。
- ・ 教育環境の整備。
- ・ 商店等の再開や共同店舗等の新設、宅配サービス等による買い物の機会確保に向けた支援。
- ・ 食品検査機器の整備及び体制の充実による内部被ばくの未然防止対策。
- ・ ブロードバンド、携帯電話、地上デジタル放送受信等の情報通信利用環境の整備。
- ・ 長期避難に伴い劣化・損傷した住宅の調査を実施し、その結果を踏まえて必要な措置を講じる。
- ・ 住民の早期の帰還に向け、生活の再建に係る支援を行う。また福島再生賃貸住宅を中心とした住環境を整備し、早期帰還希望者の住居を確保することにより、住民の早期帰還を支援。
- ・ 住民の一時帰宅支援の実施。
- ・ 長期間の放置により繁茂している町道の除草を実施することにより、車両や歩行者の安全を図り、道路の機能回復、劣化防止に努める。
- ・ 警戒・警ら活動の実施。
- ・ 警察施設の復旧・整備。
- ・ 住民の生活環境の改善に資するために必要となる公共施設等の機能回復。
- ・ 防災のために必要な措置を実施。
- ・ その他、生活基盤施設の代替・補完、住民の安全・安心確保、地域コミュニティ機能の維持・確保のための取組等帰還を加速するための生活環境整備に向けた取組を実施。

ウ. 区域内の産業の復興再生

- 産業の復興再生と営農再開に向けた環境整備を進める。
- 避難指示解除準備区域内で事業実施を認められている事業者に対して支援を行う。

(避難指示解除までの主な取組)

- ・ ポスト原発として雇用力のある企業の誘致を図る。
- ・ 再生可能エネルギー導入促進のための支援制度の充実や既存の特例措置の手続きの円滑化・簡素化、柔軟な運用も含めた規制緩和措置の推進。
- ・ 製造業等の事業再開・継続の支援とそれによる雇用の場の確保。
- ・ 区域内で事業活動が認められている、製造業など居住者を対象としない事業を行う事業者や、市町村長が復旧・復興に不可欠だと認める小規模小売店、食堂などの事業を行う事業者について、事業再開・継続を支援。
- ・ 農用地の復旧や除染、農業水利施設のうち生活空間の一部として生活圏の空間線量の低減の観点から必要となる除染やその他の営農の観点から必要となる放射性物質対策、農業用施設の復旧等と併せて地力回復対策を講じるなど、営農再開

できる環境を整備。また、農地土壌の放射性物質濃度分布図を更新するとともに試験栽培や実証栽培を実施。

- ・ 住居等近隣の森林の除染を速やかに実施する。また、住居等近隣以外の森林については、関係省庁が連携して調査・研究を進め、新たに明らかになった知見等を踏まえ、適時・適切に対策の充実を図る。さらに、地方自治体による森林の除染等の実証や林業再生に向けた間伐等の森林整備と放射性物質低減のための取組についても支援。
- ・ 海洋環境及び水産物のモニタリングを継続的に推進するとともに、放射性物質の影響が少ない魚種・漁場について正確な情報提供を行い、試験操業の実施、その拡大の取組を推進。

エ. 帰還に向けた安全・安心対策

- 原子力規制委員会の「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方」を踏まえ、住民の方々の自発的な活動を支援する総合的・重層的な防護措置を講じる。
- ・ 国が率先して行う個人線量水準の情報提供、測定の結果等の丁寧な説明なども含めた個人線量計を配布しての線量の把握・管理。
- ・ 個人の行動による被ばく低減に資する線量マップの策定や復興の動きと連携した除染の推進などの被ばく低減対策の展開。
- ・ 保健師等による身近な健康相談等の保健活動の充実や健康診断等の着実な実施などの健康不安対策の推進。
- ・ 住民の方々にとって分かりやすく正確なリスクコミュニケーションの実施。
- ・ 帰還する住民の方々の被ばく低減に向けた努力等を身近で支える相談員制度の創設、その支援拠点の整備。

②避難期間中の避難者の生活支援

- 避難解除区域への移行に当たって、当面避難を強いられる避難者に対して生活の支援を引き続き講ずる。

(避難指示解除までの主な取組)

- ・ 恒久的な住まいの確保ができるまで、当面のみなし仮設を含めた避難先における応急仮設住宅等の提供。
- ・ 仮設住宅から民間賃貸住宅等へ住み替えを希望される方に対して、入居に要する費用及び家賃が東京電力の賠償により支払われること、またその対象費用の範囲・金額等を丁寧に周知するとともに、入居費用や家賃の立替払いが困難な方に対する支援を行う。
- ・ 被災者に関する健康管理、メンタルヘルスケアその他の支援の継続的な実施。
- ・ 避難先における産業振興・雇用創出及び避難者を受け入れる事業所への支援。
- ・ 避難先等で空き工場・空き店舗等を借りて事業を再開・継続する事業者に対する福島県による補助制度や仮設店舗・仮設工場等を整備する独立行政法人中小企業基盤整備機構の制度とともに、継続的できめ細かな経営相談等により、避難先で

の事業再開・継続を支援。

- ・ 帰還意思のある避難者が帰還するまで、県内外の避難先での農林水産業の再開、他地域に移転しての営農再開などの取組を支援。
- ・ 被害者のための、迅速、確実かつ十分な賠償の促進。
- ・ 避難元市町村の復興の状況等に関する各種情報の提供の推進。
- ・ 児童生徒の就学機会の確保（奨学金の貸与など）、教職員配置の特例的な措置。
- ・ 避難先での安心した生活の確保（行政によるサービスの安定供給）。
- ・ 避難先での安心した生活を確保し、円滑に行政サービスを受けるため、避難場所の異動の情報が避難先自治体で適時的確に把握できるよう、避難元自治体から避難先自治体への速やかな通知について周知徹底を図る。
- ・ 避難先住民との交流の促進。
- ・ 避難元の居住市町村に基づくコミュニティの維持を支援。
- ・ 仮設住宅の集会所に開設した警察官立寄所等における各種相談・要望の受理（県施策）。
- ・ 原子力損害賠償紛争審査会は、中間指針第四次追補において、精神的損害に関する一括賠償、避難指示解除後の賠償が継続する相当期間、住居確保に係る追加賠償の考え方など、賠償の見通しを示した。また、原子力災害対策本部において、避難指示解除後の帰還に伴う生活再建への配慮が足りないとの声に応えるため、早期に帰還する住民の方々が直面する生活上の不便さに伴う費用についての賠償（早期帰還者賠償）を追加した。国は東京電力に対して、これらの賠償を確実、迅速に支払うよう指導を行う。

(3) 居住制限区域

- 居住制限区域は、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難を継続することを求める地域であるが、除染や放射性物質の自然減衰等により、住民が受ける年間積算線量が 20 ミリシーベルト以下であることが確認された場合には、「避難指示解除準備区域」に移行する。
- 当該区域への将来的な住民の帰還及びコミュニティの再建を目指すとともに、広域の地域経済社会の復興に資するため作業員の安全確保に十分配慮しつつ、原則として計画的に除染を実施した上で、公的インフラの復旧を実施するとともに、防火・防災・防犯上必要な取組を行う。
- また、これら区域への帰還に向けた復旧復興の取組と合わせ、避難先での生活支援策を講ずるとともに、長期避難者のための生活拠点の確保、整備に向けた取組を進める。

①避難期間中の長期避難者の生活支援

- 長期避難を強いられる住民の不安の軽減や解消、避難生活の早急な改善を図る。このため、東京電力による賠償金の円滑な支払いを確保するとともに、健康管理、避難先での就労、住まい、就学機会の確保、避難先自治体との連携、住民の絆の維持等を図る。

(避難先での主な取組)

- ・ 恒久的な住まいの確保ができるまで、当面のみなし仮設を含めた避難先における応急仮設住宅等の提供。
- ・ 仮設住宅から民間賃貸住宅等へ住み替えを希望される方に対して、入居に要する費用及び家賃が東京電力の賠償により支払われること、またその対象費用の範囲・金額等を丁寧に周知するとともに、入居費用や家賃の立替払いが困難な方に対する支援を行う。
- ・ 被災者に関する健康管理、メンタルヘルスケアその他の支援の継続的な実施。
- ・ 避難先における産業振興・雇用創出及び避難者の雇用を引き受ける事業所への支援。
- ・ 避難先等で空き工場・空き店舗等を借りて事業を再開・継続する事業者に対する福島県による補助制度や仮設店舗・仮設工場等を整備する独立行政法人中小企業基盤整備機構の制度とともに、継続的できめ細かな経営相談等により、避難先での事業再開・継続を支援。
- ・ 農山漁村の受入れ情報の提供など避難中の農林漁業従事者の域外での就農支援等。
- ・ 被害者のための迅速、確実かつ十分な賠償の促進。
- ・ 避難元市町村の復興の状況等に関する各種情報の提供の推進。
- ・ 児童生徒の就学機会の確保（奨学金の貸与など）、教職員配置の特例的な措置。
- ・ 避難先での安心した生活の確保（行政によるサービスの安定供給）。

- ・ 避難先での安心した生活を確保し、円滑に行政サービスを受けるため、避難場所の異動の情報が避難先自治体で適時的確に把握できるよう、避難元自治体から避難先自治体への速やかな通知について周知徹底を図る。
- ・ 避難先住民との交流の促進。
- ・ 地域の歴史・伝統・文化を維持・継承するため、避難生活が長期化する中であっても、これまでの歴史・伝統・文化が継承されるよう、施設の確保、人材の育成、イベント実施等への支援措置を講ずる。
- ・ 仮設住宅の集会所に開設した警察官立寄所等における各種相談・要望の受理（県施策）
- ・ 長期避難者のための生活拠点に関して、国、福島県、避難指示区域が設定されている、または、かつて設定されていた市町村（以下「避難元自治体」という。）及び避難元自治体からの避難者を受け入れている市町村（以下「受入自治体」という。）からなる協議会において、移転期間、移転規模、整備方法、制度的課題等について、検討・調整を進め、その確保、整備を図るなかで、生活の基盤となる災害公営住宅の整備の早急な実施を検討。また、速やかに生活拠点に関する課題を整理した上で、必要に応じて法制上の措置を講ずる。
- ・ 長期避難者のための生活拠点の形成を促進するため、災害公営住宅の整備を中心に、避難者を受け入れている自治体の基盤整備等を推進するとともに、コミュニティ維持などの避難者支援のためのソフト対策を一体的に実施することについて、必要な支援を行う。
- ・ 賠償の一括払いが本格化することを受けて、被災者の生活再建のニーズにきめ細かく対応できる相談窓口の充実・強化を図る。
- ・ 避難元の居住市町村に基づくコミュニティの維持を支援。
- ・ 原子力損害賠償紛争審査会は、中間指針第四次追補において、精神的損害に関する一括賠償、避難指示解除後の賠償が継続する相当期間、住居確保に係る追加賠償の考え方など、賠償の見通しを示した。また、原子力災害対策本部において、避難指示解除後の帰還に伴う生活再建への配慮が足りないとの声に応えるため、早期に帰還する住民の方々が直面する生活上の不便さに伴う費用についての賠償（早期帰還者賠償）を追加した。国は東京電力に対して、これらの賠償を確実、迅速に支払うよう指導を行う。

②将来の帰還に向けた区域内での取組

- 避難解除準備区域への移行等、ふるさとの再生を見据えて、復興拠点を中心として、区域内の作業員等の受ける放射線量を適切に管理しながら、住民の生活環境を再生し、帰還を望む住民が戻ることの出来る生活環境の整備を図る。

ア. 区域内の公共施設の回復

- 将来の帰還に向け、住民の安全と利便性を確保するために必要な社会資本の復旧・整備を目指す。その際、ネットワークの強化の観点に配慮して進める。

- インフラ復旧・整備については、作業者の安全確保に十分配慮しつつ、電気・水道・通信など防災上不可欠な施設や基幹道路、廃棄物処理施設、下水道施設などについて、施設の復旧・整備を進めるとともに、市町村ごとの復興再生のためのプランに基づいた対応を実施。

(区域内での主な取組)

- ・ 上下水道、道路、JR 常磐線など基幹インフラについては、計画的復旧を促進。
- ・ 公共インフラ復旧・復興工事から発生する建設副産物の適正な処理を推進。
- ・ インフラ等の適切な管理や防犯・防災のために必要な措置を実施。
- ・ 常磐自動車道の早期全線供用。
- ・ その他、公共施設の機能回復等の取組等を実施。

イ. 区域内の生活環境の回復

- 特別地域内除染実施計画に基づき、計画的に除染を実施。
- 将来の帰還に向け、住民が生活するために必要な医療、教育などの公共サービスの提供体制の確保を目指す。

(区域内での主な取組)

- ・ 防災のために必要な措置を実施。
- ・ 区域内の放射線量等の測定。
- ・ 除染の計画的な実施。
- ・ 上下水道、ごみ処理、し尿処理、火葬場、消防等広域行政サービス等の回復。
- ・ 教育環境の整備。
- ・ 長期避難に伴い劣化・損傷した住宅の調査を実施し、その結果を踏まえて必要な措置を講じる。
- ・ 住民の一時帰宅支援の実施。
- ・ 警戒・警ら活動の実施。
- ・ 警察施設の復旧整備。
- ・ 山火事の発生等による森林からの放射性物質の再拡散の懸念があるため、必要な対応を実施。
- ・ その他、区域の荒廃抑制・保全に資する対策を実施

ウ. 区域内の産業の復興再生

- 産業の復興再生と営農再開に向けた環境整備を進める。

(区域内での主な取組)

- ・ 再生可能エネルギー導入促進のための支援制度の充実や既存の特例措置の手続きの円滑化・簡素化、柔軟な運用も含めた規制緩和措置の推進。
- ・ 例外的に認められる復旧・復興に不可欠な事業及び居住者を対象としない事業（製造業など）の再開・事業継続の支援。

- ・ 「地域の経済基盤となる雇用の維持・創出に不可欠な事業又は復興、復旧作業に付随して必要となる事業」を行っているとして許可を受け事業再開した事業者について、事業継続を支援し、雇用の場を確保。
- ・ 帰還を希望する農林業者の営農等再開に向け、区域内の農地等について、適切な管理や防火その他の必要な措置を実施。

エ. 帰還に向けた安全・安心対策

- 原子力規制委員会の「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方」を踏まえ、住民の方々の自発的な活動を支援する総合的・重層的な防護措置を講じる。
- ・ 国が率先して行う個人線量水準の情報提供、測定の結果等の丁寧な説明なども含めた個人線量計を配布しての線量の把握・管理。
- ・ 個人の行動による被ばく低減に資する線量マップの策定や復興の動きと連携した除染の推進などの被ばく低減策の展開。
- ・ 保健師等による身近な健康相談等の保健活動の充実や健康診断等の着実な実施などの健康不安対策の推進。
- ・ 住民の方々にとって分かりやすく正確なリスクコミュニケーションの実施。
- ・ 帰還する住民の方々の被ばく低減に向けた努力等を身近で支える相談員制度の創設、その支援拠点の整備。

(4) 帰還困難区域

- 帰還困難区域は、線量レベルが他の地域に比べて非常に高く、引き続き避難を継続することを求める地域であり、区域見直し後、避難指示が解除され、住民が帰還するまで相当長期の時間が必要となると見込まれる。
- 避難先での生活環境を整備するため、長期避難者のための生活拠点の確保、整備に向けた取組を進める。
- 帰還困難区域における除染モデル事業の結果等を踏まえた放射線量の見通し、今後の住民の方々の帰還意向、将来の産業ビジョン（イノベーションコースト構想等）や復興の絵姿等を踏まえ、地域づくりや除染を含めた同区域の今後の取り扱いについて、地元ともに検討を深めていく。
- 放射線による健康への影響、高線量下での雇用への不安等から現時点では帰還の判断ができない住民への支援を継続する。
- 避難指示が継続し、故郷に帰還できない状態が長期化する帰還困難区域等の住民の方々に対しては、移転先・移住先での新しい生活を始めるために必要な費用について追加の賠償を行う。あわせて、町内外の復興拠点を整備し、コミュニティの維持が図られるよう努めていく。

①避難期間中の長期避難者の生活支援

- 長期避難を強いられる住民の不安の軽減や解消、避難生活の早急な改善を図る。このため、東京電力による賠償金の円滑な支払いを確保するとともに、健康管理、避難先での就労、住まい、就学機会の確保、避難先自治体との連携、住民の絆の維持等を図る。

(避難先での主な取組)

- ・ 恒久的な住まいの確保ができるまで、当面のみなし仮設を含めた避難先における応急仮設住宅等の提供。
- ・ 仮設住宅から民間賃貸住宅等へ住み替えを希望される方に対して、入居に要する費用及び家賃が東京電力の賠償により支払われること、またその対象費用の範囲・金額等を丁寧に周知するとともに、入居費用や家賃の立替払いが困難な方に対する支援を行う。
- ・ 長期避難者の避難先における医療環境の改善及び充実を図る。
- ・ 介護サービスが必要な避難者に対して、十分なサービスが提供されるよう必要な措置を講ずる。
- ・ 被災者に対する健康管理、メンタルヘルスケアその他の支援の継続的な実施。
- ・ 避難先における産業振興・雇用創出及び避難者の雇用を引き受ける事業所への支援。
- ・ 避難先等で空き工場・空き店舗等を借りて事業を再開・継続する事業者に対する福島県による補助制度や仮設店舗・仮設工場等を整備する独立行政法人中小企業基盤整備機構の制度とともに、継続的できめ細かな経営相談等により、避難先で

の事業再開・継続を支援。

- ・ 農山漁村の受入れ情報の提供など避難中の農林漁業従事者の域外での就農支援等。
- ・ 避難の長期化を踏まえた、被害者のための、迅速、確実かつ十分な賠償の促進。
- ・ 避難元市町村の復興の状況等に関する各種情報の提供の推進。
- ・ 避難先での児童生徒の就学機会の確保（奨学金の貸与など）、教職員配置の特例的な措置。
- ・ 避難先での安心した生活の確保（行政によるサービスの安定供給）。
- ・ 避難先での安心した生活を確保し、円滑に行政サービスを受けるため、避難場所の異動の情報が避難先自治体で適時的確に把握できるよう、避難元自治体から避難先自治体への速やかな通知について周知徹底を図る。
- ・ 避難先住民との交流の促進。
- ・ 地域の歴史・伝統・文化を維持・継承するため、避難生活が長期化する中であっても、これまでの歴史・伝統・文化が継承されるよう、施設の確保、人材の育成、イベント実施等への支援措置を講ずる。
- ・ 仮設住宅の集会所に開設した警察官立寄所等における各種相談・要望の受理（県施策）
- ・ 避難元の居住市町村に基づくコミュニティの維持を支援
- ・ 長期避難者のための生活拠点に関して、国、福島県、避難指示区域が設定されている、または、かつて設定されていた避難元自治体及び避難元自治体からの避難者を受け入れている受入自治体からなる協議会において、移転期間、移転規模、整備方法、制度的課題等について、検討・調整を進め、その確保、整備を図るなかで、生活の基盤となる災害公営住宅の整備の早急な実施を検討。また、速やかに生活拠点に関する課題を整理した上で、必要に応じて法制上の措置を講ずる。
- ・ 長期避難者のための生活拠点の形成を促進するため、災害公営住宅の整備を中心に、避難者を受け入れている自治体の基盤整備等を推進するとともに、コミュニティ維持などの避難者支援のためのソフト対策を一体的に実施することについて、必要な支援を行う。
- ・ 賠償の一括払いが本格化することを受けて、被災者の生活再建のニーズにきめ細かく対応できる相談窓口の充実・強化を図る。原子力損害賠償紛争審査会は、中間指針第四次追補において、精神的損害に関する一括賠償、避難指示解除後の賠償が継続する相当期間、住居確保に係る追加賠償の考え方など、賠償の見通しを示した。国は東京電力に対して、これらの賠償を確実、迅速に支払うよう指導を行う。

②将来の帰還に向けた区域内での取組

- 将来の帰還の際に予想される課題に対処する。
- 汚染拡散防止の観点、治安維持の観点などから、区域の境界においては物理的な防護措置を講ずる。
- 避難指示が継続することにより、故郷に帰還できない状態が長期化する地域等の

住民の方々のための生活拠点の整備を求める声に応えるため、これまで進めてきた避難期間が長期に及ぶ避難者等のための町外の生活拠点の確保に加え、福島再生加速交付金を活用し、町内復興拠点の整備などを推進する。

(区域内での主な取組)

- ・ 放射線量等の測定。
- ・ 住民の一時立入り支援。
- ・ 一時立入の際の安全や将来の帰還に備えて、障害物の除去、除草等の荒廃抑制・保全措置を実施。
- ・ 一時立入者の安全・安心を担保するため、仮設トイレ等の整備や、区域内において事故情報や警報等を迅速に伝達する仕組みを構築。
- ・ 当該区域が存することにより生ずる交通障害を緩和するための措置を実施。
- ・ 警戒・警ら活動の実施。
- ・ 防災のために必要な措置を実施。
- ・ 常磐自動車道の早期全線開通。
- ・ 帰還困難区域における除染モデル事業の結果等を踏まえた放射線量の見通し、今後の住民の方々への帰還意向、将来の産業ビジョン（イノベーションコースト構想等）や復興の絵姿等を踏まえ、地域づくりや除染を含めた同区域の今後の取り扱いについて、地元ともに検討を深めていく。
- ・ 大柿ダム等の基幹的水利施設の復旧については、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要不可欠であり、事業実施上の安全性に十分留意しつつ、段階的に実施。
- ・ 倒壊のおそれがある建物の解体撤去については、今後方針を検討。
- ・ 山火事の発生等による森林からの放射性物質の再拡散の懸念があるため、必要な対策を実施。
- ・ その他、区域の荒廃抑制・保全に資する対策を実施。

3. 避難地域の目指すべき復興の姿の更なる検討

(1) 復興の現状

- 国は、福島県や市町村からの要請を踏まえ、概ね10年後に向けた原子力発電所事故による避難地域の復興の姿と、それに向けた国の取組姿勢を示した「双葉地域など避難地域の原子力被災者・自治体に対する国の取組方針（グランドデザイン）」に基づき、復興・再生に向けた取組の充実・具体化を図ってきた。
- しかし、原子力発電所事故から3年が経過し、避難地域は「避難解除区域」、「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」及び「帰還困難区域」に大きく区分され、事故からの時間の経過とともに、市町村の置かれた復興の状況は一様でなく、それぞれの復興に対する時間軸への認識には差が生じつつある。
- また、平成25年12月には新指針が閣議決定され、国は、原子力災害からの福島の復興・再生を一層加速させるための大きな方向性を示し、避難地域の中長期・広域の将来像についても、中長期的に、かつ、広域の視点で、検討を進めることとしている。
- こうした避難地域の復興を取り巻く状況の推移も踏まえ、国は、避難地域の目指すべき復興の姿の更なる検討を進めていくことが重要である。

(2) 目指すべき復興の姿の更なる検討の方向性

- 避難地域の住民がふるさとに戻って安全・安心して生活するためには、将来も安定した魅力ある生活環境の実現が不可欠である。
- 避難地域は、避難指示が解除された地域、早期の帰還を見据えて生活環境の整備等を進めている地域、長期の避難を余儀なくされ将来的な帰還を目指す地域など、それぞれの市町村が置かれている状況は様々である。
- 既に避難指示が解除された地域及び早期に帰還を目指す地域については、県土を連携する道路をはじめ、上下水道など広域的な基盤となるインフラ復旧を図る。日常的な生活を営んでいくためには、医療・福祉、教育、商業施設の再開が不可欠であり、それらの生活環境の整備を図ることが必要である。
- また、将来的な帰還を目指す地域については、まずは地域コミュニティを維持・形成しながら、避難先で安心して暮らせるような住環境の確保が不可欠であることから、災害公営住宅を始めとした生活拠点の整備に取り組むとともに、将来の帰還に向けて各町内に復興拠点の整備を進め、避難先から生活拠点、そして復興拠点へと向かうふるさと帰還までの道筋を住民に示し、避難地域の復興へ向かって取り組んでいく必要がある。
- 避難地域が地域として再生・自立するためには、農林水産業をはじめとした経済活動が再開され、経済的な循環が生まれる環境の整備が必要である。特に、避難地域内に日本の再生に資する新産業が創出され、先導的企業の立地が促進されていくことが重要である。
- また、福島県においては、これまで地理的条件や歴史的・文化的に関連が強く一体性が高い県北、県中、県南、会津、南会津、相双、いわきの7つの生活圏に基づく地域づくりを進めてきた。震災後においても、「福島県復興計画」で基本的にこの

考え方を継続し、避難地域のそれぞれの生活圏で復興を具体的に進めることとしている。

- このため、福島県の掲げる原子力に依存しない持続可能な社会づくりの基本理念や、福島県のこれまでの地理的条件や歴史的・文化的な関連性に基づく考え方を尊重し、避難地域と県内の他の生活圏とが、福島県の復興の軸となる社会資本の整備によりしっかりとつながり、新たな魅力ある生活環境を創造する必要がある。また、農林水産分野を含めた新産業の創出や研究開発施設等の立地を促進させ、雇用を創出することにより、ふるさとに戻る方々が夢や希望を持って活躍できる地域づくりを進めていく必要がある。
- 国、福島県及び市町村は、将来像の方向性を共有し、それぞれの市町村の拠点整備を含む復興の姿を早期に具現化していくために必要な取組を着実かつ適切に進める。

(3) 復興の道筋を具現化していくための広域的な取組

- 避難地域の広域的な復興に寄与する様々な取組が現在、実施され、あるいは検討されており、これらの広域的な取組を避難地域の復興の姿の更なる検討で取り扱うことが重要である。

(本計画で示す国による主な取組)

- ・常磐自動車道の早期整備を進めるとともに、住民帰還の環境整備及び復興・再生の加速化、さらには緊急時の避難路を確保するため、追加 IC の整備を福島県及び関係自治体が主体となり検討する。
 - ・相双地方の復興を支援するため、復興支援道路として相双地方と日本海側を結ぶ東北中央自動車道の早期整備を促進する。
 - ・国道 6 号の機能回復・強化を図る。
 - ・J R 常磐線の早期全線復旧に向けて適切な指導及び技術的支援を行い、浜通りの基幹的な交通機関の復旧に取り組む。
 - ・福島第一原子力発電所 1～6 号機の廃炉に向けた研究開発事業推進のため、廃炉研究開発・事業推進に向けた拠点を整備する。
- また、原子力災害現地対策本部長の私的懇談会として「福島・国際研究産業都市構想（イノベーションコースト構想）研究会」を設け、迅速な廃炉に必要な研究開発・実証とそれらを基盤とした新産業・雇用の創出を目指し、地元の代表や産学官の有識者で、地域開発の在り方等を検討している。具体的には、廃炉研究開発拠点、ロボット開発・実証拠点、国際産学連携拠点などと、これらに対応する関連産業の集積やインフラ整備等についての検討を踏まえ、構想の実現に向けて必要な取組、支援策等について提言をとりまとめる。
 - 福島県においても、以下の取組を進める。

(本計画で示す県による主な取組)

- ・避難解除等区域等の高等学校の教育環境の充実を図るとともに、双葉郡の中学校と連携した中高一貫校を設置し、子どもが等しく就学できる環境整備に取り組む。

- ・「福島県環境創造センター」を整備し、放射性物質により汚染された環境の回復・創造のための調査及び研究開発に取り組む。
- ・避難地域等の営農再開・農業再生を図るための研究拠点として、「(仮称) 福島県浜地域農業再生研究センター」を整備し、住民が安心して豊かな生活が営める環境の整備に取り組む。
- ・独立行政法人産業技術総合研究所や企業等との連携により、再生可能エネルギーの研究開発、実証等を通して、新たな産業の創出に取り組む。

(4) 今後の進め方

- 国は、避難地域の復興を取り巻く状況の推移も踏まえ、各種計画や取組の具現化が図られるよう福島県、各市町村等と十分に協議しながら、福島の再生の道筋を順次具体化するとともに、国、福島県及び市町村等は連携して、避難地域の復興の姿、すなわち中長期・広域の視点に立った避難地域の将来像の更なる検討を進めることとする。

V 分野別の取組

1. 公共インフラの復旧と機能強化

○避難指示が解除された区域及び解除が見込まれる区域を中心に、社会資本の再構築を図り、以下の長期的な視点により取組を実施する。

- ① 防災インフラ整備を着実に進め、防災体制を再構築し、災害に強いまちづくりを目指す。
- ② 解除された区域及び解除が見込まれる区域から復旧・復興に取り組む。広域の地域経済社会の復興のために早期復旧を強く要望される施設等は、先行して復旧・復興に取り組む。
- ③ 寸断された交通網の迂回路や、隣接地域間とを連絡する道路、帰還を支援する道路については、現道の機能回復・強化などにより、交通の安全を確保する。

(1) 被災施設等の速やかな復旧

【取組の指針】

- 住民の安全と利便性を確保するために必要な社会資本を復旧。
- 短期的には、上下水道、道路、河川、海岸、港湾、生活交通（バス交通等）、通信、放送など基幹となる公共インフラや公共サービスの提供のための施設の被災実態を詳細に把握し、計画的に復旧。
- JR常磐線については早期の復旧を図る。

【講ずる施策】

- 国は、直轄施設の災害復旧を迅速に進める。
- 国は関係市町村の意向を十分に踏まえながら、公共施設等の機能回復など生活環境の整備を進める。
- 道路、河川、海岸、港湾、下水道等の災害復旧を迅速に進める。
- JR常磐線の早期の復旧に向けて責任を持って取り組む。
- 警察施設については、早期の復旧・整備に必要な措置を講ずる。
- 信号機などの交通安全施設等については、段階的な区域見直しを勘案しながら、必要な措置を講ずる。
- 情報通信施設については、早期の復旧に向けて責任を持って取り組む。
- 帰還困難区域等のインフラ復旧については、「新たな避難指示区域における復旧等に向けた取組について（要請）」（平成24年2月14日（平成25年2月20日改訂）原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チーム及び復興庁）により、防災・防犯上不可欠な施設や広域の地域経済社会の復興のために地元自治体等から早期復旧を強く要望される施設については、先行して現況把握等に取り組む。

《平成 26 年度実施する事業》

- A) 復旧・復興事業の入札不調の状況を注視し、必要に応じて、国、福島県、関係業界団体等で構成される「復旧・復興事業の施工確保に関する連絡協議会」を活用しつつ、適切な予定価格の算定、技術者・技能者の確保、資材の確保等に必要な対策を検討・実施
- B) 公共土木施設災害復旧事業等（道路、河川、海岸、砂防、港湾、漁港、海岸防災林、下水道、公営住宅等）
- C) 上水道の災害復旧
- D) 信号機などの交通安全施設等の災害復旧
- E) 光ファイバ等の情報通信基盤の復旧
- F) 地域の希望復活応援事業（原災避難区域等帰還・再生加速事業）による生活基盤施設の代替・補完

（２）復興のために必要な施設の整備

【取組の指針】

- 中期的には、地域の将来像等を踏まえ、住民の帰還に間に合うよう道路、JR 常磐線、防潮堤などの広域インフラの復旧・整備。
- 居住制限区域等は、市町村の要望等を踏まえながら、段階的な復旧作業に着手。
- 総合的に防災力が向上した復興まちづくりのため必要な措置や施策について検討を行う。

【講ずる施策】

- 東北中央自動車道（相馬～福島）を早期に整備する。
- 国道 6 号の機能回復・強化を図る。
- 常磐自動車道（常磐富岡～南相馬、相馬～山元）の早期全線開通を図る。
- 常磐自動車道への追加 I C 設置に向け、県及び関係市町が主体となり検討に取り組む。
- 県は、国道 114 号、国道 288 号、県道原町川俣線、県道吉間田滝根線、県道小野富岡線等、原子力災害からの復興のため浜通りと中通りを連結する道路を整備する。特に国道 288 号等については、福島第一原子力発電所の事故収束及び廃炉作業の完了までの間の避難ルートとしての役割を勘案し必要な措置を講ずる。
- 県は、国道 349 号、国道 399 号、県道広野小高線、県道北泉小高線、県道いわき浪江線等帰還市町村の生活を支える道路を整備する。
- 水害、土砂災害等による被害を防止・軽減する治山・治水対策を推進。
- 津波、高潮等による被害から海岸を防護するための対策推進。
- 小名浜港、相馬港の機能強化を図る。
- JR 常磐線の整備を図る。

- 帰還困難区域及び居住制限区域内の、道路、通信、放送その他のインフラ、農地、警察施設等地域の施設等の適切な管理や防犯・防火その他のために必要な措置を講ずる。
- 信号機などの交通安全施設等の災害復旧について、区域内の復興の形態、進捗を勘案しながら必要な措置を講ずる。
- 法に基づく国の代行事業について、国は、福島県（福島県知事）又は避難解除等区域を含む市町村（市町村長）の要請に基づき、工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が主務大臣の同意を得て指定したものを、福島県又は市町村に代わって適切に実施する。
- 具体には、県が、国による代行事業を検討している国道 399 号（十文字）、県道吉間田滝根線（広瀬）及び（仮称）小名浜道路の 3 事業については、まずは県事業において調査測量設計等を実施し、事業についての地域合意を概ね得たところである。
- 福島復興再生基本方針の趣旨に基づき、平成 27 年度から国代行事業に着手できるよう、県は、対象事業や各事業の具体の代行要請区間、実施体制等について国と調整し、法第 12 条に規定の知事から内閣総理大臣への要請等の手続を行う。
- この場合の福島県及び市町村の負担については、当該事業が補助事業として行われた場合における福島県及び市町村の負担に対する措置と同等の地方財政措置を講ずる。
- 被災者が帰還するため、海岸堤防のかさ上げ、道路、防災緑地、海岸防災林、防災集団移転や区画整理などの土地利用の再編を組み合わせた「多重防御」により、総合的に防災力が向上した復興まちづくりの推進を図る。

《平成 26 年度実施する事業》

- A) 基幹となる道路の整備
 - ・東北中央自動車道（相馬～福島）
 - ・国道 6 号の機能回復・強化
 - ・常磐自動車道（常磐富岡～南相馬、相馬～山元）
- B) 浜通りと中通りを東西に連絡する道路の整備（県事業）
 - ・国道 114 号（小綱木、山木屋、室原）
 - ・国道 288 号（船引、玉ノ湯）
 - ・県道原町川俣線（八木沢、芦原）
 - ・県道吉間田滝根線（広瀬）
 - ・県道小野富岡線（五枚沢、西ノ内、吉間田、小白井）
- C) 帰還市町村の生活を支える道路整備（県事業）
 - ・国道 349 号（大綱木）
 - ・国道 399 号（十文字、戸渡、掛札）
 - ・県道広野小高線（檜葉～小高）
 - ・県道北泉小高線（小高）

- D) 広域連携を強化する道路整備（県事業）
 - ・（仮称）小名浜道路
- E) 法に基づく国代行事業化に関する調整（国・県）
 - ・国道 399 号（十文字）
 - ・県道吉間田滝根線（広瀬）
 - ・（仮称）小名浜道路
- F) 河川管理施設の整備
- G) 被災した海岸防災林、治山施設の復旧
- H) 海岸保全施設の整備
- I) 小名浜港、相馬港の機能強化
 - ・小名浜港東港地区国際物流ターミナル等
 - ・相馬港 3 号ふ頭地区国際物流ターミナル
 - ・相馬港航路・泊地整備事業
- J) JR 常磐線の復旧
 - ・避難指示区域内の運転再開に向けた JR 東日本及び関係自治体等との協議
 - ・まちづくりと一体となった鉄道復旧（JR 東日本・国・県・市町村）
 - ・JR 東日本に対する復旧に向けた指導及び技術的支援
- K) 信号機などの交通安全施設等の整備
- L) 地域の希望復活応援事業（原災避難区域等帰還・再生加速事業）による生活基盤施設の代替・補完

《平成 27 年度以降の主な取組》

- M) 基幹となる道路の整備
 - ・東北中央自動車道（相馬～福島）
 - ・国道 6 号の機能回復・強化
 - ・常磐自動車道（常磐富岡～浪江）
- N) 浜通りと中通りを東西に連絡する道路の整備（県事業）
 - ・国道 114 号（小綱木、山木屋、浪江、櫛平）
 - ・国道 288 号（船引、野上、玉ノ湯）
 - ・県道原町川俣線（八木沢、芦原）
 - ・県道吉間田滝根線（広瀬）
 - ・県道小野富岡線（五枚沢、西ノ内、吉間田、小白井、高津戸）
- O) 帰還市町村の生活を支える道路整備（県事業）
 - ・国道 349 号（大綱木）
 - ・国道 399 号（十文字、戸渡）
 - ・県道広野小高線（檜葉～小高）
 - ・県道北泉小高線（小高）
- P) 広域連携を強化する道路整備（県事業）
 - ・（仮称）小名浜道路
- Q) 河川管理施設の整備

- R) 被災した山地等を復旧整備するための、治山施設の設置や海岸防災林の再生
- S) 海岸保全施設の整備
- T) 小名浜港、相馬港の機能強化
 - ・小名浜港東港地区国際物流ターミナル等
 - ・相馬港3号ふ頭地区国際物流ターミナル
 - ・相馬港航路・泊地整備事業
- U) JR常磐線の復旧
 - ・避難指示区域内の運行再開にむけて、JR東日本及び関係自治体等と協議
 - ・まちづくりと一体となった鉄道復旧（JR東日本・国・県・市町村）
 - ・JR東日本に対する復旧に向けた指導及び技術的支援

2. 生活環境の復興・再生

- 避難指示が解除された区域及び解除が見込まれる地域を中心に、生活環境の再生を図り、以下の長期的な視点により施策・事業を実施する。
 - ① 地域社会の持続的な発展に向け、住民同士が支えあうコミュニティの形成を目指す。
 - ② 若い世代、子育て世代、要援護者等、全ての住民が安心して居住し、魅力を感じるまちづくりを目指す。
- 解除された区域及び解除が見込まれる区域から復旧・復興に取り組む。広域の地域経済社会の復興のために早期復旧を強く要望される施設等は、先行して復旧・復興に取り組む。

(1) 医療・教育などの公共サービスの提供体制の確保

【取組の指針】

- 住民が生活するために必要な医療、教育などの公共サービスの提供体制の確保。
- 短期的には、住民の帰還にあわせ、医療・福祉の確保、教育の再生、防火・防犯体制の確保、上下水道の供与、ごみ・し尿処理・収集などの広域行政サービスを計画的に原状回復。
- 中期的には、必要な医療機能等の確保や十分な教育環境を整備し、公共サービスの提供体制を充実。

① 医療・福祉

【講ずる施策】

- 医師・看護師等の医療従事者を確保するとともに、地域内や地域を超えた医療機関相互の機能分担と連携による総合的な地域医療提供体制の充実強化を図る。
- 地域の実情や高齢者及び障害者のニーズにあった高齢者及び障害者福祉の充実や、高齢者及び障害者が地域社会の一員として安心して自立した生活を送ることができる環境整備を推進する。
- 適切に福祉サービスを提供するため、福祉・介護人材の育成・確保を図る。
- 安心してコミュニティで暮らせるよう保健・医療、介護・福祉、住まい等のサービスを一体的・継続的に提供する「地域包括ケア」の体制を整備するため、地域の利便性や防災性を考慮しつつ、市町村のニーズを踏まえた基盤整備を推進する。

《平成 26 年度実施する事業》

- A) 地域医療再生基金等を活用して以下の事業を実施
 - ・ 浜通りの医療復興のため、「福島県浜通り地方医療復興計画」に基づいて、各病院の役割に応じた機能強化や、旧警戒区域等の医療機関の診療再開や市町村が仮設診療所を設置するための施設設備整備等の支援（県施策）

- ・ 浜通りの医療機関が看護職員確保及び定着を図るために取り組む事業に対する経費を補助（県施策）
 - ・ 相双地域の看護力を向上させるため、医療機関から相双地域の医療機関に対して看護職員を外向させ、技術指導を行う取組を支援（県施策）
 - ・ ナースセンターに就職アドバイザーを配置し、浜通り地域を中心に巡回就業相談を実施（県施策）
 - ・ 高度化する医療に対応できる臨床実践能力の高い看護職を養成するため、実習指導教員の配置や教育機器の整備等を行う看護師等養成所を支援（県施策）
 - ・ 医師不足及び地域偏在を解消し、地域医療の充実を図るため、福島県立医科大学内に福島県地域医療支援センターを設置し、医師確保、キャリア形成支援等を実施（県施策）
- B) 医療機器産業集積の拠点である福島県医療機器開発・安全性評価センター（仮称）を整備
- C) 社会福祉施設等の復旧を支援
- D) いつまでも安心してコミュニティで暮らしていけるよう保健・医療、介護・福祉、住まい等のサービスを一体的、継続的に提供する「地域包括ケア」の体制を整備するため、被災地のニーズを踏まえた在宅サービス等を行う拠点整備の支援
- E) 仮設住宅等での生活を余儀なくされている被災高齢者等が孤立しないよう、生活相談やデイサービス、介護予防、地域交流の場などを提供する介護等のサポート拠点の運営等の支援
- F) 福祉施設等が行う介護職員初任者研修等の資格取得研修を通じた人材の確保や求人活動等に対する支援や人材育成の仕組みの導入促進等、福祉・介護人材の育成・確保・定着のための様々な事業の展開。
- G) 県外から相双地域等の福祉施設等に就職を予定している者に対して、研修受講費や就職準備金を貸与するとともに、住宅情報の提供を行い、住まいの確保を支援。
- H) 福祉介護事業所における人材確保のため、福祉・介護分野で就労を希望する求職者を一定期間福祉施設に派遣し、働きながら介護職員初任研修の資格取得ができるよう支援（県施策）
- I) 県内の福祉施設等への就業を希望する高校等卒業見込者の介護職員初任研修資格取得を支援（県施策）
- J) 被災地の障害福祉サービス基盤整備事業

《平成 27 年度以降の主な取組》

- K) 地域医療・福祉の再構築に向けて、医療従事者、福祉・介護人材の確保、被災医療・福祉施設の復旧、地域の状況に応じた医療・福祉提供体制の整備
- L) 避難先でも安心して暮らせる環境を整えるため、受入自治体における医療・福祉提供体制の充実に、県、避難元自治体及び受入自治体と連携して取り組む。

② 教育・保育

【講ずる施策】

- 避難解除等区域等において子どもが等しく就学できる環境整備を推進。
- 学校教育や社会教育の充実により避難解除等区域等の教育環境の向上を図る。
- 放課後児童クラブの提供について、被災児童の健全育成、保護者の就労と子育ての両立の観点から、実施場所と従事者の確保を図る。
- 「双葉地区教育構想」を継承し、コミュニケーション力や困難を乗り越える力を培い、ふるさとの復興やスポーツ、学業等の領域で国際的に活躍できる人材を育成。
- 双葉郡教育復興に関する協議会が取りまとめた「福島県双葉郡教育復興ビジョン」を踏まえ、双葉郡における新たな中高一貫校の設置・運営を支援。
- 小中高大学の連携や児童生徒の学習環境の整備等を通じた復興人材の育成について、県や関係市町村と協議していく。
- 設置者の要望がある場合には、教育環境充実の観点から、学校の統合について支援。
- 子どもたちの体力・運動能力を向上させ、スポーツに親しむ習慣等を育成するための学校教育の充実。
- ふるさとや友だちとの絆を維持する再会の場の継続的な実施を支援。
- 保育サービスの提供について、地域の実情に合わせた柔軟な取扱いを継続し福島県の復興を担っていく子どもの心身の健やかな成長を支援するための施策や、その支援者及び支援機関の確保。

《平成 26 年度実施する事業》

- A) 避難解除等区域等において子どもが等しく就学できる環境整備を推進
 - ・奨学資金の貸与
 - ・通学の支援
 - ・被災児童生徒に対する学用品費等の援助に対する支援
- B) 学校教育や社会教育の充実により避難解除等区域等の教育環境の向上
 - ・被災した教育施設等の復旧、災害に強い教育施設の整備
 - ・他地域で再開した学校、被災児童生徒を受け入れた学校、避難先から復帰した学校における教職員配置の特例的な措置
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の派遣
 - ・サテライト校における教育環境の充実（宿泊施設の確保を含む）
 - ・原子力災害の経験や教訓を生かした防災教育や道徳教育、福島の将来を担う新たな産業等の基盤となる理数教育、外国語・国際理解教育等の充実
 - ・被災地の地域コミュニティの再生支援につながる放課後の学習支援や子どもたちの再会等の社会教育への支援
 - ・障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズに応える特別支援教育の充実
 - ・福島県双葉郡双葉地区教育長会が主催する「双葉郡教育復興ビジョン推進協議会」について国・県は協力
 - ・双葉郡における新たな県立中高一貫校への支援
- C) 児童福祉施設等の設備等の復旧に係る補助

- D) 児童数減少を考慮した算定方法による保育所運営費の補助
- E) 保育料を減免する市町村への補助
- F) 保育従事者の人材育成

③ 上下水道等

【講ずる施策】

- 住民帰還の前提となる安心して使用できる生活用水の安定確保と、公共下水道の機能回復等を図る。
- 日常生活を営む上で必要不可欠な飲料水の安全性を確保するため、飲料水についての放射性物質濃度測定のために必要な措置を継続して講ずる。

《平成 26 年度実施する事業》

- A) 地方公共団体が経営する水道事業、水道用水供給事業、下水道等の災害復旧等に要する費用について補助
- B) 県内の複数の水道事業体に対する放射能検査機器の配備による水道水における放射性物質の迅速かつ効果的な検査の実施
- C) 旧警戒区域等内の水道未普及地域における飲用水として使用している井戸水や湧き水について、モニタリングの実施

④ 廃棄物処理

【講ずる施策】

- 国は、住民帰還の前提となる対策地域内廃棄物の早期撤去及び適正な処理を推進する。
- 処理の前提となる仮置場や処理施設（仮設焼却炉）の確保を進めながら、避難指示解除準備区域・居住制限区域・帰還困難区域それぞれにおける住民の帰還時期を考慮し、自治体ごとの取組方針や具体的な処理スケジュールについて、各自治体と調整しながら進めていく。
- 区域見直し後も自治体による処理体制が復旧するまでの間は、帰還する住民の生活に支障をきたさぬよう、国は地元自治体と連携してごみ、し尿等の廃棄物処理に必要な措置を講ずる。
- 特に、広野町及び川内村等のし尿を処理していた双葉地方広域市町村圏組合のし尿処理施設は復旧工事中であり、また、ごみ処理施設の処理能力も限度があるため、現状で住民の帰還が進めば、ごみ等の処理が滞り、生活に支障をきたすおそれがあることから、早急に生活廃棄物処理体制を整備する。
- 国が廃棄物の処分を行った最終処分場については、対策地域内廃棄物処理計画の目標期間終了後も、国は、責任を持って最終処分場の安全を確保する。
- 双葉 8 町村の下水汚泥を処理していた汚泥リサイクルセンター（双葉地方広域市町村圏組合が運営）は使用不可能であるが、下水道災害復旧事業が完了すれば、再稼働した処理場から発生する下水汚泥も増加することから、処理・保管体制を整備する。

《平成 26 年度実施する事業》

- A) 双葉地方広域市町村圏組合のし尿処理施設の復旧及び応急対応体制の整備
- B) 対策地域内廃棄物の処理推進及び発生量に見合った仮置場の設置
- C) 災害廃棄物、農業系汚染廃棄物等の処理を促進するための仮設焼却施設等の設置
- D) 下水汚泥の処理方策の検討（国・県・町村）

⑤ 通信・放送

【講ずる施策】

- ブロードバンド、携帯電話、地上デジタル放送受信等の情報通信利用環境を整備する。特に、携帯電話の不通話エリアの解消に早期に取り組む。

《平成 26 年度実施する事業》

- A) 電気通信事業者に対する電気通信設備の早期復旧・整備及びその進捗状況の地域への迅速な情報提供を要請
- B) 携帯電話通話エリアの拡充
- C) 地上デジタル放送難視聴地区の解消
- D) 光ファイバ等の情報通信基盤の復旧

《平成 27 年度以降の主な取組》

- E) 復興に向けた新たな街づくりを行う地域等における、住民生活・地域の活性化に必要な通信・放送の ICT（情報通信技術）基盤の一体的な整備の支援

⑥ 役場機能の確保

【講ずる施策】

- 役場機能の確保に必要な人的支援体制の構築などにより、行政サービスを円滑に再開する。
- 人材面でのバックアップや地方公共団体間における業務の連携に関する調整等、地域において十分な行政が行われるために必要な措置を講ずる。

《平成 26 年度実施する事業》

- A) 職員の計画的な採用（市町村施策）
- B) 全国市長会・全国町村会を通じた全国市町村への職員派遣要請（総務省スキーム）
- C) 復興庁職員として、青年海外協力隊帰国隊員、公務員OB、民間実務経験者等を採用し、市町村に派遣
- D) 任期付県職員の採用・市町村への派遣（県施策）
- E) 市町村からの要請に基づく事務の共同処理、広域処理に関する調整（県施策）

⑦ 公共施設等の機能回復

【講ずる施策】

- 避難解除等区域における住民の生活環境の改善に資するために必要となる公共施設又は公益的施設について、国は施設を管理する市町村等（施設管理者が市町村等でない場合には、市町村経由による）からの要請に基づき、当該施設の機能を回復させ住民帰還を円滑化するために必要な事業を、国の責任と費用負担により行う。

《平成 26 年度実施する事業》

- A) 住民の生活環境の改善に資するために必要となる公共施設等の清掃その他の当該施設の機能を回復するための事業（バスの運行等）を行う。

（２）質の高い生活環境の整備

【取組の指針】

- 住民が地域の絆を感じ、将来の生活設計を描くことが可能な質の高い生活環境を整備。
- 短期的には、災害公営住宅の整備に対する支援などの居住の安定のための生活再建支援に加え、孤立世帯の不安を解消するためのコミュニティの再生、防犯・防災体制を再構築。
- 中期的には、住民の生活圏の拡大やコミュニティの再形成を念頭において、生活環境を再構築。

① 防犯・治安

【講ずる施策】

- パトロール活動、防犯カメラ等の運用等の施策を実施する。
- 住民の生活に直結するインフラ等重要施設の警戒警備を強化する。
- 交通の安全と円滑を確保するために不可欠なものであるため、交通情報の収集や提供に係る交通安全施設の新設や改良のため、必要な措置を講ずる。
- 警察施設の復旧・整備に必要な措置を講ずる。
- 常磐自動車道の全線供用時において、交通の安全と円滑を確保するための高速道路交通警察隊の配置等の体制について、必要な措置を講ずるほか、地域の情勢の変化を見据え、治安上の諸課題に即応できる組織・体制の整備を図る。

《平成 26 年度実施する事業》

- A) 警戒・警ら継続して行い、震災に乗じた犯罪の取り締まり体制を強化
- B) 交通安全施設の災害復旧
- C) 復興に必要な交通安全施設の整備

② 防災その他の安全の確保

【講ずる施策】

- 地域の実情に即して、防災行政無線や全国瞬時警報システム（J-ALERT）等住民への情報伝達手段の確保・多様化を図る。
- 野生動物への対策、有害鳥獣駆除等の取組の推進、被災ペットの保護活動等を地域の実情に即して進める。
- 消防体制や消防力の充実・強化を図る。
- 帰還困難区域への住民等の立ち入りに伴う安全確保については、道路のハザードマップなどを通じた留意事項の周知など必要な措置を講ずる。

《平成 26 年度実施する事業》

- A) 原子力発電所事故に伴う捕獲活動の低下による鳥獣被害の拡大を抑制するための被害防止活動や侵入防止柵等の整備に対する支援
- B) 消防防災施設及び消防防災設備の復旧
- C) 消防団入団促進の支援（県施策）
- D) 消防団員確保対策活動（県施策）
- E) 消防団員・消防職員に対する放射線に関する基礎教育（県施策）
- F) 災害対応指導者の育成支援
- G) 被災地における消防防災体制の充実強化
- H) 旧警戒区域内の犬及び猫の保護事業

③ 民間サービス

【講ずる施策】

- 金融サービス、郵便サービス、サービスステーションなどの生活に密着した民間サービスの確保を推進する。
- 理容・美容業、クリーニング業など、地域に密着した生活衛生関係営業者、建設関係技能者（大工・左官等）、飲食業・小売業等の商店経営者等、地域コミュニティを支える多様な生業の再生のための措置を講ずる。

《平成 26 年度実施する事業》

- A) 電力・ガス事業者に対する早期復旧の協力依頼
- B) 中小企業等グループ補助金
- C) 東日本大震災及び原子力災害により被害を受けた中小企業者等が施設・設備の整備を行う場合に、福島県産業振興センターを通じて長期・無利子の融資を実施
- D) 仮設店舗・工場等の整備
- E) 避難指示解除準備区域内で事業活動を再開した事業所宛ての郵便物等について、直接当該事業所宛てに配達するよう郵便事業者等に要請するとともに、郵便窓口の再開に向けて要請
- F) ガソリンや軽油等を供給する体制を再構築するため、サービスステーションの機能回復等に対して支援
- G) 被災した生活衛生関係営業者の自立を支援するとともに、必要な資金を融資
- H) 下請建設企業等（個人事業者を含む。）の経営及び雇用の安定、連鎖倒産の防止

④ コミュニティの再生

【講ずる施策】

- 避難解除等区域における住宅の確保による生活再建のため、居住の安定に係る支援や二重ローン対策を講じる。
- 行政区単位での活動を促し、コミュニティの再生を図る。
- 独居高齢者世帯の巡回サービス、安否確認サービス、買い物支援サービス等、住民同士の絆やネットワークの維持、地域コミュニティの再生に必要な取組を進める。
- 各大学等による学生ボランティアの組織的实施や大学等が地域復興の拠点となる取組を促進する。

《平成 26 年度実施する事業》

- A) 被災地における地域コミュニティの復興を図るため、市町村・社会福祉協議会・NPO 等との連携を強化し、生活支援相談員を配置するなど被災者・要援護者へ支援
- B) 仮設住宅等での生活を余儀なくされている被災高齢者等が孤立しないよう、生活相談やデイサービス、介護予防、地域交流の場などを提供する介護等のサポート拠点の整備及び運営支援
- C) 中小企業の移動販売を支援
- D) 地域商業の賑わい復興支援
- E) 被災地の大学等を中心として、地域復興センター的機能を整備し、災害医療教育、地域産業再生、復興の担い手の育成などを支援
- F) 市町村等が行うコミュニティ再生に資する事業を支援（県施策）
- G) 震災の影響によって既往債務を弁済できなくなった個人債務者の債務整理を円滑に進め、債務者の自助努力による生活や事業の再建等を支援
- H) 地域の希望復活応援事業（原災避難区域等帰還・再生加速事業）により地域コミュニティ機能の維持・確保のための取組を実施

⑤ 子育て環境の整備

【講ずる施策】

- 放射性物質による環境の汚染により生じた不安を取り除くとともに、次世代を担う子どもたちが健やかに育つことができ、親たちが安心して子どもを生み、育てる環境を実現する。
- 子どもたちの安全・安心な環境確保のために、学校、児童福祉施設、通学路及びその側溝、公園等の主に子どもが活動する広場等における除染を実施する。
- 安心して子どもが遊び、運動することができる環境の整備、屋外体験活動及び子どもたちの交流を推進するとともに、発達段階に応じた必要な運動プログラムの普及を推進する。
- 学校や児童福祉施設等における空調・エアコン等の設備の設置等の環境改善を推

進する。

- 学校、児童福祉施設等の給食検査体制の整備を支援する。
- 原子力災害による影響から子どもの健やかな成長を守るために必要な保育の充実を図る。

《平成 26 年度実施する事業》

- A) 屋内遊び場確保への補助
- B) 学校、児童福祉施設等の給食検査体制の整備
- C) 保育所の子どもの運動、自然体験及び保護者に対する相談支援への補助（県施策）
- D) 子どもの遊び環境の向上についての研修の実施（県施策）
- E) 仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり

3. 放射線対策の強化

- 原子力発電所の安全確保を徹底する。
- 福島県の原子力発電所の実情を踏まえた防災体制を構築する。
- 個々の地域ごとに地元とともに総合的・重層的な放射線防護措置を講じるためのロードマップを策定し、地元の実情や意向に合わせて下記の対策を着実に実施する。また、現場での実施状況や個人線量の低減状況を確認しながら、必要な見直し・拡充を行う。
 - ・国が率先して行う個人線量水準の情報提供、測定の結果等の丁寧な説明などのほか個人線量計を配布しての線量の把握・管理をする。
 - ・個人の行動による被ばく低減に資する線量マップの策定や復興の動きと連携した除染の推進などの被ばく低減対策を展開する。
 - ・保健師等による身近な健康相談等の保健活動の充実や健康診断等の着実な実施などの健康不安対策を推進する。
 - ・住民の方々にとって分かりやすく正確なリスクコミュニケーションを実施する。
 - ・帰還する住民の方々の被ばく低減に向けた努力等を身近で支える相談員制度の創設、その支援拠点を整備する。
- 個人が受ける追加被ばく線量を、様々な対策を通じて、長期目標として、年間1ミリシーベルト以下になることを引き続き目指していく。
- 福島県の住民が生涯を通じて心身ともに健康で安心した生活を送ることができるよう、長期にわたり住民の健康状態を把握する。

(1) 原子力発電所の実情を踏まえた安全確保・防災体制

【取組の指針】

- 福島県の原子力発電所の実情を踏まえた安全確保・防災体制を構築することにより、不測の事態に対しても、住民の安全・安心を確保できる環境を整備。
- 福島県の原子力発電所については、再び事故が拡大しないよう、万全の備えを講ずる。

【講ずる施策】

- 原子力災害から地域住民の安全を確保するために講ずる防災対策や被災した緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）の福島県の実情を踏まえた機能の回復及び拡充等により、防災体制を強化する。
- 県民の安全・安心を最優先に、中長期ロードマップ等に基づく取組を着実に進めるとともに、その取組状況について、迅速かつ正確で、県民に分かりやすい情報提供を行う。また、廃炉対策推進会議において、平成25年6月に中長期的ロードマップが改訂されたことから、廃炉に向けた研究開発の実施等により廃炉の加速を安全かつ確実に進める。

- 住民の避難に係る通信、広報、移動手段の確保や緊急時用のシェルター施設などの整備を図る。
- 廃炉・汚染水問題については、「東京電力（株）福島第一原子力発電所における汚染水問題に関する基本方針」のほか、「東京電力（株）福島第一原子力発電所における廃炉・汚染水問題に対する基本方針」、新指針を踏まえ、東京電力任せにするのではなく、国が前面に出て、必要な対策を実行していく。

《平成 26 年度実施する事業》

- A) 原子力災害対策重点区域における緊急時連絡網及び防災活動資機材等の整備
- B) 非常用の通信機能の強化（衛星電話の配備）
- C) 地域防災計画の見直しを検討するために必要となる避難時間推計シミュレーションの実施
- D) 福島県の実情を踏まえたオフサイトセンターの運営体制の見直し、資材の充実・強化
- E) 被災したオフサイトセンターの移転・建替え
- F) 核燃料の安全管理のための監視体制の強化

（２）除染等

【取組の指針】

- 除染特別地域については、特別地域内除染実施計画に従い、除染を実施する。
- 除染実施区域については、除染実施計画に基づき市町村の除染を進める。
- 追加被ばく線量が年間 20 ミリシーベルト以上である地域は、当該地域を段階的かつ迅速に縮小することを目指す。ただし、線量が特に高い地域については、長期的な取組が必要であることに留意する必要がある。
- 追加被ばく線量が年間 20 ミリシーベルト未満である地域は、長期的な目標として追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルト以下となることを目指した対策を講ずる。
- 帰還に向けた環境をなるべく早く整えるため、住民の方々の声に応え、除染の加速化・円滑化のための施策を総動員する。

【講ずる施策】

- 除染特別地域については、特別地域内除染実施計画に従い、除染を実施する。また、除染適正化プログラムに盛り込んだ対策を迅速、かつ、確実に実行する。
- 除染実施区域については、除染実施計画に基づき市町村の除染を進める。
- 追加被ばく線量が年間 20 ミリシーベルト以上である地域は、当該地域を段階的かつ迅速に縮小することを目指す。ただし、線量が特に高い地域については、長期的な取組が必要であることに留意する必要がある。
- 追加被ばく線量が年間 20 ミリシーベルト未満である地域は、長期的な目標として

- 追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となることを目指した対策を講ずる。
- また、面的な除染作業が終了した後は、事後モニタリングを実施し、その結果、必要な場合にはフォローアップの除染を実施する。
 - また、地域全体で必要な除染等が迅速かつ確実に実施されるよう、除染技術の開発、新しい除染関連技術が評価され実際に活用されやすい仕組みづくりを進める。
 - 除染推進パッケージに盛り込んだ対策の着実な実施と、さらに実効性のある取り組みを行う。
 - 農用地については関係機関と連携して、その特性を踏まえた除染等の措置の方法等について検討した上で、除染等の措置を実施する。
 - 住居等近隣の森林に関して、落葉落枝・枝葉の除去を速やかに実施する。住居等近隣以外の森林については、関係省庁が連携して調査・研究を進め、新たに明らかになった知見等を踏まえ、適時・適切に対策の充実を図る。さらに、林業機械を活用した除染手法や放射性物質の拡散防止の技術開発を進める。
 - 高線量地域で復旧・整備が必要な常磐自動車道については、除染モデル実証事業の結果等を踏まえて実施した本格的な除染工事及び復旧・整備工事により、早期全線開通を目指す。
 - 除染技術の開発や技術的助言を行うとともに、放射性物質の環境中での動態、生態系影響等の解明を推進し、福島県が設置する福島県環境創造センターについては、環境放射能等のモニタリングや除染技術の開発等に取り組む拠点として、平成27年度の三春町本館及び南相馬市施設の開所、平成28年度の全施設の開所を目指して県が整備を進め、国及び関係する研究機関等は連携・協力しながらその運営等をサポートする。
 - 福島県は、農業における放射性物質対策等に関する現地での調査研究を行う拠点として、27年度に南相馬市に開所する「(仮称)福島県浜地域農業再生研究センター」について、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の福島研究拠点に設置した農業放射線研究センターとの連携のもと調査・研究を推進する。国は、避難指示区域における放射性物質対策等に関する調査・研究の円滑な推進を図られるよう努める。
 - 除染等の措置等の実施に伴い生じた土壌等に係る仮置場の確保や中間貯蔵施設の在り方について、国として責任を持って、福島県及び県内市町村と誠実な協議を行うとともに、中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる。
 - 旧警戒区域内の農場において継続飼養されている家畜の適正管理についての指導を実施する。
 - 除染とインフラ復旧の工程調整や宅地及びその近隣の優先的な除染実施等、復興の動きと連携した除染を推進する。
 - 除染の際に考慮する情報として個人線量を活用することを検討する。
 - 除染作業の加速化・円滑化を図り、可能な限り、工期を短縮化し、工程管理を徹底するとともに、進捗状況が見える化する。

《平成 26 年度実施する事業》

- A) 国・県及び市町村が除染実施計画に従って除染を実施
- B) 除染、復旧・復興作業に従事する労働者の放射線障害防止対策
- C) 市町村が策定する除染実施計画による除染の実施を支援
- D) 除染事業者等の育成、技術的支援の強化、住民理解の促進（県施策）
- E) 福島県環境創造センターの整備・運営（県施策）
- F) 福島県環境創造センターの設置準備の検討（県施策）
- G) 常磐自動車道の除染
- H) 農用地における除染技術の開発・実証
- I) 地域の産業の場となっている森林における除染技術の実証等
- J) 旧警戒区域内の農場で継続飼養されている家畜の適正管理指導等を実施（県施策）
- K) 一時保管として埋却した家畜の死体及び畜舎内の家畜の死体の処理
- L) 木質バイオマス関連施設の利用にあたって、放射性物質への影響に対処するための実証的な取組を実施
- M) 「（仮称）浜地域農業再生研究センター」の整備に当たり、研究体系・課題等について調査検討を実施（県施策）
- N) 避難地域等の営農再開・農業再生を図るため、研究拠点「（仮称）浜地域農業再生研究センター」を整備（県施策）

《平成 27 年度以降の主な取組》

- O) 福島県環境創造センター整備事業（県施策）
 - ・ 福島県環境創造センターにおける福島県の早急な環境回復及び将来にわたり安心して暮らせる環境の創造（県施策）

(3) モニタリング

【取組の指針】

- 空間線量測定や河川、地下水などの放射性物質濃度測定を継続して実施し、結果を迅速かつ分かりやすく公表。
- 避難指示の解除の進捗に応じて、きめ細かなモニタリングを実施。

【講ずる施策】

- 河川、地下水、海域などの生活環境の様々な分野の放射性物質濃度測定を継続して実施・公表する。
- 福島第一原子力発電所から漏れ出した汚染水が、地下水や海域へ流入する可能性のある経路に対して、常時監視等モニタリングを強化するとともに、海域のモニタリングも強化する。
- 避難指示の解除が見込まれる地域及び解除された地域における空間線量測定を継続して実施・公表する。
- 飲料水の安全性を確保するため、水道インフラ復旧にあわせて水道水についての放射性物質濃度測定のために必要な措置を講ずる。
- 避難地域等を対象として、走行サーベイを活用した空間線量率の詳細な面的モニタリングや広域インフラの復旧作業に資する詳細モニタリングなどを実施する。
- 避難指示解除準備区域や避難指示が解除された地域を対象に、地元ニーズを踏まえつつ、避難指示の解除の前後において、①学校、病院等の主要なポイントのモニタリング、②通学路、公園等の面的な詳細モニタリング、③市町村の個別の要望に対応した詳細モニタリング（例：飲用に供している井戸水等の地下水）を実施するとともに、除染の前後においてその効果を確認するための空間線量率の測定を実施する。
- モニタリングポスト等の整備による空間線量測定体制の構築を図る。

《平成 26 年度実施する事業》

- A) 避難指示が解除された地域や、避難指示の解除が見込まれる地域を対象とした、学校、病院等の主要なポイントのモニタリング、通学路、公園等の面的な詳細モニタリング、地下水等市町村の個別の要望に対応した詳細モニタリングの実施
- B) 県内全域における空間線量の定点測定
- C) 公共施設、観光地等における空間線量率の随時測定
- D) 様々な分野の放射性核種分析
- E) 自動車走行サーベイ等によるより詳細な測定
- F) 測定結果の分かりやすい公表

(4) 放射性物質汚染廃棄物処理

【取組の指針】

- 住民帰還の前提となる、放射性物質に汚染された廃棄物の処理体制の整備。

【講ずる施策】

- 住民帰還の前提となる放射性物質汚染廃棄物の早期撤去及び適正な処理を推進。
- 常磐自動車道等の公共インフラ復旧・復興工事等から発生する放射性物質により汚染された建設副産物の適正な処理を推進。
- 災害廃棄物や放射性物質に汚染された廃棄物の適正な処理を促進するため、国が前面に立ってリスクコミュニケーションを進めるとともに、必要な普及啓発活動を実施する。
- 除草や枝打ちにより発生する低濃度の放射性物質により汚染された廃棄物の処理は、行政機能が回復していない市町村では困難であることから、市町村の意向を踏まえつつ、処理を推進。
- 放射性物質に汚染された稲わら、堆肥、果樹のせん定枝、農業資材、廃ほだ木、バーク（樹皮）等の適正な処理を推進する。
- 放射性物質汚染廃棄物の最終処分場の確保や焼却炉等の減容化施設を整備するとともに、当該施設の安全管理を徹底する。

《平成 26 年度実施する事業》

- A) 放射性物質汚染廃棄物の処理推進
- B) 放射性物質に汚染された農業系汚染廃棄物を市町村等が処理することに対する支援（県施策）
- C) 放射性物質に汚染された樹皮やほだ木等の林産物の処理に要する経費への支援

(5) 健康管理・健康不安対策

【取組の指針】

- 県民の被ばく線量の評価を行うとともに、県民の健康状態を把握し、疾病の予防、早期発見、早期治療につなげ、もって将来にわたる県民の健康維持、増進を図るため、県民健康調査の適切かつ着実な実施に関し必要な取組を実施。
- 放射線に関する知見の共有の取組を進め、放射線に関する共通理解を醸成。
- 個々人の不安に対応したリスコミの強化を図るため、正確で分かりやすい情報の発信や住民を身近で支える相談員の配置など、地元ニーズに沿った施策を関係省庁が取りまとめ、平成 26 年 2 月に「帰還に向けた放射線リスクコミュニケーションに関する施策パッケージ」を発表した。今後はこれを基に関係府省庁や市町村等が取組を推進するとともに、施策パッケージについては、必要に応じて、フ

フォローアップを行っていく。

【講ずる施策】

- 中長期的な健康管理調査の着実な実施、外部被ばく線量推計、甲状腺超音波検査の結果等必要な情報提供等の取組を支援。
- 外部被ばく線量の推計に関する調査や18歳以下の子どもに対する甲状腺超音波検査に加えて、白血球分画等の検査項目を上乗せした健康診査などの取組に対して支援を行うとともに、市町村が行うがん検診の受診率向上を推進する。
- 万一、将来において被ばくに起因する健康被害が発生した場合には、本人の実質的な負担なく所要の医療を受けることができることなどを含め、保健・医療及び福祉にわたる措置を総合的に講ずることとし、そのために必要な法制上及び財政上の措置の内容について、他例を参考にしつつ、福島住民に寄り添い、福島県や関係市町村と十分かつ丁寧に協議しつつ、検討を進める。
- 放射線に関する知見の共有、共通理解の醸成を図るため、種々の場での情報提供（リスクコミュニケーション）を行うほか、放射線影響に関する情報発信者の人材育成、情報の受け手ごとの取組、情報拠点の形成などに取り組む。
- 内部被ばく検査や住民自らの被ばく線量の確認を推進するため、必要な取組を行う。
- 製造・加工食品について、食品中の放射性物質検査を実施し、安全な食品の流通・販売を図る。
- 消費段階において、放射性物質検査機器の貸与や研修会の開催等、地方公共団体への支援を通じて、住民が持ち込んだ食品等の放射性物質検査体制の整備を進める。

《平成26年度実施する事業》

- A) 県民健康調査における甲状腺検査や健康診査、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査などの実施。
- B) 「県民健康管理ファイル」の配付。
- C) 放射線に対する住民の不安の解消や自身の健康管理を図るため、子どもや妊婦等に対する個人線量計を整備する市町村を支援。
- D) 放射線による健康への影響等について、県民等への正しく分かりやすい情報の提供等リスクコミュニケーションの環境整備。
- E) ふくしま国際医療科学センターについて、同センターの基本構想（平成24年10月）に基づき、県民健康調査の着実な実施、最先端の医療設備と治療体制の構築、世界に貢献する医療従事者の育成等に加え、医療関連産業の振興により、地域社会を再生・活性化する主導的役割を担う拠点として、福島県立医科大学に平成28年度全面稼働を目指して整備の推進を支援。
- F) 自家消費野菜等の安全・安心の確保
- G) 食品と放射能に関するリスクコミュニケーション等の実施
- H) 製造・加工食品の放射性物質検査の実施（県施策）

《平成 27 年度以降の主な取組》

- I) 健康診査、甲状腺検査、内部被ばく検査などの検査体制の充実、医療機関等との連携により、県民健康調査の継続的な実施

(6) 研究・開発の推進

【取組の指針】

- 放射線の人体への影響等や、放射性物質による汚染土壌等の除染等の措置と環境の回復・創造等に関し、さらなる研究開発の推進を通じて、関連する科学技術の充実と早期の技術確立を実現。

【講ずる施策】

- 福島研究開発・産業創造拠点構想（案）による福島県環境創造センターや福島県「(仮称) 浜地域農業再生研究センター」をはじめ、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構等など各機関において、人体への影響、放射性物質の環境動態に係る研究、農林地等の除染技術、農林水産物等における放射性物質の移行制御技術等に関する研究及び開発を推進する。
- 放射性物質の影響から住民の安全・安心を確保するために必要となる放射線計測分析技術・機器及びシステムの開発を進める。
- 福島第一原子力発電所 1～4 号機の廃炉に向けた研究開発・事業推進を進める。
- 放射性物質分析等に係る機能や設備を備えた国際研究拠点を整備し、最先端の研究開発を実施することで、福島第一原子力発電所の廃炉を加速する。その一環である、廃炉のための遠隔操作ロボット実証試験施設については、平成 25 年 5 月に福島県楡葉町に立地地点を決定し、平成 26 年度中の運用開始を目指し、準備を進めているところ。

《平成 26 年度実施する事業》

- A) 行政ニーズ、被災地ニーズに基づき、食品中の放射性物質の測定、土壌等の放射線モニタリング等に必要となる放射線計測分析技術・機器及びシステムの開発を実施。
- B) 福島第一原子力発電所事故により発生した放射性廃棄物等を分析・研究する施設、及び過酷環境下にある災害現場において活動する遠隔操作機器等を開発・実証する施設を整備。
- C) 「(仮称) 浜地域農業再生研究センター」の整備に当たり、研究体系・課題等について調査検討を行う。(県施策)
- D) 避難地域等の営農再開・農業再生を図るため、研究拠点「(仮称) 浜地域農業再生研究センター」を整備する。(県施策)

4. 地域を支える産業の再生

- 避難地域を中心とする地域を支える産業の再生を図り、以下の長期的な視点により取組を実施する。
 - ① 産業集積を回復し、企業間ネットワークの再生により自立的な地域経済圏の形成を目指す。
 - ② 国際的な研究開発拠点や研究開発型企業の立地により、専門機関、関連産業を集積する。
- 解除された区域及び解除が見込まれる区域から復旧・復興の取組を行う。
- 原子力に依存しない産業の振興を図る。

(1) 企業の帰還及び経営支援

【取組の指針】

- 短期的には、企業が帰還するために必要な資金の確保など、支援施策を引き続き実行。
- 中期的には、帰還企業の安定的な操業を支援。

① 企業ごとの課題把握と対応

【講ずる施策】

- 休止又は避難中の企業の事業再開・就労再開の現状、課題、既存施策の活用状況等の実態把握の強化を図る。
- 企業等のニーズに可能な限り応えられるよう、施策の活用促進に向けたきめ細かなフォローアップ体制を構築する。

② 中小企業への経営相談

【講ずる施策】

- 中小企業関係団体、政策金融機関等による、帰還を検討している事業者に対する相談対応（資金支援、経営相談、広域連携による販路拡大）を実施する。
- 独立行政法人中小企業基盤整備機構の支援拠点を中心とした相談対応や震災復興支援アドバイザーを派遣する。
- 中小企業が抱える高度・専門的な経営課題を解決するための専門家派遣等を実施する。

《平成 26 年度実施する事業》

- A) 中小企業関係団体、政策金融機関等による、帰還を検討している事業者に対する相談対応（資金支援、経営相談、広域連携による販路拡大）の実施

- B) 独立行政法人中小企業基盤整備機構の支援拠点を中心とした相談対応や震災復興アドバイザーの派遣
- C) 被災した商工会館等の復旧整備や商工会等の経営支援体制の強化を図る人員を設置する経費の一部を補助することにより、被災中小企業等への事業再開・継続を支援する。
- D) 原子力災害による避難事業者の経営課題の解決に向け、身近な支援拠点を設け、取引関係の構築や技術支援等幅広い経営支援に加え、高齢化が進む県内中小企業の円滑な事業承継への支援を行い、本県産業の活力を維持する。

③ 中小企業・中堅企業の事業再開・継続支援等

【講ずる施策】

- 中小企業等の施設・設備の復旧・整備をするため、費用の一部を補助する。
- 仮設店舗・工場等（旅館・ホテル事業者向け仮設施設を含む。）について、独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備し、市町村を通じ無償で貸し出すことにより、被災中小事業者の事業再開を支援する。
- 原子力災害に伴い移転を余儀なくされた中小企業等に対し、「特定地域中小企業特別資金」により、資金繰りを支援する。
- 原子力災害等により被災した中小企業等に対し、「東日本大震災復興緊急保証、東日本大震災復興特別貸付」により、資金繰りを支援する。
- 福島県産業復興相談センター、福島産業復興機構及び東日本大震災事業者再生支援機構を活用し、震災前の債務が負担になって新規資金調達が困難となる等の二重債務問題の解決に向けた支援を行う。

《平成 26 年度実施する事業》

- A) 中小企業等グループ補助金
- B) 東日本大震災及び原子力災害により被害を受けた中小企業者等が施設・設備の整備を行う場合に、福島県産業復興センターを通じて長期・無利子の融資を行う。
- C) 仮設店舗・工場等の整備
- D) 特定地域中小企業特別資金
- E) ふくしま復興特別資金（県施策）
- F) 福島県産業復興相談センター、福島産業復興機構及び東日本大震災事業者再生支援機構等との連携による事業再開・事業再生支援
- G) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金
- H) 中小企業等復旧・復興支援事業（県施策）

④ 税制等による企業活動支援

【講ずる施策】

- 東日本大震災復興特別区域法（以下「復興特区法」という。）や法による課税の特例措置を活用し、新たな設備投資や被災被用者の雇用を促進する。
- 医療機器製造販売業等の許可基準の緩和など、復興特区法や法に基づく規制・手

続の特例を活用し、企業活動を支援する。

《平成 26 年度実施する事業》

- A) 復興特区法及び法による課税の特例措置や規制・手続の特例を活用した産業を振興させるための取組実施（県、市町村）

⑤ 中核企業の帰還への強力なフォローアップ体制の構築

【講ずる施策】

- すそ野産業への影響が大きく、特に需要や雇用の創出効果の大きい地域の中核企業の帰還に向けたフォローアップ体制を強化する。
- 福島県庁内の「企業立地相談窓口」を帰還企業向けに重点化する。
- 中小企業等グループ補助金を活用する。

《平成 26 年度実施する事業》

- A) 中小企業等グループ補助金
- B) 中小企業等復旧・復興支援事業（県施策）

(2) 新規投資の促進等

【取組の指針】

- 短期的には、新規企業の参入・投資を促す取組を実施。
- 中期的には、引き続き、新規企業の参入・投資を促す取組を継続するとともに、研究開発拠点の形成、研究の開始にあわせて、産業集積の高度化を図る。

① 増設等の推進

【講ずる施策】

- 企業立地補助金等を最大限に活用し、企業の新増設を促進させ、雇用を創出する。
- 投資の受け皿となる産業基盤の整備促進

《平成 26 年度実施する事業》

- A) ふくしま産業復興企業立地補助金
- B) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金
- C) 工業団地造成利子補給金

② ソーシャルビジネスによる新しい雇用・産業の創出

【講ずる施策】

- まちづくり、高齢者福祉等のさまざまな社会的課題の解決に向けて、ソーシャルビジネス、コミュニティビジネスの支援を重点的に推進する。

《平成 26 年度実施する事業》

- A) 被災地の社会的課題解決事業支援補助金

③ 新産業創出・産業活性化

【講ずる施策】

- 再生可能エネルギーの研究開発、実証等を通じて関連産業の集積・育成に取り組む。
- 再生可能エネルギー導入促進のための支援制度の充実や既存の特例措置の手続きの円滑化・簡素化、柔軟な運用も含めた規制緩和措置の推進。
- 新たな産業の創出による地域経済の活性化等を図るため、福島に置かれた諸事情に特別に配慮し、再生可能エネルギー発電施設等の設置を推進する。
- 医療機器等の研究開発等を通じた医療関連産業の振興を推進する。

《平成 26 年度実施する事業》

- A) 再生可能エネルギー関連産業集積推進協議会や推進研究会の開催（県施策）
- B) 再生可能エネルギー産業フェア（リーフふくしま）の開催による県内企業の販路拡大支援
- C) 再生可能エネルギー発電設備及びそれに付帯する蓄電池や送電線の導入に対する補助
- D) 固定価格買取制度を継続して実施し、再生可能エネルギー発電事業による当該地域の復興を促進
- E) 原発事故による被災農地の耕作放棄と鳥獣被害、火災発生等の防止、農業再開までの適切な保全管理と有効活用のため、地権者の意向等を踏まえた具体的な計画に係る土地利用調整等について、職員の派遣や技術的な助言などの面で支援
- F) 福島再生可能エネルギー研究所との連携による研究開発・実証等の実施
- G) 浮体式洋上風力発電実証研究事業の実施
- H) スマートコミュニティ構築に向けた県内各市町村での調査・検討の実施
- I) 県内企業等が行う医療福祉機器の開発・実証支援の実施
- J) 再エネ発電設備の導入にあわせた、再エネ体験設備、見学スペース、展示パネル等の設置に対する補助
- K) 避難解除区域等における住民帰還やふるさと再建を目的とした再エネ設備の導入に対する補助
- L) 県内事業者の再エネ事業への新規参入を促進するため、再エネ人材の養成、事業者の育成と合わせて、太陽光発電設備の導入に対する費用等を援助する。（県施策）

④ 研究開発拠点整備

【講ずる施策】

- 福島県環境創造センターについては、同センターの基本構想（平成 24 年 10 月）に基づき、環境放射能等のモニタリングや除染技術の開発等に取り組む拠点とし

て、平成 27 年度の三春町本館及び南相馬市施設の開所、平成 28 年度の全施設の開所を目指して県が整備を進め、国及び関係する研究機関等は連携・協力しながらその運営等をサポートする。

- 福島県は、「(仮称) 福島県浜地域農業再生研究センター」について、農林水産再生研究拠点基本構想(平成 24 年 12 月 10 日)に基づき、農業における放射性物質対策等に関する現地での調査研究を行う拠点として、27 年度に南相馬市に開所を目指して整備を進め、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の福島研究拠点に設置した農業放射線研究センターとの連携のもと調査・研究を推進する。国は、避難指示区域における放射性物質対策等に関する調査・研究の円滑な推進を図られるよう努める。

《平成 26 年度実施する事業》

- A) 再生可能エネルギー関連産業集積推進協議会や推進研究会の開催(県施策)
- B) 福島再生可能エネルギー研究所との連携による研究開発・実証等の実施
- C) 福島県環境創造センターの整備・運営(県施策)
- D) 福島県環境創造センターの設置準備の検討(県施策)
- E) 避難地域等の営農再開・農業再生を図るため、研究拠点「(仮称) 浜地域農業再生研究センター」を整備(県施策)
- F) 県内において開発された医療機器の実証、生産のための施設整備への支援

(3) 安全な食品等の供給、風評被害対策、ふくしまブランドの再生

【取組の指針】

- 短期的には、当該地域で生産される加工食品や工業製品の放射性物質検査体制の整備や、空間放射線量等のデータを含め各種広報媒体等を活用した情報発信により、安全な食品等の供給を確保するとともに風評被害を払拭する。
- 中期的には、これらの取組の継続とともに、商品力向上や販路開拓支援により「ふくしまブランド」の再生を図る。また、基幹産業である農林水産業、観光の再生等、地域産業の活性化について必要な検討を行う。
- 上記の観点から取りまとめられた「原子力災害による風評被害を含む影響への対策パッケージ」について、進捗管理とともに課題を洗い出し、必要な検討を行う。

① 放射線検査体制の整備

【講ずる施策】

- 工業製品・加工食品等に対する検査体制を整備する。

《平成 26 年度実施する事業》

- A) 放射線測定器の貸し出し(県施策)
- B) 商工業者のための放射性セシウム検査の支援(県施策)

C) 放射線量測定 of 指導・助言

② 正確な情報発信

【講ずる施策】

- 福島県内の主要地域における空間放射線量を始めとする放射能に関する各種情報を国内外へ発信する。
- 各種マスメディア等を通じ、安全性等に関する情報発信を行う。
- 物産館、首都圏アンテナショップ、卸売市場、小売店等におけるプロモーション支援を行う。
- 再開した宿泊・観光施設等を支援するため、県は当地域の観光の復旧・復興状況の正確かつ詳細な情報発信を行う。
- 東日本大震災の経験を風化させないため、被災者自らが体験を語り継ぐための支援を行う。
- 食品中の放射性物質の基準の根拠等について、消費者に向けたリスクコミュニケーションの強化を進め、消費者の理解の増進を図るとともに流通する食品の信頼性の向上を図る。

《平成 26 年度実施する事業》

- A) 県産品の安全情報発信事業（県施策）
- B) 物産館・首都圏情報発信拠点運営（県施策）
- C) 観光振興キャンペーン事業（県施策）
- D) 海外風評対策事業（県施策）
- E) 福島県教育旅行再生事業（県施策）

③ 商品の付加価値の向上

【講ずる施策】

- 事業者が行う新商品開発等を助成する。
- 専門家等を活用した商品改良を支援する。

《平成 26 年度実施する事業》

- A) ふくしま商品開発販路開拓支援事業（県施策）
- B) 県産品販路開拓プロデュース事業（県施策）
- C) 工業品等に係るビジネスマッチング・商品開発への支援

《平成 27 年度以降の主な取組》

- D) 市場性のある商品や生産技術等の開発・研究等に対する支援（県施策）

④ 販路開拓

【講ずる施策】

- 大型展示会、商談会等における企業間取引機会を創出する。

- 物産展、イベント、物産フェアなどにより販売機会を創出する。

《平成 27 年度実施する事業》

- A) 食品、アパレル等の展示会出展支援（県施策）
- B) 首都圏等の百貨店における物産展等の開催（県施策）
- C) 工業品等に係るビジネスマッチング・商品開発への支援

⑤ ふくしまブランドの再生

【講ずる施策】

- 福島県産農林水産物・食品の魅力や安全性に係る情報発信を行う。
- ブランド認証制度等により県産品のブランド化を図る。
- 福島の魅力を海外に発信する。

《平成 26 年度実施する事業》

- A) 飲食関係者等を活用した県産食材のイメージ向上事業（県施策）
- B) ブランド認証制度の充実、強化（県施策）
- C) トップセールスや米消費拡大、畜産ブランド復活に向けた取組、風評払拭のためのPR活動を支援
- D) 主要外交行事機会を利用した日本ブランド総合発信事業

⑥ 交流人口の回復・再生

【講ずる施策】

- 域外からの交流人口を拡大し、基幹産業である農林水産業、観光産業等、地域産業の活性化を図る。

《平成 26 年度実施する事業》

- A) 滞在交流型観光の実施に対する支援
- B) 市町村等が行う広域観光交流拠点の整備に対する支援（県施策）

(4) 雇用拡大・就労支援

【取組の指針】

- 短期的には、雇用機会の創出やハローワークの積極活用や、廃炉作業、除染・インフラ復旧などでも一定の雇用が確保されることにより、被災者の就労を支援。
- 中期的には、これらの取組の継続とともに、研究開発拠点の形成、研究や開発に合わせ、新規雇用を創出。

① ハローワークによる就職支援

【講ずる施策】

- ハローワークで、雇用保険の受給を終了した方など必要な方に対するきめ細かな職業相談・紹介を実施する。
- ニーズに応じた求人の開拓、郵送などによる求人情報の情報提供を実施する。
- 市町村役場など、利便性の高い場所での出張相談会や、立地企業、事業再開企業などを含めた合同就職面接会を実施する。
- 帰還可能地域での就職を希望する新卒者に、避難先の高等学校等と協力して、ハローワークで帰還先企業の求人情報を提供する。
- 雇用創出・職業指導・紹介、公的職業訓練等については、雇用基金をはじめとした各種施策の活用状況や政策効果、ニーズ等をフォローアップし、必要な対応を行う。

《平成 26 年度実施する事業》

- A) 帰還可能地域での就職に向けたきめ細かな職業相談・紹介
- B) ニーズに応じた求人開拓、求人情報の提供
- C) 合同就職面接会や出張相談会の実施
- D) 新卒者の帰還可能地域での就職に向けた求人情報提供、就職面接会開催
- E) 福島避難者帰還等就職支援事業の実施

② 職業訓練

【講ずる施策】

- 地域の実情に応じた新しい仕事に就くために必要な技能や知識を身につけるための公的職業訓練を実施する。
- 一定の要件を満たす場合には、求職者支援制度による訓練期間中の生活支援の給付金を支給する。
- 従業員に職業訓練を実施する際、一定の要件を満たせば、キャリア形成促進助成金等による支援を実施する。

《平成 26 年度実施する事業》

- A) 避難している住民や帰還する住民が、新しい仕事に就くために必要な技能や知識を身につけることが可能となるよう公的職業訓練を実施
- B) 職業訓練の受講を容易にするための給付金の支給
- C) 被災地の復旧・復興に資する能力開発を行う事業主に対して、「キャリア形成促進助成金」を活用

③ 多様な就業の機会の確保

【講ずる施策】

- 産業施策と一体となった安定的な雇用を行う企業に対して助成するふくしま産業復興雇用支援事業により安定雇用を促進する。
- 県、市町村の直接雇用や民間等への委託により実施する震災等緊急雇用対応事業による避難者等の短期的な就業機会を確保する。

- 地域雇用再生・創出モデル事業による若者、女性等の安定した雇用創出を図る。

《平成 26 年度実施する事業》

- A) 震災による離職者等を雇い入れた事業主に助成金を支給
- B) ふくしま産業復興雇用支援事業助成金（県施策）
- C) 震災等緊急雇用対応事業（県施策）（市町村施策）
- D) 地域雇用再生・創出モデル事業（県施策）（市町村施策）

④ 除染、復興事業等の人材確保、就職支援

【講ずる施策】

- ハローワークが自治体と連携して、除染、復興事業の人材確保、就職支援を実施する。

《平成 26 年度実施する事業》

- A) 除染、復興事業に係る人材確保、就職支援の実施
- B) 除染業務従事者講習会を開催し、除染従事者等を育成（県施策）

5. 農林水産業の再生

- 避難地域を中心とする地域を支える農林水産業の再生を図り、以下の長期的な視点により取組を実施する。
 - ① 福島県産農林水産物・食品の地位を回復し、地域を支える産業として、地域の特性を活かした農林水産業を営むことが出来るようにすることを目指す。
 - ② 解除された区域及び解除が見込まれる区域から復旧・復興を行う。

(1) 農業の再生に向けた取組

【取組の指針】

- 短期的には、住民の帰還に向けて農用地等の除染及び復旧を進める。
- 中期的には、営農等の再開に向けた条件整備を進め、条件の整った地域・作物から順次営農等が再開できるようにする。

① 農用地等の除染

【講ずる施策】

- 除染については、国及び市町村が策定する除染実施計画に従って実施する。
- 農用地等の除染は、空間線量及び土壌中の放射性物質濃度等の地域の状況に応じ、適切な手法を用いて実施する。その際、農業生産を再開できる条件を回復させる

という点に配慮して除染を実施する。また、除去土壌等の減容化を行うなど、除去土壌等の発生の抑制に配慮する。農用地だけでなく、水路などの土地改良施設や畜舎などの施設についても上記計画に従って除染を行う。また、果樹は除染と併せ、必要に応じて伐採・改植を実施する。

- 除染特別地域における除染等の措置の実施に当たっては、地域の住民の雇用に配慮することとする。

《平成 26 年度実施する事業》

- A) 農用地における除染技術の開発・実証及び農用地等の除染
- B) 放射性物質に汚染された農業系汚染廃棄物を市町村等が処理することに対する支援（県施策）
- C) 地域の主要な産業の場となっている森林における除染技術の実証等

② 農地、農業用施設等の復旧

【講ずる施策】

- 農地、農業用施設の復旧については、大柿ダム等の基幹的水利施設の災害復旧事業を迅速に進めるとともに、県や市町村による農業用施設及び農地の災害復旧事業が迅速に進むよう支援を行う。
- 津波被災地域の農業用施設等については、「東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律（平成 23 年法律第 43 号）」に基づき特定災害復旧事業等を実施する。
- また、農地や農業用施設等の適切な管理のために必要な措置を講ずることとする。
- 避難解除等区域等の復興再生のために特に必要な土地改良施設の復旧については、「福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号）」に基づき直轄災害復旧事業等を実施する。

《平成 26 年度実施する事業》

- A) 農地保全に係る海岸保全区域における被災した海岸保全施設の復旧
- B) 被災した農業集落排水施設、生活環境施設等の復旧
- C) 被災した農用地、農業用施設の復旧
- D) 津波で被災した農地の塩分の除去
- E) 被災農地及び隣接する未被災農地を含めた一体的な大区画ほ場整備の実施
- F) 地盤沈下した区域を対象とした農用地等の湛水被害軽減のための排水機場・排水樋門等の整備
- G) 被災した海岸防災林、治山施設の復旧

③ 農業生産基盤整備の推進

【講ずる施策】

- 農業の復興及び再生のための農業生産基盤、集落排水施設等の集落基盤等の総合的な整備を推進する。

- 基幹的な道路に連結する農道や集落道についても、主要交通網が分断されている状況において、農業生産の振興や地域の復興に不可欠であることから、生産基盤整備の中で一体的に整備を進める。
- また、除染と一体的にはほ場整備等生産基盤整備を行うことが効率的・効果的である場合には、そうした取組を進める。
- 農業用ダム・ため池や農業用水路などの農業水利施設は、防火用水や環境用水としての利用など地域の安全・安心な生活環境にも寄与する施設であることから、当該施設の機能を回復するための施策、具体的には施設の点検、清掃、軽微な修理および修繕などの支援を行うとともに、施設の耐震化を図る。
- 法に基づく特例措置が適用される国営土地改良事業については、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要があるものを、福島県における事業の実施体制その他の地域の実情等を勘案して、避難解除等区域を含む市町村の区域におけるもの及び当該市町村の区域が受益地となるものも含め、適切に実施する。
- 担い手への農地集積を加速化するため、老朽化した水利システム管理の効率化・省力化を支援する。
- 農業用ダム・ため池の耐震性調査、減災対策としてのハザードマップ作成を支援する。
- 営農再開に向けて、農業水利施設等の点検・補修や保全管理を支援する。

《平成 26 年度実施する事業》

- A) 農地保全に係る海岸保全区域における津波、高潮、波浪及び地震等による災害の未然防止としての海岸保全施設整備
- B) 地盤沈下した区域を対象とした農用地等の湛水被害軽減のための排水機場・排水樋門等の整備
- C) 大規模経営、効率的営農を可能とするための被災農地及び隣接する未被災農地を含めた一体的な大区画のほ場整備
- D) 農村地域復興再生基盤総合整備事業に対応する事業内容
- E) 地震・集中豪雨等による災害を未然に防止するためのため池の耐震整備等のハード整備及びハザードマップ作成等のソフト対策
- F) 農業水利施設等の点検・補修や保全管理

《平成 27 年度以降の主な取組》

- G) 地盤沈下した区域を対象とした農用地等の湛水被害軽減のための排水機場・排水樋門等の整備
- H) 大規模経営、効率的営農を可能とするための被災農地及び隣接する未被災農地を含めた一体的な大区画のほ場整備

④ 農林水産業に係る環境モニタリング等

【講ずる施策】

- 農業用ダム・ため池や用排水路等の農業水利施設に堆積した土砂について、放射

性物質が含まれる場合には、必要に応じ、放射性物質対策等を推進する。

- 農業用水の水源が避難指示解除準備区域として指定されていない区域にある場合でも受益農地が避難解除等区域となった場合は、農業水利施設の放射性物質の測定を行うとともに、放射性物質対策に係る技術的支援を行う。
- 農林水産業に係る詳細な環境モニタリング（空間線量、農林地土壌、農業用水、海洋・河川・湖沼）の継続的な実施等（汚染マップの作成含む）により、検査結果を随時情報発信する。

《平成 26 年度実施する事業》

- A) 農地土壌の放射性物質濃度の把握、有機性資源の活用促進
- B) 森林除染や森林・林業再生の推進に係る森林汚染の現況及び経時変化の把握
- C) 森林GISの活用及び森林環境放射線の測定結果等に関する県民にわかりやすい形の情報発信
- D) ため池等の農業水利施設からの放射性物質の拡散を防止する汚染拡散防止技術の確立を図る。

⑤ 地域の農業再生に向けた計画づくり

【講ずる施策】

- 避難指示解除後の農業再生に向けて、市町村、JA、生産者等の関係者により、地域の今後の農業のあり方について検討し、具体的な計画を策定する。
- 被害状況等の地域の実情に応じて、これまでの農業生産を回復するために必要な取組、新たな作物や生産方式など先進的な農業生産の展開、地域資源を活用した新事業の創出など、農業の再生に向けて地域として検討する。国は、県と連携して、地域の検討をきめ細かくサポートする。

《平成 26 年度実施する事業》

- A) 新たな地域営農のマスタープラン作成の支援及び担い手の経営安定に向けた各種支援の実施

⑥ 営農再開に向けた条件整備

【講ずる施策】

（営農再開を支援する研究拠点）

- 福島県は、農業における放射性物質対策等に関する現地での調査研究を行う拠点として、27年度に南相馬市に開所する「(仮称)福島県浜地域農業再生研究センター」について、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の福島研究拠点に設置した農業放射線研究センターとの連携のもと調査・研究を推進する。国は、避難指示区域における放射性物質対策等に関する調査・研究の円滑な推進が図られるよう努める。

（営農再開に向けた地域の取組の推進）

- 営農再開に向けて、除草等の保全管理、地力増進作物の作付、鳥獣被害防止対策や放れ畜対策（継続飼養家畜の適正管理）、土壌調整（土壌改良資材・堆肥の投入）、水路・農道等の補修、試験栽培や実証栽培、管理耕作、新たな農業への転換、放射性物質の吸収抑制対策及び交差汚染防止対策など、地域での取組を推進する。
- 農林水産業への新規就業機会の提供、人材の育成、農業法人等の雇用創出などを進める。
- 浜通り地方の、冬季の日照時間が長いという特性を生かした施設園芸の団地化などを進める。
- 優良な種苗の確保による生産の振興、植物工場等施設園芸の取組や、地域資源を活用した取組を進める。
- 営農再開に資する畜産施設の整備や家畜導入、自給飼料生産基盤再生に対し支援する。
- 避難解除等区域で農業を継続するに当たり、風評被害等も考慮して、エネルギー向けの資源作物を含む様々な可能性を検討する。
- 避難解除区域の農業再生にあたっては、長期の避難による農業者の減少や営農意欲の低下が懸念されることから、将来にわたって持続的な農業展開ができるよう、当該区域の農業をけん引する担い手の育成・確保やこれら担い手に対する農地集積の促進を支援していく。

（農業系廃棄物の処理）

- 飼料、堆肥その他の農業系の特定廃棄物については、農業が再開できるよう、国が処理する。

（生産者等による施設、機械等の補修・整備）

- 営農再開に向けた、長期間使用しなかった生産関連施設、機械等の補修・整備等については、生産者や生産者団体により実施し、これらに要した追加的な費用は、円滑に賠償が受けられるよう取り組む。

（試験栽培の実施）

- 農用地等の除染の進捗に合わせて、稲の試験栽培を実施し、基準値以下の米が実際に生産できることを実証する。試験栽培の結果は、稲の作付の考え方の方針作成に活用する。

（施設、機械等の整備等に対する支援）

- 植物工場等施設園芸などの新たな取組を含む、農業の復興・再生に向けた農業・加工用施設及び農業用機械の整備等を支援する。

《平成 26 年度実施する事業》

- A) 避難地域等の営農再開・農業再生を図るため、研究拠点「（仮称）浜地域農業再生研究センター」を整備（県施策）

- B) 避難住民等を雇用して行う園芸品目等の実証事業
- C) 農業法人等に対する失業者を雇用した農業経営発展の実証事業の委託
- D) 復旧作業を行う農業者に対する経営再開支援
- E) 農地の生産性回復の取組、放射性物質吸収抑制対策に対する支援
- F) 地域と連携した農業参入企業等に対する初期経費、施設整備経費の支援（県施策）
- G) 農業の成長産業化のため、被災地において民間事業者が実施する植物工場等の事業化実証の支援
- H) 新規就農希望者の技術習得研修を受け入れる農業法人等に対する研修経費補助（県施策）
- I) 原子力発電所事故により葉たばこの作付けが困難となった生産者等における新たな園芸作物への転換の支援（県施策）
- J) 畜産施設の整備、家畜導入及び自給飼料生産組織の高度化に必要な機械導入等の支援（県施策）
- K) 担い手農業者への農地集積と集約化を行う農地中間管理機構に対して農地を貸し付けた者や地域に対して協力金を交付
- L) 農林水産業に関する知識習得により、農林水産業の復興を担う人材を育成（県施策）
- M) 稲の作付制限区域等において、放射性吸収抑制対策等の効果を実証するための稲の試験栽培の実施
- N) 東日本大震災により被害を受けた農業者等が施設の復旧、農業経営の維持安定及び再開を図るための資金の低利融資又は実質無利子、無担保・無保証人融資
- O) 東日本大震災により被害を受けた農業者等が既往負債の負担を軽減するための負債整理に要する資金の低利融資又は実質無利子、無担保・無保証人融資
- P) 農業経営を開始するための機械・施設の購入等に必要な資金の無利子貸付
- Q) 震災などにより焼失した漁具・設備などの購入や経営維持のために必要な資金の融資と、経営に必要な資金を低利で融資するための利子補給
- R) 再生可能エネルギーを利用した自立環境制御など、農業経営への活用や生産効率の向上と農作業軽減を目的とした新たな栽培環境のモデル整備と普及（県施策）
- S) 営農再開を目的として行う一連の取組を、農地の除染や住民帰還の進捗に応じて切れ目なく支援
- T) 新たな農業の展開により被災地域の早期復興を図るため、エネルギー・資源循環型営農技術を実証研究（県施策）

（２）食品の検査の実施と情報の提供

【取組の指針】

- 安全な農林水産物の安定的な供給のため、農林水産物の放射性物質検査の実施や検査体制を整備。

【講ずる施策】

- 農林水産物の放射性物質の検査について、引き続き検査体制を整備する。
- 消費者の信頼確保に向けて、検査結果の情報開示の徹底を行うとともに情報の「見える化」可視化対策や放射性物質吸収抑制対策等が盛り込まれた農業生産工程管理（GAP）等を推進する。
- 食品中の放射性物質の基準や健康への影響等について、消費者、生産者、流通業者等に向けた分かりやすい情報を様々な手段を通じて発信し、消費者等の理解を促すとともに流通する食品の信頼性の向上を図る。
- 消費段階において、放射性物質検査機器の貸与や研修会の開催等、地方公共団体への支援を通じて、住民が持ち込んだ食品等の放射性物質検査体制の整備を進める。

《平成 26 年度実施する事業》

- A) 安全な食品の安定的な供給のための主に出荷前の段階における農林水産物等の検査の円滑な実施
- B) 県内の農産物を原料とする加工食品等の安全を確保するための食品衛生検査施設への放射性物質測定機器の整備及び長期的な食品中の放射性物質の検査の実施
- C) 放射性物質について米の全量全袋検査体制を整備するなどの農林水産物の検査の強化
- D) 県産牛肉の安全性を確保するため、本県から出荷される牛の放射性物質全頭検査を実施（県施策）
- E) 放射性物質の測定結果に加え産地情報などを適確に発信していく新たな安全管理システムや農業生産工程管理（GAP）の導入
- F) 水産物の迅速なモニタリング体制の構築の取組を支援
- G) 流通段階での買上調査の実施
- H) 自家消費野菜等の安全・安心の確保
- I) 食品と放射能に関するリスクコミュニケーション等の実施

（3）風評被害対策

【取組の指針】

- 短期的には、農林水産物や食品等について、販売促進フェアの開催等を行うとともに、消費者の信頼確保に向けて検査結果の情報開示を徹底する。
- 中期的には、これらの風評被害対策の継続とともに、地域の農林水産物を活用した新商品の開発等の農林水産物の6次産業化を推進する。

【講ずる施策】

- 「食べて応援しよう！」の取組と連携の下、東日本大震災の被災地及びその周辺地域で生産・製造されている農林水産物、食品等について、販売促進フェアを開

催するとともに、全府省庁の食堂、社内食堂・飲食店などで積極的に利用してもらうよう、業界団体等に働きかけを行う。

- 福島県産農林水産物等については、市場におけるブランド力を回復するため、出荷時期に合わせて産地と連携しつつ、各種メディアを利用した PR 活動や、メディア等を対象とした生産地ツアーの実施等の取組を支援する。
- 消費者の信頼確保に向けて検査結果等の正確な情報開示を徹底する。その際、風評被害を払拭する観点からも海外も対象に発信することが重要であることから、これを推進する。また、輸入規制措置の廃止・緩和への対策を強化する。
- 安全な農林水産物の消費拡大や高付加価値化を促進するため、新たな販路拡大のための農商工連携、新たな商品やサービスの開発、地域ブランドの再構築など農山漁村の 6 次産業化を推進する。
- 消費者に向けたリスクコミュニケーションの強化を進め、消費者の理解の増進を図り、風評被害の払拭に取り組む。

《平成 26 年度実施する事業》

- A) 「ふくしま新発売。」Web サイトによるモニタリング情報、安全安心に関する県の取組などの発信、首都圏における参加型シンポジウム等の開催（県施策）
- B) 消費段階での安全性の可視化のための活動の推進と、県産農林水産物の安全性確保と消費者の信頼回復を図る事業の実施
- C) 「がんばろう ふくしま！」応援店の活動支援、県内キャンペーンの実施、県外の主要消費地におけるトップセールス、「全国安全安心キャラバン隊」によるキャラバン活動展開、マスメディアを活用した PR、市町村、民間団体への支援等（県施策）
- D) 県産農林水産物を原料とした新商品の開発など農林漁業者が 6 次化に取り組むために必要な支援等
- E) 生産から消費に至る様々な立場の人々が一体となり、農林水産業の復興等に取り組む「ふくしまからはじめよう。『食』と『ふるさと』新生運動」の展開（県施策）
- F) 風評の払拭に向けた諸外国等への働きかけ
- G) 農産物等輸出回復事業
- H) 輸出回復緊急対策事業（県施策）

（４）林業・木材産業の再生に向けた取組

【取組の指針】

- 短期的には、住居等近隣の森林の除染を進めるとともに森林再生に着手。
- 中期的には、現地の状況を勘案し、森林再生や木質バイオマス発電施設等の整備を推進。

【講ずる施策】

- 住居等近隣の森林の除染を速やかに実施する。住居等近隣以外の森林については、関係省庁が連携して調査・研究を進め、新たに明らかになった知見等を踏まえ、適時・適切に対策の充実を図る。
- さらに、林業機械を活用した安全で効率的な除染手法や放射性物質の拡散防止のための技術の開発を進める。
- 避難指示解除準備区域においても、空間線量率が一定の範囲内の地域では、営林活動が可能となる。同地域の森林整備により生産された木材の利用について、早急に検査体制の検討を進める。
- 木造公営住宅の建築の推進や公共施設における県産材の積極的使用など、県産材の流通拡大の必要な取組を行う。
- 森林から下流域への土砂の流出を防ぐため、適正な森林の整備・保全を行うとともに、山火事の発生による森林からの放射性物質の再拡散の懸念があるため、山火事発生時の対応計画を策定し、必要な対応を行う。
- 海岸防災林の復旧・再生や治山施設の整備等を進める。また、林道施設等の復旧については、県や市町村等による災害復旧が迅速に進むよう支援を行う。
- 森林の公益的機能の発揮及び被災地の復興を図る観点から、現地の状況を勘案し、県や市町村等による路網整備、森林所有者等による間伐等の森林整備を推進する。また、国有林においても、計画的な森林整備等を推進する。
- 林業の活性化、雇用の創出、エネルギーの安定供給等のため、木質系震災廃棄物、木材加工時に発生するバーク、未利用間伐材等を有効に活用できる木質バイオマス発電施設等の整備に対する支援を行う。発電施設においては、森林の間伐等により発生した木材等の活用も進めていく。
- 安全な特用林産物の生産再開に向けた支援を行う。森林の公益的機能の発揮とともに、原木に加え、きのこや山菜類への放射性物質の影響の低減にも資するよう、森林整備と放射性物質の低減等を一体的に進める。

《平成 26 年度実施する事業》

- A) 被災した山地等を復旧整備するための、治山施設の設置や海岸防災林の再生
- B) 市町村等が管理する林道施設に関する被災箇所の復旧
- C) 被災した海岸防災林の復旧に必要な苗木生産のための施設整備に関する支援
- D) 森林整備と放射性物質の低減等のための対策を一体的に推進
- E) 路網の未整備により間伐等が遅れている森林での作業道の開設
- F) 森林の有する防災機能を高度に発揮させる森林整備の促進
- G) 農林業の活性化や雇用の確保等を図るための木質バイオマス利用施設の整備支援
- H) 民間施設における県産材利用やバイオマスエネルギー利用機器の普及
- I) 地域資源である木質バイオマスの利用を促進及び県産材フル活用に向けた安定供給システムの構築
- J) きのこと生産者の生産再開に必要な施設や放射性物質防除施設の整備、安全なきのこ原木等の確保と導入支援、きのこ原木等の放射性物質の継続的な調査及び放射

性物質の移行を低減させる栽培技術の普及等

- K) 多様で健全な森林の整備のための優良な種苗の安定供給体制の整備に対する支援
- L) 林業生産活動の活性化や森林の適正な整備の推進による森林の公益的機能を発揮するための森林・林業の担い手の安定的な育成、確保
- M) 林業就業者の雇用環境と就業条件の改善、研修等の実施
- N) 森林施業の集約化に必要な森林の情報収集、森林の現地調査、境界確認、施業提案書の作成・森林所有者の合意形成等の活動を支援
- O) 地域材を活用した木造復興住宅の建設を促進するため、供給体制作りを支援
- P) 県産材の放射線検査体制の構築、安全性のPR
- Q) 被災した森林組合等の経営再建等に必要な借入金に対する利子助成及び被災森林所有者等を対象に相続や森林経営に係る相談会等を開催する取組への支援

(5) 漁業の再生に向けた取組

【取組の指針】

- 短期的には、共同施設等の復旧を進めるとともに、漁場の環境、水産物のモニタリングを継続。
- 中期的には、漁業の再開に向けた段階的な取組を推進。

【講ずる施策】

- 漁港、漁場、資源の現状を把握するための調査、地域の漁業の復興に向けた計画策定を支援する。
- 漁港、養殖施設、市場や水産加工施設等を復旧する。
- 沿岸・沖合において漁場の環境、水産物のモニタリングを継続的に行う。
- 放射性物質の影響が少ない魚種・漁場について正確な情報提供を行う。
- 試験操業の実施など段階的な漁業再開の取組を進め、採取された漁業資源のサンプル中における放射性物質の有無の検査を支援する。
- 本格的な沿岸漁業の再開に向け、試験操業等の取組を支援し、漁業担い手の育成及び確保を図る。
- 漁業の再開に向け、地域で生産される水産物の放射性物質検査が適切に実施されるよう、検査体制整備を支援するとともに、検査結果を消費者等に分かりやすく提供し、水産物の安全性について正しく理解が得られるよう努める。
- 安全性が確認された魚介類の流通・加工・販売について、地元水産加工業者等と連携のもと、その取扱量を拡大してゆく。
- 漁場に堆積しているがれき等の回収処理が進むよう支援を行う。また、旧警戒区域の漁場について、回収作業が未着手であることから、同様に支援を行う。
- 事業再開を希望する漁業者に向け、漁船・漁具等の復旧、共同利用漁船導入などの支援、経営の協業化を進める。
- 優良な水産種苗研究・生産施設の再整備など栽培漁業の再開、資源管理を推進する。

- 水産業の復興のため、水産試験研究機関の機能強化と調査研究の推進を図る。

《平成 26 年度実施する事業》

- A) 沿岸、沖合海域等において、海水や海底土、海洋生物に含まれる放射性物質の濃度の測定を実施
- B) 水産物をはじめとする水生生物中の放射性物質の挙動とその要因の解明に関する調査研究を実施
- C) 原発事故周辺海域において、漁獲される種について放射性物質調査を実施
- D) 漁業の担い手の確保・育成
- E) 瓦礫の撤去等による漁場回復及び漁業・養殖業の復旧
- F) 瓦礫の回収などに取り組む漁業者に対する支援
- G) 栽培漁業の再構築
- H) 漁協等が行う漁業者の共同利用に供する漁船建造費、漁具購入費の補助
- I) 水産業共同利用施設の早期復旧に必要な不可欠な機器等の整備に要する経費の補助
- J) 資源管理型漁業の推進
- K) 産地市場や漁協の再編整備の推進
- L) 経営の協業化、低コスト生産等により収益性の高い漁業経営の推進
- M) 漁業経営維持に必要な資金の融通による支援（県施策）
- N) 漁港施設の復旧
- O) 本格的な沿岸漁業の再開に向け、試験操業等の取組を支援（県施策）

（6）区域外での事業再開等

【取組の指針】

- 避難者が帰還するまでの一定期間、県内外で農林水産業の維持・再開ができるよう、避難先での就農等を支援。

【講ずる施策】

- 帰還意思のある避難者に対しては、農山漁村の受入情報の提供や、帰還するまでの一定期間、県内はもとより県外で農林水産業の再開ができるような取組などのきめ細かな対応を行う。
- 避難先に移転して農林水産業を再開する避難者に対しては、移転先の情報提供や営農支援等の支援を行う。

《平成 26 年度実施する事業》

- A) 東日本大震災により甚大な被害を受けた被災農家等の生活再建に向けて、避難先等の荒廃農地を活用して営農活動を再開できるよう、被災農家等の一連の取組に対する支援

- B) 避難している農業者がふるさとに戻って営農を再開するまでの間、避難先等における一時就農の支援

6. 避難の状況に応じた生活の再建

- 見込まれる避難生活の長さに応じて行う当面の生活環境の整備と避難からの生活の再建について、以下の長期的な視点により取組を実施する。
 - ① 被災者の方々が、それぞれの生活場所において、震災と原発事故により分断された家族の生活環境や地域のコミュニティを回復し、安定した就労のもと、生活の再建を円滑に進められる状況を目指す。
 - ② 放射線量、インフラの復旧などの生活環境等の改善状況に基づき、長期に帰還が困難であった地域においても住民の帰還を可能とする。
- 国は、住民の方々や地元自治体が将来に向けて新たな一歩を踏み出すことができるよう、帰還支援と新生活支援の2つからなる支援策を新指針で提示。

(1) 居住環境等の確保整備

【取組の指針】

- 被災者が帰還後又は避難先で、安定的な居住環境を確保し、生活の再建に取り組める環境を実現。
- 避難が必要となる期間、被災者が避難中の居住地域・形態、生活拠点に求める機能等を把握し、関係自治体と調整した上で、避難中の生活拠点の確保・整備方針を策定。当該方針に基づき、必要な生活拠点の確保・整備等を進め、新たな拠点へのできる限り早期の移転を実現。
- 見なし仮設を含めた仮設住宅については、住宅の復興状況や被災自治体の考えなどを十分に踏まえて、当面の間、入居期間を延長、居住環境を確保。
- 避難先では、必要に応じて避難元自治体や県と連携しつつ、被災者に対する健康管理、メンタルヘルスケア等の各種支援を行うとともに、それら支援に関する情報を提供。
- 避難指示が継続することにより、故郷に帰還できない状態が長期化する地域等の住民の方々のための生活拠点の整備を求める声に応えるため、これまで進めてきた避難期間が長期に及ぶ避難者等のための町外の生活拠点の確保に加え、福島再生加速化交付金を活用し、町内拠点の整備などを推進。

【講ずる施策】

- 生活拠点の確保・整備のために、福島県や避難元自治体と調整・連携し、被災者の受入先自治体に対しても、協力依頼や財政面等で支援を行う。
- 自治体ごとに帰還に向けたソフト・ハード両面からの環境整備の協議を進める。
- 被災者の避難中の居住地域・形態、生活拠点に求める機能等を把握するために、被災者に対する住民意向調査を実施する。
- 住民意向調査の結果を踏まえ国、県、避難元自治体、受入自治体による協議の場

において、避難期間中の生活拠点の確保・整備方針を策定し、同方針に基づき必要な生活拠点の確保・整備を進める。

- 長期避難者のための生活拠点の形成を促進するため、災害公営住宅の整備を中心に、避難元自治体の要望と受入自治体との協議を踏まえ、福島再生加速化交付金による、避難者の増加への対応や長期にわたる避難生活の安定のための基盤整備等を推進するとともに、コミュニティの維持などの避難者支援のためのソフト対策を一体的に実施する。
- 健康管理・メンタルヘルスケア等を適切に受けられる体制を充実させる。
- 地域コミュニティの維持にも配慮しつつ、当面の間、見なし仮設を含めた応急仮設住宅の供与期間を延長する。
- 仮設住宅から民間賃貸住宅等へ住み替えを希望される方に対して、入居に要する費用及び家賃が東京電力の賠償により支払われること、またその対象費用の範囲・金額等を丁寧に周知するとともに、入居費用や家賃の立替払いが困難な方に対する支援を行う。
- 帰還を希望する長期避難者や帰還を希望しない避難者に対して、生活の再建に係る支援、居住の安定確保に向けた対策や二重ローン対策を講ずる。
- 避難者に対して各種生活支援情報や交流の場の提供を行う。
- 避難が長期化する区域に存する介護施設や障害者支援施設・障害児入所施設等においては、他の地域で活動を再開するための代替施設の整備が必要となることを踏まえ、必要な措置を講ずる。
- 避難の長期化が家屋に与える損傷の実態調査を実施。
- 避難が長期化する自治体にあつては、避難生活が長期化する中にあつても、これまでの歴史・伝統・文化が継承されるよう、地域コミュニティの維持・再生を図る。
- 避難住民が民間契約等の際にその避難場所について証明することを求められる事例があり、生活上の支障が生じないよう取り組んでいく必要があることから、避難場所に関する証明について、当該証明に関する事務を統一的に実施する方法をとりまとめたところであり、この周知を図り、避難元市町村における取組を推進する。

《平成 26 年度実施する事業》

- A) 13 都県に駐在職員を派遣するほか、県大阪事務所に職員を配置し、きめ細かい相談対応及び情報の提供を実施（県施策）
- B) 全国の公共施設等に地元紙を送付し、県外の避難者へ地元情報を提供（地元紙提供事業）（県施策）
- C) 避難元自治体の広報誌等を避難者にダイレクトメールで送付し、地元情報を提供（県施策）
- D) 避難元自治体の復興や除染の状況、健康情報などを掲載した避難者向け情報紙を発行し、福島の現状や復興に向けた動きなどを周知（県施策）
- E) 避難者向けブログ及びホームページにより、生活支援情報や各種相談会・交流会の開催情報等を提供（県施策）
- F) 避難者支援活動を行う県外のNPO等の民間団体に対する活動経費の補助（県施策）

- G) 全国的な避難者支援組織への業務委託（県施策）
- H) 県内の避難者支援組織への業務委託（県施策）
- I) 災害により被災した住宅の応急修理
- J) 長期避難に伴う劣化・損傷住宅の調査
- K) 災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給（市町村施策）
- L) 災害により負傷、疾病にかかるなどした方に対する災害障害見舞金（市町村施策）
- M) 災害により被害を受けた世帯への災害援護資金の貸付（市町村施策）
- N) 自然災害により被害を受けた世帯に対する被災者生活再建支援金の支給（県施策）
- O) 仮設住宅等での生活を余儀なくされ、生活環境や生活習慣の変化の大きい被災者の健康状態の悪化を防ぐため、被災市町村等で被災者の健康支援活動等にあたる保健医療専門職の確保及び事業実施を支援。
- P) ふくしま心のケアセンターに、専門職を中長期的に配置して心のケアの支援体制を整備。
- Q) 災害公営住宅整備計画の策定支援
- R) 県営の災害公営住宅整備
- S) 避難町村営災害公営住宅の県代行整備（県施策）
- T) 24時間365日つながる電話相談窓口（よりそいホットライン：0120-279-338）を設置し、電話による相談を受けて悩みを傾聴するとともに、必要に応じ、面接相談や同行支援を実施することにより、具体的な問題解決に繋げる寄り添い支援を行う。
- U) 市町村が避難先で行うコミュニティ再生や健康づくり等の事業への支援（県施策）
- V) 震災の影響によって既往債務を弁済できなくなった個人債務者の債務整理を円滑に進め、債務者の自助努力による生活や事業の再建等を支援
- W) 災害公営住宅の整備を中心に、避難者を受け入れている自治体の基盤整備等を推進するとともに、コミュニティ維持などの避難者支援のためのソフト対策を一体的に実施することについて、必要な支援を行うことにより、長期避難者のための生活拠点の形成を促進
- X) 避難している子育て世帯の帰還を支援する必要な住宅の整備に係る助成

《平成27年度以降の主な取組》

- Y) 県営の災害公営住宅の整備
- Z) 避難町村営災害公営住宅の県代行整備（県施策）

（2）生活再建に向けた就労支援と賠償

【取組の指針】

- 雇用創出の取組を通じて、被災者に可能な限り就労の機会を提供。1人でも多くの被災者が臨時的な就労状態から安定的な雇用へ円滑に移行することを実現。
- 東京電力株式会社による迅速、確実かつ十分な賠償を促進し、具体的な賠償金の確実な支給を確保。被災者の就労意欲に配慮しながら、個別事情に応じた損害を

含め、丁寧な賠償を迅速に実施。

- 国は、原子力損害賠償紛争審査会において、平成 25 年 12 月に新たな指針が策定されたことを踏まえ、東京電力に対して、追加賠償の円滑な実施に向け指導を行う。

【講ずる施策】

- 産業振興・雇用促進プランに掲げる取組など、雇用創出の取組を推進する。
- 賠償基準が明示されていない部分など、避難区域見直しや被災者の帰還の状況、生活実態等を踏まえ必要に応じて基準の明確化を進める。
- 国は廃炉作業、除染、インフラ復旧等の実施に当たっては、地域の住民の雇用の確保に配慮する。
- 原子力損害賠償紛争審査会は、中間指針第四次追補において、精神的損害に関する一括賠償、避難指示解除後の賠償が継続する相当期間、住居確保に係る追加賠償の考え方など、賠償の見通しを示した。また、原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介を円滑に実施し、原子力損害賠償支援機構によるきめ細かな相談事業を的確に指導する。
- 賠償の一括払いが本格化することを受けて、被災者の生活再建のニーズにきめ細かく対応できる相談窓口の充実・強化を図る。

《平成 26 年度実施する事業》

- A) 帰還可能地域での就職に向けたきめ細かな職業相談・紹介
- B) ニーズに応じた求人開拓、求人情報の提供
- C) 合同就職面接会や出張相談会の実施
- D) 新卒者の帰還可能地域での就職に向けた求人情報提供、就職面接会開催
- E) 原子力損害賠償支援機構を通じての円滑な賠償の支援
- F) 原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介による迅速かつ公平な賠償の実現

(3) 受入自治体に対する支援

【取組の指針】

- 多数の避難者を受け入れている地方公共団体において、復旧・復興が円滑に進むよう必要な対応を実施。
- 受入先となる地方公共団体における行政の機能の低下やまちづくりへの影響、避難者と受入先の住民との間の摩擦が生ずることのないよう、十分に配慮。

【講ずる施策】

- 受入自治体の地震・津波からの復旧・復興に係る事業円滑な実施に向け、土木、建築職員の派遣等の人的支援を行う。

- 本区域からの避難者を多く受け入れ、本区域の今後の復興及び再生を進めるためのいわば拠点となっている地方公共団体が、急増した住民に対応できる十分なサービスを円滑に提供できるよう、避難者の受入れによって生じている負担を踏まえて必要な財政支援、人的支援等を講ずる。
- 受入自治体の住民も避難者も安心して暮らせる環境を整えるため、受入自治体における医療・介護提供体制の充実に、県、避難元自治体及び受入自治体と連携して取り組む。
- 「相双地域等医療・福祉復興支援センター」の活用等によって、医師・看護師を始めとする医療人材や福祉人材の確保を支援する。
- 被災地の医療復興のため、地域医療再生基金を活用し、各病院の役割に応じた機能強化等を支援する。
- 雇用の確保・創出のため、緊急雇用創出事業を活用するとともに、福島県内において企業の事業再開や新增設、新産業創出等を促進し、中・長期的には、再生可能エネルギー関連産業の集積・育成等の取組を進める。
- 福島県内において、工業団地造成費用利子補給制度の活用等により、新たな工業団地の整備を促進するとともに、企業立地補助制度や、復興特区法による法人税等の優遇措置を活用し、企業立地を推進する。
- 安定した生活が維持・確保されるよう、避難者及び受入先自治体の住民のための十分な就職支援や就学の確保等の環境整備を行う。
- NPO等の民間団体が行う、被災者と受入先の住民との交流を促進する活動に対して支援を行う。
- 受入自治体に代わって県が必要な措置を講じる場合にも、急増した住民に対応できる十分なサービスを円滑に提供できるよう、財政支援等の措置を行う。

《平成26年度実施する事業》

- A) 原発避難者特例法に基づく措置
- B) 受入自治体に対する財政措置
- C) 教育施設の整備及び教職員配置の特例的な措置
- D) 土木、建築職員を始め、税や保健・福祉部門など行政サービスの円滑な提供に向けて必要な職員の派遣その他人材面でのバックアップ
- E) 避難者と受入先の住民が良好な関係を保持できるよう住民間の交流事業を実施する。

第2部 広域的な地域整備の方向

避難解除等区域の復興及び再生に当たっては、複数の市町村にまたがる、国、福島県及び広域市町村圏組合等が管理する広域的な施設の整備等の地域整備の方向についても整理した上で、国、福島県及び市町村が共有する必要がある。このため、第2部においては、広域的な地域整備の方向について記載することとする。

なお、記載のない限り、原則として、各施設管理者等が実施主体となるものである。

1. 公共インフラの復旧と機能強化

(1) 広域的な道路ネットワークの構築

○福島のおかれた国土軸上の優位性やその県土構造、地域内条件の特性に配慮しつつ、避難解除等区域等の復興再生のためには、東西軸、南北軸にわたり県内外を広域連携するネットワークの確保・強化を図る必要がある。このため、帰還困難区域の存在による交通障害を緩和する措置を行うとともに、復興を支える公共施設等の整備のため、東北中央自動車道（相馬～福島間）の早期整備、常磐自動車道の早期整備、一般国道6号の機能回復・強化に向けた整備を進める。

また、浜通りと中通り地方等との東西の広域道路ネットワークの確保・強化や、福島県の復興を支える道路の整備を着実に進める。あわせて、沿岸の被災地と後方支援都市を結ぶアクセス道路や、県外を含めた他圏域との広域連携を図るための交通網の強化を推進する。

○除染とインフラ復旧の工程調整等、加速化・円滑化の施策を総動員し、早期帰還のため急務となる道路復旧を実施する。

ア 常磐自動車道の早期整備

①現状・課題・取組方針

○常磐自動車道（広野 IC～山元 IC）の事業進捗状況

－区域見直し前の警戒区域外においては、平成23年5月16日に復旧・整備工事を再開し、区域見直し前の警戒区域内においては、関係省庁による合同チームにおいて、除染等の放射線対策を検討。

－区域見直し前の警戒区域のうち、空間線量20ミリシーベルト／年を下回る区間については、平成24年3月より復旧・整備工事に着手。残る区間についても環境省の除染事業（平成25年6月末完了）と並行して復旧・整備工事に着手。

－広野 IC～常磐富岡 IC 間について、平成25年度末完成予定を前倒しし、平成26年2月22日に再開通。

②具体的取組内容

○復旧箇所（広野 IC～常磐富岡 IC 間）以外の常磐自動車道の整備については、

－相馬 IC～山元 IC 間　：平成26年内

区域見直し前の警戒区域を含む以下の区間については、工事発生材の処理、供用形態、アクセス道路の復旧等について関係機関との調整が整うことを前提に

－浪江 IC～南相馬 IC 間　：平成26年内

－常磐富岡 IC～浪江 IC 間：平成27年ゴールデンウィーク前
を供用目標として事業を推進。

- 廃炉等の新たな交通需要に対応し、避難指示区域等の住民帰還の環境整備、復興・再生の加速化を図るとともに、緊急時の避難路としても活用できる常磐自動車道の追加 IC の整備を、県及び関係自治体が主体となり検討する。

イ 東北中央自動車道（相馬～福島間）の早期整備

①現状・課題・取組方針

- 相双地方の復興を支援するため、相双地方と日本海側を結ぶ東北中央自動車道（相馬～福島間）について、復興支援道路として早期に機能が発揮できるよう早期整備を促進する。

②具体的取組内容

- 改良工事等の整備促進を図るとともに、計画・設計に係る地元説明会の開催や各種調査、設計及び用地買収等を実施する。

ウ 一般国道 6 号の復旧

①現状・課題・取組方針

- 応急復旧により、平成 23 年 4 月 10 日までに福島第一原子力発電所警戒区域を除き通行が可能となった。（原発警戒区域内は、12 月 26 日までに 2 車線を確保。）
- 震災による被災箇所は、平成 25 年度末までに、すべての本復旧を完了。

エ その他の一般国道等の整備

①現状・課題・取組方針

- 県は、避難解除等区域等の復旧・復興、住民の帰還の促進を図るために、8 路線 29 箇所を「ふくしま復興再生道路」として震災から概ね 10 年間を目標に整備を進めている。平成 25 年度には、国道 114 号（小綱木）、国道 288 号（三春西）、及び県道原町川俣線（水境）を開通した。
- また、県が、国による代行事業を検討している国道 399 号（十文字）、県道吉間田滝根線（広瀬）及び（仮称）小名浜道路の 3 事業については、まずは県事業において調査測量設計等を実施し、事業についての地域合意を概ね得たところである。

②具体的取組内容

- 福島復興再生基本方針の趣旨に基づき、平成 27 年度から国代行事業に着手できるよう、県は、対象事業や各事業の具体の代行要請区間、実施体制等について国と調整し、法第 12 条に規定の知事から内閣総理大臣への要請等の手続を行う。

オ 県管理道路の復旧

- 避難解除等区域の県管理道路としては、東西にわたる国道 288 号、県道原町川俣線・小野富岡線や、南北にわたる国道 399 号、県道いわき浪江線などがあり、これら県管理道路の復旧は避難解除等区域の復興に重要である。
- 除染とインフラ復旧の工程調整等、加速化・円滑化の施策を総動員し、早期帰還のため急務となる道路復旧を実施する。

【田村市エリアの県管理道路】

①現状・課題・取組方針

○道路の状況

避難指示解除準備区域内の路線数（県管理道路）	・・・	1 路線	
うち被災した路線（工区）数	・・・	1 路線	1 箇所
うち本復旧を実施する路線（工区）数	・・・	1 路線	1 箇所

②具体的取組内容

- 被災箇所については、平成 24 年 7 月下旬から順次災害査定を受検し、平成 24 年度に本復旧が完了した。

【南相馬市エリアの県管理道路】

①現状・課題・取組方針

○道路の状況

避難指示解除準備区域及び居住制限区域内の路線数（県管理道路）	・・・	12 路線	
うち被災した路線（工区）数	・・・	12 路線	57 箇所
うち応急対策を実施した路線（工区）数	・・・	1 路線	1 箇所
うち本復旧を実施する路線（工区）数	・・・	12 路線	57 箇所

○復旧の予定

被災箇所 12 路線 57 箇所のうち、災害査定を 52 箇所を受検し、27 箇所の本復旧を完了した。

残る 30 箇所については、準備が整った箇所から速やかに本復旧工事に着手している。本復旧については、地震災は災害査定から概ね 3 年、津波災は今後策定される復興計画との整合を図りながら災害査定から概ね 5 年での完了を目指す。

上記のほか、帰還困難区域に 1 箇所の被災を確認しているが、関係機関と調整を図りながら復旧方針を決定し、優先度の高い箇所から復旧に努める。

②具体的取組内容

○平成 25 年度における成果

災害査定を受検した 52 箇所（うち、2 箇所は平成 24 年度完了）のうち、9 路線 43 箇所を発注し、そのうち 25 箇所（うち、2 箇所は平成 24 年度完了）について本復旧が完了した。未発注の 7 箇所は、本復旧工事着手に向けて関係機関と協議を進めた。

○平成 26 年度の成果目標

災害査定未了の 5 箇所の災害査定及び本復旧工事が未発注の 7 箇所について、関係機関との調整が整い次第、速やかに受検・本復旧工事に着手する。

【川俣町エリアの県管理道路】

①現状・課題・取組方針

○道路の状況

- 避難指示解除準備区域及び居住制限区域内の路線数（県管理道路）・・・ 3 路線
- うち被災した路線（工区）数・・・ 3 路線 11 箇所
- うち本復旧を実施する路線（工区）数・・・ 3 路線 11 箇所
- 復旧箇所の放射線量が高く、掘削残土を地区外に移動出来ない。また、残土処分地の見通しが立っていないことから事業は未着手となっている。

②具体的取組内容

- 今後、町などの関係機関と調整を図り、残土処分方法が決定次第、本復旧工事を実施する。

【広野町エリアの県管理道路】

①現状・課題・取組方針

○道路の状況

- 旧緊急時避難準備区域内の路線数（県管理道路）・・・ 6 路線
- うち被災した路線（工区）数・・・ 3 路線 5 箇所
- うち本復旧を実施する路線（工区）数・・・ 2 路線 2 箇所

②具体的取組内容

- 平成 23 年に災害査定を受け、地震災の 2 箇所は平成 24 年 8 月に本復旧を完了。（津波災 3 箇所は、交付金事業の事業区間と重なることから廃工とする。）

【檜葉町エリアの県管理道路】

①現状・課題・取組方針

○道路の状況

- 避難指示解除準備区域内の路線数（県管理道路）・・・ 5 路線
- うち被災した路線（工区）数・・・ 5 路線 24 箇所
- うち本復旧を実施する路線（工区）数・・・ 5 路線 24 箇所

○復旧の予定

- 被災箇所 5 路線 24 箇所については、平成 25 年迄に災害査定を受検しており、12 箇所が本復旧を完了している。地震災は平成 26 年度、津波災は平成 27 年度の完了を目指す。

②具体的取組内容

○平成 25 年度における成果

- 24 箇所のうち、12 箇所が本復旧を完了した。

○平成 26 年度の成果目標

- 地震災 3 箇所の本復旧の完了を目指す。
- 津波災 3 箇所の本復旧工事に着手する。

【富岡町エリアの県管理道路】

①現状・課題・取組方針

○道路の状況

- 避難指示解除準備区域及び居住制限区域内の路線数（県管理道路）・・・7路線
- うち被災した路線（工区）数・・・7路線 23箇所
- うち応急対策を実施した路線（工区）数・・・1路線 2箇所
- うち本復旧を実施する路線（工区）数・・・7路線 23箇所

○復旧の予定

被災箇所のうち6路線18箇所については、平成25年迄に災害査定を受検しており、関係機関との調整を要する箇所を除き平成26年度の完了を目指す。

津波被災地の被害箇所は、町の復興計画に合わせ、復旧方針を決定する。

上記のほか、帰還困難区域に10箇所の被災を確認しており、うち4箇所は平成25年度に査定を受検し平成26年度本復旧工事を予定している。残る6箇所については、関係機関と調整を図りながら復旧方針を決定し、優先度の高い箇所から復旧に努める。

②具体的取組内容

○平成25年度における成果

18箇所のうち4箇所が完了。

○平成26年度の成果目標

14箇所のうち13箇所の完了を目指す。

【川内村エリアの県管理道路】

①現状・具体的取組内容

- 小野富岡線（五枚沢、吉間田）については、平成22年度に拡幅工事が施工されていたものの、東日本大震災により一時工事を中断したが、平成24年度に再開し、現在工事中。

【浪江町エリアの県管理道路】

①現状・課題・取組方針

○道路の状況

- 避難指示解除準備及び居住制限区域内の路線数（県管理道路）・・・9路線
- うち被災した路線（工区）数・・・9路線 34箇所
- うち本復旧を実施する路線（工区）数・・・9路線 34箇所

○復旧の予定

避難指示解除準備区域の被災箇所7路線20箇所は、平成25年度に災害査定を受検しており、準備が整った箇所から速やかに本復旧工事に着手する。

地震災は災害査定から概ね3年、津波災は今後策定される復興計画との整合を図りながら、災害査定から概ね5年での完了を目指す。

上記のほか、帰還困難区域に40箇所の被災を確認しているが、関係機関と調整を図りながら復旧方針を決定し、優先度の高い箇所から復旧に努める。

②具体的取組内容

○平成 25 年度の成果

避難指示解除準備区域の被災箇所 7 路線 20 箇所について、12 月までに災害査定を受検した。

居住制限区域及び帰還困難区域において、道路状況撮影車両による被災状況の調査を行い、被災状況を図化した。

○平成 26 年度の成果目標

避難指示解除準備区域の被災箇所 7 路線 20 箇所について、着手可能な箇所から速やかに本復旧工事に着手する。

【葛尾村エリアの県管理道路】

①現状・課題・取組方針

○道路の状況

避難指示解除準備区域内の路線数（県管理道路）	・・・	4 路線	
うち被災した路線数	・・・	4 路線	17 箇所
うち本復旧を実施する路線（工区）数	・・・	4 路線	17 箇所

○復旧の予定

4 路線 12 箇所については、平成 23 年迄に災害査定を受検しており、平成 25 年度に完了した。災害査定から概ね 3 年での完了を目指す。

上記のほか、帰還困難区域に 4 箇所の被災を確認しているが、関係機関と調整を図りながら復旧方針を決定し、優先度の高い箇所から復旧に努める。

②具体的取組内容

○平成 25 年度における成果

4 路線 12 箇所が完了。

○平成 26 年度の成果目標

残る箇所について災害査定を受検し、本復旧工事の着手を目指す。

【飯舘村エリアの県管理道路】

①現状・課題・取組方針

○道路の状況

避難指示解除準備区域及び居住制限区域内の路線数（県管理道路）	・・・	5 路線	
うち被災した路線（工区）数	・・・	5 路線	31 箇所
うち本復旧を実施する路線（工区）数	・・・	5 路線	31 箇所

○復旧の予定

被災した 31 箇所のうち 2 箇所で災害査定を受検し、本復旧を完了している。今後は、特に片側交互通行箇所の復旧を優先して進める。災害査定から概ね 3 年での完了を目指す。

上記のほか、帰還困難区域に9箇所の被災を確認しているが、関係機関と調整を図りながら復旧方針を決定し、優先度の高い箇所から復旧に努める。

②具体的取組内容

○平成25年度における成果

平成23年度に災害査定を受検した5路線8箇所のうち、避難指示解除準備区域の1路線2箇所について本復旧が完了した。残る居住制限区域の4路線6箇所については、本復旧工事着手に向けて関係機関と協議を行った。

○平成26年度の成果目標

避難指示解除準備区域の残る7箇所及び居住制限区域16箇所について、関係機関と調整を図り、災害査定を受検し、本復旧工事に着手する。災害査定を受検した居住制限区域の本復旧工事（4路線6箇所）について、年度内完了を図る。

カ 帰還困難区域の特別通過交通制度の円滑な運用

①現状・課題・取組方針

○被災地全体の復旧・復興の推進を図るため、帰還困難区域における主要幹線道路を対象に、防犯対策など所要の措置を講じつつ、一定の要件の下、通過交通を認める制度について運用している。

○本制度は、原子力災害現地対策本部、福島県及び関係市町村（※）との申し合わせ形式により実施するもの。

※飯舘村、大熊町、葛尾村、川内村、川俣町、田村市、富岡町、浪江町、楢葉町、広野町、双葉町、南相馬市の関係12市町村

②具体的取組内容

○対象者

自治体等職員、インフラ復旧事業者等（インフラ整備業者、除染事業者等）、関係市町村の住民（通院、通勤等の目的に限定）

○対象ルート

① 国道6号（双葉町側）～国道6号（富岡町側）／国道6号（双葉町側）～県道36号

② 国道6号（双葉町側）～東15号～県道252号～西13号～西9号～西20号～県道35号～国道288号

③ 国道6号（富岡町側）～東15号～県道252号～西13号～西6号～西20号～県道35号～国道288号

④ 国道288号～県道35号

○主な防犯対策

- ・ 厳格なルート限定、時間指定
- ・ 車両提示ステッカーの導入

- ・誓約書の提出
- ・複数回違反等をした場合の処分の加重（発給停止期間の加算等）
- ・厳格な入退域管理及び該当地域の巡回の実施

（２）海岸、河川等の復旧

- 海岸保全施設や河川管理施設、砂防施設等は、帰還する住民の安全安心の確保のために早急に復旧するとともに、堤防の嵩上げや減災を図るための整備を行う。本復旧工事の実施については、県及び市町村の復興計画を踏まえ、防災集団移転、防災緑地、防災林等他の事業との調整等を進めながら今後決定する。本復旧工事の完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進める。
- なお、帰還する住民や地域の将来像を踏まえた、安全安心の確保のための河川改修や、土砂災害対策等については、市町村の要望を踏まえながら実施する。

ア 海岸対策

【南相馬市エリア（旧警戒区域）】

①現状・課題・取組方針

○南相馬市内の旧警戒区域内における海岸の現状は以下のとおりとなっている。

- ・旧警戒区域内の地区海岸数 …… 13 地区海岸（※）
- ・うち海岸保全施設が被災した地区海岸数 …… 13 地区海岸（※）
- ・うち応急対策を実施した地区海岸数 …… 6 地区海岸（※※）
- ・うち本復旧を実施する地区海岸数 …… 13 地区海岸（※）

※地区海岸名

小浜、小沢（２地区）、塚原、村上（２地区）、角部内（２地区）、浦尻、小浜雫、蛭沢、井田川、棚塩

※※地区海岸名

小沢（２地区）、村上（２地区）、角部内、井田川

②具体的取組内容

○本復旧工事の完了について、被災した 13 地区海岸において、計画策定後概ね 5 年以内で完了を目指す。

【広野町エリア】

①現状・課題・取組方針

○広野町における海岸の現状は以下のとおりとなっている。

- ・町内の地区海岸数 …… 7 地区海岸（※）
- ・うち海岸保全施設が被災した地区海岸数 …… 5 地区海岸（※※）

- ・うち応急対策を実施した地区海岸数 . . . 1 地区海岸 (※※※)
- ・うち本復旧を実施する地区海岸数 . . . 5 地区海岸 (※※)

※地区海岸名

下北迫地区東原、下北迫地区北釜、下浅見川、折木、夕筋、浅見川、高萩

※※地区海岸名

下北迫地区北釜、折木、夕筋、浅見川、高萩

※※※地区海岸名

浅見川

②具体的取組内容

- 平成 23 年度に災害査定を実施しており、平成 25 年度に工事に着手した。平成 27 年度の完了を目指す。

【檜葉町エリア】

①現状・課題・取組方針

- 檜葉町における海岸の現状は以下のとおりとなっている。

- ・町内の地区海岸数 . . . 8 地区海岸 (※)
- ・うち海岸保全施設が被災した地区海岸数 . . . 6 地区海岸 (※※)
- ・うち応急対策を実施する地区海岸数 . . . 5 地区海岸 (※※※)
- ・うち本復旧を実施する地区海岸数 . . . 6 地区海岸 (※※)

※地区海岸名

小浜作、波倉、井出、前原、山田浜 (2 地区)、岩沢、繁岡

※※地区海岸名

波倉、井出、前原、山田浜 (2 地区)、繁岡

※※※地区海岸名

波倉、前原、井出、山田浜 (2 地区)

- 被災した 6 地区海岸について、平成 25 年度までに災害査定を実施した。

②具体的取組内容

- 本復旧工事について、平成 26 年度に工事着手予定。平成 28 年度の完了を目指す。

【富岡町エリア】

①現状・課題・取組方針

- 富岡町における海岸の現状は以下のとおりとなっている。

- ・町内の地区海岸数 . . . 6 地区海岸 (※)
- ・うち海岸保全施設が被災した地区海岸数 . . . 4 地区海岸 (※※)
- ・うち応急対策を実施する地区海岸数 . . . -地区海岸
- ・うち本復旧を実施する地区海岸数 . . . 4 地区海岸 (※※)

※地区海岸名

富岡小良ヶ浜、小浜、毛萱仏浜、前川原、下小浜、仏浜

※※地区海岸名

富岡小良ヶ浜、毛萱仏浜、下小浜、仏浜

②具体的取組内容

- 本復旧工事の完了について、被災した4地区海岸について、計画策定後概ね5年以内で完了を目指す。

【浪江町エリア】

①現状・課題・取組方針

- 町内の地区海岸数 . . . 6地区海岸 (※)
- うち被災した地区海岸数 . . . 6地区海岸 (※)
- うち応急対策を実施した地区海岸数 . . . 4地区海岸 (※※)
- うち本復旧を実施する地区海岸数 . . . 6地区海岸 (※)
- ※柵塩 (2地区)、請戸、請戸中浜、中浜、浪江中浜
- ※※柵塩 (1地区)、請戸中浜、浪江中浜、中浜

②具体的取組内容

- 本復旧工事の完了について、被災した6地区海岸について、計画策定後概ね5年以内で完了を目指す。

イ 海岸防災林の再生

【南相馬市エリア (旧警戒区域)】

①現状・課題・取組方針

- 林帯地盤 27ha が地震により地盤沈下するとともに、津波により大きく侵食された。また、森林 27ha が津波により流失した。

②具体的取組内容

- 被災した林帯地盤は、南相馬市で策定した復興整備計画の検討内容を踏まえ、平成25年度から防災林造成事業により調査測量業務に着手している。工事については、概ね5年で植生基盤の盛土を行い、概ね10年で植栽を完了する。

【檜葉町エリア】

①現状・課題・取組方針

- 津波により治山施設 (根固工) が被害を受けた。また、林帯地盤 3ha が地震により地盤沈下するとともに、森林が津波により流失した。

②具体的取組内容

- 津波により被災した治山施設は、治山施設災害復旧事業により平成25年度に復旧に着手した。

地盤沈下した林帯地盤及び流失した森林については、檜葉町で策定した復興整備計画の内容を踏まえ、平成 26 年度から防災林造成事業により植生基盤の盛土、植栽等の調査測量業務に着手する。

【富岡町エリア】

①現状・課題・取組方針

○林帯地盤 1 ha が地震により地盤沈下するとともに、森林が津波により流失した。

②具体的取組内容

○今後、富岡町で策定される復興整備計画の内容を踏まえ、防災林造成事業により植生基盤の盛土、植栽等の実施について検討する。

【浪江町エリア】

①現状・課題・取組方針

○林帯地盤 7 ha が地震により地盤沈下するとともに、森林が津波により流失した。

②具体的取組内容

○平成 23 年度は海岸防災林の被災状況について概況調査を実施した。平成 24 年度から平成 25 年度にかけて、地盤沈下した林帯地盤及び流失した森林の再生計画について検討した。平成 26 年度からは、浪江町で策定される復興整備計画の内容を踏まえ、防災林造成事業により植生基盤の盛土、植栽等の調査測量業務に着手する。

ウ 防災緑地

【広野町エリア】

①現状・課題・取組方針

○平成 24 年から平成 25 年までに復興する施設の計画を策定。

②具体的取組内容

○詳細設計後、平成 25 年度から用地買収及び工事に着手し、工事については、まちづくりや産業活動に支障がないように計画的に進め、平成 27 年度の完了を目指す。

エ 河川対策（県管理区間）

【南相馬市エリア】

（旧警戒区域内）

①現状・課題・取組方針

○小高川、太田川、鶴江川、宮田川で地震・津波による被害が確認された。全 4 河川については大型土のう積み等による応急対策を完了している。

○2 級水系小高川などの県管理区間では、平成 24 年度までに災害査定を完了している。

②具体的取組内容

- 本復旧工事について、地震災は計画策定後、概ね3年以内で、津波災は概ね5年以内での完成を目指す。

(旧警戒区域外)

①現状・課題・取組方針

- 真野川、新田川などの県管理区間では、平成23年に災害査定を完了している。
- 用地買収の必要がない区間については、平成24年度に一部工事に着手した。

②具体的取組内容

- 本復旧工事について、平成27年度の完了を目指す。

【川俣町エリア】

①現状・課題・取組方針

- 計画的避難区域内の河川数（県管理河川）・・・1河川（※）
 - うち被災した河川（工区）数・・・1河川1箇所
 - うち応急対策を実施した河川（工区）数・・・0河川0箇所
 - うち本復旧を実施する河川（工区）数・・・0河川0箇所
- ※口太川

- 復旧箇所の放射線量が高く、掘削残土の移動を地区外に出来ない。また、残土処分地の見通しが立っていないことから事業は未着手となっている。

②具体的取組内容

- 平成24年度は残土処分方法が決定次第、復旧工事の着手を目指す。今後、処分方法が決定次第、復旧工事を実施する。

【広野町エリア】

①現状・課題・取組方針

- 北迫川、浅見川、折木川で地震・津波による被害が確認された。
- 被災箇所について、平成24年度に災害査定を完了している。

②具体的取組内容

- 本復旧工事について、平成25年度に工事に着手した。平成27年度の完了を目指す。
- 浅見川において、住民等が憩い・集えるような親水施設を整備予定。

【檜葉町エリア】

①現状・課題・取組方針

- 井出川、木戸川、山田川、金剛川で地震・津波による被害が確認された。
- 被災箇所について、平成25年度に災害査定を完了している。

②具体的取組内容

- 本復旧工事について、地震災は計画策定後、概ね3年以内で、津波災は概ね5年以内での完成を目指す。

【富岡町エリア】

①現状・課題・取組方針

- 富岡川と紅葉川で地震・津波による被害が確認された。
- 紅葉川については、平成25年度に災害査定を完了している。
- 富岡川については、平成26年度から国交付金事業で実施する予定である。

②具体的取組内容

- 被災した2河川については、事業着手後、概ね5年以内での完成を目指す。

【川内村エリア】

①現状・課題・取組方針

- 平成24年度に被災調査を実施しており、川内川で地震による被害を確認。平成24年度に査定を受け、平成24年度に完了している。

【浪江町エリア】

①現状・課題・取組方針

- 請戸川と高瀬川で地震・津波による被害が確認された。
- 避難指示解除準備区域内の被災箇所は平成25年度に災害査定を完了している。

②具体的取組内容

- 被災した2河川については、事業着手後、概ね5年以内での完成を目指す。

【葛尾村エリア】

①現状・課題・取組方針

- 平成25年度に被災調査を実施しており、被害は確認されなかった。

【飯館村エリア】

①現状・課題・取組方針

- 計画的避難区域に指定され全村避難を余儀なくされたため、地震による詳細な被害の把握ができていないため、周辺の除染作業の工程に合わせ線量の減衰を見極めながら現地調査を行い、被害がある場合、復旧工事については、概ね3年での完了を目指す。

オ 土砂災害対策

【川内村エリア】

①現状・課題・取組方針

- 館屋沢については、平成22年より砂防事業に着手している。

②具体的取組内容

○平成 27 年度内の事業完了を予定している。

【飯館村エリア】

①現状・課題・取組方針

○前田沢については、平成 21 年より砂防事業化しているが、避難指示により保全対象住民が避難していることから、現在、事業を休止している。

②具体的取組内容

○住民の帰還後、村の要望を踏まえながら、事業を実施する。

(3) 小名浜港及び相馬港等の復旧・機能強化

- 東日本大震災により被災した小名浜港、相馬港等の港湾施設については、計画的な早期復旧を図る。
- 福島県小名浜港について、今後見込まれる石炭等の貨物量の増加や大型船への対応を図るため、現在進めている東港地区国際物流ターミナル整備事業の促進や埠頭運営のさらなる効率化のための取組を進めるとともに、福島県相馬港について、3号ふ頭地区国際物流ターミナル整備事業を引き続き進め、LNG(液化天然ガス)の取扱への対応として航路・泊地整備事業の促進を図り、これらの機能強化を講ずる。

【小名浜港】

①現状・課題・取組方針

- 復旧工程計画に定められた全ての港湾施設について平成 25 年度に本格復旧を完了した。
- 全国初の特定貨物輸入拠点港湾に指定された小名浜港は、東日本のエネルギー拠点としての機能をさらに充実させていくため、今後見込まれる石炭等の貨物量の増加や大型船への対応等を図ることが必要である。

②具体的取組内容

- 復旧工程計画に定められた全ての港湾施設について平成 25 年度に本格復旧を完了した。
- 小名浜港東港地区国際物流ターミナル等の機能強化及び埠頭運営のさらなる効率化のための取組を進める。

【相馬港】

①現状・課題・取組方針

- 復旧工程計画に定められた港湾施設のうち、沖防波堤及び利用者調整のために期間を要している 1 号埠頭地区 3 号岸壁を除く、全ての施設について本格復旧を完了した。
- 相馬港は、東北地方への LNG (液化天然ガス) の安定的かつ安価な輸入の実現に向け、大型 LNG 船の安全かつ効率的な輸送を確保することが必要である。

②具体的取組内容

- 復旧工程計画に定められた沖防波堤及び 1 号埠頭地区 3 号岸壁について計画的な早期復旧を図る。
- 相馬港 3 号埠頭地区国際物流ターミナル整備事業及び航路・泊地整備事業の促進を図る。

(4) 漁業の再開に向けた漁港の復旧

- 漁港の現状を把握するための調査と、漁港の復旧を推進する。

【富岡町エリア（富岡漁港）】

①現状・課題・取組方針

- 平成 25 年度に全ての施設で災害査定を実施し、完了している。現在、復旧工事に向けて関係機関と協議を行っている。

②具体的取組内容

- 平成 25 年度に災害査定が完了しており、今後漁業利用者の要望や町の復興計画との調整を図りながら、優先度の高い施設から実施し、岸壁・防波堤等の主要な施設については、事業に着手してから概ね 3 箇年での復旧を目指す。

【浪江町エリア（請戸漁港）】

①現状・課題・取組方針

- 平成 24 年度及び平成 25 年度に全ての施設で災害査定を完了している。現在、優先度の高い破堤した防波堤の復旧工事を実施している。

②具体的取組内容

- 平成 25 年度に災害査定が完了しており、優先度の高い防波堤等の復旧工事を実施している。今後漁業利用者の要望や町の復興計画との調整を図りながら、優先度の高い施設から実施し、岸壁・防波堤等の主要な施設については、事業に着手してから概ね 3 箇年での復旧を目指す。

(5) JR常磐線の復旧

○JR常磐線については、浜通りにおける基幹的な交通基盤であり、通勤・通学、産業、観光、交流など様々な分野において、浜通りと仙台地方や首都圏を結び、福島県の復興を推進する上で必要不可欠なインフラである。このため、国は、責任を持って地元地方公共団体やJR東日本と連携を図り、早期復旧を確実に進めるよう、適切な指導及び技術的支援を行う。

①現状・課題・取組方針

○現在、竜田～原ノ町駅間、相馬～浜吉田駅間が不通となっている。各区間の復旧に向けた取組状況は以下の通り。

・広野～竜田駅間は、平成26年5月29日の檜葉町の帰町の判断を踏まえ、6月1日に運行再開。

・竜田～原ノ町駅間は、JR東日本が、調査を実施しつつ、復旧方針を策定中。また、復旧調査・工事等を進めていく上での課題に対応するために、JR東日本及び関係省庁が参加する「避難指示区域内におけるJR常磐線復旧に係る検討チーム」等を通じ、復旧に向けて、地元自治体の要請等を踏まえつつ、住民帰還に合わせて復旧できるように、取り組んでいる。

・津波の被害を受けた、相馬～浜吉田駅間は、平成26年春より工事に着手している。JR東日本によれば、工事着手から3年程度を見込んでおり、平成29年春頃に運転が再開される見込み。

・浜吉田～亶理駅間は、平成25年3月16日より運行再開。

②具体的取組内容

○広野～竜田駅間については、「竜田・木戸駅からのバス運行検討会議」を通じ、バス事業者等を含めて鉄道復旧後の両駅から自宅等までのバス運行に関する協議を実施。

○竜田～原ノ町駅間については、「避難指示区域内におけるJR常磐線復旧に係る検討チーム」を通じ、JR常磐線の復旧調査・工事を進めていく上での課題に対応するための技術的支援の実施。

○相馬～浜吉田駅間については、1日も早い運行再開に向け、JR東日本及び関係自治体等が協力し、移設に必要な用地の確保や鉄道施設の整備において工期短縮に努める。

○JR東日本では広野駅～竜田駅間については、平成25年8月から復旧工事を行い、平成26年5月29日の檜葉町の帰町の判断を踏まえ、6月1日に運行再開。

2. 相双・いわき地方における生活環境の再生のための基盤整備

(1) 医療・福祉の再構築

- 地域医療・福祉の再構築に向けて、医療従事者、福祉・介護人材の確保、被災医療・福祉施設の復旧、地域の状況に応じた医療・福祉提供体制の整備に取り組む。
- 避難先でも安心して暮らせる環境を整えるため、受入自治体における医療・福祉提供体制の充実に、県、避難元自治体及び受入自治体と連携して取り組む。

【医療提供体制の復旧・復興】

①現状・課題・取組方針

<医療従事者の確保>

- 医療従事者の確保については、県内の病院と医科診療所が県外医療従事者を新規雇用した場合、県外から医療支援を受けた場合に人件費等を補助するとともに、浜通りの病院と医科診療所に被災失業医療従事者と県外医療従事者を継続雇用した場合に人件費を補助。
- 旧緊急時避難準備区域の病院を対象に、医療従事者の確保及び就業環境の改善に係る経費を補助。
- 県内医療機関から相双地域の医療機関に対して看護職員を出向させ、技術指導を行う取組を支援。
- ナースセンターに就職アドバイザーを配置し、浜通り地域を中心に巡回就業相談を実施。
- 浜通りの医療機関の医師確保を支援するため、県立医科大学に設置された寄附講座から浜通りの医療機関に常勤医師を派遣するとともに、県立医科大学の地域医療等支援教員を増員し、相双地方の医療機関へ非常勤医師を派遣。
- 浜通りの医療機関が看護職員確保及び定着を図るために取り組む事業に対する経費を補助。今後とも医療従事者の確保対策を推進する必要。

<被災医療施設の復旧>

- 医療施設の災害復旧費を補助し、旧警戒区域等外の医療機関については、概ね施設の災害復旧は終了。
今後は、避難指示の解除等に併せて、再開が可能になる医療機関の施設設備の再整備や運営費を補助。また、市町村等が仮設診療所を開設する場合、施設設備整備費や運営費を補助。

<地域の状況に応じた医療提供体制の整備>

- 相馬エリア及びいわきエリアにおいて、中核病院の整備や医療機関の役割分担に応じた機能強化に係る施設設備整備費を補助するとともに、医療機関相互の連携を促進するため、ICTを活用した医療情報連携の基盤整備に要する経費を補助。

- 特に厳しい経営状況にある旧緊急時避難準備区域内と診療再開の目途が立たない旧警戒区域内の医療機関（6病院2診療所）に運転資金を融資し、診療継続や診療再開を支援。
- 旧警戒区域等からの避難者が最も多いいわき市において、浜通り地方における中核拠点病院である総合磐城共立病院の機能強化が課題となっている。これに対応するため新病院の建設に向け取り組みを進めているところであり、浜通りの地域医療の確保のために必要な支援を実施する。
- 郡立の診療所をいわき市内に複数設置することを検討する。国及び県は、郡立の診療所の設置に当たり、施設の設置及び運営に対して、必要な財政支援等を行う。
- 原子力災害により延期されている県立大野病院と双葉厚生病院の統合については、当面の対応として、住民の帰還状況や医療需要を見極めながら、双葉郡内での新たな医療施設の整備を検討する。
- 福島県立医科大学に設置する放射線医学の研究・治療拠点であるふくしま国際医療科学センターと、浜通りの医療機関との連携体制を構築する。

②具体的取組内容

<福島県地域医療再生計画（三次医療圏）による取組>

- 浜通りの医療機関が看護職員確保及び定着を図るために取り組む事業に対する経費を補助。

（相双地域：3病院2診療所、いわき地域：19病院8診療所）

<福島県浜通り地方医療復興計画による取組>

- 浜通りの医療機関の医師確保を支援するため、県立医科大学に設置された寄附講座から浜通りの医療機関に派遣される医師の人件費を県立医科大学に補助。（福島県立医科大学の寄附講座「災害医療支援講座」の医師7名の人件費を補助。当該医師7名を浜通りの医療機関に常勤医として派遣。）
 - 相馬エリアについて、地域が主体的に取り組む医療機関の役割分担を促進するとともに、中核となる病院の機能強化等を図るための施設設備整備を支援。
 - 相馬エリアについて、休日夜間急患センターの再稼働を支援。
 - 双葉エリアの医療機関等が浜通りで医療の提供を再開するための支援。
 - 双葉エリアについて、区域の見直しや住民の帰還状況に合わせて、必要な医療が提供されるよう、医療機関の再開や運営を支援。
 - いわきエリアについて、地域が主体的に取り組む医療機関の役割分担を促進するとともに、総合磐城共立病院の整備を支援。
 - いわきエリアについて、災害時の水の確保のため、地下水の医療用水化を支援。
 - 相馬エリア及びいわきエリアについて、医療機関の相互連携のため、ICTにより患者情報を共有する取組を支援。
- <福島県浜通り地方医療復興計画（第2次）による取組>
- 県外医療従事者の新規雇用及び県外からの医療支援に係る人件費等を支援。
 - 被災失業医療従事者や県外医療従事者の継続雇用に係る人件費を支援。（浜通り限定）
 - 旧緊急時避難準備区域内の病院による医療人材確保や就業環境改善の取組を支援。

- 住民帰還を促進するため、市町村から派遣要望のある一次医療機関に県立医大の支援教員を派遣。
- 相馬エリア及びいわきエリアについて、地域が主体的に取り組む医療機関の役割分担を促進する施設設備整備を支援。
- いわきエリアについて、総合磐城共立病院の新病院整備を支援。
- 災害時の電源確保のため、自家発電機器の整備を支援。
- 災害時の透析医療体制確保のため、人工腎臓装置の整備を支援。
- 県民健康調査のため、甲状腺検査機器の整備を支援。
- 県立医大の臨床研究イノベーションセンターに県外からの若手医師を招へいする取組を支援。
- いわき市の休日夜間急病診療所の整備を支援。
- 災害医療センターによる全国からの医療支援のマッチングや双葉郡の保健医療活動を支援する取組を補助。
- ＜福島県地域医療再生計画（三次医療圏）【第2次】による取組＞
- 在宅医療サービスの向上を図るため、在宅医療従事者向けの研修会と住民向けのシンポジウムの開催を支援。
- 在宅医療従事者の連携拠点づくりを支援。
- 在宅患者情報を共有するシステムの構築を支援。
- 災害時の電源確保のため、自家発電機器の整備を支援。

【福祉・介護提供体制の復旧・復興】

①現状・課題・取組方針

＜福祉・介護人材の確保＞

- 東日本大震災及び原子力災害により、福祉・介護人材の流出が続き、人手不足が深刻な状況。福祉・介護サービスを安定供給するため、引き続き福祉・介護人材の確保対策が必要。そのため、福祉・介護人材の育成・確保・定着につながる事業を総合的に展開する。

＜被災福祉施設の復旧＞

- 高齢者施設の復旧にあたり災害復旧費を補助し、旧警戒区域等外の施設については、概ね施設の災害復旧は終了。
また、旧警戒区域内の施設については、避難が長期化する双葉郡町村内の高齢者施設について、双葉郡外の市町村での仮設施設による事業再開に対して、災害復旧費による補助を実施した。
今後は、避難指示解除等に併せて、再開が可能になる高齢者施設及び避難が長期化する施設の他の市町村での仮設施設による事業再開に対し、災害復旧費を補助していく。
- 旧警戒区域等のほか、旧警戒区域外の双葉郡町村が新たに施設整備を行う場合には、社会福祉施設整備事業等による補助を行う。

○障がい児者福祉施設、事業所等の再開のため、施設・設備の災害復旧費を補助している。今後は、避難指示の解除等に併せて、再開が可能になる施設、事業所等の復旧を支援していく。

②具体的取組内容

○福祉・介護人材の育成・確保・定着のため、事業所が行う介護の資格取得研修を通じた人材の確保や求人活動等に対する支援。さらに人材育成の仕組みの導入促進や、介護職員の雇用に必要な経費の助成等を総合的に展開。

○県外から相双地域等の介護保険施設等に就職を予定している者に対して、研修受講費や就職準備金を貸与するとともに、住宅情報の提供を行い、住まいの確保を支援。

○双葉郡外の市町村での仮設施設による事業再開に対して、災害復旧費による補助を実施。

- ・介護老人保健施設 1 施設（檜葉町）いわき市で再開

- ・養護老人ホーム 1 施設（富岡町）郡山市で再開

○避難指示解除準備区域内の高齢者施設に対し、災害復旧費による災害査定を実施。

- ・特別養護老人ホーム 2 施設（南相馬市、檜葉町）

- ・介護老人保健施設 1 施設（南相馬市）

○避難区域等に所在する障がい児者福祉施設、事業所等の運営事業者に、今後の再開の見込、方向性等についての調査を実施している。

○また、双葉郡外の市町村での仮設施設による事業再開を予定している障がい児者福祉施設、事業所等に対し、災害復旧費による災害査定を実施した。

- ・就労継続支援事業所 1 施設（大熊町） 田村市に設置予定

- ・障害者支援施設 1 施設（川内村） 田村市に設置予定

（２）教育機会の確保

○避難解除等区域等において、子どもが等しく就学できる環境整備を推進する。

○避難解除等区域等の教育環境の充実に引き続き努めるとともに、幅広いニーズに応える魅力ある中高一貫校を広野町に設置する。

①現状・課題・取組方針

○避難解除等区域等の高等学校において、生徒の教育機会を確保するため、教育施設の整備や宿泊施設の確保、教職員配置の特例的な措置、奨学金による支援、通学の支援などにより、教育環境の充実を図る。

○ふるさとの復興や社会に貢献する人材の育成を目指した双葉郡ならではの教育を進めるため、双葉郡双葉地区教育長会が設置した、双葉郡教育復興に関する協議会が平成 25 年 7 月末に「福島県双葉郡教育復興ビジョン」をとりまとめた。

②具体的取組内容

○避難解除等区域等の高等学校の教育環境の充実に引き続き努めていく。また、双葉郡教育復興に関する協議会に協力するとともに、双葉郡の教育長会及び町村会から要望のあった中高一貫校を既存の施設を利用するなどして広野町に設置する。

新たな学校は双葉郡の中学校と連携した魅力ある学校として、平成 27 年 4 月の開校を目指す。

(3) 広域水道の復旧

○住民帰還の前提となる安心して使用できる生活用水の安定確保を図る。

【広域水道（双葉地方水道企業団）】

①現状・課題・取組方針

○災害復旧について、上水道の早期復旧を最優先課題として計画し、各事業者との緊密なる連携により復旧を進めるものとする。

②具体的取組内容

【広野町内の供給】

<上水道>

- ① 上水道復旧（津波被災地区以外）については、平成 24 年度に応急復旧済。
- ② 津波被災地区の復旧については、復興計画が確定した一部区域の設計完了後、平成 26 年度中に実施計画協議（工事）予定。それ以外の区域は、広野町復興計画に基づいて実施計画作成予定。

<工業用水道>

○工業用水道については平成 23 年度に復旧済み。

【檜葉町内の供給】

<上水道>

- ① 上水道復旧（津波被災地区以外）については、平成 25 年度に応急復旧済。
- ② 津波災害地区の復旧については、檜葉町復興計画に基づいて実施計画作成予定。

<工業用水道>

○工業用水道については平成 25 年度に復旧済み。

【富岡町内の供給】

<上水道>

○富岡川以南の給水に必要な「富岡南系配水池」については、応急復旧済。比較的線量

の低い南部より順次給水範囲を拡大する。その際、道路、下水道等事業者との緊密な連携を図りながら作業を行う。

- ①配水施設（富岡南系配水池）については、平成 25 年度に応急復旧済。
 - ②配水施設、給水施設（南地区の一部、主に本岡字赤木、上郡山字滝ノ沢、字上郡、字太田）については、平成 25 年度中に応急復旧済。
 - ③配水施設、給水施設（南地区の一部、主に上郡山字清水、下郡山字真壁）については、放射線量を考慮しながら通水試験や漏水調査を実施し、平成 26 年度中に応急復旧完了予定だが、その他事業との調整を考慮していないため、工程が変動する恐れがある。
 - ④配水施設、給水施設（南地区の一部、主に仏浜字西原、小浜字大膳町）については、放射線量を考慮しながら平成 26 年度より通水試験や漏水調査を実施し、応急復旧予定。
 - ⑤配水施設、給水施設（南地区の一部、主に本岡字本町、本町一丁目二丁目、中央一丁目二丁目）については、放射線量を考慮しながら平成 26 年度より通水試験や漏水調査を実施し、応急復旧予定。
- 富岡川以北の給水に必要な関根浄水場については、放射線量を考慮しながら機能を回復し、給水区域を拡大する。
- ①取水施設、浄水施設（第一、第二、第三水源、関根浄水場）については、放射線量を考慮しながら平成 26 年度中に応急復旧完了予定。
 - ②配水施設（宮の原ポンプ場、下千里ポンプ場、大菅ポンプ場、小浜ポンプ場）のうち小浜ポンプ場については、平成 25 年度に応急復旧済。その他の施設については、放射線量を考慮しながら平成 26 年度中に応急復旧予定。
 - ③配水施設、給水施設（主に北地区）については、放射線量を考慮しながら平成 26 年度より通水試験や漏水調査を実施し、応急復旧予定。
 - ④配水施設、給水施設（主に帰還困難区域）については未定。
- 津波被害地区の復旧については、平成 25 年度に特例査定受験済。富岡町復興計画に基づいて実施計画作成予定。
- 特定広域化補助事業については、平成 23 年度以降事業を休止しているが、事業再開の時期は今のところ未定である。

<工業用水道>

- 工業用水道については平成 25 年度に復旧済み。

（４）広域ごみ処理体制の確保

○帰還する住民の生活に支障をきたさないよう、市町村の意向を踏まえつつ、広域ごみ処理体制を確保する。

【焼却施設（双葉地方広域市町村圏組合）】

①現状・課題・取組方針

- 平成 23 年 7 月から広野町及び川内村（旧警戒区域外）の一般廃棄物の処理を再開。平成 25 年 2 月から、檜葉町及び川内村（旧警戒区域内）の家の片付けごみ及び生活ごみの可燃物について、南部衛生センターにおいて焼却処理を開始。
- 現在稼働している南部衛生センター（檜葉町）は、平成 24 年 9 月に先行除染が完了している。
- 北部衛生センター（浪江町）は、平成 26 年 3 月に先行除染が完了している。

②具体的取組内容

- 南部衛生センターから排出された焼却灰の最終処分がクリーンセンターふたば（大熊町）でできないため、焼却施設内に仮置きしているが、舘の沢最終処分場（檜葉町）を仮置場として整備し、平成 25 年 6 月から搬入している。
- 北部衛生センター（浪江町）の被災状況を、平成 24 年 10 月に施工業者が目視調査を実施した。平成 25 年 11 月から、浪江町の除染に併せて除染を実施し、平成 26 年 3 月完了。平成 26 年度に作業環境を保つため施設内清掃を行い早期の稼働に努める。

【最終処分場（双葉地方広域市町村圏組合）】

①現状・課題・取組方針

- クリーンセンターふたば（大熊町）は、福島第一原子力発電所から 3 km 地点に設置されており、警戒区域再編後、帰還困難区域となり再稼働の見通しは困難な状態である。

②具体的取組内容

- 環境省は、双葉郡 8 町村の住民帰還後の生活ごみの焼却灰、不燃物（10 年間分）を処分可能な最終処分場の確保を検討している。

（５）広域し尿処理体制の確保

○帰還する住民の生活に支障をきたさないよう、市町村の意向を踏まえつつ、広域し尿処理体制を確保する。

【し尿処理施設（双葉地方広域市町村圏組合）】

①現状・課題・取組方針

- 完成前の試験運転中に被災した汚泥再生処理センター（富岡町）は、平成 24 年 4 月に先行除染が完了、平成 26 年 3 月に復旧のための詳細調査を完了。
- 発生しているし尿は、従来、いわき市、南相馬市及び石川地方生活環境施設組合に処分依頼していたが、いわき市の施設の改修工事に伴い、平成 25 年 10 月からいわき市委託分は全量南相馬市へ移行している。

②具体的取組内容

- 平成 26 年度中に汚泥再生処理センターの復旧工事を行い、早期稼働に努める。

(6) 広域汚泥処理体制の確保

- 帰還する住民の生活に支障をきたさないよう、市町村の意向を踏まえつつ、広域汚泥処理体制を確保する。

【し尿汚泥・下水汚泥処理施設（双葉地方広域市町村圏組合）】

①現状・課題・取組方針

- 汚泥リサイクルセンターは、福島第一原子力発電所から 3 km 地点のクリーンセンターふたば（最終処分場）に併設されており、警戒区域再編後、帰還困難区域となり再稼働の見通しは困難な状態である。

②具体的取組内容

- 状況を踏まえて、各町村の今後の汚泥発生量に基づき、代替施設の整備や今後の処理について検討している。なお、広野町の下水道施設の復旧による汚泥については、これまで施設内に仮置していたが保管量が一杯のため、平成 25 年 12 月から民間処分場で処理を行っている。

(7) 防犯・治安・防災その他の安全の確保

- 警察施設の復旧・整備に必要な措置を講ずる。
- 地域の防災拠点である消防施設の復旧に必要な措置を講ずるとともに、大規模火災の発生に備えた県内消防本部による応援体制の充実を図る必要がある。
- 新たな原子力災害に備え、防災体制の充実を図る必要がある。

【警察施設】

①現状・課題・取組方針

- 被災した警察施設を復旧・整備するため必要な措置を講じ、治安体制を整備していく必要がある。

②具体的取組内容

- 楡葉町の「道の駅ならは」に設置した双葉警察署臨時庁舎に加え、双葉警察署浪江分庁舎において平成 26 年度中に業務を再開し、治安体制の強化をさらに推進する。

【消防施設（双葉地方広域市町村圏組合）】

①現状・課題・取組方針

- 富岡消防署及び本部機能を持つ浪江消防署は、地震により庁舎の損壊が著しいため、本部機能と富岡消防署機能を檜葉分署に、浪江消防署機能を川内出張所に移転し管内の消防活動に当たっている。今後は、被災した消防庁舎について速やかに復旧を図る必要がある。
- 県内消防本部による応援体制の維持・強化に向けた取組を行っていく必要がある。

②具体的取組内容

- 県内消防本部の応援隊員のための研修の開催や訓練の実施など必要な調整・支援を行う。
- 建物の一部損壊と建物周囲の地盤沈下がある富岡消防署については、復旧を進める。
- 建物に多数の亀裂があり耐震性に問題がある浪江消防署については、建て替える方向で復旧を進める。
- 警戒区域再編に伴い、浪江町役場機能の一部が浪江町の本庁舎内で再開されたことにより、消防活動の見直しを行い「サンシャインなみえ」を北双方部の拠点として、浪江消防署機能の一部を平成26年3月より再開する。

【オフサイトセンター】

①現状・課題・取組方針

- 原子力災害対応の拠点であった大熊町のオフサイトセンターが被災により使用不可能なため、オフサイトセンターを新たに設置（2箇所）し、原子力災害に備える必要がある。

②具体的取組内容

- 福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所の状況が異なることを踏まえ、各発電所ごとにオフサイトセンターを設置する（南相馬市、檜葉町）。

（8）その他広域施設の復旧

【火葬場（双葉地方広域市町村圏組合）】

①現状・課題・取組方針

- 斎場「聖香苑」（双葉町）は警戒区域再編後、帰還困難区域となり、再稼働するには除染を行い復旧を検討して行く。また、多くの避難者が居るいわき市において、火葬場の利用が混雑してきているため代替施設等の施策を講じる。

【准看護師養成等施設（双葉地方広域市町村圏組合）】

①現状・課題・取組方針

- 公立双葉准看護学院（双葉町）は警戒区域再編後、帰還困難区域となり、再開の見通し困難。震災後3年が経過することで、当時の学生は転校し卒業している。同養成所の今後の取組に対しては、県と協議して行く。

○平成 26 年 1 月に帰還困難区域における除染モデル実証事業にて除染を実施済み。

(9) 野生動植物への放射線影響調査による生態系の維持等

- 野生動植物への放射性物質の影響を把握するため、長期的なモニタリング調査及び結果の公表を行う。
- 旧警戒区域等内において、被災ペット等の生息状況調査や保護活動を実施するとともに、飼い主への返還や譲渡を促進する。

【野生動植物への放射線影響調査】

①現状・課題・取組方針

- 国が、福島第一原子力発電所の周辺地域での放射性物質による生態系への影響を把握するため、関係する機関・団体とも協力しながら、植物の種子やネズミ等の試料の採取と分析を進める。なお、生態系への影響の把握には、何世代にも渡る長期的な調査が必要となるため、関係する自治体、研究機関や学識経験者とも連携しながら、モニタリング方法の検討や、調査分析等を進めていく必要がある。

②具体的取組内容

- 国や大学等専門機関が避難指示区域等で行っている、野生動植物の遺伝子解析等の調査結果を共有・蓄積し、実態の把握に努める。
- 野生動物における放射性核種の動態を調査し、基礎データを収集しながら長期的モニタリング計画を策定する。

【被災ペットの保護】

①現状・課題・取組方針

- 環境省及び福島県は、全国の自治体や関係団体等と協力しながら保護活動等を実施し、これまでに旧警戒区域から犬 458 頭、猫 544 頭を保護するとともに犬 416 頭、猫 384 頭の返還・譲渡を行った。

②具体的取組内容

- 環境省と福島県は、引き続き、旧警戒区域等における被災ペットの生息状況調査を実施するとともに、必要に応じて保護活動を実施し、保護したペットを飼養管理しながら、飼い主への返還や譲渡を早期に進める。

3. 産業の創出、再生等

(1) 研究開発拠点整備等

- 廃炉に向けた取組が安全かつ着実に進められることが福島復興の大前提であることから、廃炉の研究開発や事業推進を、世界の英知を結集して進めるための拠点整備を図る。
- 地元の住民が安心して豊かな生活を営める環境を実現するとともに、持続的に発展可能な地域産業を興すために、新たな産業の創出等に寄与する各種の研究拠点整備等を図る。

ア 放射性物質に汚染された環境の回復と廃炉技術の確立

【福島県環境創造センター】

①現状・課題・取組方針

- 福島県が放射性物質により汚染された環境の回復・創造のための調査及び研究開発の拠点として設置する福島県環境創造センターについては、国及び関係する研究開発機関等が連携・協力しながら運営等をサポートする。

②具体的取組内容

- 福島県環境創造センターについては、同センターの基本構想（平成24年10月）に基づき、環境放射能等のモニタリングや除染技術の開発等に取り組む拠点として、平成27年度の三春町本館及び南相馬市施設の開所、平成28年度の全施設の開所を目指して整備を進める。

【(仮称) 廃炉研究開発・事業推進に向けた拠点】

①現状・課題・取組方針

- 福島第一原子力発電所1～4号機の廃炉に向けた研究開発・事業推進を進める。

②具体的取組内容

- 福島第一原子力発電所の近郊に、放射性物質の分析施設や、廃炉現場で使用する機器・装置の開発に必要な施設（モックアップ施設）を整備する。モックアップ施設については、平成26年度中の運用開始を目指す。

イ 農林水産業の再生

【福島県浜地域農業再生研究センター】

①現状・課題・取組方針

- 福島県は、農業における放射性物質対策等に関する現地での調査研究を行う拠点として、27年度に南相馬市に開所する「(仮称) 福島県浜地域農業再生研究センター」について、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の福島研究拠点に設置した農業放射線研究センターとの連携のもと調査・研究を推進する。国は、避難指示区域に

における放射性物質対策等に関する調査・研究の円滑な推進が図られるよう努める。

②具体的取組内容

- 「(仮称) 福島県浜地域農業再生研究センター」については、同センターの基本構想(平成 24 年 12 月)及び基本計画(平成 26 年 3 月)等に基づき、避難地域等の営農再開・農業再生を図る研究拠点として、平成 27 年度中の開所へ向け、南相馬市への整備を進める。
- 福島県が独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構との間に締結した「東日本大震災の被災地域における営農再開・農業再生に向けた研究推進に関する福島県と独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構との基本協定」(平成 25 年 4 月)に基づき、放射性物質対策技術等の研究を連携協力して進める。

【農業放射線研究センター(独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構)】

①現状・課題・取組方針

- 福島県は、農業における放射性物質対策等に関する現地での調査研究を行う拠点として、27 年度に南相馬市に開所する「(仮称) 福島県浜地域農業再生研究センター」について、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の福島研究拠点に設置した農業放射線研究センターとの連携のもと調査・研究を推進する。国は、避難指示区域における放射性物質対策等に関する調査・研究の円滑な推進が図られるよう努める。

②具体的取組内容

- 「(仮称) 福島県浜地域農業再生研究センター」については、同センターの基本構想(平成 24 年 12 月)及び基本計画(平成 26 年 3 月)等に基づき、避難地域等の営農再開・農業再生を図る研究拠点として、平成 27 年度中の開所へ向け、南相馬市への整備を進める。
- 福島県が独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構との間に締結した「東日本大震災の被災地域における営農再開・農業再生に向けた研究推進に関する福島県と独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構との基本協定」(平成 25 年 4 月)に基づき、放射性物質対策技術等の研究を連携協力して進める。

ウ 再生可能エネルギー関連産業の創出

【福島再生可能エネルギー研究所(独立行政法人産業技術総合研究所)】

①現状・課題・取組方針

- 独立行政法人産業技術総合研究所を中心とする産学官の連携により、再生可能エネルギーの研究開発、実証等を通じて産業の創出に取り組む。

②具体的取組内容

- 平成 26 年 4 月に開所した福島再生可能エネルギー研究所において、地元企業等と連携した技術開発や人材育成を行う。

【浮体式洋上風力発電】

①現状・課題・取組方針

- 再生可能エネルギーに関して、浮体式洋上風力発電の早期事業化と福島発の洋上発電技術の国際標準を先導するような研究開発、試験活動の強化・機能の集積により、関連産業の創出を図る。

②具体的取組内容

- 浮体式洋上風力発電実証研究事業において7メガワット風車の整備を進めるとともに、当該事業を契機として風力発電産業の集積を図る。

(2) 農業水利施設の整備の推進

- 津波被災地域の農業用施設等については、「東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律（平成23年法律第43号）」に基づき特定災害復旧事業等を実施する。
- 避難解除等区域等の復興再生のために特に必要な土地改良施設の復旧については、「福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）」に基づき直轄災害復旧事業等を実施する。
- 大柿ダム等の基幹的水利施設の災害復旧事業を迅速に進める。
- 流域から放射性物質が流入する農業用ダム・ため池等について、生活空間の一部として生活圏の空間線量の低減の観点から必要となる除染やその他の営農の観点から必要となる放射性物質対策を実施する。

ア 排水機場

【南相馬市エリア（旧警戒区域）】

①現状・課題・取組方針

- 南相馬市内の旧警戒区域における排水機場の現状は以下のとおりとなっている。

- ・旧警戒区域内の排水機場数 8 機場
- ・うち被災した排水機場数 8 機場
- ・うち応急対策を実施している排水機場数 4 機場
- ・うち本復旧を実施する排水機場 8 機場

②具体的取組内容

- 被災した8排水機場のうち、1機場は県が応急復旧済みであり、本格復旧を実施し、平成26年度内の完了予定。
- 残り7機場は、国が直轄災害復旧事業により、本格復旧を実施中。
 - ・平成26年度末までに2排水機場、平成27年度末までに3排水機場、平成28年度末までに1排水機場の本格稼働を目指す。

イ 国営請戸川地区の大柿ダム、幹線用水路等

①現状・課題・取組方針

- 大柿ダムについては、孔間弾性波や動的解析による被災状況調査等を行うとともに、専門家の助言を得つつ復旧工法等を検討した。
- 幹線用水路等については、被災状況調査及び復旧工法等の検討を実施した。
- これらの検討結果をもとに、平成 25 年度に福島特別直轄災害復旧事業計画を策定した。なお、水路等は、受益農地の除染の進捗や避難指示解除等の見通しを踏まえ、段階的に復旧する方針。
- ダムは空間線量が年間 50 ミリシーベルト以上の地域にあり、被害状況調査に当たって、管理棟等については、先行除染が完了している。
- 農業用水の利用にあたっては、ダムの水質・底質調査結果等を踏まえ、放射性物質対策の検討・実証を行う。

②具体的取組内容

- 大柿ダム及び水路の復旧工事を平成 26 年度に着手。
- ダムの復旧に併せて、工事範囲の除染を一体的に実施する。
- 水路の復旧は、除染との調整を行いながら進める。
- また、大柿ダムの機能回復にあたっては、国は、汚染堆積土等の放射性物質対策について、平成 26 年度に技術の実証を行う。

4 避難先等での安定的な居住環境の確保

○被災者が帰還後又は避難先で生活の再建できるよう、安定的な居住環境の確保に取り組む。

【公営住宅（災害県営住宅）】

①現状・課題・取組方針

- 住民が帰還するに当たって、生活の基盤である住宅の再生・復旧を最優先課題として、県及び市町村において災害公営住宅の整備などを図る必要がある。
- 被災者の安定的な居住環境を確保するため、県及び市町村の災害公営住宅の整備が円滑かつ迅速に行われるよう必要な支援を行うとともに、今後の長期避難者の居住の安定の確保状況を踏まえ、必要な措置について検討を行う。
- 災害公営住宅を整備するに当たっては、県及び市町村において木造化・内装木質化に配慮するとともに、県産材の積極的使用などを図り、地域経済の復興に寄与するものとする。

②具体的取組内容

- 第二次災害公営住宅整備計画において、県全体で 4,890 戸を整備することとしている。（県施策）
- 第一次計画で整備をすることとしている概ね 3,700 戸については、平成 27 年度までの入居を目指して整備を進めており、第二次計画で上乗せした 1,190 戸についても、平成 27 年以降早期に入居できるよう整備を進めていく。（県施策）
- 災害公営住宅の整備を要望する避難市町村の要請に応じて、建設工事を県が代行し、整備促進を図る。（県施策）
- 避難解除等区域内の既存公営住宅の復旧工事を促進する。（県施策）
- 長期避難者のための生活拠点の形成を促進するため、災害公営住宅の整備を中心に、避難者を受け入れている自治体の基盤整備等を推進する。また、当該拠点がコミュニティの維持・発展の場ともなるよう、災害公営住宅の整備に当たっては、医療・福祉施設、集会所や広場、農園などを併設するハード整備と、避難者支援のためのソフト施策の一体的な実施について、避難元自治体の要望と受入自治体との協議を踏まえ、福島再生加速化交付金の交付等必要な措置を講ずる。
- 災害公営住宅の入居者同士の他、周辺に避難している方やもともとの地域住民が交流し、コミュニティを形成するために交流員を配置する。（県施策）
- 被災者が、災害公営住宅周辺での住宅再建を容易にできるよう、その手法について検討を進める。

【民間住宅支援】

①現状・課題・取組方針

○被災者の良質な住宅・住環境の確保に向け、民間住宅（持家、貸家）建設等への支援を行う必要があり、また、被災地の復興のために県産材の利用促進、地域住宅産業の活性化を図る必要がある。

②具体的取組内容

- 県産木材を使用して住宅を建設する建築主へのポイント交付事業を実施し、県産木材の活用や地域住宅産業の振興等を促進するとともに、被災者等の住宅建設にはポイントを加算し、住宅再建を支援する。（県施策）
- 市町村や建築関係団体等と連携し、住宅再建等に関する情報提供や相談に対応する復興住宅フェア等を開催することにより、住宅再建を支援する。（県施策）
- 被災者等が恒久住宅として空き家を活用するために必要となる改修等費用の一部を補助することにより、住宅再建を支援する。（県施策）

第3部 市町村ごとの計画

避難解除等区域の復興及び再生を推進し、住民の帰還及び生活の再建、産業再生等を円滑に進めるためには、当該区域で行われる復旧、復興及び再生の取組を、国、福島県及び市町村が共有し、連携しながら実施していく必要がある。また、住民の帰還や産業立地等に当たっての判断材料として、それらの国、福島県及び市町村による取組を住民等に示すことも必要である。

こうしたことから、この第3部においては、これまで国が「福島復興再生基本方針」や「原子力発電所の事故による避難地域の原子力被災者・自治体に対する国の取組み方針（グランドデザイン）」で示した考え方や、市町村の復興計画等を踏まえ、今後、国、福島県及び市町村等が実施していく帰還に向けた除染、インフラの整備、生活環境の整備、産業の再生の取組を中心に記載することとする。

本計画では、「1. 全般的取組」及び「2. 各分野の取組」について記載する。

「1. 全般的取組」では、今後実施していく具体的取組等の前提となる目指すべき復興の姿等について、市町村の復興計画等を踏まえつつ、それらの事項について簡潔に記載することとする。また、「2. 各分野の取組」では、分野ごとに、具体的に実施する取組内容を中心に記載することとする。「1. 全般的取組」は、各市町村で掲げる復旧、復興及び再生の将来像等であり、それらの中には、国、福島県及び市町村だけでなく民間の主体も含めて実施していくべき取組や短期、中期及び長期で実施すべき取組が含まれる。また、必ずしも、取組内容が具体化し、実施することが決定しているものばかりではない。このため、「1. 全般的取組」に記載された内容については、今後とも、国、福島県及び市町村は連携して、復興・再生のために必要な取組の具体化に向けた協議を進めることとする。こうした「1. 全般的取組」の具体化のプロセスを経て、国、福島県、市町村等により実施することが決定したもの、及び課題を踏まえた調整の状況など具体化に向けた動きが明確なもの等については、分野ごとの取組内容を記載する「2. 各分野の取組」の中に位置づけ、国、福島県、市町村が役割分担のもとで連携して推進していく。

なお、大熊町、双葉町については、今後、国、福島県、町との協議により、第3部の市町村ごとの計画の前提となるインフラ工程表の作成等を進めた上で、両町の復興・再生のために必要な取組の具体化に合わせ、速やかに第3部の市町村ごとの計画を策定することとする。

田村市

1. 全般的取組

(概要)

阿武隈高原の中央に位置する田村市は、平成 17 年 3 月 1 日に滝根町、大越町、都路村、常葉町、船引町の旧 5 町村が合併し形成された。本地域は、磐越自動車道が走る県内の中央に位置し、福島県の中核的都市である郡山市まで約 30km の位置にあるなど、県内のどこへ出かけるにも便利な地域であり、浜通りとの結節点となる地域でもある。

(区域見直しの現状等)

東日本大震災により、田村市はかつて見舞われたことのない苦境に直面した。震災により、田村市内の一部が警戒区域と緊急時避難準備区域に指定され、警戒区域の 121 世帯 381 人全員が避難生活を余儀なくされた他、緊急時避難準備区域の 1,289 世帯 4,114 人のうち、都路地区の 646 世帯 2,143 人（平成 26 年 1 月 31 日現在）が未だに避難生活を送っている。このうち緊急時避難準備区域については平成 23 年 9 月 30 日に指定が解除され、平成 24 年 4 月 1 日に警戒区域が見直され、避難指示解除準備区域となった。

平成 26 年 4 月 1 日には避難指示解除準備区域の指定も解除されたが、市内、特に都路地区の住民は、未だ市内外の仮設住宅等において避難生活を余儀なくされている。避難生活の長期化に伴って、避難期間中の避難者の生活支援とともに、今後、安心して帰還するための環境整備を図っていくことが大きな課題となっている。

(復興の姿と基本的な方針)

避難指示の解除を受け、住民の帰還を進めるためには、確実かつ迅速な除染の実施をはじめ、放射線による健康被害対策や地域医療体制の再構築、さらには産業の再生などに取り組んでいく必要がある。

このような状況の下、田村市は、平成 25 年 6 月に避難指示解除準備区域における国直轄除染が完了しており、それ以外の市が行う区域についても平成 24 年から着手し現在作業を進めており、平成 27 年度には除染を完了する計画である。

平成 24 年 3 月に策定した「田村市震災等復興ビジョン」(以下「復興ビジョン」という。)では、「1. 支え合いで実現する新たな地域づくり」、「2. 安全・安心の基盤づくり」及び「3. 市民との協働で拓く未来づくり」を基本理念として、復旧に力点を置く前期 5 年間の「速やかな原状回復」を図る主な取り組み施策として、市道をはじめ、農林業施設や学校教育施設、避難地域等のインフラ復旧を、また復興を主眼に取り組む後期 5 年間は「新たな地域づくり」目指す施策として、避難者の就業機会の提供をはじめ、6 次化商品開発販売支援や情報連携システムの構築、新エネルギー普及対策など、合わせて 115 の施策を計画して、安全で安心して暮らすことのできるふるさとの再生を通じた「心の復興」を目標としている。

このような状況の中で、田村市は電気や上水道について大きな被害は受けておらず、道

路や学校等の復旧についても、災害復旧事業等は平成 25 年 5 月には完了した。地域のコミュニティ再生は、都路灯まつりなどのイベントの開催など国・県の事業を活用している。また、環境放射能等のモニタリングや除染技術の開発等に取り組む拠点となる「福島県環境創造センター」の田村西部工業団地への設置及び平成 27 年度の一部開所、平成 28 年度の全施設の開所が予定されている。

今後、田村市は、一日も早い住民の帰還に向けて、より一層地域のコミュニティの再生や産業の復興・再生を図るため、政策資源を総動員していくべき段階の中で、風評被害の払拭や雇用創出のため企業等の誘致に努めるものである。

国、福島県及び田村市は、これまでも連携して被災者の生活支援や被災地域の復旧等に取り組んできたが、今後とも、田村市の復興ビジョンや住民意向調査の結果を踏まえて、復興・再生のために必要な取組の具体化に向けた協議を進め、実施することが決定した具体的取組について、国、福島県、田村市等が役割分担しながら取り組んでいくこととする。

また、双葉地方は原発事故前から都路地区市民にとっては生活圏、経済圏でもあり、田村市にも双葉地方の住民の方々も避難している状況にあり、田村市は、市の復興を進める中で要請があればできる限り支援をしたいと考えている。

2. 分野別の取組

1. 除染

放射線防護措置を着実に進めることが極めて重要であり、その一環として除染とそのフォローアップを計画的に実施する。

(1) 国計画

平成 24 年 4 月に策定された「特別地域内除染実施計画（田村市）」に基づき、平成 24 年 7 月には除染特別地域内で最初に本格除染を開始、平成 25 年 6 月に作業が完了した。除染効果が維持されていることの確認のため事後モニタリングの実施を継続する。また、国による「除染に関する相談窓口」を平成 26 年 3 月 1 日に開設し、相談に応じて現地を確認し、現地の状況により必要な対策を講じる取組を進めている。

(2) 市町村計画

平成 23 年 11 月(平成 24 年 7 月、平成 26 年 3 月に改訂)に策定された市除染実施計画に基づき、平成 27 年度内に旧警戒区域を除く市内全域の生活圏域、農地等の除染を終了する。

市除染計画で優先して除染を行う地域としている旧緊急時避難準備区域(旧警戒区域を除く都路町全域、常葉町堀田、黒川、田代及び山根地区、船引町横道地区)及び横道地区を除く船引町移地区は平成 24 年度から着手、これ以外の地域は平成 25 年度から着手している。

2. インフラの整備

住民の帰還を促進するため、道路や農業用施設等の復旧や、生活環境を整備するための廃棄物処理（ごみ、下水汚泥処理等）体制を整備する。

特に、県が整備を進めるふくしま復興再生道路のうち、磐越自動車道小野 I C と都路地区を結ぶ県道吉間田滝根線については、田村市のみならず、避難解除等区域の復興加速化の基幹となる路線であり、早期の全線整備が必要である。

なお、「2. インフラの整備」においては、記載のない限り、原則として、各施設管理者等が実施主体となるものである。

(1) 公共土木施設等の整備

ア 道路等

【県管理道路】

① 道路の状況

避難指示解除準備区域内の路線数（県管理道路）	・・・ 1 路線
うち被災した路線（工区）数	・・・ 1 路線 1 箇所
うち本復旧を実施する路線（工区）数	・・・ 1 路線 1 箇所

② 復旧の予定等

被災箇所については、平成 24 年 7 月下旬から順次災害査定を受検し、平成 24 年度に本復旧が完了した。

県道吉間田滝根線（広瀬）について、国と県は、平成 27 年度の国代行事業の着手に必要となる調整及び法定手続を実施する。

【市管理道路】

市道小滝沢線の災害復旧事業については、平成 24 年 7 月に災害査定を受け、10 月に工事発注し平成 25 年 3 月に完了した。

【(仮称) 田村中央スマート I C 設置計画】

(仮称) 田村中央スマート I C 設置計画は、磐越自動車道船引三春 I C と小野 I C のほぼ中間に位置する大越町牧野地区の設置を関係自治体が主体となり検討している。

平成 24 年 7 月から関係機関、団体により勉強会を開催し、早期設置に向け検討を進めている。

イ 農地・農業用施設

【農業用施設】

① 農業用水（水路 13 カ所）については、市において平成 24 年 5 月から復旧に着手し平成 25 年 3 月に完了した。

② 農道（4 カ所）については、市において平成 24 年 5 月から復旧に着手し平成 25 年 3 月に完了した。

ウ 林業用施設

【林道】

被害のあった林道合子線は、平成 25 年 5 月に復旧工事を完了した。

エ 土砂災害対策

市内 672 箇所の土砂災害危険箇所の点検を実施し、緊急的な対策が必要な常葉町の中

屋敷 2 号の対策を実施した。今後の地震や降雨等により、土砂災害の危険が高まった場合には、必要な対策を講じる。

(2) 生活基盤施設の再生

ア 災害廃棄物等処理

① 災害廃棄物等の発生状況

対策地域内の災害廃棄物等については、国が処理を行う。(災害廃棄物等推定量 2,300 トン)

② 事業実施の状況

- ・仮置場及び仮設焼却施設は設置しない方針。
- ・被災家屋等については、平成 26 年度中に解体、撤去を完了。
- ・家の片付けごみについては、既存の処理施設にて処理中。

イ 子育て・教育施設（文教施設）（公営）

① 都路こども園、古道小学校、岩井沢小学校、都路中学校では、平成 25 年度までに、震災により損傷を受けた校舎等の修繕と除染が完了した。

平成 25 年度は、前年度の保護者説明における保護者の意見を尊重し、都路地区のこども園、小学校、中学校の仮校舎での授業を継続するとともに、住宅やその周辺の除染作業及び学校施設・校地の除染を進めながら、平成 26 年 4 月からの都路地区での学校再開を目指した。その結果、生活圏域の除染作業が進み、作業完了の見通しが立ったこと、放射線量モニタリングの結果等から、児童、生徒、幼児の学校環境の安全が確保できるという判断により、平成 26 年 4 月に学校及びこども園、児童館を再開している。

再開に当たっては、施設及び校舎内の清掃、修繕を実施し、放射線量のモニタリングを継続するとともに、必要に応じて低減化を図った。環境整備として各施設及び学校にエアコンの設置を行う。

② 都路公民館については、震災により使用不能となり、都路行政局の 2 階に移転することとし、市において平成 24 年 6 月末に復旧工事に着工し、平成 25 年 2 月末に完了した。なお、被災した元の公民館は平成 25 年 7 月に解体を完了した。

③ 児童が遊べる環境の整備のため、都路公民館と岩井沢体育館の一部を改修して、屋内遊び場を整備し、平成 26 年 3 月末に開設している。

ウ 医療・保健衛生施設（公営）

都路診療所及び都路歯科診療所は、平成 23 年 7 月から診療を再開している。

エ 防災行政無線

① 改修内容

本事業は、デジタル同報系防災無線への親局、中継局、屋外拡声子局、戸別受信機全世帯の更新及び既設アナログ無線設備統合（全局デジタル化終了まで）、及び既設アナログ無線設備、指定設備（子局設置火の見櫓等）の撤去一切を行い、工事期間を平成 24 年度から 3 カ年の事業として行う。

② 第 1 期工事（平成 24 年度）

親局（1 局）、中継局（2 局）、屋外拡声子局（9 局）、災害監視局（1 局）、戸別受

信機（船引町全世帯）を設置した。

③ 第2期工事（平成25年度）

遠隔制御局（2局）、再送信子局（1局）、再々送信子局（1局）、屋外拡声子局（6局）、気象観測局（2局）、戸別受信機（滝根町、大越町全世帯）を設置した。

④ 第3期工事（平成26年度）

遠隔制御局（2局）、中継局（1局）、屋外拡声子局（11局）、災害監視局（1局）、気象観測局（3局）、再送信子局（1局）、親局移設（1局）、戸別受信機（都路町、常葉町全世帯）を設置する。

オ 庁舎その他公共公益施設

都路行政局等公共施設の震災による被災した個所の修繕は平成24年3月に完了した。

(3) 復興まちづくりの推進

ア 住宅等

① 避難者のための応急仮設住宅の整備

福祉の森公園に37戸、船引運動場に179戸、船引第2運動場に100戸、御前池公園に44戸を平成23年8月までに船引町内に整備済。

② 市営住宅

被災した市営住宅については、平成24年3月に復旧工事を完了した。

避難者を東部団地5戸、坂ノ下団地2戸に受け入れている。

また、避難区域に指定されていた古道団地及び岩井沢団地、寺下団地は福島復興再生特別措置法に基づく生活環境整備事業により共用部分等の修繕及び清掃を平成26年3月末までに行い帰還を支援している。

震災及び原発事故による避難者が増加していることから、住宅需要はひっ迫しており、企業誘致により工業団地へ通勤する方が田村市内へ住居を求めても公営住宅及び民間住宅のどちらも満室の状態が恒常化している。これらの改善を図るため、国の社会資本整備総合交付金により、船引町東部台地内に公営住宅を建設するための調査設計業務を実施し、平成26年度に中層耐火構造、鉄筋コンクリート造、5階建て、20戸を建設する。

3. 生活環境の整備

市民の帰還を促進するため、住宅・医療体制の整備、交通、モニタリング、健康管理、防犯対策等の生活環境の整備に取り組む。

(1) モニタリング・健康管理

【モニタリング】

① 放射線の不安を解消するため、引き続き環境モニタリングを行い、その結果を公表する。

② 自家栽培野菜等の放射能汚染に対する市民の不安を解消するため、引き続き食品等の放射能測定検査を実施し、その結果を公表する。

③ 飲用水（井戸水、引き水）の不安を解消するため、飲用に供している井戸水・引き水

のモニタリング調査を実施する。

- ④ 森林からの放射性物質の流出に係る調査の一環として、沢水のモニタリング調査を実施する。

【健康管理】

- ① 市は、平成 24 年 4 月に常葉保健センター内に田村市放射線健康管理センターを併設し、6 月からホールボディカウンターによる放射線内部被ばく検査を行っている。また、0 歳から中学生までの子どもを対象にガラスバッチによる放射線個人積算線量測定や希望者に対する電子式積算線量計の貸し出しを行っている。
- ② 長期にわたる市民の健康管理を目的に、検査データの蓄積や、検査の効率化を図るため、放射線健康管理情報システムを構築する。

(2) 公共交通

- ① 船引～＜国道 288 号＞～都路～＜国道 399 号＞～ゆふね（川内村）の民間バス路線が平成 24 年 4 月に運行を開始した。
- ② 市は、田村市地域公共交通総合連携計画に基づき、地域公共交通確保維持改善事業等を活用した取組を実施する。具体的には、大越町において平成 24 年 10 月からデマンド型乗合タクシーの試験運行を実施し、平成 25 年 4 月からは本格運行を開始した。また、滝根町においては平成 25 年 10 月から試験運行を実施し、平成 26 年 4 月から本格運行を開始した。

常葉町と都路町についても、区域内の運行及び船引町中心部への乗り入れ可能な運行エリアを設定し、平成 26 年 4 月から運行を開始している。また、大越町の運行エリアの区域を変更し船引町への運行を平成 26 年 4 月から開始している。順次、滝根町・常葉町・都路町・船引町のバス運行等についても検討する。

(3) 医療・保健衛生・福祉

- ① 地域医療の確立
市は、田村医師会の協力を得て、夜間における急病患者に対し、応急的な診察を行うため、平成 26 年 4 月に田村地方夜間診療所を開設している。
- ② 都路地区
都路診療所は、都路町地域住民が現在もなお避難を余儀なくされていることから、帰還住民はもとより、仮設住宅への送迎バスの運行を行い、住民の健康保持のため、常勤医師 1 名及び民間の医療機関から派遣の非常勤医師により、外来診療業務を行っている。
- ③ 福祉
震災と原発事故の影響で、核家族化が一気に進み、ひとり暮らしなど高齢者世帯が急増しており、さらに、要介護認定者が急増し 20%を超えている現状である。これらのことを鑑み、ひとり暮らしなど的高齢者世帯の住まいとして、軽費老人ホームなどの住環境の整備を図り、高齢者も地域で安心して暮らせるよう整備を進めるとともに、特別養護老人ホーム・小規模多機能型居宅介護・認知症対応型グループホームの施設整備を図る。

(4) 教育・保育（子育て）

平成26年4月より、都路地区の園・校舎で教育活動を再開している。

再開後は、震災前と同様の教育活動を保護者、地域の協力を得ながら推進している。自宅に戻っての通学や避難先からの通学に対しては、スクールバスでの通学支援を行っている。さらに、田村市教育委員会の幼小中連携ステップアップ事業として、都路地区の幼稚園、小学校、中学校が学習、行事、生活指導等でより一層連携し、学力向上と健やかな心と身体づくりを目指す。

(5) 防犯・消防防災

① 防犯対策

防犯対策として、各行政区からの要望をもとに、現地を調査し、必要な場所へ防犯灯を設置している。また、地域安全パトロール員3名による、市内全域のパトロールも昼夜を問わず行っている。

② 消防対策

消防団の機械器具の充実を図るため、消防団班長以上の幹部にトランシーバーを配備し、消防団各分団用として、発電機付投光器も配備している。また、消防車両については、20年以上経過する車両ごとに随時更新し充実を図り、市民の安全・安心のため、消防活動を行えるようにしている。

③ 防災対策

近年の気象現象に対応するため、水防計画の見直しを毎年行っている。

(6) 生活関連民間サービス

郵便局、農協は、既に再開しているが、一般小売店については、数店舗再開しているものの、現在、都路に戻っている住民の方は約29パーセントで、経営が成り立たない状況である。商業環境の整備を図るため、大手コンビニチェーンの移動販売を9月24日から開始し、また、公設民営の共同店舗についても商業施設を運営する商工会の6事業主が都路町商業施設協議会を立ち上げ、古道、岩井沢地区に1か所ずつ整備を進め4月6日に開店をした。さらに、コンビニエンスストアの整備も営業開始に向けて準備を進めている。

4. 産業の再生

企業の再開支援や風評被害対策等を通じ、商工業及び農林業の振興を図るとともに、これを地域の安定的な雇用につなげていく。

(1) 企業の再生

【事業再開支援（既存企業）】

① 震災後、田村市から県内外へ移転した工場は、自社工場すべての移転が2社、県外に一部移転が2社となっている。一方、市外から市内への移転操業事業者は4社となっている。市内企業の一層の流出を防ぎ、市内で移転した企業が震災以前の状態に速

やかに復帰できるよう、市は、市独自の「田村市製造業復帰移転支援事業補助金」を設けるなど国や県の支援策を活用しながら環境整備に努める。国・県においては、上記市の取組が円滑に進むよう、必要な支援措置を強力に講じる。

- ② ふくしま産業復興企業立地補助金を平成 24 年度に 6 社、平成 25 年度に 5 社の合計 11 社が指定を受けた。

【企業誘致（新規企業）】

- ① ふくしま産業復興企業立地補助金を平成 24 年度に 1 社が指定を受けた。この 1 社は県外から市内へ新規立地する企業である。また、平成 25 年度に 3 社が津波・原子力災害被災地域雇用創出補助金の指定を受け、3 社全てが県外から新規立地する企業である。さらに、新たな雇用を生む新規企業の誘致に向けた取組を行う。

- ② 工業団地

田村市内の工業団地は、田村西部をはじめ、舟ヶ作・大越牧野・常葉・沼ノ下・船引第 2・滝根の 7 工業団地であるが、工業団地全て埋まっているため、工業団地の拡張を検討する。

【新産業の創出】

田村市では、震災前から田村市地域新エネルギービジョンに基づき、太陽光発電及び太陽熱利用の導入補助並びに公共施設への太陽光発電設備等の導入を行っている。また、民間企業により、市内 2 か所に発電出力 74,000 k w の風力発電所が設置され、年間約 19,400 万 k w h の発電が行われており、都路地区に発電出力 360 k w の太陽光発電の整備が進んでいるなど、官民一体となった再生可能エネルギーの普及に努めている。震災後は市民の再生可能エネルギーに対する意識が高まり、一般住宅への太陽光発電施設の設置件数の増に伴い導入補助の需要が増し、平成 26 年度の導入補助金については、90 件の交付を見込んでいる。

今後は、太陽エネルギーや風力エネルギーのみならず、水力エネルギーやバイオマスエネルギーなどの再生可能エネルギーの普及促進に努める。

(2) 農林水産業の再生

稲作は、平成 23・24 年と国より一部地域において作付制限が指示され作付けができなかった。また、現在は山菜等の一部に出荷制限の品目はあるものの、野菜などは制限されておらず、農作物の作付け状況は改善されている。

畜産は避難指示解除準備区域では、政府指示により平成 23 年 8 月までに 37 頭の牛が安楽死され、その他の地域でも牧草の利用制限もあり飼養頭数が 30%減少した。

平成 24 年度、稲作が作付制限された地域では稲や野菜の試験栽培を行った結果、いずれも国が定める放射性物質の基準値を大幅に下回っており、更に、農地除染も平成 25 年度にほぼ完了し作付可能となったことから、平成 25 年度には 181ha、36%の稲作が再開されており、さらにその拡大を目指し推進を図る。

畜産についても、家畜導入の補助や貸付事業を通じて再開や飼養頭数の回復を支援する。

森林再生には、特用林産物生産に向けた露地ほだ場の放射性物質対策と木材生産の再生に向けた取組が早急に求められていることから、各種補助事業の積極的導入を図ると

ともに風評被害の払拭を積極的に行い、田村の森林復興を目指す。

(3) 観光の再生

① 「あぶくま洞」、「星の村天文台」、「星の村ふれあい館」など旧滝根町に位置する観光施設は、東日本大震災直後から営業を再開しているが、あぶくま洞へのアクセス道が大型車通行止め等の影響を受け、観光客は一時激減したものの、平成 26 年 1 月まで、震災前の 56%まで入込客数が回復している。

また、「仙台平キャンプ場」は、今年の夏には再開できるよう除染を進めており、当該施設群は、田村市最大の観光施設であることから、市は、今後とも田村市の安心・安全を県と一体となって強くアピールしながら観光施設の再生に取り組む。

② 「グリーンパーク都路」は、清掃、修繕工事を平成 26 年 3 月末までに終了し、4 月から一部の利用を再開しており、「こどもの国ムシムシランド」にあっては、宿泊施設である「スカイパレスときわ」及び「カブト屋敷」、「カブトムシ自然観察園」は再開したが、大型遊具施設がいまだ休業中である。これらの施設について、1 日も早い遊具施設の一部再開を目指すこととする。

5. 避難期間中の避難者の生活支援

安否確認やコミュニティの再構築など避難者及び帰還者への復興支援を行い、地域の活性化を図る。

(1) 生活支援

① 住宅の応急修理

災害救助法に基づき東日本大震災により全壊、大規模半壊又は半壊した住宅の要件を満たす者について、市が指定業者に依頼して一定の範囲内で応急的な修理をした。避難区域以外は平成 24 年 3 月、旧緊急時避難準備区域は平成 24 年 12 月、避難指示解除準備区域は平成 25 年 2 月までの受付で終了。

② 被災住宅修繕工事費助成金交付事業

東日本大震災で被災した一部損壊住宅の修繕を行う者に対し、市民の居住環境の復旧を図ることを目的に助成金を交付。平成 24 年 12 月までの受付で終了。

③ 平成 25 年 7 月から復興支援員制度を活用し、田村市復興応援隊として生活支援相談員及び絆支援員等と連携を図りながら、仮設住宅や帰還者宅を訪問し、安否確認や困りごと、要望等の調査を行い支援する。必要に応じて市へ情報を伝達している。

南相馬市

1. 全般的取組

(概要)

震災前の南相馬市の世帯数は約 24,000 世帯、人口は約 71,000 人であった。南相馬市はいわき市と仙台市の中間に位置する浜通り地方の中核都市であり、真野川、新田川、小高川の豊かな恵みのもと水耕や畑作を中心とした農業を基幹産業としながら、金属・機械関連製造業を中心とした浜通り地方北部で最大の産業・経済集積地であった。

(区域見直しの現状等)

南相馬市は、平成 23 年 9 月 30 日に緊急時避難準備区域が解除され、更に平成 24 年 4 月 16 日には警戒区域及び計画的避難区域が、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域に見直された。

また、避難指示解除準備区域及び居住制限区域について、避難指示区域の宅地回りの除染が完了し、幼稚園・保育所・小中学校・高校が再開できる時期をもって解除時期とすることを基本とし、解除目標（予定）時期を平成 28 年 4 月とすることが平成 26 年 1 月 10 日に決定されたところである。

しかし、未だ約 26,000 人（平成 26 年 1 月現在）もの市民が市内外の仮設住宅等において避難生活を余儀なくされており、避難生活の長期化に伴って、避難期間中の避難者の生活支援とともに、今後、安心して帰還するための環境整備を図っていくことが大きな課題となっている。

(復興の姿と基本的な方針)

避難指示を解除し住民の帰還を進めるためには、確実かつ迅速な除染の実施をはじめ、社会基盤であるインフラについて、早急に復旧・整備するとともに、放射線による健康被害対策や地域医療体制の再構築、さらには産業の再生などに取り組んでいく必要がある。

このような状況の下、南相馬市は、平成 23 年 12 月に「南相馬市復興計画～心ひとつに 世界に誇る 南相馬の再興を～」(以下「復興計画」という。)を策定した。復興計画では、復興の基本方針として、「1. すべての市民が帰郷し地域の絆で結ばれたまちの再生」、「2. 逆境を飛躍に変える創造と活力ある経済復興」及び「3. 原子力災害を克服し世界に発信する安全・安心のまちづくり」を定め、新たな価値を創造する世界に誇れる南相馬の実現を目標としている。

その一環として、南相馬市では、「脱原発」の考えの下、あらゆる英知を結集して原子力災害を克服するとともに、原子力から再生可能エネルギーへの転換やその拠点づくり、省エネルギー政策の推進など環境との共生を目指し、南相馬ならではの創造的「復興モデル」を世界に発信することとしている。具体的には、放射線被ばくの調査研究の推進や省エネ運動の推進、再生可能エネルギーの各家庭・企業への普及、環境未来都市構想

の推進等を講ずることとしている。

復興計画では、6つの柱で主要施策が構成されている。南相馬市としては、国・県とも連携しつつ、まず「緊急的対応」として放射性物質による汚染対策やインフラ等の復旧に取り組む他、「市民生活復興」、「経済復興」、「防災まちづくり」、「人づくり・子育て環境の充実」及び「原子力災害の克服」に向けた各種施策に取り組んでいくとしている。

しかしながら、復興計画において、今後解決されるべき課題は多く指摘されている。まず生活再建のためには、住宅や宅地への再建支援、市民生活サービスの向上や環境整備・生活に関する情報提供を通じた市民が抱える不安対策の他、医療、老人介護施設の早期再開・充実などが課題である。また、地域コミュニティ（絆）の再建や地域の伝統・資源を生かした復興という視点も忘れてはならない。経済復興に向けては、事業所の再開支援や新規事業者の誘致、物流拠点の形成等を通じた雇用の確保はもちろんのこと、商店街・商業や観光業の活性化が課題である。また、農業再生・漁港施設復旧等を通じた農林漁業の再生も、経済復興の重要な課題である。都市基盤整備においては、新たな都市計画・土地利用による復旧の他、被災集落の安全な土地への集団移転や迅速に避難できる避難場所や避難路整備が課題である。また、常磐自動車道やJR常磐線等の早期復旧・整備や、バス路線等の交通手段確保も重要な課題である。今後、人口減少社会で豊かに暮らせるまちづくりをいかに実現していくかが問われている。さらに、原子力・防災対策も重要な課題である。放射性物質による汚染土壌の除染や放射線量の詳細な把握と情報提供といった放射線対策を進めるとともに、堤防・防波堤による大津波対策や防災情報連絡体制の充実等行政の危機対応能力の強化、避難、情報提供などソフト面での減災対策等を通じ、あらゆる災害に対応できるまちづくりを実現することが課題となっている。また、教育・子育て環境再興のためには、安全安心な教育環境の確保や子どものメンタルケアの充実、遠距離通学児童・生徒への対応等の課題を克服し、子育てしやすいまちづくりを実現することが必要である。

南相馬市では、上記課題の克服と復興計画に掲げた目標実現のため、各種施策に着実に取り組んできており、平成24年11月には、復興計画に掲げた主要施策等に沿って実施する具体的事業の計画を示し、復興計画の着実かつ一刻も早い事業推進を図ることを目的として、「南相馬市復興計画前期実施計画」を策定したところである。

また、市では、平成28年4月の解除目標（予定）時期の決定を受けて、「安全確保対策」、「生活再建対策」を2本の柱として、避難体制の確保、防災・防犯対策、放射線モニタリング、健康管理、居住場所の確保、生活環境の確保及び産業再開支援など本格的な帰還に向けたより具体的な対策を盛り込んだ「南相馬市帰還促進計画」を平成26年2月に策定したところである。

国、福島県及び南相馬市は、これまでも連携して被災者の生活支援や被災地域の復旧等に取り組んできたが、今後とも、南相馬市の復興計画等も踏まえつつ、復興・再生のために必要な取組の具体化に向けた協議を進め、実施することが決定した具体的取組について、国、福島県、南相馬市等が役割分担しながら取り組んでいくこととする。

2. 分野別の取組

1. 除染

市民の放射性物質からの影響を速やかに低減し、市民が今後も安心して住み続けられる環境を取り戻すために、除染を速やかに実施する。

(1) 国計画

平成 24 年 4 月 18 日に公表した「特別地域内除染実施計画（南相馬市）」（平成 24 年 4 月（平成 25 年 12 月一部改定））に基づき、除染等の措置等を実施する。

宅地及び近隣の森林について、平成 27 年度内の完了を目途に優先的に除染を実施する。残りについて、平成 28 年度内の完了を目途に除染を実施する。更に作業の加速化・円滑化を図り、可能な限り、工期の短縮に努める。

【進捗の状況・仮置場の状況】

区分	行政区	仮置場	除染
比較的線量が高い行政区	金谷、川房、大田和、神山	搬入、定置中	住宅、農地、森林除染作業中
	大富、羽倉	造成中	未実施
その他の行政区	飯崎、角間沢、小谷、摩辰、南鳩原、北鳩原、小屋木、中部地区	小谷他仮置場の測量・設計中	未実施
	東部地区（神山を除く）	地権者との契約終了	未実施
	原町区	原町区仮置場予定地について、南相馬市、区長、地域住民と協議中	未実施
公共施設	—	（現地保管）	終了

(2) 市町村計画

平成 26 年 1 月に改定した「南相馬市除染実施計画（第 3 版）」に基づき、事業を実施する。完了目標は、生活圏（住宅や学校、事業所等（職場等）の建物及び道路、庭や公園）、農地、生活圏及び農地に隣接する森林について、平成 26 年 12 月末までに、市民の年間の追加被ばく線量を平成 23 年 9 月末と比べて、放射性物質の物理的減衰等を含めて 60%低減することを目指す。

ただし、国道 6 号の東部区域及び国道 6 号の西部区域については、平成 29 年 3 月末までに空間線量率 0.23 マイクロシーベルト以下となることを目指す。

なお、長期的な目標は、追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルト以下となることを目指す。

【進捗の状況・仮置場の状況】

区分	地区名	仮置場	除染
特定避難勧奨地点を含む区域	片倉、押釜、高倉、櫛原	整備済	終了
	大原	整備済	終了
	大谷	整備済	終了
	馬場（雲雀ヶ原を含む）	整備済	終了
	上栃窪	整備済	終了
年間5ミリシーベルト超を含む区域	大木戸（大木戸一・二・牛越）	整備済	終了
	長野（北長野・石神・北新田） 信田沢、深野	造成中及び搬入中	実施中
	栃窪、小池、小山田	造成中及び搬入中	実施中
	矢川原、上太田地区	地権者との契約準備中	未実施
その他の区域	上記地区を除く区域	区長・地域住民と協議中	未実施

2. インフラの整備

南相馬市では、避難指示区域内の道路、水道、下水道などの生活インフラ及び小中学校（一部の学校の、屋内運動場等を除く）や生涯学習センター、スポーツ施設などの公共施設については、平成25年度中に復旧を終えた。

今後は、市民生活にとって必要不可欠な住居、医療、福祉、雇用、教育などについて措置を講じるとともに、正確な情報提供を迅速に行いながら、インフラ、学校等各種施設の復旧に取り組み、市民の生活再建を目指す。なお、「2. インフラの整備」においては、記載のない限り、原則として、各施設管理者等が実施主体となるものである。

（1）公共土木施設等の整備

ア 道路等

【県管理道路】

① 道路の状況

避難指示解除準備区域及び居住制限区域内の路線数（県管理道路）・・・12路線
 うち被災した路線（工区）数・・・12路線 57箇所
 うち応急対策を実施した路線（工区）数・・・1路線 1箇所
 うち本復旧を実施する路線（工区）数・・・12路線 57箇所

② 復旧の予定等

被災箇所12路線57箇所のうち、災害査定を52箇所を受検し、27箇所の本復旧を完了した。

残る30箇所については、準備が整った箇所から速やかに本復旧工事に着手している。本復旧については、地震災は災害査定から概ね3年、津波災は今後策定される復興計画との整合を図りながら災害査定から概ね5年での完了を目指す。

上記のほか、帰還困難区域に1箇所の被災を確認しているが、関係機関と調整を図り

ながら復旧方針を決定し、優先度の高い箇所から復旧に努める。

【市管理道路】

- ① 道路等の状況
- ② 復旧の予定

区域	被災概要	完了予定	被災箇所	工事発注	完了	進捗率
避難指示区域	地震災害道路	26年度内	92	90	66	71.7%
	津波災害道路	27年度内	35	16	11	31.4%
	橋梁災害道路	27年度内	5	3	2	20%
その他の地域	地震災害道路	完了	73	73	73	100%
	津波災害道路	26年度内	46	34	32	69.6%
	橋梁災害道路	26年度内	4	4	4	100%

イ 海岸等

- ① 海岸等の状況

【避難指示区域内】

- 区内の地区海岸数 . . . 13 地区海岸 (※)
- うち海岸保全施設が被災した地区海岸数 . . . 13 地区海岸 (※)
- うち応急対策を実施した地区海岸数 . . . 6 地区海岸 (※※)
- うち本復旧を実施する地区海岸数 . . . 13 地区海岸 (※)

(※) 地区海岸名

小浜、小沢（2地区）、塚原、村上（2地区）、角部内（2地区）、浦尻、小浜雫、蛭沢、井田川、棚塩

(※※) 地区海岸名

小沢（2地区）、村上（2地区）、角部内、井田川

【避難指示区域外】

- 市内の地区海岸数 . . . 10 地区海岸 (※)
- うち海岸保全施設が被災した地区海岸数 . . . 8 地区海岸 (※※)
- うち応急対策を実施した地区海岸数 . . . 5 地区海岸 (※※※)
- うち本復旧を実施する地区海岸数 . . . 8 地区海岸 (※※)

(※) 地区海岸名

南海老、南鳥崎、金沢、北泉大磯、渋佐萱浜、雫、北海老、萱浜、南右田、鳥崎

(※※) 地区海岸名

南海老、北泉大磯、渋佐萱浜、雫、北海老、萱浜、南右田、鳥崎

(※※※) 地区海岸名

南海老、渋佐萱浜、北海老、南右田、鳥崎

- ② 復旧の予定

(海岸保全施設)

海岸堤防等については、震災前 6.2m の高さだったものを 7.2m の高さにかき上げし整備する。

【避難指示区域内】

平成 24 年 12 月までに災害査定、被害拡大防止のため応急対策を完了。本復旧は計画策定後概ね 5 年での完了を目指す。

【避難指示区域外】

平成 23 年度に災害査定を完了。平成 24 年度中に用地買収の必要がない区間の一部工事に着手した。本復旧は平成 27 年度内の完了予定。

(海岸防災林)

海岸防災林は、南相馬市で策定中の土地利用計画を踏まえ、津波で樹木が流されない様に、十分根を深く張ることができる植生基盤の高さ(地下水から約 3m)を確保の上、十分な幅(概ね 200m)の防災林を造成する。工事については平成 23 年度から概ね 10 年で植生基盤の盛土及び植栽を行う。

ガレキの有効活用と嵩上げによる津波に対する防災機能強化の観点から、海岸防災林の中央部分に、津波で発生したガレキを再資源化したものをあらかじめ盛り立てし、その上部に防災林を造成する。なお、仕上がり高さについては、今後確保可能な再生利用資材の量や、再生利用資材の植生基盤としての使用の可否を見極め、最終的に決定する。

○ 被覆土砂部分等(県施工)

平成 23 年度から全体計画測量・設計調査を発注し、避難指示区域が平成 26 年度に完了予定。その他の区域は平成 25 年度に完了した。工事は鹿島区の市有地において平成 25 年 4 月から着手。12 月には一部完了し、順次整備を進めている。

○ 再生資材盛土部分(市施工)

盛土位置・構造等について関係機関と協議を進めている。

ウ 河川

【県管理河川】

旧警戒区域内の小高川などの県管理区間では、平成 24 年 12 月までに災害査定、被害拡大防止のため応急対策を完了。本復旧は概ね 5 年での完了を目指す。

旧警戒区域外の真野川、新田川などの県管理区間では、平成 23 年度に災害査定を完了。平成 24 年度中に用地買収の必要がない区間については、一部工事に着手した。本復旧は平成 27 年度内の完了予定。

【市管理河川】

小沢川などの市管理区間では、土地利用が明確になり整合性が取れば随時復旧工事を発注し、平成 27 年度内に完了予定。

エ 漁港

真野川漁港における平成 24 年度から繰越した漁船保全修理施設建設工事については、平成 26 年 1 月に工事を完了した。水産物荷捌き施設や漁具倉庫等については、平成 25 年度中に実施設計を完了し、平成 26 年度(一部は 27 年度)に整備する。

オ 農地・農業用施設

○ 農地・農業用施設の災害復旧

【避難指示区域内】

市営事業：公共災害 112 箇所については災害査定済。(H24～H25)

県営事業：39 箇所について災害査定済(H25)。

国営事業：平成 25 年 4 月より国直轄災害復旧事務所を南相馬市に開設し、詳細設計発注済（7 月末）。3 排水機場（谷地・村上第二・塚原第二）について応急復旧工事が完了した。平成 25 年度に 7 排水機場のうち 4 排水機場（谷地・塚原第二・村上第二・福浦南部）の本復旧工事に着手した。平成 26 年度に 3 排水機場（小浜・小沢・村上）の本復旧工事に着手予定。

【避難指示区域外】

市営事業：平成 24 年度までに 40 箇所発注し、32 箇所完了。公共災害繰越工事は 7 箇所完了、残り 1 箇所は復旧工事中。公共災害復旧工事 3 箇所(南海老第 2～4 地区)は平成 25 年 7 月に発注済。1 箇所完了、残り 2 箇所は復旧工事中。

県営事業：排水機場 6 箇所、ダム 2 箇所、頭首工 1 箇所について復旧工事中。

○ 農地保全・荒廃抑制対策

避難指示区域内における営農再開を目指し、草刈り・ガレキ除去等により、農地の荒廃抑制・保全管理を進めている（旧警戒区域内農地保全管理事業）。

○ 農山漁村地域復興基盤総合整備事業（県事業）【継続】

集落内の担い手を中心に進めている大規模効率化の支援と、将来の農業者に本市の農業生産基盤をしっかりと引き継いでいくことを目的として、旧警戒区域外の津波被災農地の 5 地区（八沢、右田・海老、真野、金沢・北泉、原町東）において、農地整備（大区画化、整形化）、用排水施設整備（パイプライン、排水路など）、農道整備を行い、効率的な農作業が行えるよう整備を進めている。全ての農地整備の完了は、平成 27 年度末を予定しているが、平成 25 年度より一部の農地の整備に着手しており、平成 26 年度からは部分的に営農再開が可能となる予定である。

地区	事業地区	完成予定	進捗状況
鹿島	八沢	27 年度末	25 年 11 月 9 日には場整備施行委員会を設立 25 年 12 月 18 日に県営土地改良事業計画確定
	右田・海老	27 年度末	土地改良法に基づく計画概要広告縦覧を終了 26 年 1 月 22 日に県営土地改良事業計画確定
	真野	27 年度末	土地改良法に基づく計画概要広告縦覧を終了 26 年 2 月 13 日に県営土地改良事業計画確定
原町	金沢・北泉	27 年度末	土地改良法の手続は 25 年 5 月 16 日計画確定。25 年 4 月に農地整備組合を設立。25 年 10 月 4 日に工事契約し 25 年 12 月に着手。
	原町東	27 年度末	土地改良法の手続は 25 年 7 月 24 日計画確定 25 年 6 月に農地整備組合を設立

カ 土砂災害対策

市内 144 箇所の土砂災害危険箇所のうち、135 箇所の点検を実施し、緊急的な対策が必要な箇所は認められなかった。今後の地震や降雨等により、土砂災害の危険が高まった場合には、必要な対策を講じる。なお、点検を未実施 9 箇所については、順次点検を進

め、土砂災害の危険が認められた場合は、必要な措置を講じる。

(2) 生活基盤施設の再生

ア 上水道その他水道施設

避難指示区域内の原町区、小高北部簡易水道、小高西部簡易水道については平成 24 年度内に復旧を完了した。小高上水道の復旧については、郊外、市街地とも平成 25 年度までに完了した。

イ 下水道その他汚水処理施設

避難指示区域内の小高浄化センターについては、平成 25 年 6 月から本格的な汚水処理を再開しており、管路についても、平成 25 年度内に 13 工区すべての下水管渠復旧が完了した。

ウ 災害廃棄物等処理

【対策地域内】

① 災害廃棄物等の発生状況

対策地域内の災害廃棄物等については、国が処理を行う。(災害廃棄物等推定量 26 万トン)

② 事業実施の状況

- ・対策地域内廃棄物処理計画に基づき、目標どおり平成 25 年度中に一部を除き帰還の妨げとなる廃棄物の撤去及び仮置場への搬入を一通り完了(仮置場 9 か所)。
- ・家の片付けごみについては、回収実施中。一部の可燃物については、クリーン原町センターで処理中。
- ・仮設焼却施設については、小高区内の工場跡地に設置を予定しており、建設準備中。

【対策地域外】(可燃物について国代行処理予定)

① 災害廃棄物等の発生状況

災害廃棄物等の量は 168 万トンと推計している。

② 事業実施の状況

市が処理を行う災害廃棄物処理については、平成 26 年度内の完了を目標に進めている。市により破砕・選別等の処理された可燃物については、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法に基づき、市から代行処理の要請を受け、国が直轄で進める仮設焼却施設の設置と併せて小高区内の工場跡地に設置を予定しており、平成 28 年 4 月の処理開始に向けて準備中。

エ 子育て・教育施設(文教施設)

【幼稚園、保育園、小中学校、高校】

避難指示区域内の幼稚園、保育園、小中学校については、平成 25 年度に、一部の学校の、屋内運動場等を除き、復旧工事を完了した。県立小高工業高校、小高商業高校については、平成 24 年 10 月に被災度判定調査を実施、順次復旧工事に着手し、平成 27 年 3 月までの完了を予定している。

【文化・スポーツ施設等】

避難指示区域内の小高生涯学習センター「浮舟文化会館」、小高図書館、埴谷・島尾記念文学資料館、小高コミュニティセンター、南相馬市就業改善センター等の社会教育施

設やスポーツ施設等については、平成 25 年度に復旧工事を完了し、一部の施設を再開している。

オ 医療・保健衛生施設

小高病院については、別棟のリハビリ棟を改修し、平成 26 年 4 月から外来診療を再開した。なお、入院診療の必要性の有無や施設全体の有効活用については、避難指示解除後の市民の帰還状況等を考慮しながら検討を行い、その間、建物の劣化が進まないよう維持・点検・補修を行う。

カ 福祉施設

小高老人福祉センター、小高保健福祉センターについては、平成 25 年度までに復旧工事を完了した。

(3) 復興まちづくりの推進

ア 住宅等

【防災集団移転】

① 事業の概要

東日本大震災に伴う津波による災害が発生した地域又は災害危険区域において、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転の促進を行うため、避難指示区域外に 22 地区 306 戸の住宅団地の整備を進めている。なお、避難指示区域内については、11 箇所（戸数は未定）の住宅団地の整備を計画していたが、見直し検討中である。

② 事業の予定

(避難指示区域内)

移転先については、住宅団地 11 地区を計画していたが、移転希望者が減少してきていることから、住宅団地整備計画の見直しを行い、小高区市街地への集約を検討中である。移転元については、平成 26 年度から移転元の買取りを行う予定である。

(避難指示区域外)

平成 24 年 8 月より移転者に対する補助金交付を実施。移転元の買取りに係る個別相談会を開催し、平成 25 年 9 月下旬から契約開始。住宅団地の分譲契約を平成 25 年 12 月 5 日から開始している。

計画団地	工事着手		工事完了			
22	7	鹿島区	寺内、上寺内 3	12	鹿島区	南海老、北海老、南屋形、北右田、鹿島、上寺内 1、上寺内 2、大内、金沢 1
		原町区	小川町、上渋佐、萱浜 1、萱浜 2、本陣前		原町区	上高平 1、上高平 2、雫

※未着手 3：金沢 2、北泉、北原

【災害公営住宅】

① 事業の概要

東日本大震災で流失または全壊した家屋が1,200戸余りあり、被災した市民が自己の資力による住宅再建が困難な世帯に対し、生活の基盤を確保し、生活再建が早期に図れるよう、市内に10団地350戸の災害公営住宅の整備を進めている。

② 事業の予定

地区	事業箇所	戸数	事業完了	進捗状況
原 町	大町東地区（大町駐車場）	80戸	26年12月	建設工事に着手
	大町西地区（旧市立病院）	40戸	26年12月	建設工事に着手
	大町南地区（旧サティ）	29戸	28年1月	実施設計に着手
	集合住宅（栄町地区）	33戸	28年3月	用地確保に向け地権者と協議中
	戸建住宅（萱浜地区）	38戸	28年3月	用地確保に向け地権者と協議中
鹿 島	西町	30戸	26年9月	建設工事に着手
	西川原	28戸	26年3月	建設工事に着手
	西川原第二	32戸	27年6月	実施設計に着手
小 高	東町	20戸	28年2月	地権者の同意を得ているが、進入路確保に向け、近隣地権者と協議中
	万ヶ迫	2戸	27年9月	実施設計に着手
	集合住宅	18戸	28年2月	用地確保に向け地権者と協議中

イ 復興のための拠点

○ 商業用共同店舗【新規】※未確定

コンパクトシティを目指し、原町区大町地区に建設中の災害公営住宅の一角に商業用共同店舗を建設し、周辺住民の買い物の場所を提供するとともに商業の活性化を図る。

○ 小高区復興まちづくり基本計画策定【新規】

平成25年度に策定した「小高区再生構想」の実現に向けて、市街地全体の機能性やデザイン性を高め、住んでみたいまちづくりを行うため、平成26年度中に「小高区復興まちづくり基本計画」を取りまとめる。

○ 空き家・空き地バンクの設置（仮称）【新規】

被災者及び帰還・移住者の住宅確保及び生活再建に寄与するため、空き家・空き地バンクを設置し、市内の空き家及び空き地の売却又は賃貸情報を提供する。

○ 分譲地造成事業（仮称）【新規】

被災者及び帰還・移住者の住宅確保及び生活再建に寄与するため、被災者及び帰還・移住者向けの住宅団地の造成を行う。

3. 生活環境の整備

南相馬市の復興計画の基本方針である「すべての市民が帰郷し、地域の絆で結ばれたまちの再生」「原子力災害を克服し世界に発信する安全・安心のまちづくり」の観点から、生活環境の整備に取り組む。

（1）モニタリング・健康管理

放射性物質のモニタリングの充実や正確な情報開示を行うとともに、市民の健康調査等を実施することにより、汚染への不安の払拭を図る。

○ 生活環境モニタリング（井戸水・水道水・環境放射線・食品等簡易分析）【継続】

井戸水検査については、平成 25 年 5 月 15 日より受付を開始し、1,146 世帯の調査を完了（平成 26 年 1 月末現在）し、水道水のモニタリングについては、週 3 回（原町区 3 検体、小高区 4 検体）実施している。また、環境放射線モニタリングについては、モニタリングポストを 223 箇所設置し測定を行っており、自家消費食品等の放射能簡易分析についても、平成 24 年 3 月から市内生涯学習センター等において実施している。

いずれも広報みなみそうま及び市ホームページにて測定・モニタリング結果を公表している。

○ 放射線被ばく検診事業【継続】

南相馬市に住所を有する市民を対象にホールボディカウンターによる放射線の内部被ばく実測等を行い、放射線への不安の解消と健康管理の推進を図っている。平成 23 年度は小中学生を優先して検診を実施した。平成 24 年度は対象者枠の拡大及び初診より 6 ヶ月以上経過した方の 2 回目の検診を実施した。また、平成 25 年度からは、小中学生以外の方の検診を継続するとともに、将来を担う子供の検診体制の強化（関係機関と連携し小中学生を対象とした学校検診に準じた体制づくり）を図っている。

○ 特定健康診査事業【継続】

本市が実施する特定健診において、県民健康調査における放射線による影響検査等の項目を上乗せして実施している。また、各医療機関で実施の人間ドックにおいて、健診科目の一つとして特定健診を実施している。

○ 個人積算線量計等緊急整備事業【継続】

ガラスバッジ式個人積算線量計を市民の希望者からの申込により貸与し、外部被ばくの積算線量を 3 ヶ月間、年 3 回の測定を行っている。

また、放射線の専門家による放射線健康対策委員会にて総合的な放射線影響について、ガラスバッジによる外部被ばく検査結果とホールボディカウンターによる内部被ばく検査結果の評価と分析を行い、放射線の状況を正しく理解できるよう、健康講演会、相談会等を開催し、健康不安の払拭と健康管理を図っている。

（2）公共交通

○ ジャンボタクシーの運行（一時帰宅交通支援事業）【継続】

避難指示区域への一時帰宅に関し、移動手段に支障をきたしている仮設住宅入居者を対象として、ジャンボタクシーを運行し、一時帰宅の支援を図っている。今後は、JR 常磐線が再開するまで、JR 原ノ町駅と小高駅を結ぶシャトルタクシーの運行を予定している（1 日当たり 4～5 往復）。また、一時帰宅用ジャンボタクシーの待機時間等を活用し、避難指示区域内の交通手段を確保する。

（3）医療・福祉・保健衛生

○ 看護師等修学資金貸付事業【継続】

看護師等を養成する学校等に在学する学生で、将来本市の医療機関で看護業務に従事

することを予定している方を対象に修学に必要な資金を貸与し、本市の医療機関への就業促進を図っている。平成 26 年度以降も引き続き事業を継続し、本市の医療機関への就業促進を図る。

○ 医療スタッフ保育支援事業【継続】

不足している医療スタッフの確保・定着を図るため、市内病院へ勤務する医療スタッフ（交代制勤務）を対象に保育費用の支援を行っている。平成 26 年度以降も引き続き事業を継続し、本市の医療スタッフの確保・定着を図る。

○ 市立病院看護師特勤手当の拡充【新規】

○ パークゴルフ場及びグラウンドゴルフ場の整備【新規】

予防医療にもつながる高齢者スポーツを推進するため、パークゴルフ場、グラウンドゴルフ場の早期整備に向けて、平成 25 年度から各関係機関と協議を行っている。

(4) 介護

○ 老人福祉施設の再開支援（介護員養成事業）【継続】

市内老人福祉施設で不足している介護スタッフを養成し、人材を確保することにより、市外へ避難している市民が安心して帰還できるよう環境整備を図っている。平成 26 年度以降も引き続き事業を継続し、介護スタッフの養成と人材確保を図る。

(5) 教育・保育（子育て）

○ 安心して遊べる遊び場の整備（わんぱくキッズ育成施設整備事業）【新規】

震災以降、低下した子どもの体力向上や肥満傾向の改善を図るため、高見公園隣接地（旧原町ふれあいドーム敷地）に、雨や雪の日でも子どもが外遊びできる屋根付きの子どもの遊び場を整備した（平成 26 年 3 月オープン）。平成 26 年度以降は、子どもを対象とした多様な遊びイベントを実施し、施設の利活用促進と子どもの健全育成を図るとともに、鹿島区、小高区における遊び場の整備についても検討を進める。

○ 幼稚園・保育園（所）の授業料・保育料無料化【新規】

子どもを産み育てやすい子育て環境の充実を図るため、市内に住所を有し、市内の公立幼稚園・公立保育園（所）に入所する児童の授業料・保育料の無料化を行う。（私立幼稚園については入園料及び授業料の全額を補助。認可外保育施設については保育料の一部を助成。）

○ 保育士等処遇改善臨時特例事業【継続】

保育士の人材確保対策を推進する一環として、保育士の処遇改善に取り組む保育所へ資金の交付を行うことにより、保育士の確保を図る。

(6) 防犯・消防防災

○ 地域防災計画の推進【継続】

見直しを行った地域防災計画を市民に周知し、ハザードマップ、防災マニュアルの作成、配布等により防災意識の高揚を図る。

○ 防災行政無線等の整備【継続】

防災行政無線（個別受信機の普及促進）、緊急情報等メールサービスを行うとともに、

災害時の情報伝達手段として、臨時災害 FM 放送局「南相馬ひばり FM」の運営を継続する。

○ 防犯パトロールの充実（旧警戒区域見守りパトロール事業）【継続】

避難指示区域内のパトロールを継続して実施するとともに、隊員の増員、パトロールの強化を行い、警察や消防等の各種団体と協力し、防犯体制の強化を図っている。平成 26 年度も引き続き事業を継続し、防犯体制の強化を図る。

○ 災害時相互支援体制の構築【継続】

東日本大震災及び原子力災害の教訓を踏まえ、今後の大規模災害時における基礎的自治体間の相互支援の有効性及び重要性に鑑み、災害時相互応援協定等により他自治体との連携強化を図る。

(7) その他

○ 安全な飲料水の確保事業（仮称）【新規】

避難指示区域内にある小高区の水道普及率は約 50%であり、水源を浅井戸に依存していることから、降雨時には濁りが発生することが多く、放射性物質の混入を心配する住民が多い。このことから、井戸の新設等による安全な飲用水の確保を進める。

4. 産業の再生

南相馬市の復興計画の基本方針の一つである「逆境を飛躍に変える創造力と活力ある経済復興」の観点から、産業の再生に取り組む。

(1) 企業の再生

① 再開等の状況

旧警戒区域（20km）外の製造業、商店等は、7割から8割再開しているものの、商店等の一部が従業員（パート、アルバイト）不足等で休業中である。また、再開している事業者についても、従業員が確保できない等の問題から営業時間の短縮を行っている。

旧警戒区域（20km）内の製造業、商店等は、市内外において4割再開しているものの、多くの事業所は閉鎖・休業中である。また、市内での再開は3割に留まっている。

② 取組の状況

【事業再開支援（既存企業）】

○ 避難指示区域内事業再開支援事業（南相馬市旧警戒区域店舗営業報奨金交付事業）
【新規】

旧警戒区域内において、避難指示解除前に、生活に必要な物資等を販売する店舗等の営業を再開した事業者に対して報奨金を交付することで事業再開の促進を図る。

○ 活力ある商店街支援事業【継続】

商店街の活性化に向け集客力の向上と賑わいの創出を図り、個性的・魅力的な商店街の環境整備等を行うため、商店街の空き店舗対策、情報化対策、環境整備対策及びソフト事業支援事業の補助を行う。

○ 福島避難解除等区域（商工業施設）生活環境整備事業【継続】

避難指示解除準備区域内で、住民の速やかな帰還を図るため、生活必需品を提供する

施設の清掃・修繕を行い施設の機能回復を図る。

○ 基盤技術産業育成支援助成事業【継続】

市内の基盤技術産業の高度化を推進し、地域産業の活性化及び雇用の拡大を図るため、CAD/CAM 技術者の育成や NC 工作機械、CAD/CAM ソフトの購入に対し、助成金を交付する。

【雇用支援】

○ 南相馬市求人・求職マッチング事業（仮称）【新規】

市内の有効求人倍率が非常に高い状態が継続し、人手不足が続いていることから、市外の有効求人倍率の低い地域で合同就職説明会を開催することにより、その地域の求職者と市内事業所とのマッチングを行い、南相馬市内での就職に結びつける。年 4 回程度実施予定。

○ 南相馬市新規就職者応援事業（仮称）【新規】

市内事業所の慢性的な人手不足対策として、市内事業所（雇用保険適用事業所）に雇用され、1 年以上の雇用期間が見込まれる者について、雇用契約から半年後に 10 万円の奨励金を支払う。

【企業誘致（新規企業）】・【新産業の創出】

○ 復興工業団地造成事業【継続】

雇用の場の確保・拡大のための新規企業の誘致が不可欠であることから、工業団地を整備し、新規企業の立地を促進することにより、新たな雇用の場を確保・拡大し、本市の経済活性化を図る。甚大な津波被害を受けた浜佐・萱浜地区（整備面積約 64ha を予定）において整備を進め、平成 26 年度から造成工事に着手し、平成 28 年度の供用開始を目指す。

○ ロボット開発拠点構想【継続】

震災対応ロボット技術を通じた産業創出を行うため、関係機関との協議を行い災害対応ロボットセンターの整備を検討する。

○ 再生可能エネルギー発電基地整備【継続】

大規模太陽光発電所建設の事業用地（真野地区、右田・海老地区、原町東地区）は、復興整備計画に基づく土地利用方針の国同意を得て、権利移転に向けて防災集団移転促進事業、土地改良事業の協議を進めている。風力発電所建設の事業用地（鹿島区、原町区）は、防潮堤等について県及び関係機関と協議中。

○ スマートコミュニティモデル事業【継続】

大町地区の災害公営住宅は、平成 25 年 7 月に工事着手し、太陽光発電設備についても発注済。小川町地区の防災集団移転地は、スマートコミュニティの取組を入居条件として、全ての入居予定者と合意形成を図る。

※ 具体的な入居条件の内容は、①エネルギーの有効利用（太陽光発電装置及びホームエネルギー管理システムの設置）、②住環境（環境確保のための建物、敷地の制限等）、③地域コミュニティ（行政区への加入等）である。

○ 公共施設再生可能エネルギー等導入事業【継続】

再生可能エネルギー等の地域資源を活用した災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの導入（太陽光発電設備、蓄電池）に取り組むとともに、地域の防災拠点や災害時

等に地域住民の安全確保に必要な避難施設等の最低限の機能維持を図る。平成 25 年度に 3 施設を整備済。平成 26 年度は 7 施設の整備を予定している。

(2) 農林水産業の再生

(営農再開に係る現状と課題)

水稻については、平成 24 年度から順次、試験栽培や実証栽培を行い、作付の再開に向けて、玄米への放射性セシウムの吸収抑制対策の検証を行っている。平成 26 年度は、避難指示区域外については全量生産出荷管理区域となり、米の作付の拡大を推進しているが、農業用水路の除染の進捗や避難生活の影響により地域の用水管理について直ちに再開することが困難な状況が散見されることなどから、農家の作付再開への意欲は必ずしも上がっていない状況である。市内では、平成 25 年産米で食品の放射性セシウムの基準値超過が発生したことから、平成 26 年は、その発生要因を踏まえた吸収抑制対策を着実にを行い、安全な米作りの栽培技術を確立し、その普及を図ることで、さらなる米の作付再開を進める必要がある。

また、農業者が所有する農業機械について、長期間使用していないために整備や更新の必要が発生するなど、今後、米作りや園芸作物の再開が本格化するにつれて、様々な課題が顕在化することが見込まれ、様々な支援事業を活用し丁寧に対応していく必要がある。

更に、地域農業の担い手となるべき若い農業者については、既に避難先において営農を再開している人もおり、若い担い手農家も残っているものの、今後、避難者の帰還が進むとともに、担い手の高齢化が進むことが見込まれる。農地の復旧やほ場整備に併せて、震災前の集落営農組織の再編や新たな生産組織の立ち上げなどを行い、地域農業の担い手を確立していく必要がある。

○ 地域水田再生試験栽培事業【継続】

作付再開準備区域における水稻作付の再開に向けて、各地域で水稻の実証栽培を実施することにより、水稻への放射性物質による影響とその要因を把握し、作付再開に向けた対策を確立し、農業者が安心して水稻の作付が再開できるよう調査を実施する。

避難指示区域外では、平成 24 年度に試験栽培による調査、平成 25 年度に実証栽培と生産物の全量全袋検査を実施しており、平成 26 年度は全量出荷管理区域として作付の拡大を図る。また、帰還困難区域を除く避難指示区域では、平成 24 年度及び 25 年度に試験栽培を実施しており、平成 26 年度は実証栽培に移行し、より実践的な栽培による検証を行う。

○ 園芸産地復興支援対策事業【継続】

東日本大震災により被災した園芸作物の産地において、園芸設備や施設の導入等を支援することにより、生産者の早期所得確保対策を図るとともに、園芸産地の復興を図る。

平成 24 年度に園芸資材の導入 1 件、平成 25 年度にハウス等の園芸施設 4 件及び水耕栽培設備等の園芸設備 2 件を支援し、今後も継続的に支援を図る。

○ 農業再生実証事業【新規】

農業の再生を進めるため、大学等と連携して水稻の実証栽培を実施し、農地・農業用水に関する放射性物質対策の効果について調査・検証を行う。また、放射性物質の移行

が少ない作物の栽培実証として、公的研究機関と連携してタマネギの試験栽培を実施し、最適品種の選定と作付方法の体系化を行い、新たな作物の産地化を図る。

○ 資源作物栽培実証事業【新規】

不作付による農地の荒廃を防ぎ、地域農業を維持するために、資源作物の実証栽培を行う農業者に対し支援を行い、資源作物の低コスト栽培に関するノウハウの研究・習得を目指す。

○ 被災地域農業復興総合支援事業（施設園芸）【継続】

南相馬市の復興計画に基づき、市が安心・安全な高付加価値農産物の栽培に適応する園芸施設を設置するとともに推進体制を確立し農業復興モデルとする。平成 24 年度に原町区泉地区にドーム型園芸施設を 1 箇所整備し既に営農を開始している。また、平成 25 年度から鹿島区南海老地区に大型ハウスの整備を進め、平成 26 年度中の営農開始を予定している。

（3）観光の再生

○ 鎮魂の丘（仮称）の整備【新規】

東日本大震災により犠牲となられた方々を追悼するための鎮魂の丘（仮称）の整備方針についての検討を平成 26 年度に行う。

○ 北泉海浜総合公園の整備【継続】

被災した北泉海浜総合公園を、震災前のように市民の憩いの場として復旧するために再度整備する。平成 25 年度末から公園部分の災害復旧工事に着手し、平成 27 年度には復旧工事の完了を予定している。

5. 避難期間中の避難者の生活支援

○ 一時帰宅者向け宿泊所の整備【新規】※未確定

市外避難者の一時帰宅を支援するために、一時帰宅者向けの宿泊所を整備する。

○ 市外避難者支援事業【継続】

市外避難者を支援するため、避難者受入自治体において懇談会を開催し、避難者の声や意見を聞き、不安解消と適切な情報提供を行う。また、40 歳未満の若い世代が気軽に意見が言える場（サロン）の機会を設け、生の声を吸い上げ、支援策に反映していく。

○ 地域の絆づくり支援事業【継続】

地域コミュニティの再生を図るため、仮設住宅自治会支援、コミュニティ再生、地域コミュニティ支援を目的として活動する行政区等に補助金を交付する。

○ 仮設借上げ見守り訪問事業【継続】

仮設住宅及び借上げ住宅で暮らす被災者への見守り訪問活動を実施している社会福祉協議会の生活支援相談員を拡充し、孤立死、孤独死の防止とともに、新たなコミュニティの構築による引きこもり防止や被災者による相互支援体制の強化を図る。

○ ジャンボタクシーの運行（一時帰宅交通支援事業）【継続】（※再掲）

○ 帰還が遅れる方への支援【継続】

応急仮設住宅の供与及び高速道路無料措置について、避難指示解除後の相当期間経過時点まで支援が継続されるよう引き続き国への要望を行う。

川俣町

1. 全般的取組

(概要)

川俣町の人口は、国勢調査によると平成2年の20,001人から平成22年には15,569人まで減少し、高齢化率も3割を超え、人口減少と少子高齢化が徐々に進行する傾向にあり、東日本大震災発生後その状況に拍車がかかっている。

(区域見直しの現状等)

平成23年4月22日に川俣町東南の山木屋地区が計画的避難区域に指定され、平成25年8月8日に居住制限区域及び避難指示解除準備区域に見直されたが、避難指示により平成25年1月31日現在1,223人、532世帯が避難を余儀なくされている。

このことから、避難指示を解除し住民の帰還を進めるためには、確実な除染をはじめ、社会基盤であるインフラについて、早急に復旧・整備するとともに、放射線による健康被害対策や地域医療体制の再構築、さらには産業の再生などに取り組んでいく必要がある。

(復興の姿と基本的な方針)

このような状況を踏まえて、川俣町は、平成24年3月に「川俣町復興計画(第1次)」、平成25年7月に「川俣町復興計画(第2次)」を策定した。

復興計画では、「安全が確保され、住民が安心して暮らせるまちへの復興」、「雇用が確保され、住民が生き甲斐を感じるまちへの復興」、「結いと絆が維持され、住民が幸せを感じるまちへの復興」を3つの基本理念に掲げており、その基本理念の下「みんなでつくる災害に強いまちへの復興」「健康で安心と幸せがあふれるまちへの復興」「より安全で公共施設が充実したまちへの復興」「豊かで活力あるまちへの復興」「人々が、習い、学び、集う、文化的なまちへの復興」という復興施策に取り組む。

復興施策への取組に当たっては、「災害に強いまち」「健康の増進と医療の充実」「再生可能エネルギーの活用」「産業の再生・復興」「将来を担うたくましい子どもたちの育成」「さらなる協働のまちづくり」を目指すこととしており、原発事故により被った「マイナス」の状態を「ゼロ」の状態に戻すことを最優先に、さらに「プラス」の復興につなげていくこととしている。

国、福島県及び川俣町は、これまでも連携して被災者の生活支援や被災地域の復旧等に取り組んできたが、今後も、川俣町の復興計画等も踏まえつつ、復興・再生のために必要な取組の具体化に向けた協議を進め、役割分担しながら復興等に取り組む。

2. 分野別の取組

1. 除染

除染の実施は、町の復興計画においても重要な施策の一つに掲げており、山木屋地区の計画的な除染を進めるとともに、町の実施する除染に対しても支援を行う。

(1) 国計画

平成 24 年 8 月に策定、平成 25 年 12 月に見直しとなった「特別地域内除染実施計画(川俣町)」を踏まえ、計画的に除染等の措置を実施する。

宅地及びその近隣の森林について、平成 26 年夏の完了、残りについて平成 27 年内に完了予定である。その後は、事後モニタリング等により対応を検討する。

なお、森林の除染については、技術的知見を踏まえ、今後の対応を検討する。

(2) 市町村計画

すでに策定された除染計画に基づき、山木屋地区を除く町内全域を除染実施区域に指定。平成 24 年度は一般住宅及び敷地およそ 1,800 世帯について除染を実施した。

生活空間の除染はおよそ 6,100 世帯を対象としており、平成 26 年度の完了を目指す。完了地区は 1 年後を目途に事後モニタリング等を実施し対応を検討する。

(3) その他

(独) 農業・食品産業技術総合研究機構の減容化実験設備が設置されている。

2. インフラの整備

川俣町は、山木屋地区を除き、復旧は概ね平成 23 年度に完了している。山木屋地区については、河川、道路などへの被害調査は既に終了しているものの復旧が一部完了していない状況にある。そのため、インフラなどの安全確認及び復旧を行うとともに、公共施設等の復旧に向け、迅速に対応していく必要がある。なお、「2. インフラの整備」においては、記載のない限り、原則として、各施設管理者等が実施主体となるものである。

(1) 公共土木施設等の整備

ア 道路等

【県管理道路】

① 道路の状況

避難指示解除準備区域及び居住制限区域内の路線数(県管理道路)・・・3路線

うち被災した路線(工区)数・・・3路線 11箇所

うち本復旧を実施する路線(工区)数・・・3路線 11箇所

② 復旧の予定等

復旧箇所の放射線量が高く、掘削残土を地区外に移動出来ない。また、残土処分地の見通しが立っていないことから事業は未着手となっている。

今後、町などの関係機関と調整を図り、残土処分方法が決定次第、本復旧工事を実施する。

【町管理道路】

道路については、被災状況調査・査定を平成 23 年度に実施しており、68 路線で地震による被害が確認された。そのうち、平成 23 年度に 66 路線 106 箇所での復旧工事が完了している。

未復旧箇所は、山木屋地区の町道向出山・広久保山線及び町道坂下・坂下向山線の 2 路線 2 箇所であり、両路線とも除染との工程調整をしつつ残土処分地及び処分方法が決定次第、復旧工事を実施する。

また、上記以外の町道についても、維持管理が行われていないため、インフラ復旧と除染との工程調整をしつつ、復旧工事を実施する予定である。

イ 河川

【県管理河川】

① 河川状況

避難指示区域内の河川数（県管理河川）	・・・ 1 河川（※）
うち被災した河川（工区）数	・・・ 1 河川 1 箇所
うち応急対策を実施した河川（工区）数	・・・ 0 河川 0 箇所
うち本復旧を実施する河川（工区）数	・・・ 0 河川 0 箇所

（※）口太川

② 復旧の予定

復旧箇所の放射線量が高く、掘削残土を避難指示区域外に搬出できない状態であるため残土処分地及び処分方法が決定次第、復旧工事を実施する。

また、現在、堆積土砂のため川底が浅くなってきており、土砂の受入れ先が決定次第、浚渫工事を実施する。

【町管理河川】

山木屋地区の河川については、被災箇所が確認されていない。現地調査を行い被害が確認されれば復旧に向けて対応する。（普通河川：町）

ウ 農地・農業用施設

山木屋地区の農地及び農業用施設は、避難により十分な維持管理ができないため、平成 26 年 3 月までに被災状況調査を実施し、平成 28 年 3 月までに復旧工事完了予定である。また、同地区の農地除染後の速やかな農業復興を図るため、農地利用集積の促進、暗渠排水、用排水路等の基盤整備を推進する。

除染実施後の農地については、除草等の保全管理を行う予定である。

町内の畜産業施設は平成 24 年 10 月までに調査・設計を実施し、平成 25 年 3 月までに復旧工事を完了した。

エ 林業用施設

被害のあった林道花塚線及び林道箆ノ作南線は、平成 23 年度に復旧工事を完了した。

オ 土砂災害対策

町内 288 箇所の土砂災害危険箇所の点検を実施し、緊急的な対策が必要な箇所は認められなかった。今後の地震や降雨等により、土砂災害の危険が高まった場合には、

必要な対策を講じる。

（２）生活基盤施設の再生

ア 上水道その他水道施設

平成 25 年度中に山木屋地区全世帯を対象に水質検査、水周りの状況確認を実施するとともに、浄化槽の点検を実施した。

また、平成 26 年度は、生活用水確保のためのボーリングによる井戸掘削の実施を検討している。

イ 災害廃棄物等処理

① 災害廃棄物等の発生状況

対策地域内の災害廃棄物等については、国が処理を行う。（災害廃棄物等推定量 3,300 トン）

② 事業実施の状況

- ・対策地域内廃棄物処理計画に基づき、平成 26 年度中に帰還の妨げとなる廃棄物の撤去及び仮置場への搬入完了を目指す。
- ・家の片付けごみについては、屋外残置廃棄物を除染事業と併せて回収中。
- ・仮設焼却施設の設置については、方針検討中。

ウ 子育て・教育施設（文教施設）

【教育施設】

文教施設の災害復旧については、平成 23 年度に被災した山木屋地区以外の小・中学校校舎、体育館、プール等に係る災害復旧工事を完了している。また、山木屋地区の小・中学校施設災害復旧については、平成 26 年度に復旧工事完了予定である。

① 山木屋小学校

山木屋小学校については、平成 23 年度に被災状況調査を実施し、地震による校舎渡り廊下ジョイント部分の破損、教室等の亀裂、校庭及び周辺の地盤沈下、通路の崩落等が確認されている。平成 23 年度は校庭及び敷地周辺に係る調査・設計を完了している。また、平成 24 年度は校舎の災害復旧に係る調査・設計を完了し、平成 26 年度に復旧工事完了予定である。

② 山木屋中学校

山木屋中学校については、平成 23 年度に被災状況調査を行い、校舎については特に被災箇所は認められなかったが、体育館は基礎部分等に亀裂が入っており老朽化も伴い改築が必要な状況と見込まれているため、復旧のあり方等について検討している。

【公民館】

小神公民館は、敷地の液状化及び建物本体・設備等が半壊状態となり施設の使用が不能となったため、平成 23 年 10 月までに、地質調査及び実施設計を完了し、平成 24 年 8 月に新築工事を完了した。

【子どもの屋内運動場】

子ども達の運動機会を確保し、運動能力の回復と体力低下及び肥満傾向の改善を図るため、平成 26 年 7 月までに安全・安心に運動できる施設を整備する予定である。

エ 防災行政無線

川俣町の防災行政無線のデジタル化については、消防無線のデジタル化に合わせて平成 27 年度の供用開始に向けて整備する計画である。

オ 庁舎その他公共公益施設

役場庁舎の復旧については、震災により改築に相当する被害を受け、仮庁舎での業務を余儀なくされていることから、防災拠点の確保、効率的な行政運営、町民の利便性向上のため、新庁舎建設を進めている。

旧庁舎の解体工事は平成 24 年度に完了、新庁舎の基本設計は平成 25 年度に完了している。実施設計は、平成 26 年 3 月に着手し平成 26 年 10 月までに完了予定であり、新庁舎建設工事は、平成 27 年 1 月に着手し平成 28 年 3 月までに完了予定である。

(3) 復興まちづくりの推進

ア 住宅等

農村広場応急仮設住宅は平成 23 年 6 月に完成。また町体育館応急仮設住宅及び中山工業団地応急仮設住宅第一・第二も平成 23 年 7 月に完成し入居している。

町営住宅は、平成 23 年度に調査済みであるが、山木屋地区の町営住宅については、合併浄化槽が破損している状況であるため、住民帰還に合わせて復旧する予定である。

なお、平成 25 年度中に川俣精練跡地に山木屋地区住民向けの災害公営住宅（40 戸予定）の建設に着工し、平成 26 年度に入居を予定している。また、川俣町内に山木屋地区住民、飯舘村民等向けの災害公営住宅の整備を予定している。

イ 復興のための拠点

川俣町では避難指示解除後に想定される山木屋地区の急速な高齢化、過疎化及び独居老人の増加に対応するため、再生可能エネルギーを活用した地域医療福祉及び地域経済振興に関するまちづくりの計画として「川俣町スマートコミュニティ」を検討しており、平成 24 年度は再生可能エネルギーの調査を実施し、平成 25 年度は「複合型施設等整備分科会」、「農業振興施設整備分科会」、「再生可能エネルギー施設等分科会」等の分科会を設けて種々検討を重ね、基本計画を策定した。

特に、複合型施設については、復興の拠点となるよう診療所、高齢者居住施設、コミュニティ施設、生活環境施設等が一体となった複合型施設の整備を推進することとしている。

3. 生活環境の整備

山木屋地区住民の帰還に向け、町の復興計画の基本理念の一つである「安全が確保され、住民が安心して暮らせるまちへの復興」の観点から、生活環境の整備に取り組む。

(1) モニタリング・健康管理

- ① 放射線に対する住民不安を払しょくし、町外に避難している住民の早期帰還を促すため、町において、町内の仮置き場 12 箇所に放射線モニタリングポストを設置し、その測定結果等を地図上にプロットするなど、住民にわかりやすい方法で提供するため

の情報通信環境を構築している。

- ② 町は、内部被ばく検査のため、ホールボディカウンターを町の中心部の病院に設置し、住民の健診を実施している。
- ③ 避難者の不安解消を図るため、平成 25 年 12 月に個人線量計を山木屋地区住民全員に配布した。また、個人線量計を町内の幼稚園児、小学生、中学生全員に配布し、測定結果の評価及び説明会を実施している。

(2) 医療・保健衛生・福祉

避難指示解除準備区域内にある山木屋診療所は、震災の影響により壁に亀裂が入るとともに、浄化槽・暖房機等が破損している。また、老朽化も進んでおり、診療所機能と山木屋地区における介護サービスの拠点となる複合的な施設を一体的に整備していく予定である。

なお、医師不足の状態が続いているため、診療所再開や医師派遣のあり方等についても検討が必要である。

(3) 防犯・消防防災

① 自主的な防犯対策

山木屋地区住民により「山木屋地区地域安全パトロール隊」を結成し、平成 23 年 6 月から警察と協力してパトロールを実施している。

4. 産業の再生

魅力ある産業の再生・復興を目指すことは、川俣町の復興施策の基本方向の一つとして掲げられているところであり、川俣町の産業の再生を図るために、事業再開等に取り組む。

(1) 企業の再生

- ① 山木屋地区内等の事業者は、平成 26 年 1 月現在、2 社が地区内で継続操業、3 社が町内で事業再開、3 社が町外で事業再開している。また、町内外の事業者と連携して中小企業庁の「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」(以下「グループ補助金」という。)による設備の修繕等を実施している。
- ② 川俣町の中心市街地については、被害の大きな中核店舗が存在する中丁商店会を中心に、商店街の施設・設備の復旧を進める。また、平成 26 年 3 月に策定された川俣町中心市街地活性化基本計画に基づき、中心市街地利用者を増やし、人口流出に歯止めをかけることを目指す。
- ③ 川俣町内での新規立地企業誘致の取組を継続実施するとともに、工業団地の整備にも取り組む。

(2) 農林水産業の再生

山木屋地区については、平成 25 年度までに水稻、花卉、野菜の実証栽培を実施しており、①農地の除染と基盤整備の一体施工などによる経営規模の拡大、②花卉等の施

設園芸の拡大による高収益の確保、③地域複合農業経営による生産品目の拡大などの取組による農業再生を図る。

農地については、現在、ゼオライトを使用した放射性物質の農作物への移行を防ぐ手法を実施中である。

また、川俣町全体として風評被害への対応を含め安全な農産品や同加工品を消費者に提供するため各地区の公民館で放射線量測定を実施している。

(3) 観光の再生

平成 25 年 4 月より会津若松市にアンテナショップを開設し、町特産の絹織物「川俣シルク」の紹介と対面販売を通じて風評被害の払しょくを図る。

平成 26 年度以降は、JR 6 社等との協力により実施されるデスティネーションキャンペーンにおいて、樹齢 400 年を超える「駒ざくら」、町特産の地鶏「川俣シャモ」、町の伝統技術である「織り・染め」体験を PR する予定である。

5. 避難期間中の避難者の生活支援

(1) 生活支援

- ① 住宅面として、仮設住宅、借上住宅等による支援を行っている。新たな住宅を求める避難者には融資情報を提供していく。
- ② 移動・交通面として、移動手段のない避難者へは仮設住宅発の町内巡回バスの運行による買い物や通院への支援を実施。避難元への移動手段としてデマンド型タクシーの運行を実施している。
- ③ その他として、弁護士による賠償相談会等の定期的な実施、関係団体（社会福祉協議会、地域包括支援センターなど）との連携により高齢者等への見守り訪問、健康維持のための保健事業の定期的開催などを実施しており、今後も継続していく。コミュニティの維持に関する取組も継続していく。

なお、避難者には定期的に広報誌を含めた情報提供を実施している。

(2) 就業支援

就業支援を主とする団体等（福島広域雇用促進支援協議会、福島キャリアアップハローワーク、ふくしま就職応援センター、ふるさと復興就職支援センターなど）と連携し、実態調査、個別相談会や情報の提供を中心に実施している。

(3) 経営支援

グループ補助金等の国及び県の支援制度の紹介からその対応を実施している。避難指示区域内において通勤操業を実施している事業所への相談等の対応も実施し、様々な支援メニューを紹介しながら、引き続き支援を継続していく。

広野町

1. 全般的取組

(概要)

震災前の広野町の世帯数は約 1,967 世帯で、人口は約 5,490 人である。震災前、第 1 次産業を中心としながら、広野工業団地には 15 企業が立地していた。就業者は、建設業、電気ガス・熱供給、水道業の割合が高かった。

(区域見直しの現状等)

広野町では、平成 23 年 9 月 30 日に緊急時避難準備区域が解除された。現在は、広野町で行政機能を再開している。今後、安心して町に帰還するための環境整備を図っていくことが課題となっている。

(復興の姿と基本的な方針)

平成 26 年 3 月に策定された「広野町復興計画（第二次）」では、「町民一人ひとりの生活の復興」と「ふるさと 広野町の復興」を目指すこととし、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」、「災害に強い都市基盤と心のネットワークによる安全・安心なまちづくり」、「21 世紀の世界を担う新たな産業創出による賑わいのあるまちづくり」、「双葉地域の復興を担うまちづくり」を基本方針として掲げている。こうした基本方針の下、「緊急的な対応を要する施策」、「町民生活復興のための施策」、「双葉地域復興のための施策」、「新たな時代へ発展するための施策」といった施策に取り組むこととしている。

広野町は、いち早く公共インフラの復旧に努め、道路、水道、下水道等のインフラは応急復旧済みであり、今後は、国や県による海岸堤防や河川対策と連携し津波被災地を整備する。また、民間サービスも徐々に再開し始めたことから、従来の生活環境を取り戻すために、広野町は、企業誘致等による安定した雇用の場の確保、農業の再生及び町民バスの運行の再開等を図るとともに、災害公営住宅の早期完成を目指すなど、町民帰還のための生活環境の整備に努める。

国、福島県及び広野町は、これまでも連携して被災者の生活支援や被災地域の復旧等に取り組んできたが、今後とも、広野町の復興計画等も踏まえつつ、復興・再生のために必要な取組の具体化に向けた協議を進め、実施することが決定した具体的取組について、国、福島県、広野町等が役割分担しながら取り組んでいくこととする。

2. 分野別の取組

1. 除染

放射線防護措置を着実に進めることが復興の柱の一つであり、その一環として除染を計画的に推進する。

(1) 市町村計画

すでに策定された広野町除染実施計画（法定計画）に基づき、広野町が、町内全域にて27年度末までに、文教施設、公共施設、日常生活環境、農地・森林（生活圏）の除染を終了する予定となっており、平成26年1月末時点で住宅の97%、農地の71%、森林（生活圏）の62%の除染を終了している。（平成25年度末までの計画に対する進捗率）

2. インフラの整備

道路、水道、下水道等のインフラは応急復旧済みであり、今後は、国や県による海岸堤防や河川対策と連携し津波被災地を整備する。なお、「2. インフラの整備」においては、記載のない限り、原則として、各施設管理者等が実施主体となるものである。

(1) 公共土木施設等の整備

ア 道路等

【県管理道路】

① 道路の状況

旧緊急時避難準備区域内の路線数（県管理道路）・・・6路線
うち被災した路線（工区）数・・・3路線5箇所
うち本復旧を実施する路線（工区）数・・・2路線2箇所

② 復旧の予定等

平成23年に災害査定を受け、地震災の2箇所は平成24年8月に本復旧を完了。
（津波災3箇所は、交付金事業の事業区間と重なることから廃工とする。）

【町管理道路】

① 町道については、11路線が被災し8路線が平成24年度中に復旧済。

② 平成24年9月までに被災調査を完了し、10月から工事に着手、平成26年度中に完了予定となっている。津波被災3路線（築地～新町線、北釜線、久保田1号線）については、復興交付金事業で整備することとし、平成25年8月に工事着手済。

浅見川の日の出橋については、県において橋梁下部工を整備予定。下部工が完了後、平成26年度に、町において橋梁上部工を整備予定。

【その他】

被災した交通安全施設等の災害復旧については、必要な措置を講じている。

イ 海岸等

【海岸保全施設】

① 海岸の状況

町内の地区海岸数・・・7地区海岸（※）
うち海岸保全施設が被災した地区海岸数・・・5地区海岸（※※）
うち応急対策を実施した地区海岸数・・・1地区海岸（※※※）
うち本復旧を実施する地区海岸数・・・5地区海岸（※※）

（※）地区海岸名

下北迫地区東原、下北迫地区北釜、下浅見川、折木、夕筋、浅見川、高萩

(※※) 地区海岸名

下北迫地区北釜、折木、夕筋、浅見川、高萩

(※※※) 地区海岸名

浅見川

② 堤防高

平成23年10月8日に堤防高を公表※。

広野海岸：T.P. +8.7m (対象：津波)

※公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して、堤防の構造を決定する。

③ 復旧の予定

平成23年度に災害査定を実施しており、平成24年1月に工事に着手した。平成27年度の完了を目指す。

【防災緑地】

防災緑地の整備

防災緑地については、平成24～25年に復興する施設の計画を策定。詳細設計後、平成25年度から用地買収及び工事に着手し、工事については、まちづくりや産業活動に支障が生じないように、計画的に進め、平成27年度の完了を目指す。

ウ 河川

【県管理河川】

北迫川、浅見川、折木川で地震・津波による被害を確認。平成23年度から平成24年度までに査定を実施し、平成25年度に工事に着手した。平成27年度の完了を目指す。

浅見川において、住民等が憩い、集えるような親水施設を整備予定。

エ 農地・農業用施設

【農地】

農地については、平成24年1月に災害査定が完了。折木地区復旧工事に平成24年11月から工事に着手、平成26年2月に完了。津波被災農地の浅見北地区、浅見南地区については、平成26年7月に設計を完了、平成26年度末までに工事完了予定。

【農業用施設】

農業水利施設については、平成24年度に3地区中1地区の工事着手、平成26年7月に残り2地区の設計を完了、平成26年度末までに工事完了予定。

農道については、平成24年度に3地区中1地区の工事着手、平成26年7月に残り2地区の設計を完了、平成26年度末までに工事完了予定。

※農地災害復旧浅見北地区、浅見南地区においては県の河川災害復旧事業（北迫川、浅見川）及び復興事業との計画調整が必要。

※農地災害復旧折木地区においては、県の河川改修事業（折木川）との計画調整が必要。

オ 土砂災害対策

町内30箇所の土砂災害危険箇所の点検を実施し、緊急的な対策が必要な箇所は認められなかった。今後の地震や降雨等により、土砂災害の危険が高まった場合には、必要な対策を講じる。

最大震度 6 弱を観測した広野町では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象台が連携し、平成 23 年 3 月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用していたが、降雨と土砂災害の発生状況を考慮して基準を見直し、平成 24 年 3 月に通常基準への引き上げを実施しているところ。

(2) 生活基盤施設の再生

ア 下水道その他汚水処理施設

下水管渠 44 箇所中 41 箇所については、平成 24 年 1 月から復旧に着手、平成 24 年度中に完了。残り 3 箇所については、平成 24 年度に設計に着手、平成 25 年度に設計完了平成 26 年度に工事着手予定。県河川災害復旧事業との計画調整が必要。

河川横断する管渠は、水管橋が流出し仮設水管橋で対応中。平成 24 年度から設計に着手、平成 25 年度に設計完了。平成 26 年度より工事着手予定。県河川災害復旧事業と計画調整が必要。

広野町下水処理施設で発生する汚泥については、被災以前は、処理場にて汚水を濃縮・脱水し、双葉地方広域市町村圏組合が管理する大熊町に所在する炭化処理施設にて処分していたところ、現在は同施設が帰還困難区域内にあるため、搬出できない状況となったが、平成 25 年 12 月から搬出処分が可能となった。なお引き続き、町が行う代替の処理施設の確保など処理方策については、関係省庁が連携して技術的支援を検討する。

イ 災害廃棄物等処理（可燃物について国代行処理予定）

① 災害廃棄物等の発生状況

災害廃棄物等の量は 8 万トンと推計している。

② 事業実施の状況

町が処理を行う災害廃棄物処理については、平成 26 年度内の完了を目標に進めている。町により破砕・選別等の処理された可燃物については、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法に基づき、町から代行処理の要請を受け、国が処理を実施する。

仮設減容化処理施設について、設置に向けて建設準備中であり、建設に先立ち、敷地内の造成工事を実施中。平成 27 年 4 月から減容化処理を開始する予定。

ウ し尿処理施設

被災以前は、浄化槽・汲取り便槽から汲取ったし尿を、双葉地方広域市町村圏組合が管理する富岡町のし尿処理施設で処理していたが、現在は同施設が居住制限区域にあるため、平成 24 年度からはいわき市、平成 25 年度下期からは南相馬市の協力を得て処理を実施している。

エ ごみ処理施設

生活ごみは、震災前と同様、南部衛生センターで処理している。同施設から排出された焼却灰は、同施設内及び館の沢最終処分場に仮置きしている。

オ 子育て・教育施設（文教施設）

【教育施設】

広野町公民館、広野幼稚園（広野保育所・広野児童館）、広野小学校、広野中学校、共同調理場は除染作業が完了している。

広野町公民館は平成24年3月から再開済み。平成24年12月から災害復旧工事を開始し、平成25年3月で工事完了。

広野幼稚園（広野保育所・広野児童館）、広野小学校、広野中学校、共同調理場については、災害復旧事業は終了しており、平成24年8月27日から再開済み。

平成25年12月、福島県から双葉郡における中高一貫校を広野町に設置する方針が示され、既存の施設を利用するなどして平成27年4月の開校を目指すこととなった。

カ 防災行政無線

津波被害を受けたパンザーマスト（1か所）については、平成24年5月に再設置が完了しており、システムが正常に作動することも確認済み。

町は、平成26年度末には、全てのパンザーマストをデジタル対応型に改修予定。

（3）復興まちづくりの推進

ア 住宅等

下浅見川応急仮設住宅（16戸）、下北迫応急仮設住宅（30戸）は平成24年3月に完成。24年5月下旬より入居開始。

津波被害等により家屋が全壊・流失した被災者向けの災害公営住宅（戸建て：10戸、集合住宅：38戸）については、平成24年11月着工、平成26年9月完成予定となっている。

また、追加26戸について検討中であり、平成26年度着手を目指す。

イ 復興のための拠点

広野駅東側地区開発事業では、医療機関及び生活関連サービス並びに復興関係事業者の新規立地等のため、平成26年度から造成事業を実施し、平成27年度までに拠点整備を行う。

3. 生活環境の整備

生活環境の整備は広野町の復興の柱の一つであり、広野町の町民の帰還を促進するため、医療・福祉体制の整備、モニタリング・健康不安対策、防犯対策等に取り組む。

（1）モニタリング・健康管理

町は、平成23年6月より平成24年12月31日まで、町内3箇所にて午前9時と午後3時に行っている空間線量モニタリング結果を防災行政無線により周知を行った。また、町内34施設の空間線量モニタリング結果を町広報紙により周知している。

町は、平成24年4月より帰還する世帯に1台ずつ、平成25年4月から全町民に携帯型放射線測定器の配布を行った。

民間医院でのホールボディカウンターによる放射性物質の内部被ばく検査が平成24年9月より開始され、平成25年8月からは広野町保健センターにおいても実施している。

平成26年度からは、放射線測定装置の増設、相談員の配置等により健康不安への対

策を強化する。

(2) 公共交通

無料の町民バス（役場前～町内4地区（木曜日のみ6地区））が平成24年6月から再開されている。

(3) 医療・保健衛生・福祉

【医療】

病院等の開院状況（平成26年3月31日現在）は、外来通常診療中の病院が1病院（内科、消化器内科、神経内科、精神科）、一部開院中が1診療所（内科、外科、小児科、脳神経外科、整形外科）となっている。

歯科医については、平成26年4月からの一部再開に向け、調整する。

【福祉】

特別養護老人ホーム、老人福祉センター、老人デイサービスセンターについては、再開している。

(4) 防犯・消防防災

【防犯】

① 広野町警戒パトロール隊

多発する空き巣被害を防ぐため、町は平成23年7月10日より双葉警察署と連携し、町内全域を24時間体制で警戒パトロールを実施している。

平成26年度からは、人員を拡充しさらに警戒パトロールの強化を図る。

(5) 生活関連民間サービス

金融機関・郵便局・サービスステーション・建設業については、震災前に町内で営業していた全ての事業所が再開している。

また、旅館業・飲食業・小売業については、営業時間・営業日等の短縮等があるものの半数以上の事業所が営業を再開している。

4. 産業の再生

産業の振興と雇用の場の確保は広野町の復興の柱の一つであり、広野町の産業の再生を図る方針で取り組む。

(1) 企業の再生

震災前より広野工業団地内で操業していた企業15社のうち、13社が操業を再開している。

操業を再開した企業のうち、2社がふくしま産業復興企業立地補助金により増設中である。

広野工業団地内の撤退した企業跡地に、1民間企業が進出している。

ふくしま産業復興企業立地補助金により1民間企業が町内に進出し、4民間企業が町

内への進出を準備している。

(2) 農林水産業の再生

【農業】

- ① 町は平成 24 年度、農地の除染や実証田を設置し放射性セシウムの影響を検証した。
 - ・ 農地除染については、約 400ha のモニタリングを行い、ゼオライト、塩化カリウムを散布し深耕等を実施。
 - ・ 実証田については、27 の水利組合毎に 39 箇所（10 a × 39 箇所）設置。
- ② 平成 25 年産米の作付けは、発災前の作付け面積 205ha に対して 110ha を実施（3 年ぶりに田植え）し、平成 26 年産米の作付け面積は 150ha を見込んでいる。

(3) 観光の再生

二ツ沼総合公園内のパークゴルフ場（4 コース）については、町は平成 25 年 10 月に芝の張替え等の除染作業を終え、平成 25 年 11 月には再オープン済。

檜葉町

1. 全般的取組

(概要)

震災前の檜葉町の世帯数は約 2,900 世帯で、人口は約 7,700 人である。また、東京電力株式会社福島第二原子力発電所や檜葉南工業団地に 19 企業が立地していたことにより、震災以前の経済構造は、電力関連産業や製造業の割合が高かった。

(区域見直しの現状等)

檜葉町は、町の一部である緊急時避難準備区域が平成 23 年 9 月 30 日に解除され、さらに平成 24 年 8 月 10 日に警戒区域を見直し、避難指示解除準備区域となったが、住民は未だ福島県内外の仮設住宅等において避難生活を余儀なくされている。避難生活の長期化に伴って、避難期間中の避難者の生活支援とともに、今後、安心して町に帰還するための環境整備を図っていくことが大きな課題となっている。

(復興の姿と基本的な方針)

避難指示を解除し住民の帰還を進めるためには、社会基盤であるインフラについて、早急に復旧・整備するとともに、放射線による健康被害対策や地域医療体制の再構築、さらには産業の再生などに取り組んでいく必要がある。

こうした課題に取り組む方向性を示すため、檜葉町は、平成 25 年 5 月に「檜葉町復興計画〈第 2 次〉」を策定した。復興計画では、「地震・津波災害と原子力災害を克服し、より健康で暮らしやすい、新しい檜葉の礎をつくる～住む人すべてが安心して健康に暮らす、先進モデルの町を目指して～」を目標とし、「安全・安心な生活の再建」、「町民の主体的参画と自立」、「次世代への継承」、「広い視野に立つ復興」を 4 つの基本理念に掲げている。その基本理念の下、「絆を保ち、被災生活を乗り切る」、「安心して暮らせる環境を作り出す」、「暮らしやすさを追求する」、「これまで・現在とは違う新しさを目指す」、「さらなる安全・防災を目指す」という主要施策に取り組むこととされている。

国、福島県及び檜葉町は、これまでも連携して被災者の生活支援や被災地域の復旧等に取り組んできたが、今後とも、檜葉町の復興計画等も踏まえつつ、復興・再生のために必要な取組の具体化に向けた協議を進め、実施することが決定した具体的な取組について、国、福島県、檜葉町等が役割分担しながら取り組んでいくこととする。

2. 分野別の取組

1. 除染

国直轄除染について、生活圏の除染作業については平成 26 年 3 月末をもって終了し、一般公衆及び子どもの年間追加被ばく線量の短期目標は達成した。今後、除染効果の維持を確認することを目的に、事後モニタリングを実施する。その結果、仮に除染効果が維持されていない箇所が確認された場合には、個々の現場の状況に応じて原因を可能な限り把握し、合理性や実施可能性を判断した上で、フォローアップの除染を実施することとする。

(1) 国計画

森林については、住居等近隣における措置を最優先に実施。その他の森林については、当面は、蓄積されつつある技術的知見を踏まえて、関係機関と連携して、今後の対応を検討。

2. インフラの整備

避難指示を解除し住民の帰還を進めるためには、インフラ復旧は必要な社会基盤であり、早急に整備しなければならない。道路、下水道、住宅、文教・福祉施設等を整備する。また、廃棄物処理（ごみ、下水汚泥処理等）体制及び商業観光施設を併せて整備する。なお、「2. インフラの整備」においては、記載のない限り、原則として、各施設管理者等が実施主体となるものである。

(1) 公共土木施設等の整備

ア 道路等

【県管理道路】

① 道路の状況

避難指示解除準備区域内の路線数（県管理道路）	・・・ 5 路線
うち被災した路線（工区）数	・・・ 5 路線 24 箇所
うち本復旧を実施する路線（工区）数	・・・ 5 路線 24 箇所

② 復旧の予定等

被災箇所 5 路線 24 箇所については、平成 25 年迄に災害査定を受検しており、12 箇所が本復旧工事を完了している。地震災は平成 26 年度、津波災は平成 27 年度の完了を目指す。

【町管理道路】

被災調査を平成 23 年から実施しており、78 路線において地震・津波による被害を確認。

地震による被災路線は、平成 24 年度に災害査定が完了し、一部路線を除き平成 25 年度に完了。残る路線も平成 26 年度に完了予定。また、津波による被災路線は、平成 25 年度に災害査定完了、平成 26 年度工事着手、平成 27 年度の完了を目指す。

【スマートインターチェンジ】

現在、常磐自動車道に建設中の檜葉パーキングエリアに設置が関係自治体が主体となり検討されている、スマートインターチェンジ及びその接続道路の整備に向けて、平成25年度に検討した結果を踏まえ、平成26年度以降、関係機関との協議を進める。

【その他】

被災した交通安全施設等の災害復旧については、必要な措置を講じている。

イ 海岸等

【海岸保全施設】

① 海岸の状況

- 町内の地区海岸数 . . . 8 地区海岸 (※)
- うち海岸保全施設が被災した地区海岸数 . . . 6 地区海岸 (※※)
- うち応急対策を実施する地区海岸数 . . . 5 地区海岸 (※※※)
- うち本復旧を実施する地区海岸数 . . . 6 地区海岸 (※※)

(※) 地区海岸名

小波作、波倉、井出、前原、山田浜 (2 地区)、岩沢、繁岡

(※※) 地区海岸名

波倉、井出、前原、山田浜 (2 地区)、繁岡

(※※※) 地区海岸名

波倉、前原、井出、山田浜 (2 地区)

② 堤防高

平成23年10月8日に堤防高を公表 (※)。

檜葉海岸 : T.P. +8.7m (対象: 津波)

※公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して、堤防の構造を決定する。

③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、平成25年10月までに策定済み※。これに基づく本復旧工事の実施については、復興計画を踏まえ、他の事業との調整等を進めながら今後決定する。

本復旧工事の完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進め、計画策定後、概ね5年での完了を目指す。

また、復旧工事に並行して無堤区間に堤防を整備する。

※概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。

④ その他

復興計画策定に際しては、最大クラスの津波 (レベル2) も考慮し、必要に応じ、津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。

【海岸防災林】

① 海岸防災林の被災状況

平成23年度に海岸防災林の被災状況について概況調査を実施。津波により治山施設 (根固工) が被害を受け、また、林帯地盤3haが地震により地盤沈下するとともに、森林が津波により流失。

② 復旧の予定

津波により被災した治山施設は、治山施設災害復旧事業により復旧する。地盤沈下した林帯地盤及び流失した森林については、今後、檜葉町で策定される復興整備計画の内容を踏まえ、防災林造成事業により植生基盤の盛土、植栽等の実施について検討する。

③ 平成 26 年度における計画

被災した治山施設については、平成 24 年度に災害査定を完了し、平成 25 年度に工事に着手した。平成 27 年度の完了を目指す。地盤沈下した林帯地盤及び流失した森林については、檜葉町の復興整備計画の検討状況を踏まえ、平成 26 年度に詳細調査を実施する。

ウ 河川

【県管理河川】

平成 23 年度に被災調査を実施しており、井出川、木戸川、山田川、金鋼川で地震・津波による被害を確認。平成 24 年度から平成 25 年度までに災害査定を実施しており、平成 26 年度に工事着手の予定。平成 28 年度の完了を目指す。

【町管理河川】

町内を流れる才連川（普通河川）河口は、津波による被害があるため、平成 25 年度に調査の完了、災害査定を受検を完了し、海岸堤防の計画に合わせて復旧工事の完了を目指す。その際、福島県の堤防工事があるため、県と協議しながら進める。

エ 農地・農業用施設

【農地】

平成 24 年 5 月から 6 月に被災箇所特定のための調査を実施し、田 8 箇所の震災被害が確認されたため、7 月に測量調査設計に着手しており、平成 25 年 3 月までに災害査定設計を完了。また、平成 25 年度に災害査定を受検し、平成 27 年度末までに復旧工事の完了を目指す。

沿岸部については、復興計画に基づき、津波防災地域づくり総合推進計画の策定に入り、防潮堤の整備・海岸防災林・河川護岸の嵩上げ・河川の付替・浜街道（県道）の整備等を踏まえ、檜葉町まちづくり計画策定業務委託を発注。平成 24 年度に作成したたたき台をもとに、平成 25 年度調査設計に着手した。平成 26 年度に災害査定を受検した後、工事に着手し、平成 27 年度の工事完了を目指す。

また、農地保全に向け、檜葉町農業復興組合（平成 25 年 3 月設立）が平成 25 年度に引き続き、平成 26 年度も福島県営農再開支援事業を実施する予定。

【農業用施設】

平成 24 年 5 月から 6 月に被災箇所特定のための調査を実施。ため池 9 箇所、頭首工 1 箇所、水路 12 箇所の震災被害が確認され、7 月から測量調査設計に着手し、平成 25 年 3 月までに災害査定設計を完了。また、平成 25 年度に災害査定を受検し、平成 27 年度末までに復旧工事の完了を目指す。

また、木戸川排水機場については震災被害を確認しているが、津波防災地域づくり総合推進計画を踏まえ、平成 27 年春の再開に向け、復旧方法、復旧時期を検討する。

オ 林業用施設

【林道】

平成 24 年 6 月に現地調査を実施し、林道山神女平線・下繁岡線・正明寺線・松ヶ丘線・ハネ合センベイ線・江瀬山線の 6 路線で被害を確認。復旧工事着手の時期については、現在町で検討中。

カ 土砂災害対策

町内 34 箇所の土砂災害危険箇所の点検を実施し、緊急的な対策が必要な箇所は認められなかった。今後の地震や降雨等により、土砂災害の危険が高まった場合には、必要な対策を講じる。

(2) 生活基盤施設の再生

ア 下水道その他汚水処理施設

① 公共下水道

下水道施設の被災調査は、平成 24 年 6 月末に完了。管渠及び北地区浄化センターは、平成 24 年 7 月 23 日から 27 日、南地区浄化センターについては、平成 24 年 9 月 3 日から 7 日にかけて災害査定を受検。

管渠の復旧工事は、平成 24 年 9 月の町議会における議決を経て着手し、舗装本復旧を除き、平成 25 年 12 月に完了。

北地区浄化センターの復旧工事は平成 25 年 12 月に、南地区浄化センターの復旧工事は平成 26 年 3 月に完了。

② 下水汚泥処理

被災以前は、処理場にて汚水を濃縮・脱水し、双葉地方広域市町村圏組合が管理する大熊町に所在する炭化処理施設にて処分していたが、現在は同施設が帰還困難区域内にあるため、搬出ができず、県外搬出を検討中。復旧・復興事業の進展に伴い、大量の下水汚泥が発生するため、代替処理施設の確保など処理方策について関係省庁が連携して技術的支援を検討する。

イ 災害廃棄物等処理

① 災害廃棄物等の発生状況

対策地域内の災害廃棄物等については、国が処理を行う。(災害廃棄物等推定量 7.6 万トン)

② 事業実施予定

- ・対策地域内廃棄物処理計画に基づき、平成 25 年度中に帰還の妨げとなる廃棄物の撤去及び仮置場への搬入を一通り完了(仮置場 6 か所)。
- ・仮設焼却施設の設置については、平成 26 年 4 月に町及び住民等へ施設についての説明会を実施しており、今後協議を進め、地元の理解を得た後、設置に向けて取り組む。
- ・家の片付けごみについては、平成 26 年 2 月 3 日以降粗大ごみの回収時に併せる方式で個別回収を実施している。可燃物については南部衛生センター処理中。

ウ し尿処理施設

① 合併浄化槽

使用者において復旧工事を随時予定。被災した浄化槽の入替え(新設)につい

て、下水道処理区域外であれば、国県補助を財源とした浄化槽整備事業の利用を検討。

② 浄化槽等の汲取り清掃

浄化槽や汲取り便槽は、1年以上放置しており、槽内を汲取り清掃する必要がある。環境省が主体となり、汲取り清掃を平成25年8月から開始。

③ し尿処理

被災以前は、浄化槽・汲取り便槽から汲取ったし尿を、双葉地方広域市町村圏組合が管理する富岡町のし尿処理施設にて処理していたが、現在施設は居住制限区域内にあり、平成26年度内の復旧を予定。そのため、平成25年6月から北地区浄化センターにおいて暫定的に受け入れ、処理を行っている。

エ ごみ処理施設

家の生活ごみについては、粗大ごみの回収時に併せる方式で個別回収を実施しており、回収したごみのうち可燃物は震災以前と同様、南部衛生センターで処理している。施設から生じる焼却灰は、同施設内及び館の沢最終処分場に仮置きしている。

オ 子育て・教育施設（文教施設）

① あおぞらこども園

平成25年度に復旧工事を完了。また、平成26年度には室内清掃を実施。

② 檜葉南小学校

平成24年度に被災調査を実施。平成25年度に災害査定を受検し、復旧工事を完了。平成26年度に清掃を実施。

③ 檜葉北小学校

震災以前に大規模改修する計画であったが、今後は、児童の帰還状況や保護者の意見等を踏まえ、統合も含めて検討中。

④ 檜葉中学校

耐震基準Is値0.3未満であったため、平成22～23年度において改築工事を実施していたが、震災・原子力災害により進捗率21.24%で工事が中断。

平成24年度に被災調査を実施し、平成25年9月から工事を再開し、平成26年度中の完成を目指す。

⑤ 檜葉中学校武道館

平成24年度に被災調査を実施。平成25年度に災害査定を受検し、復旧工事を完了。平成26年度に清掃を実施。

⑥ コミュニティセンター、⑦総合グラウンド

平成25年度に被災調査を実施。平成26年度に災害査定を受検し、工事に着手する予定。

⑧ 公民館、⑨ 町民体育館、⑩ 教員住宅、⑪ JFA アカデミー女子寄宿舎

平成25年に被災調査を実施。平成26年度以降に設計及び工事に着手する予定。

⑫ 児童館

(南児童館)、(北児童館)

平成25年度に被災調査を実施。平成26年度以降に工事に着手する予定。

カ 医療・保健衛生施設

檜葉町の医院において、施設の復旧等を進め、避難指示解除後の診療再開に備える。

キ 福祉施設

【高齢者施設】

保健福祉会館は平成 25 年度に被災調査を実施。平成 26 年度以降に工事に着手する予定。

【障害者施設】

「りんべるハウス」、「グループホームこばな」は平成 25 年度に被災調査を実施。工事着手時期については、今後の利用状況を考慮して検討。

ク 介護施設

【老人デイサービスセンター】

やまゆり荘は平成 25 年度に被災調査を実施。平成 26 年度に復旧工事の着手を予定。

ケ 防災行政無線

①親局・屋外拡声子局

親局及び屋外拡声子局について、平成 24 年に実施した被災調査において要修理が確認された大坂地区、乙次郎地区及び馬場前地区の屋外拡声子局は、平成 25 年 11 月に修理が完了。また、前原地区及び波倉地区の屋外拡声子局は、集団移転予定箇所、既設子局の音声到達範囲などを調査の上、設置工事に着手する。戸別受信機は平成 27 年度に全ての箇所において受信状況調査、動作確認を実施する予定。

② J - A L E R T 機器

平成 24 年度に復旧を完了。

コ 庁舎その他公共公益施設

① 役場庁舎

被災調査を完了し、平成 26 年度に復旧工事に着手する予定。

② 集会所

被災調査を完了し、平成 27 年度に復旧工事に着手する予定。

(3) 復興まちづくりの推進

ア 住宅等

【公営住宅】

町営住宅は、平成 25 年度に調査設計を実施。平成 26 年度に復旧工事に着手する予定。その際、被災の程度によっては解体も含めて検討する。

【災害公営住宅】

平成 24 年 3 月に津波地区の被災調査を実施し、津波による被害戸数 98 戸を確認。平成 24 年 9 月に査定を受け、整備限度戸数 45 戸が認定され、当面 37 戸の整備に向け、平成 25 年度に設計に着手し、平成 27 年度末までの完成を目指す。

イ 復興のための拠点

復興まちづくり計画のために、町は、津波により甚大な被害を受けた山田浜地区、前原地区、井出地区及び波倉地区において、防災・減災施設を被災現況調査に基づき想定し、シミュレーションにより津波に対する効果を検証する。検証結果から、檜葉町復興まちづくり計画を策定する。

3. 生活環境の整備

生活環境の整備は檜葉町の帰町と復興の前提の一つであり、医療・介護施設の再開支援や、モニタリング・健康不安対策、防犯対策に取り組む。

(1) モニタリング・健康管理

町内の公共施設等における放射線モニタリングの毎月の実施や町による各世帯への個人線量計の貸し出しなど、放射線量の「見える化」に継続的に取り組む。また、内部被ばく対策として、メディカルセンター内に平成 25 年 8 月から設置しているホールボディカウンターによる検査、福島県や県内医療機関との連携による町外での検査も継続して実施する。さらに、放射線に対する正しい知識の普及を目的に、町民向けのリスクコミュニケーションを定期的実施する。

(2) 公共交通

高齢者など交通弱者の利便性と安全の確保に配慮しつつ、避難生活と帰町準備に必要な公共交通の確保に向けて、関係機関との協議を進める。

① バスの運行

国、避難町村、いわき市及びバス事業者による調査事業連絡協議会を立ち上げ、主にいわき市内の仮設住宅と病院、商業施設等を結び、きめ細やかなルートによる復興支援バスを運行しており、平成 26 年度以降も継続して実施。また、自宅への一時帰宅のためのバス送迎も実施しており、平成 26 年度以降も継続予定。

② 鉄道の復旧

JR 東日本は、常磐線広野駅～竜田駅間について、平成 25 年 8 月から復旧工事を行い、平成 26 年 6 月 1 日に運行再開。

(3) 医療・保健衛生施設

平成 26 年度に、町内の歯科医院がいわき市内に仮設診療所を開設し、町民の口腔衛生の向上のために診療を開始する予定。

また、広野町に所在する医院が広野町内で診療を再開し、毎週、檜葉町の仮設住宅集会所で巡回診療を行っている。

(4) 介護

震災以降、生活環境の変化などにより被災被保険者の心身に大きな負担を与え、新規認定者、要介護認定者が増加している状況を踏まえ、町内の介護施設の早急な事業再開に取り組む。

町内にあった介護老人保健施設については、平成 25 年 3 月に、いわき市内郷地区に 100 床での仮設施設を開所し、事業を再開している。

(5) 教育・保育（子育て）

【保育（子育て）】

① あおぞらこども園

平成 26 年度内に再開に向けた準備を整える。

【教育】

① 檜葉南小学校

平成 26 年度内に再開に向けた準備を整える。

② 檜葉北小学校

保護者の意見等も踏まえながら、檜葉南小学校との統合も含めて検討。

③ 檜葉中学校

平成 26 年度内に再開に向けた準備を整える。

（6）防犯・消防防災

避難指示解除準備区域への再編以降、人の立入りが自由となり、窃盗などの犯罪や火災の増加が懸念されるため、地元警察・消防と連携し、防犯・防災対策の強化に取り組む。

① 町による自主的な防犯対策

特別警戒隊を組織し、3 交替制により 24 時間のパトロールを警察と協力して実施しており、平成 26 年度も継続して実施する。

② 消防施設の点検

消火栓、防火水槽の定期的な点検を再開。

③ 防犯灯の点検

平成 25 年度に、町内の防犯灯の点検を実施。

（7）生活関連民間サービス

住民に生活必需品や役務を提供する事業者（サービスステーション、商店等）の事業再開に向けて支援を実施し、サービスステーションや工務店、個人商店、コンビニエンスストア等が徐々に再開している。平成 26 年度内に、役場西側駐車場内に仮設商業共同店舗（4 店舗が入居予定）を開店する予定。

4. 産業の再生

産業振興と雇用の場の確保は檜葉町の復興の柱の一つであり、檜葉町の産業再生と地域経済の発展に向けて取り組む。

（1）企業の再生

① 産業・産業用施設の復旧

南工業団地では、専用排水管について、平成 24 年 5 月から被災調査を、同 10 月から測量調査を実施し、平成 25 年度から工事に着手しており、平成 26 年 3 月に完了。また、調整池等については、平成 24 年 5 月から被災調査を、同 6 月から測量調査に着手し、平成 25 年 7 月から工事に着手しており、平成 26 年 4 月に完了。

② 産業の再生

震災により、これまで楡葉町を支えてきた産業は大きな打撃を受け、多くの雇用を失った。地域経済を立て直すためには、これら既存産業の再生とともに、これからの地域経済の核となる新たな産業の育成にも取り組む。

南工業団地に震災以前は 19 企業が立地していたが、現在は 6 社が事業を再開し（うち 1 社はふくしま産業復興企業立地補助金を活用し、新規に立地）、1 社が再開に向けた準備を進めている。

町では、今後とも国や県等の補助金、融資制度をはじめとする各種支援施策の活用を促し、従来事業者の帰還と事業再開に取り組む。

また、こうした中で、平成 25 年 5 月、政府の東京電力福島第一原子力発電所廃炉対策推進会議は、工業団地内に、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に係る遠隔操作機器・装置の開発・実証施設（モックアップ施設）の立地を決定。町では用地の確保に向けて取り組むとともに、モックアップ施設を核とした産業を創出するため、国や県などと連携しながら、新たな企業や研究機関の誘致や必要な工業用地の確保に取り組む。

（2）農林水産業の再生

【農業】

農業は町の基幹産業であり、平成 27 年春の営農再開に向け、平成 26 年度においても「土壌分析診断調査」、「水稻放射性物質移行実証試験」を実施する。

【水産業】

農林水産物加工処理施設は、平成 25 年度に調査設計を実施し、平成 26 年度に復旧工事を実施予定。木戸川の取水施設は、平成 25 年度に調査設計を実施し、平成 26 年度に復旧工事を実施予定。また、鮭の稚魚放流事業を平成 26 年春に再開するとともに、鮭有効利用調査（実証試験）も平成 26 年度に実施予定。

鮭や鮎の放射性物質モニタリング調査についても、継続して実施する。

（3）観光の再生

町民の憩いの場と町の観光資源の回復に向けて、以下の取組を行う。

① サイクリングターミナル・しおかぜ荘

平成 24 年 10 月から、サイクリングターミナルは宿泊施設として、しおかぜ荘は町民の交流の場として活用している。平成 25 年に実施設計を完了し、平成 26 年度に本復旧工事を着手予定。

② 道の駅ならば

平成 24 年 10 月から双葉警察署の臨時庁舎として活用。道の駅としての利用再開に向けて、施設の復旧に取り組む。

③ 天神岬スポーツ公園

平成 26 年度に、被災調査、基本設計、復旧工事に着手予定。

④ 木戸川溪谷遊歩道

平成 25 年 10 月に、トイレ施設の修繕を完了。

⑤ 岩沢海水浴場

平成 25 年度に、津波による瓦礫を撤去。

5. 避難期間中の避難者の生活支援

(1) 生活支援

仮設住宅の自治会における活動等に対して補助を実施し、コミュニティの形成を支援している。また、町民の健康維持及びコミュニティの場として活用されているJヴィレッジ仮設フィットネスジムへの支援を継続する。

富岡町

1. 全般的取組

(概要)

震災前の富岡町の世帯数は約 6,302 世帯で、人口は約 15,830 人である。

富岡町は、双葉郡の行政・教育・文化・商業等の中核機能を有しており、これまで富岡町のみならず周辺町村の生活、活動を支えてきた。

(区域見直しの現状等)

平成 25 年 3 月 25 日に区域見直しを行い、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域の 3 区域に再編。居住制限・避難指示解除準備の両区域は昼間の立ち入りが自由となった。

(復興の姿と基本的な方針)

町は平成 24 年 9 月、当時の除染・インフラ復旧などの進捗状況や町内の空間放射線量を基に、平成 29 年 4 月までに住民を帰還させることは困難であると判断し、「震災から 6 年間は帰還できない宣言」を行った。

その後、国が平成 25 年 12 月に除染実施計画を見直し、終期が当初の平成 26 年 3 月末から延び、宅地及び森林について、平成 27 年度内の完了を目途に優先的に除染を実施し、残りの農地、道路及びそれらの近隣については、平成 28 年度の完了を目途に除染等の措置を実施することとなった。また、住民の帰還に必須のインフラについては復旧工事スケジュールに合わせて、優先的に除染を実施するよう、関係機関による調整を進めることとした。さらに、土木建築事業の資材・人員不足によるインフラ復旧工事の遅れなどが懸念されていることから、関係機関の協力を得て可能な限り復旧工期の短縮に努めるよう調整を開始した。また、居住制限区域、避難指示解除準備区域の避難指示解除見込時期は平成 28 年 3 月となっているが、同時期に解除できないことも見据え、見込時期の見直しや、及びこれに伴う精神的損害や財物損害等の追加賠償について国と町で引き続き協議していく必要がある。なお、帰還困難区域は、町民の 3 割が居住地としている町の復興には欠かせない区域であり、除染モデル事業の結果等を踏まえた放射線量の見通し、今後の住民の方々の帰還意向、将来の産業ビジョンや復興の絵姿等を踏まえ、地域づくりや除染を含めた帰還困難区域の今後の取り扱いについて、関係機関が連携し、地元と検討を深めていく。

このような状況が続く中、「ふるさと」の自らが所有する住宅が劣化し、所有地の荒廃が進むとともに、町民間の心情の一体感が失われ、分断・乖離が生じ始めている。

町は、町民が帰還するか否かを問わず、コミュニティの維持、生活再建の実現を図るため、生活再建に十分な賠償実現による原子力損害賠償の早期解決、災害公営住宅の十分な確保、避難先自治体との共生、様々な情報の共有に努めつつ、各種計画を策定し取り組んでいる。

「富岡町災害復興計画（第 1 次）」（以下「1 次計画」）は、東日本大震災と原発事故からの復旧・復興に向け、町域の再生と町民の生活再建を両輪とした計画である。

- <理念1>今の生活の不安を軽減し 安心して帰りたくなる環境を整える
- <理念2>震災・原発事故を契機に従前のまちづくりの課題を解決し安全・安心で新たな魅力をそなえた「ふるさと富岡」をかたちづくる。
- <理念3>当面帰還できない町民の心身の健康を守り生活を再建する

「1次計画」に基づき策定した「富岡町復興まちづくり計画」（以下「まちづくり計画」）は、「1次計画」の復旧期・復興期に必要となる「町域再生策」と「避難者支援策」を具体的に提示しており、「町域再生策」として JR 常磐線と富岡駅の復旧、同駅を中心に据えた拠点の形成、多重防御による津波防災対策などを掲げている。

また「避難者支援策」として、分散して避難する町民を面的にサポートするため、富岡町内の本所に加え、郡山市周辺、いわき市周辺をサテライトゾーンに設定。町民がまとまって災害公営住宅に入居する大玉村、三春町に小規模サテライトを設定し、町民同士のコミュニティ維持・創出を図るとともに、避難先でも富岡町民としての誇りや尊厳が維持できるよう、町の歴史や文化、習俗等を振り返るための諸施策を掲げている。

今後、「1次計画」の内容に「まちづくり計画」の内容を加え、人口の6割以上を有する居住制限区域、町最大の人口密集地の夜ノ森地区が含まれる帰還困難区域の土地利用や産業再生の具体的な道筋も盛り込みながら「富岡町災害復興計画（第2次）」（以下「2次計画」）の策定を目指すこととしている。

富岡町、国、福島県は連携し、「富岡町災害復興計画」など、各種計画にある復興・再生のために必要な取組を具体化させ、確実に実行に移していくこととする。

なお、多くの町民が町に帰還できないと考える最大の要因は、放射線への不安であり、国は、原子力規制委員会の「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方」を踏まえ、下記の総合的・重層的な防護措置を講じるとともに、住民に対し、これまで以上に丁寧な説明を行うこととする。

- ・個人線量水準の情報提供、測定結果等の丁寧な説明。
- ・個人線量計を配布しての線量の把握・管理。
- ・個人の行動による被ばく低減に資する線量マップの策定や復興の動きと連携した除染の推進などの被ばく低減対策の展開。
- ・保健師等による身近な健康相談等の保健活動の充実や健康診断等の着実な実施などの健康不安対策の推進。
- ・町民の方々にとって分かりやすく正確なリスクコミュニケーションの実施。
- ・帰還する町民の被ばく低減に向けた努力等を身近で支える相談員制度の創設、その支援拠点の整備。

2. 分野別の取組

1. 除染

(1) 国計画

当町の本格除染は、平成 25 年 6 月に策定された「特別地域内除染実施計画（同年 12 月一部改定）」に基づき、国の直轄事業として、避難指示解除準備区域と居住制限区域の

住居、事業所、公共施設などの建物と、建物近隣の農用地・森林を平成 27 年度内、残りの農用地や道路、それら近隣の森林は平成 28 年度内の完了を目途に、除染等の措置が開始された。

2. インフラの整備

インフラの復旧は、道路、上下水道、電気・通信、鉄道、ガスなどのライフライン復旧を最優先として計画した。県道いわき浪江線や富岡川以南の町道 3 路線など、主要な県道・町道の復旧工事を進めている。続いて帰還困難区域の道路、市街地の上下水道の復旧計画を策定していく。富岡町以南の常磐自動車道は平成 26 年 2 月、復旧作業を終えたため常磐富岡インターチェンジを再開した。

教育・福祉施設、農林水産業施設の復旧計画は、町民の帰町意向を踏まえて定めるが、防火用水を兼ねる農業用排水路や、決壊の恐れのある農業用ため池などの復旧は、地域の安全確保の観点からライフライン整備と並行して復旧させる方針である。

なおインフラの整備は、記載のない限り、原則として各施設管理者が実施主体となる。

(1) 公共土木施設等の整備

ア 道路等

【県管理道路】

① 道路の状況

避難指示解除準備区域内の路線数（県管理道路）・・・7 路線
うち被災した路線（工区）数・・・7 路線 23 箇所
うち応急対策を実施した路線（工区）数・・・1 路線 2 箇所
うち本復旧を実施する路線（工区）数・・・7 路線 23 箇所

② 復旧の予定等

被災箇所のうち 6 路線 18 箇所については、平成 25 年までに災害査定を受験しており、関係機関との調整を要する箇所を除き平成 26 年度の完了を目指す。

津波被災地の被害箇所は、町の復興計画に合わせ、復旧方針を決定する。

上記のほか、帰還困難区域に 10 箇所の被災を確認しており、うち 4 箇所は平成 25 年度に査定を受検し平成 26 年度本復旧工事を予定している。残る 6 箇所については、関係機関と調整を図りながら復旧方針を決定し、優先度の高い箇所から復旧に努める。

【町管理道路】

56 路線 72 箇所（うち橋梁 5 箇所）の被災を確認した。町南部区域より下水道の復旧工事に合わせ復旧工事を予定。

富岡川以南区域では平成 25 年 7 月に 3 路線 7 箇所の災害査定を実施。これらの路線は 12 月に発注し、早期完了をめざす。また、平成 26 年度の 6 月までに 10 路線 10 箇所の災害査定を予定。復旧工事の着手時期は、道路の除染工程と調整をとりながら発注する予定。

富岡川以北区域では、帰還困難区域を除く町道の調査・設計を完了させ、平成 27 年度に災害査定を予定。また、引き続き一定の通行確保のため敷き砂利や段差処理、草刈り等の応急対応を予定。

【その他】

交通安全施設等については、区域の見直しに応じて必要な措置を講ずる予定。

イ 海岸等

【海岸保全施設】

① 海岸の状況

町内の地区海岸数・・・6地区海岸（※）

うち海岸保全施設が被災した地区海岸数・・・4地区海岸※1（※※）

うち応急対策を実施する地区海岸数・・・-地区海岸※1

うち本復旧を実施する地区海岸数・・・4地区海岸※1（※※）

※1 福島県の概略調査による。

（※）地区海岸名

富岡小良ヶ浜、小浜、毛萱仏浜、前川原、下小浜、仏浜

（※※）地区海岸名

富岡小良ヶ浜、毛萱仏浜、下小浜、仏浜

② 堤防高

平成23年10月8日に堤防高を公表※2。

富岡海岸：T.P. +8.7m（対象：津波）

※2 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して、堤防の構造を決定する。

③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画を策定する。本復旧工事は、概要計画策定※3後、計画的に復旧を進め、概ね5年での完了を目指す。復旧事業は福島県が行う。

※3 概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。

④ その他

復興計画の策定は、最大クラスの津波（レベル2）を考慮し、必要に応じて津波浸水シミュレーションなどを活用した支援を実施。

【海岸防災林・防災緑地】

① 海岸防災林の被災状況

林帯地盤1haが地震で地盤沈下し、森林の大半が津波により流失した。

② 復旧の予定

平成23年度には、海岸防災林の被災状況の概況調査を行った。今後、富岡町が策定する復興整備計画の内容を踏まえ、防災林造成事業で植生基盤の盛土、植栽などを検討する。

ウ 河川

【県管理河川】

① 二級河川

平成23年度に被災調査を行った。富岡川と外2河川で地震・津波による被害が確認された。被災が河口部分であり海岸との調整が必要となることから、本復旧工事は概ね5年程度での完了を目指す。

エ 漁港

① 漁港の状況

町内の漁港数・・・1漁港

- うち被災した漁港数・・・1 漁港
- うち応急対策を実施した漁港施設数・・・0 漁港
- うち本復旧を実施する漁港施設数・・・1 漁港

② 復旧の予定

県は平成 23 年度、被災前の航空写真などを用いて、目視での被災状況調査を行った。

全ての漁港施設が地盤沈下していることから、原形復旧を基本とし、県が町や漁業関係者と調整を図りながら復旧する。

災害査定受検に必要となる被害調査や設計は平成 24 年度に完了した。また、災害査定は平成 25 年 8 月に実施し、完了している。今後漁業利用者の要望や町の復興計画との調整を図りながら、優先度の高い施設から実施し、岸壁・防波堤等の主要な施設については、平成 27 年度までの復旧を目指す。

オ 農地・農業用施設

【農業用施設】

① 農道

被災状況調査の実施時期は平成 26 年度予定。復旧時期は、除染工程と調整しながら復旧していく予定。

② ため池

農林水産省による警戒区域内被災状況調査で、館山溜池、家老溜池、椿屋溜池、松の前溜池、荻溜池、毛戸溜池、滝ノ沢溜池、夜の森公園堤の被災状況を把握。館山溜池、家老溜池は堤体上部が町道、椿屋溜池の堤体上部が県道で、堤体の一部崩落が確認されている。これら 3 箇所の溜池は、道路の復旧時期に合わせ復旧工事を行う予定。荻溜池、毛戸溜池、滝ノ沢溜池、夜の森公園堤の復旧は未定。

③ 用水・排水路

町による被災状況調査の実施時期は未定だが、防火用水路を兼ねる幹線となる水路の復旧は、平成 25 年 3 月末までに被災状況調査を行い、通水した。今後もパトロールなどによる維持管理に努めていく。

カ 土砂災害対策

町内 25 箇所の土砂災害危険箇所のうち、15 箇所の点検を実施し、緊急的な対策は認められなかった。今後の地震や降雨等により、土砂災害の危険が高まった場合には、必要な対策を講じる。なお、高線量区域のため、調査ができない 10 箇所については、今後、避難指示区域等の見直しにより、避難指示解除準備区域となった箇所から、順次点検を進め、土砂災害の危険が認められた場合は、必要な措置を講じる。

(2) 生活基盤施設の再生

ア 下水道その他汚水処理施設

① 公共下水道

富岡浄化センターは、平成 26 年 9 月末までに、当面の処理機能再開に資する仮設処理施設を設置し、応急仮復旧を完了させる。平成 26 年度から平成 28 年度の 3 ヶ年間で本復旧工事を実施し、完了した施設から順次稼働再開する。

汚水管渠は、富岡川以南地区は平成 25 年 11 月に災害査定を一部実施。富岡川以北地区は平成 25 年度に 2 次調査を実施し、平成 26 年度に調査・設計を発注し、年度中

に災害査定を目指す。なお、復旧計画は道路や上水道復旧作業並びに除染作業との調整により策定し、関係機関の協力を得て可能な限り復旧工期の短縮に努める。

② 蛇谷須地区特定環境保全公共下水道

蛇谷須浄化センターは、地震直後の緊急点検で一定の処理機能が確認され、電気供給再開後の機器点検や小規模な修繕で運転が再開できる状態である。このため、平成25年3月末までの機器の点検調整を実施し、総合試運転を含めた復旧作業を完了させる。

污水管渠は、平成24年度中に2次調査までを終了し、平成25年度末までに復旧設計実施。平成26年度中の災害査定を目指す。なお、復旧計画は道路や上水道復旧作業並びに除染作業との調整により策定し、関係機関の協力を得て可能な限り復旧工期の短縮に努める。

③ 農業集落排水施設（上手岡地区）

上手岡浄化センターは、地震直後の緊急点検で一定の処理機能が確認され、電気供給再開後の機器点検や小規模な修繕で運転を再開できる状態である。このため、町が平成25年3月末までの機器の点検調整を行い、総合試運転を含めた復旧作業を完了させた。

污水管渠は、平成24年度中に2次調査までを終了し、平成25年11月に災害査定を実施。県道富岡大越線の管渠工事を平成26年1月に発注し、早期完了を目指す。また、その他の路線の管渠工事の除染工程と調整しながら発注する予定。

④ 農業集落排水施設（小良ヶ浜地区）

小良ヶ浜浄化センターは、地震直後の緊急点検で一定の処理機能が確認され、電気供給再開後の機器点検や小規模な修繕等で運転が再開できる状態である。帰還困難区域にあるが、東北農政局が平成26年度に詳細な調査を行う予定である。

污水管渠は、東北農政局が平成25年度に調査を実施しており、今後、放射線量の見通し等を見ながら復旧計画を検討する。

⑤ 下水汚泥処理

被災以前の下水汚泥は、双葉地方広域市町村圏組合が管理する大熊町に所在する炭化処理施設で処分していたが、現在は同施設が帰還困難区域内にあるため搬出できない状況。下水道災害復旧事業が進めば下水汚泥が発生するため、町が行う代替の処理施設の確保など処理方策について関係省庁が連携して技術的支援を検討する。

イ 災害廃棄物等処理

① 災害廃棄物等発生状況

対策地域内の災害廃棄物等については、国が処理を行う。（災害廃棄物等推定量10.5万トン）

② 事業実施の状況予定

- ・対策地域内廃棄物処理計画に基づき、平成27年度中に帰還の妨げとなる廃棄物の撤去及び仮置場への搬入完了を目標（仮置場1か所）、一部を供用開始している。
- ・家の片付けごみについては、回収実施中。
- ・仮設焼却施設炉の設置については、毛萱・仏浜地区における設置について建設準備中。
- ・被災家屋等の解体撤去申請を受付中。

なお帰還困難区域は、除染モデル実証事業の結果、復興計画の絵姿、線量の程度な

どを踏まえて対応を検討することとしており、その結果を踏まえて処理方法について検討する。

ウ 子育て・教育施設（文教施設）（公営）

町立幼稚園、小・中学校と県施設の富岡高等学校、富岡養護学校は、目視での概略調査で被害状況を把握した。ライフライン復旧状況を踏まえ、条件が整い次第、速やかに被災箇所を調査し、本格復旧に着手する予定。

エ 防災行政無線

平成 25 年度末で防災無線の一部機能を確保。また、震災により中止されているデジタル方式への移行事業は、平成 28 年度末までに再開する予定である。

オ 公共施設（役場、教育関連施設・福祉関連施設、町営住宅など）

役場庁舎は、富岡町の将来の帰還、復興への取組拠点として重要な施設であるため、除染と震災による被害箇所の復旧が要である。

役場庁舎と敷地の除染を行っており、平成 25 年度中に完了している。

また、震災による被害箇所は被害状況の調査中で、平成 25 年度中に終了している。

調査結果をもとに、平成 26 年度から実施設計と復旧工事を行う予定で、復旧工事の完了時期は早くも平成 26 年度中、遅くとも平成 28 年度には完了させる。

3. 生活環境の整備

生活環境の整備は富岡町の復興の柱の一つであり、町民の帰還促進のため、医療・福祉の確保、教育環境の整備、モニタリング・健康不安対策、防犯・防火対策などに取り組む。

（１）モニタリング・健康管理

町民の健康不安対策として、細かなモニタリングや定期的な健康診断等の実施による総合的な健康管理体制の充実を図る。

今後は、個人線量計の貸し出し、手帳による線量管理を町民と町が一体となって管理できるシステムづくりを進める。

（２）医療・保健衛生・福祉

町内の医療機関、介護老人福祉施設の一部で仮施設による避難先での運営をしており、今後、施設管理者の意向を踏まえて必要人員の確保や施設・設備の整備など、医療福祉サービスの確保に向けた施策が必要である。

（３）教育・保育（子育て）

町内の文教施設や社会教育施設の再開の見通しは立っていない。除染やモニタリングにより、通学路を含めた教育環境の安全・安心を確保し、保護者へのリスクコミュニケーションと児童・生徒へのカウンセリングの充実が求められる。なお、平成 25 年 12 月、福島県から双葉郡における中高一貫校を広野町に設置する方針が示され、既存の施設を利用するなどして平成 27 年 4 月の開校を目指すこととなった。

避難後に搬出された文化財や、町にとっての歴史を伝える文化財であって、未だ手つかずとなっている個人所有のものを健全な状態で保全することは行政の喫緊課題であり、今後の帰還に向けた住民の郷土への帰属意識の継続につながるものである。

富岡町のみならず、双葉地域の成り立ち・独自性を将来に伝えるため、資史料の収集・保管と研究、公開を行う施設の再整備が必要である。

（４）防犯・消防防災

現在行っている双葉警察署、双葉消防署、とみおか守り隊などによる町内の防犯・防火警戒巡回に加え、平成 26 年度には町内各所への防犯カメラの設置を計画している。人の出入りが多くなるほど、防犯・防火への警戒は強化が必要であるため、関係機関連携のもと、継続して対応策を検討していくこととする。

（５）生活関連民間サービス

民間事業者の行う生活関連サービスの再開に向けて、事業者の意向を確認したうえで、事業再開に向けた支援策の構築が必要である。

（６）公共交通

J R 常磐線については、住民の帰還やまちの復興に合わせて、復旧が完了するよう事業者と調整を進めていく。

4. 産業の再生

産業の振興と原発事故で失われた雇用の確保は富岡町の復興の柱の一つであり、新たな産業の誘致、町内で操業していた企業の事業再開に対する支援、復旧される富岡漁港を基地とした水産漁業の再生支援などの富岡町の産業の再生を図る。

（１）企業の再生

【事業再開支援（既存企業）】

町内所在の企業は、原子力発電所事故・地震・津波で大きな被害を受けた。地域経済の立て直しのために、既存企業の再開及び再生が必要である。

平成 25 年 3 月 25 日の区域見直し以降、居住制限区域などで例外的に事業再開をしている企業が数社ある。また震災後、避難先で事業継続・再開している企業もあり、帰町後の営業再開と生活者の利便性確保のため、町内での事業再開企業の支援を図る。

【新産業の創出】

働く場の確保は、若い世代の町民が帰還する前提の一つであり、町内の生活再建に欠かせない課題である。若い世代が将来にわたって安心して生活するには、継続的な雇用を生み出す諸産業の集積が必要だが、震災以前に町内の地域経済や雇用を支えてきた原子力発電関連産業が喪失したため、新たな産業の創出と誘致が必要不可欠である。

以上を踏まえ町は、新たな産業基盤として再生可能エネルギー産業（太陽光発電など）を位置付ける。町域への電力供給や、原子力エネルギー依存からの脱却、原子力災害からの復興・再生のシンボリック産業基盤の一つとして、富岡工業団地、一部の津波被災地域（「まちづくり計画」に明記）への整備に向け検討を進める。平成 26 年度

には、電機メーカーと工業用地の貸借契約を交わし、将来的に同社が同工業団地に太陽光パネルを設置してメガソーラー発電を行う見込みである。町が再生可能エネルギー産業の意義を理解し、諸施策に取り組むことで同様の動きが増えれば、システム施設の施工時や維持管理業務への地元事業者の参加により、一定の雇用創出も見込まれる。加えて、農地の放射能汚染の問題から、町内農地を活用した再生可能エネルギー事業への取り組みを希望する農業者が増えつつあり、町の復興整備計画の作成と併せて関係機関と調整を進めることが必要である。

また当町は当面、東京電力福島第1原発の収束作業の最前線となり、再開が待たれるJR常磐線と富岡駅が復旧すれば、廃炉に関わる人員・物資輸送の拠点となり得る。サービス業や輸送業などを含む幅広い産業を視野に入れ、廃炉に関連する産業を住民の雇用の受け皿として選択肢の一つに加え、諸施策を講じていく。

(2) 農林水産業の再生

震災前の基幹産業だった農業の再生は、町民が帰還の意思を高める上で重要な事項である。

これまでの避難指示解除準備区域での試験栽培の結果を踏まえ、今後は当該区域で実証栽培を行い、居住制限区域での試験栽培も視野に入れる。併せて、農地の荒廃を防ぐ観点から、除染後の農地の維持管理を行うための体制を整備する。

先行的な取組として、町民の安心を担保するため、町内の役場庁舎にゲルマニウム半導体検出器を設置し、井戸水や町内の生産物の放射性物質含有量を調べる態勢づくりを推進。平成26年度中の稼働を予定している。

(3) 観光の再生・文化の継承

町内の除染とインフラ復旧が完了し、様々な放射線防護措置により追加被ばく線量年間1ミリシーベルトを下回る地域になった場合、富岡町のシンボルでもある「夜の森のさくら」を観光資源として有効に活用し、観光客の誘致促進、交流人口の拡大など、観光産業の再生を図る。

また、観光資源としての側面も有する、伝統ある地域の祭事などの文化遺産を活用し、文化の継承を図る。

5. 避難期間中の避難者の生活支援

(1) 生活支援

・サテライトゾーンの設定

「富岡町サテライト計画」を見直し、いわき市周辺、郡山市周辺に分散避難する町民を面的にサポートするサテライトゾーンを設定。また、三春町、大玉村の災害公営住宅を中心に小規模サテライトを設定し、集会所、公園等の整備を行い、町民同士のコミュニティ維持を図る。

・コミュニティ維持・継続

平成25年度には「富岡町桜の集い」、「平成25年度富岡町敬老会」や町の児童、

生徒を対象とした「再会の集い」を開催。平成 26 年 4 月には、「復興へのつどい」を予定している。また、タブレット端末を活用した町からの情報提供も実施しており、今後もこれら取組の継続と、町民同士が絆を維持・継続できる新たな取組を検討する。

避難先での支援措置として、近隣に富岡町民がいるとは限らない借上げ住宅居住者のコミュニティ維持や孤独化防止を目的に、町民間、避難者同士、受け入れ先住民との情報交換や交流を深める拠点として、いわき、郡山、福島 3 市 5 ヶ所に交流サロンを設置している。

また、町の歴史や文化を通じた交流に着目した具体的な取組を検討する。

- ・一時立ち入りの支援

町内に立ち入る町民の支援として、町内低線量地区の集会所で防護装備の配付や個人線量計の貸し出しなどを 365 日態勢で行っている。また「立ち入りのしおり」を配付して町内立ち入り時の留意事項、有事の連絡態勢などを周知し、健康管理上の注意喚起を行っている。

- ・子どもたちへの支援

子どもたちの思いや表に出づらい避難生活上の問題などを把握するため、平成 25 年度は「富岡町こどもアンケート」を実施。10～12、13～15、16～18 歳の年代別に設問を変え、町への思いや就学に関する希望などを調査した。

また子どもたちの愛郷心醸成に向け、町の学芸員が町立小中学校の仮校舎（三春町内）で町の来歴の証である古文書などを活用した「ふるさと教育」の授業を実施。今後は副読本作成などで「ふるさと教育」のさらなる充実化を図っていく。

川内村

1. 全般的取組

(概要)

震災前の川内村の世帯数は約 1,100 世帯で、人口は約 3,000 人である。震災前、人口の多くは兼業農家を主体とする農業集落であり、就労者には村外の原子力発電所関連企業に従事する割合も高い状況であった。

村内の地形は、山林原野が村土の約 9 割を占め、山林資源が豊富で、平坦部では稲作等の農作物が作付けされた。

(区域見直しの現状等)

川内村は、村の一部である緊急時避難準備区域が平成 23 年 9 月 30 日に解除され、平成 24 年 1 月 31 日には他市町村に先駆けていち早く「帰村宣言」を行い、平成 24 年 3 月 26 日に避難先から役場に戻り、行政機能を再開した。また、平成 24 年 4 月 1 日には警戒区域を解除し、一部居住制限区域とし、残りを避難指示解除準備区域とした。

(復興の姿と基本的な方針)

川内村は、平成 24 年度を「復興元年」と位置付け、村民の帰村を促しながら、急ピッチで再生と復興に取り組んでいる状況にあるが、富岡町などコミュニティの中心地であった地域に入ることができず、帰村しても買い物など十分なライフラインが確保されていない。

このような中で企業を誘致しながら雇用の場を確保するとともに医療や福祉施設をはじめ、定住するための住宅の確保や商業施設、さらに生活道路などの生活に密着したインフラを確保することが望まれている。そのために、川内村の将来を見据えた新しい村づくりとして、村民が安心して生活できる環境を築き上げながら「災害に強い村づくり」を行うため、平成 24 年度において復興計画及び第四次川内村総合計画を策定する。

復興計画の策定に当たっては、村に戻るための安全・安心が得られていないと考える住民の帰還が進んでいない事実を踏まえ、原子力事故の収束に向けた取り組みに対する不信感・不安感を将来の安心感へ変えるための地域防災避難施設の整備が喫緊の課題である。

よって、この強固な地盤と自然の地形を利用した総合防災拠点施設（大規模避難施設、原子力関連研究施設）を整備することにより、村内はもとより、村外の住民の迅速な避難の実現を目指す。

国、福島県及び川内村は、これまでも連携して被災者の生活支援や被災地域の復旧等に取り組んできたが、今後とも、川内村の復興計画等も踏まえつつ、復興・再生のために必要な取組の具体化に向けた協議を進め、実施することが決定した具体的取組について、国、福島県、川内村等が役割分担しながら取り組んでいくこととする。

2. 分野別の取組

1. 除染

放射線防護措置を着実に進めることが復興の柱の一つであり、その一環として除染とそのフォローアップを実施する。

(1) 国計画

平成 24 年 4 月に策定された「特別地域内除染実施計画（川内村）」に基づき、平成 25 年に宅地及び周辺の森林等の除染は終了。農地及び周辺の森林等の除染についても、平成 26 年 3 月中に終了。

(2) 市町村計画

すでに策定された除染実施計画に基づき、住宅の除染は、平成 26 年 1 月末時点で終了。また、農地の除染は、平成 26 年 3 月に終了（平成 25 年度末までの計画に対する進捗率）。

2. インフラの整備

旧警戒区域を含めた住民の帰還を促進するためには、道路等の復旧、さらに生活環境を整備するための廃棄物処理（ゴミ、下水汚泥処理等）体制を整備する必要がある。

特に、県が整備を進めるふくしま復興再生道路のうち、川内村といわき市などの周辺都市及び高速道路を結ぶ国道 399 号、県道吉間田滝根線については、川内村のみならず、避難解除等区域の復興加速化の基幹となる路線であり、早期の全線整備が必要である。

なお、「2. インフラの整備」においては、記載のない限り、原則として、各施設管理者等が実施主体となるものである。

(1) 公共土木 施設等の整備

ア 道路等

【県管理道路】

① 道路の状況

村内の路線数（県管理道路）	・・・ 3 路線（※）
うち被災した路線（工区）数	・・・ 3 路線 6 箇所
うち応急対策を実施した路線（工区）数	・・・ 0 路線 0 箇所
うち本復旧を実施する路線（工区）数	・・・ 3 路線 6 箇所

（※）国道 399 号、富岡大越線、下川内竜田停車場線、

② 復旧の予定等

平成 23 年度に被災調査を実施しており、3 路線 6 箇所で地震による被害を確認。

平成 23 年度に査定を受け、平成 24 年度に完了した。

県道小野富岡線（五枚沢、吉間田）については、平成 22 年度に拡幅工事が施行されていたものの、東日本大震災により一時工事を中断したが、平成 24 年度に再開し、現在工事中。

国道 399 号（十文字）、県道吉間田滝根線（広瀬）及び（仮称）小名浜道路の 3 箇所について、国と県は、平成 27 年度の国代行事業の着手に必要な調整を実施する。

【村管理道路】

災害査定に係る調査は、平成 25 年度実施しており、平成 26 年度と平成 27 年度の 2 カ年にかけて村内全域の未修復部分の改修を行う。

イ 河川

【県管理河川】

平成 24 年度に被災調査を実施しており、川内川で地震による被害を確認。復旧する施設の概要については、平成 24 年度に査定を受け、平成 24 年度に完了した。

ウ 農地・農業用施設

【農業集落排水施設】

処理場は村の予算で平成 24 年度に応急復旧済み。管路は平成 24 年度に災害査定認定を受け、平成 25 年 12 月までに災害復旧事業により復旧した。

エ 林業用施設

【林道】

平成 24 年 6 月に現地調査を行い、林道鷹鳥谷線ほか 5 路線において法面崩落等被害を確認。平成 26 年度、優先度の高い路線から修繕工事を実施する予定。

オ 土砂災害対策

村内 113 箇所の土砂災害危険個所のうち、112 箇所の点検を実施し、緊急的な対策が必要な箇所については認められなかった。今後の地震や降雨等により、土砂災害の危険が高まった場合には、必要な対策を講じる。なお、居住制限区域のため、調査ができない 1 箇所については、今後、避難指示区域等の見直しにより、避難指示解除準備区域となった箇所から、順次点検を進め、土砂災害の危険が認められた場合は、必要な措置を講じる。

（２）生活基盤施設の再生

ア 上水道その他水道施設

飲料水の安全・安心の確保のため、平成 26 年度から代替の井戸設置補助等を行う。

イ 災害廃棄物等処理

① 災害廃棄物等の発生状況

対策地域内の災害廃棄物等については、国が処理を行う。（災害廃棄物等推定量 2,500 トン）

② 事業実施の予定

- ・対策地域内廃棄物処理計画に基づき、目標どおり平成 25 年度中に帰還の妨げとなる廃棄物の撤去及び仮置場への搬入を一通り完了（仮置場 1 か所）。
- ・家の片付けごみの回収については、回収希望が無かった世帯を除きほぼ完了。
- ・仮設焼却施設の設置については、五枚沢地区における小型焼却炉の設置について建設準備中。

ウ 子育て・教育施設（文教施設）（公営）

保育園、小中学校は、平成 24 年 4 月に再開。高校は、平成 27 年 4 月広野町に開設が

予定されている中高一貫校への通学支援を行う。

川内村コミュニティセンター及び川内村村民体育センターについては、一部破損し被災を受けているものの平成24年4月1日より稼働を開始している。詳細な被害調査について平成26年度実施予定。復旧工事については被害調査終了後被害状況に応じ検討のうえ復旧する予定。

かわうち草野心平記念館、阿武隈民芸館については、平成24年度に応急復旧工事を行い、平成24年8月より再オープン。平成27年度以降天山文庫の萱葺き屋根改修工事を行う予定。

(3) 復興まちづくりの推進

ア 住宅等

- ① 旧警戒区域の住民のための仮設住宅
50戸が、平成24年6月、宮渡に完成。
- ② 村営アパート
14戸が、平成25年5月、砂田に完成。6月から入居開始。
- ③ 宿泊施設（仮設ビジネスホテル）
2棟（48室）が、平成24年11月、町分で営業開始。
- ④ 災害公営住宅
25戸を、平成26年12月までに、宮ノ下地区に建設予定。

3. 生活環境の整備

生活環境の整備は川内村の復興の柱の一つであり、川内村の村民の帰還を促進するため、住宅、医療、モニタリング・健康不安対策、防犯対策等に取り組む。

(1) モニタリング・健康管理

【モニタリング】

モニタリングポストは、村内に34カ所設置しており、表示板及びインターネット上で測定値が確認できる。平成25年6月から、除染廃棄物の搬入が完了した仮置場でもモニタリングを実施。

【健康管理】

- ① WBCによる内部被ばく検査の実地
福島県実施分（平成23年10月17日～平成25年9月末：全対象者数555名）
- ② 個人線量計
平成23年12月、村内の中学生以下に電子式線量計を配布した。
- ③ 空間線量計
村は、福島県の補助により、各家庭に空間線量計を貸与し、住居周辺等の線量が計測できるようにしている。（平成26年1月時点で約1,100世帯配布済み）
- ④ 健康相談
平成25年度から、保健師等による住民の健康相談を開始。

(2) 公共交通 (バス)

次の2つのバス路線が平成24年4月に運行開始。

ゆふね～(県道小野富岡線)～小野駅(小野町)

ゆふね～(国道399号)～都路・船引(田村市)

(3) 医療・保健衛生・福祉

【医療・保健衛生】

川内村診療所は、平成24年4月に内科・歯科を再開し、心療内科を新たに開始。5月に整形外科を、9月に眼科を新たに開始し5科体制となっている。

【福祉】

平成24年4月からデイサービス訪問、ヘルパーの事業が再開。特別養護老人ホーム(80床)が平成27年度中に開設予定。

(4) 生活関連民間サービス

住民に対する生活必需品、役務を提供する事業者(ガソリンスタンド、商店等)が徐々に再開している。平成24年12月に大手コンビニチェーンの店舗が開店。平成25年10月に民間の仮設ビジネスホテル開業。

平成26年12月に公設民営の商業施設が完成予定。

(5) その他

【有害獣の捕獲】

住民の村外避難中に、住宅区域に生息域を広げていたイノシシ等の有害獣の駆除を平成25年11月から開始。

【葬祭施設】

村で設置した葬祭センターが、平成26年3月に運営開始。

4. 産業の再生

産業振興と雇用の場の確保は川内村の復興の柱の一つであり、川内村の産業の再生を図る方針で取り組む。

(1) 企業の再生

村は、アルミニウム・同合金製品製造メーカーと平成24年6月に立地協定を締結。企業は、県立富岡高校の旧川内校の体育館を改修し、平成24年11月から操業を開始。

村は、木造住宅建築メーカーと平成24年7月に立地協定を締結。企業は、旧川内二小の体育館を改修し、平成24年8月から操業を開始。

村は、窯業土石製品製造メーカーと平成25年2月に立地協定を締結。企業は、ふくしま産業復興企業立地補助金を活用して、砂田に工場を建設し、平成26年5月から操業を開始予定。

村は、平成27年度中に、田の入地区に工業団地を整備し、新たな企業進出の拠点とする。

(2) 農林水産業の再生

① 野菜工場の設置・運営

松川原に完全密閉型の植物工場を建設し、葉物野菜の生産を平成 25 年 4 月から開始。

② 田畑における営農再開

旧警戒区域外において、平成 25 年から水稲作付けを再開。(平成 25 年：102ha/410ha)

③ 新たな農産物栽培の検討

夏イチゴの産地化を目指した実証研究を行う。

(3) 観光の再生

村は、震災により地盤沈下など大規模に損壊していたかわうちの湯（字小山平）の改修を、平成 26 年 3 月に完了。

村は、震災により建物の棟瓦が損傷した炭焼場いわなの郷の改修を平成 25 年度に完了。平成 25 年 6 月に同施設を再開した。

平成 25 年 10 月には、震災から希薄になっていた村の伝統芸能の復活と継承を図って、伝統芸能の復興イベントを開いた。

浪江町

1. 全般的取組

(概要)

震災前の浪江町の世帯数は7,671世帯で、人口は21,542人である。阿武隈山系から請戸川・高瀬川が太平洋に流れ、豊かな自然の中で第1次産業が営まれ、また浜通り北部と南部を結ぶ中核地として、第2次産業、第3次産業が盛んであった。

(区域見直しの現状等)

東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故により、浪江町全域が警戒区域及び計画的避難区域とされ、すべての町民が他自治体に避難を余儀なくされた。

被害の状況としては、沿岸部の津波被害は甚大であり、多くの人命が失われるとともに、ほぼ全ての建造物が流失する事態となっている。一方、空間放射線量は沿岸部では比較的低いものの、町の中心部から山間部にかけて広範囲に高線量の地域が広がっている状況である。

このような状況の中で、復旧・復興を加速するために平成25年4月1日に、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域の3つの区域への区域見直しを実施した。

(復興の姿と基本的な方針)

平成24年10月に策定された「浪江町復興計画（第一次）」では、復興の基本方針として、「すべての町民の暮らしを再建する」、「ふるさとなみえを再生する」、「被災経験を次代や日本に生かす」を掲げている。また、復興までの道筋として、短期（平成26年3月末まで、震災より3年、緊急復旧期）、中期（平成29年3月末まで、震災より6年、復旧実現期）、長期（平成33年3月末まで、震災より10年、本格復興期）の各時期における復興のイメージを示している。短期においては、避難先での生活を早急に改善し、その上で、ふるさとの再生に着手するとしている。中期においては、すべての町民の生活安定を実現するとし、町外でも安心して暮らせる環境を整え、その上で、ふるさとの再生も本格化するとしている。長期については、住んでいる場所にかかわらず、すべての町民が震災以前と同様に、幸せな暮らしを取り戻せるようにし、その上で、ふるさとの再生を実現するとしている。

また、「浪江町復興計画（第一次）」をうけ、平成26年3月にふるさとの再生に向けての取組みを中心とした「浪江町復興まちづくり計画」が策定された。

「浪江町復興まちづくり計画」では、「除染による放射線量の低下や放射線管理、食品安全管理、健康管理、情報連絡体制の整備などにより、放射線に対して安心して生活できる環境が作られていること」「生活再建に向けた賠償の問題が解決していること」「福島第一原発事故の収束及び廃炉作業にあたり、詳細なモニタリングとその結果の公表、作業リスクを事前に知らせたりするなど、作業状況と緊急時の情報連絡体制及び避難体制が確立されていること」などを復興まちづくりを進めていく上での

前提として最優先に解決すべき課題とした上で、「みんなで必ず取り戻す 安全・安心の暮らしやすいまち」、「みんながつながるまち」、「双葉郡の北の復興拠点を担うまち」、「未来に向けて希望のあるまち」の4つの目標を掲げ、避難指示解除準備区域を「復興拠点」と位置づけ、避難指示解除に向け集中してインフラ等を復旧・整備するとともに、町内での生活がスタートできる環境を作っていくとしている。

また、避難指示解除直後の帰還想定人口を5,000人(2,500世帯)と想定した上で、復興拠点を足がかりに、時期ごとの放射線量や帰還人口等の状況に応じて段階的にまちづくりを進めていくこととしている。

現在の状況としては、依然として、町内に帰還できる環境は整っておらず、ふるさと再生を実現していくためには、復興まちづくり計画に掲げたとおり、福島第一原発の廃炉までの安全性の確保と除染、生活再建のための賠償を最優先に解決すべき課題としつつも、道路や電気、水道等をはじめとする生活インフラの復旧、津波による流失や長期間の避難によって居住できない状態の家屋に代わる住環境の整備、さらに生活環境を整備するための廃棄物処理(ごみ、下水汚泥処理等)体制等の整備が必要である。

また、帰還困難区域における除染モデル事業の結果等を踏まえた放射線量の見通し、今後の住民の方々の帰還意向、将来の産業ビジョンや復興の絵姿等を踏まえ、地域づくりや除染を含めた同区域の今後の取り扱いについて、地元とともに検討を深めていく。

また、生活する上での基盤の整備と共に、その地域の中で自立した生活を営んでいくための医療・福祉、教育、商業等の生活関連サービス、第1次産業基盤の再生、これまで原子力発電所関連産業に支えられてきた地域経済や雇用の場などの再構築が必要である。

帰還する上での線量基準の明確化、長期達成目標である追加被ばく線量1mSv/年以下を達成するための線量低減のロードマップの作成と周知を図る。

さらに、放射線からの安全・安心を確保するために、膜ろ過、継続したモニタリングの実施等、上水道の安全・安心対策の実施、放射性物質の再飛散、セシウム回収型を前提とした木質バイオマス発電の推進等を国に求める。

国、福島県及び浪江町は、これまでも連携して被災者の生活支援や被災地域の復旧等に取り組んできたが、今後とも、浪江町の復興計画等も踏まえつつ、復興・再生のために必要な取組を早急に具体化し、国、福島県、浪江町等が一体となった中で、役割分担をしながら一日も早いふるさと再生に向けて取り組んでいく。

2. 分野別の取組

1. 除染

平成24年11月に策定された、国の「特別地域内除染実施計画(浪江町)」に基づき、平成24、25年度の2カ年において、避難指示解除準備区域及び居住制限区域の面的な除染を実施する予定であったが、住居、事業所、公共施設等の建物等及び建物等近隣の森林については、平成27年度の完了を目途に、農用地、道路及びそれらの

近隣の森林については平成 28 年度内の完了を目途に除染等の措置を実施することとした。

また、インフラ復旧と除染の工程調整等を図る。

森林については、住居等近隣における措置を最優先に行う。その他の森林については、当面は蓄積されつつある技術的知見を踏まえて、関係機関と連携して、今後の除染等の措置等の方法を検討する。

(1) 国計画

- ・平成 29 年 3 月末まで、概ね年間積算線量 50 ミリシーベルト以下となる地域について除染等の措置等を実施する。

2. インフラの整備

町内交通インフラにおいては、帰還困難区域以外は主要交通網の復旧に向けて復旧事業等の実施を進めているところである。また、広域交通網では、双葉郡の南北軸である国道 6 号は平成 25 年 11 月末で本復旧し、特別通過交通の用に供しているところ。さらに、常磐自動車道も平成 27 年のゴールデンウィーク前までに全線開通予定である。東西軸では双葉郡と中通りを結ぶ避難道としても非常に重要な路線となっている国道 114 号で、高線量の地域を通過する部分が存在することや、実際の避難の際に大規模な渋滞が発生したことなど、避難道としての機能が非常に脆弱なものとなっている。JR 常磐線も大きな津波被害を受けた箇所や、高線量地域を通過する箇所などを抱えており、全線復旧の見通しは立っていない。帰還を前提とした場合、交通弱者の通院や通学などのためには JR の復旧・再開もしくは代替的な広域交通機能を整備することが必要である。復旧に際しては、主要路線の復旧にとどまらない、まちづくりと一体となった復旧整備が求められている。

水道施設等については震災で損壊し、使用できない状況であるとともに、水道水の放射性物質汚染に対して、町民が不安を抱く状況となっており、水道施設の復旧に加え、安心を前提とした水道水の安全対策と汚染の未然防止対策が必要な状況である。

下水道・農業集落排水等においては、震災で損壊して使用できない状況に加え、広域的な汚泥処理施設も使用できない状況であり、当面の措置として仮設トイレ及び仮設合併浄化槽等による対応が必要となっている。

用水路、ため池、排水機場、大柿ダム、林道等の産業インフラの被害も甚大であり、被害調査は進んではいるものの、今後の復旧の道筋はいまだ明確にはおらず、農地についても除染等の放射線対策の実施はもちろんのこと、その後の農地保全や農地再生または別の形での土地利用も含めて、総合的に対応していく必要がある。

医療・福祉、介護環境は、住民が帰町の判断をするうえで非常に重要な要素であり、既存の施設の再開、新たな施設等の誘致も含め早急な対応が必要となっている。特に福祉、介護環境に関しては避難先自治体における福祉、介護体制の整備も課題となっている。また、効果的、効率的運営等のため、分散している各施設、さらには子育て施設等も含めた一体型センターの整備も検討する必要がある。

住民が帰還し生活していく上では、自宅を含めた住宅環境の回復・整備が必要であると同時に、長期間自宅に戻ることができない方への早急な災害公営住宅の整備等の住宅対策も求められている。

なお、インフラ復旧は「インフラ復旧工程表」に基づき進めていくものとする。インフラや各施設の復旧工事は、基本的には避難指示解除準備区域を中心とした低線量の区域から順に進め、高線量区域の山間地域については、除染を含めた同区域の今後の取扱いについて検討を深め、線量の減衰等を見極めながら復旧を進めていく。

各分野の取組については下記のとおり。

(1) 公共土木施設等の整備

ア 道路等

【県管理道路】

① 道路の状況

避難指示解除準備区域内の路線数（県管理道路）	・・・ 9 路線
うち被災した路線数	・・・ 9 路線 34 箇所
うち本復旧を実施する路線（工区）数	・・・ 9 路線 34 箇所

② 復旧の予定等

避難指示解除準備区域の被災箇所 7 路線 20 箇所は、平成 25 年度に災害査定を受検しており、準備が整った箇所から速やかに本復旧工事に着手する。

地震災は災害査定から概ね 3 年、津波災は今後策定される復興計画との整合を図りながら、災害査定から概ね 5 年での完了を目指す。

上記のほか、帰還困難区域に 40 箇所の被災を確認しているが、関係機関と調整を図りながら復旧方針を決定し、優先度の高い箇所から復旧に努める。

- ・ 主要路線の、復旧にとどまらない、まちづくりと一体となった避難道や復興道路等としての改良と関係機関による放射線量の低減や防護措置等の実施を目指す。
- ・ 災害復旧区間において、町の上下水道等の復旧箇所がある場合には調整を図り、工事を行う。
- ・ 国道 114 号については、東西の主要交通路線であり、緊急時における唯一の避難道であるため、高線量地区における線量の低減、中心市街地におけるまちづくりと一体となった路線機能や避難道としての路線機能の拡充が必要であり、除染を含めた同地区の今後の取扱いについて検討を深め、線量の低減状況を見極めながら復旧を実施し、拡幅や改良、遮蔽等の防護措置の実施を目指す。
- ・ 県道広野小高線については、国道 6 号と並行して沿岸部を通る、南北軸を結ぶ重要な路線であり、今後の復旧・復興作業の本格化に伴い、工事用車両等の南北での交通量が増大することが見込まれているため、国道 6 号を一般車両の移動路線、県道広野小高線を復興作業車両の移動路線とすることにより、町民等の交通における安全性等を確保する必要がある。そのため、大型車両が集中して交通するための幅員や強度を確保できる形での道路改良の実施を目指す。

- ・相馬浪江線、いわき浪江線、浪江鹿島線については、避難指示解除の際に特に交通量の増加が見込まれる南相馬市一浪江町間を結ぶ重要な、町民の生活に欠かせない路線であるため、路線の必要に応じた拡幅・改良と、関係機関による放射線量の低減や防護措置の実施を目指す。
- ・落合浪江線については、小丸・畑川地区への唯一の路線であり、地震による土砂災害や大規模な落石等があり、地区住民の帰宅経路が寸断された状態であったが、これまでに土砂・落石等の撤去等の仮復旧を行い、車両での通行が可能な状態となっている。しかしながら、再度の土砂災害や大規模な崩落等への対応が課題であるため、今後、路線の復旧に向けて関係機関と調整し、地域住民の帰宅の際の安全な交通経路の確保を目指す。

【町管理道路】

① 被災状況

全 1183 路線のうち、道路 99 路線 橋梁 3 箇所において被災が認められた。

② 復旧の予定等

- ・道路災害復旧事業については、避難指示解除準備区域にある町道小熊田宮田線他 3 路線について、平成 24 年度に測量設計、平成 25 年度に災害査定を完了した。平成 26 年度に工事発注を行い、帰還開始に影響が出ない時期までの完了を目指す。
- ・居住制限区域にある町道前畑上ノ原線他 6 路線については、平成 25 年度中に調査を行った。平成 26 年度当初に査定を受けた後に、線量の低減及び他の復旧事業と調整を図りながら復旧工事を実施する。
- ・帰還困難区域にある町道鳥喰後畑線他 3 路線については、除染を含めた同区域の今後の取扱について検討を深め、線量の減衰等を見極めながら年間 20 ミリシーベルト以下となることを見込まれた時点で測量設計を発注し、その後災害査定を受け事業費確定後、他の復旧事業と調整を図りながら復旧工事を実施する。
- ・避難指示準備区域にある橋脚が座屈した橋梁については、防災集団移転事業や公営住宅整備事業の計画の整合性を図りながら、改良に着手する。
- ・居住制限区域にある橋脚が座屈した 2 橋梁については平成 25 年度に調査を行った。今後、査定を受けた後に、河川協議・復旧工事を実施する。
- ・津波被災地域にある道路については、復興まちづくり計画に基づき、町道請戸浪江線(仮称)を整備する。この道路は防災集団移転促進事業での移転先となる請戸大平山地区と請戸漁港を結び、かつ沿岸部と国道 6 号線までの避難道路となる。防災集団移転促進事業と調整し整備を進める。その他の道路についても復興まちづくり計画や津波被災地の土地利用計画に基づき復旧を始める。
- ・なお道路の陥没等により一時立ち入りが困難な箇所については、平成 24 年度中に応急的に敷き砂利をして車での立ち入りができるようにしている。

イ 海岸等

【海岸保全施設】

① 被災状況

- 町内の地区海岸数 . . . 6 地区海岸 (※)
- うち被災した地区海岸数 . . . 6 地区海岸 (※)
- うち応急対策を実施した地区海岸数 . . . 4 地区海岸 (※※)
- うち本復旧を実施する地区海岸数 . . . 6 地区海岸 (※)

(※) 棚塩 (2 地区)、請戸、請戸中浜、中浜、浪江中浜

(※※) 棚塩 (1 地区)、請戸中浜、浪江中浜、中浜

② 復旧の予定等

- ・平成 23 年 10 月 8 日に堤防高を公表※1 (T.P. +7.2m (対象：高潮))。
- ・※1 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して、堤防の構造を決定する。
- ・本復旧工事については、災害査定のための概略設計に基づき計画的に復旧を進め、査定から概ね 5 年での完了を目指す。

【海岸防災林】

① 被災状況

林帯地盤 7 ha が地震により地盤沈下するとともに、森林が津波により流失した。

② 復旧の予定等

- ・平成 23 年度には、海岸防災林の被災状況の概況調査を行った。今後、浪江町が策定する復興整備計画の内容を踏まえ、防災林造成事業により植生基盤の盛土、植栽などを実施する。
- ・減災の観点から、沿岸部を災害危険区域および移転促進区域に設定した上で、移転促進区域内の宅地・農地等の買上げを進め、海岸線から概ね 200m の範囲で海岸防災林を整備する。

ウ 河川

【県管理河川】

① 被災状況

平成 23 年度から被災調査を実施しており、請戸川、高瀬川で地震・津波による被害が確認された。

② 復旧の予定等

- ・低線量区域は平成 25 年度に査定を実施。
- ・中高線量区域については、被災箇所調査が未了であるため、除染を含めた同区域の今後の取扱いについて検討を深め、線量の減衰等を見極めながら可能な区域より調査および工事を行う。

- ・本復旧工事の完了については、地震災は査定から概ね3年、津波災は今後策定される復興計画との整合を図りながら、査定から概ね5年での完了を目指す。
- ・災害復旧区間において町の復旧箇所がある場合には、調整を図り工事を行う。
- ・災害復旧箇所でもホットスポットが確認されていることから、当該箇所の復旧については、線量調査を行い対応方法や実施時期の検討を行う。

エ 漁港

① 被災状況

町内の漁港数	・・・ 1 漁港 (請戸漁港)
うち被災した漁港数	・・・ 1 漁港
うち応急対策を実施した漁港施設数	・・・ 0 漁港
うち本復旧を実施する漁港施設数	・・・ 1 漁港

② 復旧の予定等

- ・平成23年度に被災前の航空写真等を用いて、目視による被災状況調査を実施し、災害査定を平成25年5月までに実施し、平成25年10月には一部工事に着手している。今後漁業利用者の要望や町の復興計画との調整を図りながら、優先度の高い施設から実施し、岸壁・防波堤等の主要な施設については、事業に着手してから概ね3箇年での復旧を目指す。
- ・復旧する施設の概要計画については、全ての漁港施設が地盤沈下していることから、原形復旧を基本として、町や漁業関係者と調整を図りながら策定した。
- ・漁港の復旧と並行して、海底がれき等の撤去及び漁業の操業再開に必要な漁港関連施設の復旧・整備を進める。

オ 農地・農業用施設

① 被災状況

町内農業施設は甚大な被害を受けており、大柿ダムや排水機場などの主要な施設の被害調査は完了しており、用水路等を含む農業インフラの被害の全容を把握するための調査を進めている。また、農地は原子力災害による汚染や、長期避難による荒廃が進んでおり、農地除染やその後の保全・管理についての対策も必要な状況である。

② 復旧の予定等

- ・農地の土地利用計画を定めるとともに、農業再開意向調査、利活用案作成、農業者合意形成を行い、利用見込みを確認した中で査定を受け、復旧工事を発注する
- ・それまでの、農地の除染及び管理については、国と協議を行う。
- ・ため池については、被災箇所については比較的空間線量が高いため、安全性を確保し、防災上の観点から早期に査定を受け復旧工事を発注する。また、ため池の放射性物質対策（営農の観点から、対策が必要となるもの）について、今後、国と町で必要に応じて協議を行う。

- ・農地除染実施後の保全・管理を実施するとともに、農地の土地利用の決定及び土地利用を踏まえた農業インフラの復旧を進める。

カ 林業用施設

① 被災状況

全 18 路線のうち、井手線・小滝線・大柿線の 3 路線について被災（法面崩壊・路面一部浸食）が認められ、西線・清水線・酒井渋川線・猿田線の 4 路線について小被災が認められた。

②復旧の予定等

- ・高線量区域のため、安全性を確保した上で、査定を実施（査定時期未定）。なお、国が行う除染に林道整備が必要な場合は、除染後も利用可能となるよう、国と協議の上、整備を進める。

キ 土砂災害対策

町内には、102 箇所土砂災害危険箇所のうち、11 箇所の点検を実施し、緊急的な対策は認められなかった。今後の地震や降雨等により、土砂災害の危険が高まった場合には、必要な対策を講じる。なお、高線量区域のため、調査ができない 91 箇所については、今後、避難指示区域等の見直しにより、避難指示解除準備区域となった箇所から、順次点検を進め、土砂災害の危険が認められた場合は、必要な措置を講じる。

(2) 生活基盤施設の再生

ア 上水道、水道施設

① 被災状況

水道施設等が震災で損壊し、使用できない状況であるとともに、水道水の放射性物質汚染に対して、町民が不安を抱く状況となっている。安全・安心を大前提とした、復旧を行っていく必要がある。

さらに、上水道の利用再開の際に、町民の帰還状況によっては、少量使用への対応も必要である。

②復旧の予定等

- ・平成 25 年度までに 4 つある給水区域毎に取水施設、送水管、中継ポンプ、配水地の順に機能回復及び復旧を行い、平成 27 年度の完了を目指す。更に、防火用水確保のため区域毎に基幹となる配水管の復旧を先行して行う。
- ・道路橋梁等他所管の災害復旧の都合により通水が遅れる場合には漏水の確認が終了するまでは仮設工事に対応する。
- ・放射線量の減衰等を見極めつつ線量の低い地区から順に復旧を進め、工事は平成 27 年度の完了を目指す。
- ・下水道処理区域については同時又は下水道等災害復旧工事の完了後に上水道の復

旧を行い、配水管等が復旧後、自宅敷地内における自宅から水道への接続の復旧を行う（原則として接続は各世帯で対応）。

- ・災害公営住宅（町内）建設及び津波被災地防災集団移転に伴う上水道工事は、それらの工程に合わせて実施する。
- ・災害公営住宅、防災集団移転住宅、工業団地や新たに集積する産業等の整備に合わせて水道施設等の整備を進める。
- ・住民帰還状況及び使用水量に合わせた供給体制の確立及び水質管理のレベルアップと汚染の未然防止対策を強化していく。
- ・放射性物質による被害を未然に防止するため、膜ろ過、連続モニタリング等の放射性物質汚染対策の強化、充実を目指す。

イ 下水道、汚水処理施設

① 被災状況

下水道・農業集落排水等が震災で損壊して使用できない状況に加え、広域的な汚泥処理施設が郡内の他町の高線量地域にあり、使用できない状況である。

復旧作業員や町内での事業再開者にとって、下水道の復旧は喫緊の課題となっており、下水道復旧までの間の当面の措置として、仮設トイレ及び合併浄化槽等による対応が必要な状況である。

② 復旧の予定等

【公共下水道】

- ・浪江浄化センターについては、調査・災害査定が完了し、平成 26 年度に復旧工事に着手予定、平成 27 年度の完成を目指す。管渠、放流管も同様。
- ・浄化センターの放流口、放流管渠の復旧に当たっては今後の海岸堤防復旧計画や防災緑地計画等を考慮し、放流口の位置を含めて手戻りがないよう、最適な施設計画となるよう復旧を行う。
- ・災害公営住宅（町内）建設及び津波被災地防災集団移転に伴う公共下水道工事が必要な場合、それらの工程に合わせて実施する。
- ・公共下水道復旧後、自宅敷地内における自宅から下水道への接続の復旧を行う（原則として各世帯で対応）。
- ・下水道施設復旧までの間、代替措置として仮設合併浄化槽等の整備を行う。
- ・町内下水道施設復旧と並行して、双葉地方広域市町村圏組合施設の復旧または処理施設の新設、し尿収集業者等の再開などを進める。

【農業集落排水】

- ・農業集落排水施設の復旧については、公共下水道と同様な工程にて復旧予定。
- ・高瀬浄化センターの復旧については、より効率的及び効果的な復旧を行うため、用途廃止および管渠の公共下水道との接続など総合的な検討を行う。

ウ 災害廃棄物等処理

① 災害廃棄物等の発生状況

対策地域内の災害廃棄物等については、国が処理を行う。(災害廃棄物等推定量：28万9千t。)

② 事業実施の状況及び復旧の予定等

- ・対策地域内廃棄物処理計画に基づき、平成27年度中に帰還の妨げとなる廃棄物の撤去及び仮置場への搬入完了を目標(仮置場3か所)、仮置場1か所供用開始済み。
- ・家の片付けごみについては、回収実施中。
- ・平成26年度を目途に、災害廃棄物仮置場(一時保管場)を設置し、収集した廃棄物を分別したうえで、処理できるまで安全、適正に保管する。
- ・再利用できるものは再生資源として再利用し、可燃物は仮設処理施設等で焼却する。
- ・仮設焼却施設の設置については、棚塩地区において発注に向けて準備中。平成26年度中に用地の造成及び施設の建設工事に着手し、平成27年度に処理開始を予定。
- ・国による解体が必要な被災家屋等の解体については、特に緊急性の高い損壊家屋の解体撤去済。被災自動車の撤去等に順次着手する。

エ 子育て・教育施設(文教施設)

① 被災状況

震災前の文教施設、社会体育施設については、小学校6校、中学校3校、幼稚園施設2園、給食調理場4カ所、公民館施設6カ所、体育館3カ所、野球場2カ所、グラウンド4カ所、ふれあいセンターなみえ・地域スポーツセンターの被害調査は完了しているものの、単なる復旧にとどまらず、今後の町内での教育の方向性等を踏まえての復旧が必要な状況である。

② 復旧の予定等

【教育施設】

- ・耐震診断・復旧工事の実施設計及び復旧工事については、ライフライン整備や除染の実施時期と調整して、低線量区域にある浪江小学校、幾世橋小学校、浪江東中学校から始めて、中・高線量区域にある小中学校については線量の減衰等を見極めながら、順次復旧を実施し、工事は査定から概ね1年での完了を目指す。また、校庭、校舎、通学路においては、長期的な目標として、追加被ばく線量が年間1mSv以下となることを目指す。
- ・津波により被災した請戸小学校については、今後の復興まちづくり計画等を踏まえて検討を進める。
- ・県立高等学校施設2校については、目視による概略調査により被害状況は把握しているが、ライフライン復旧状況を踏まえ、条件が整い次第、速やかに被災箇所を調査し、本格復旧に着手する。

【社会教育施設】

- ・ふれあいセンターなみえについては、震災による被害調査を概ね平成 24 年度に完了した。耐震診断・復旧工事の実施設計は、空間線量の状況を確認でき次第、実施する。復旧工事については、ライフライン整備や除染の実施時期と調整して実施し、査定から概ね 1 年での完了を目指す。
- ・竣工直前に被災した地域スポーツセンターは、災害復旧の対象外となるため、財源の確保も含め、帰還時期までの復旧を目指す。
- ・なお、居住制限区域にあり、建物の被害が大きい大堀公民館の復旧については未定。

オ 医療・保健衛生施設

① 被災状況

震災前の医療関連施設は、一般病院 1、一般診療所 12、歯科 9、という状況だったが、現状どの施設も再開の目途は立っていない。なお、本庁舎では立入者への対応のため、応急仮設診療所を開設中。

② 復旧の予定等

- ・町内での再開のために個人病院の修繕を行うことが非常に大きなハードルとなっていることから、官設民営型の医療施設の整備に向けて検討を進めていく。
- ・医療施設の復旧以上に、町内で再開意向を持つ医師や医療スタッフの確保に大きな課題を抱えており、医療環境の再生のための施設整備と医療従事者の確保を総合的に進めていく。
- ・医療施設整備方策の検討を深め、帰還の段階及び将来的に必要な医療施設(総合病院、国立病院、放射線医療研究機関、暫定的な一体型センター等)の整備を目指す。

カ 福祉、介護施設

① 被災状況

震災前の福祉、介護関連施設は、老人ホーム 1、介護福祉事業所 10、福祉事業所 7 という状況だったが、現在一部の仮設施設では再開に向けて準備が進んでいる。

② 復旧の予定等

- ・施設整備以上に、町内で再開意向を持つ福祉・介護事業者やスタッフの確保に大きな課題を抱えており、施設整備と従事者の確保を総合的に進めていく。
- ・帰還の段階および将来的に必要な福祉、介護施設についての検討を深め、福祉、介護環境の再生に向けて必要な施設等(老人ホーム、介護福祉事務所、福祉事業所、暫定的な一体型センター等)の整備を目指すほか、介護、福祉施設の法定人員、運営基準、施設経営の安定、人材育成等の観点からの、避難先自治体における公設型の施設整備及び町内におけるサテライトによる施設運営体制の構築を目指す。

キ 子育て施設

① 被災状況

震災前の子育て関連施設は、幼稚園 4、保育所 3、児童館 1 という状況だったが、現状どの施設も再開の目途は立っていない。

② 復旧の予定等

- ・保育施設について、耐震診断・復旧工事の実施設計及び復旧工事については、ライフライン整備や除染の実施時期と調整して、低線量区域にある施設から、順次復旧を実施する。また、保育施設においては、長期的な目標として、追加被ばく線量が年間 1 mSv 以下となることを目指す。
- ・中高線量区域にある施設については、線量の減衰等を見極めながら復旧を実施し、査定から概ね 1 年での完了を目指す。
- ・施設の復旧以上に、放射線量などを踏まえた町内における安心して子育てできる環境の再生を総合的に進めていくほか、高齢者、子ども、障害者を対象とした各施設が、低線量地域から高線量地域まで分散して所在していることから、効果的な復旧と人口減少下での効率的運営、及び町民や入所者相互のふれあい創出のため、要援護者一体型センターの整備に向けて検討を進める。

ク 防災行政無線

- ・防災行政無線は、平成 24 年度に復旧完了。今後は、移動系防災無線の整備、既存の固定系防災無線のデジタル化を図っていく。

ケ 庁舎その他公共公益施設

- ・役場庁舎は平成 25 年 4 月より復旧関連の職員を中心に業務を再開しており、今後のふるさと再生の段階に応じて随時機能を拡充させていく。
- ・区域の再編に伴い、休憩所、仮設トイレ、診療所等を整備した。
- ・帰還開始の前後には、自宅帰還者の住宅清掃・修繕等にボランティアの支援が必要になることから、役場周辺の既存施設の暫定利用を想定した形でのボランティア拠点を整備する。

コ その他（検討課題）

（検討課題）

上述したインフラの復旧・整備を進めていく上で、未解決となっている課題が存在するため、国・県・町が一体となって、迅速に課題解決を図り、インフラの復旧・整備を確実に実施していく。

- ・復興まちづくりの観点と絡めた主要交通路線の復旧・改良
- ・海底ガレキの撤去
- ・農業再生のあり方に合わせた一体的な農業インフラの復旧
- ・水道水の安全・安心を確保するための膜ろ過装置や水道水の連続モニタリング装置等の整備

- ・住民帰還状況及び使用水量に合わせた供給体制の確立と実施
- ・下水道施設復旧までの間、浄化槽等の代替施設の整備
- ・避難区域の荒廃抑制の観点からの家屋の解体・撤去
- ・低線量地域内の教育施設や子育て施設周辺の追加被ばく線量 1 mSvの実現
- ・公設も視野に入れた医療施設の整備と医療従事者の確保
- ・福祉・介護事業者と従事スタッフの確保
- ・子どもから高齢者までを対象とした、要援護者一体型センターの整備
- ・高線量地域に所在する施設の復旧工程の決定
- ・公共インフラ以外の、個々人が修繕すべきインフラの整備方策や支援策の確立
(例：下水道の汚水枡から個人宅への接続など)
- ・復旧事業の際に発生する放射性物質に汚染された廃棄物となる建設副産物の処理方法の確立（風評による基準値以下の建設副産物の受入拒否部分を含む）
- ・高線量地域に所在する双葉地方広域市町村圏組合が管理する各種施設の復旧工程の決定又は代替施設の確保

(3) 復興まちづくりの推進

【復旧・復興作業環境の先行整備】

- ・除染、復旧、復興まちづくりの推進の前提として、作業の従事者、現地で勤務する官公庁職員等の就労環境、生活環境の先行整備が必須であり、事業者による整備を基本としながら、ホテル等の再開を支援する。また、宿舎等についても、必要に応じて近隣自治体等に整備し、適切な通勤環境を構築する。
- ・最低限の生活関連サービスを確保するため、コンビニ等の再開を支援する。

【住宅】

① 被災状況

津波により沿岸部のほぼすべての住居が流失し、それ以外の地域においても地震による倒壊等が発生した。

さらに、その後の長期避難に起因する、家畜・小動物による被害や雨漏り等による大量のカビの発生により、日ごとに被害が拡大している状況である。

② 復旧の予定等

- ・避難指示解除時点において自宅での生活が可能となるよう復旧を進めて行くが、自宅への帰還が困難な場合でも浪江町内に居住できるよう、既存中心市街地の空き地・空き家の活用や新たな住宅地整備、さらに、自力での住宅再建や公的賃貸住宅の整備による住宅の確保を推進する。
- ・自宅への帰還が困難な方向への住宅の確保位置は、復興拠点の中心や浪江東中学校周辺、幾世橋小学校周辺、町道小熊田宮田線沿線をはじめ、津波被災地の防災集団移転先との一体的な整備を含めて検討する。
- ・町内の公的賃貸住宅は、居住対象者の意向に応じて、戸建・長屋・2戸1棟・集

合タイプなど様々な住宅タイプについて検討し、ニーズに対応した整備を進めるとともに高齢者に配慮した食堂などの共有スペース、介護を受けやすいレイアウトや入居者同士の交流のための集会所や菜園スペース等の併設を検討する。

- ・整備した個々の公的賃貸住宅への入居者決定方法は、震災前のコミュニティに配慮するなど、入居対象者の意向等を踏まえて決定する。
- ・自宅での生活を再開する方への自宅の補修等に係る支援策の創出や、事業者等と連携した民間賃貸住宅による住宅の確保、既存中心市街地の空き家等を活用した住宅の確保、長期間自宅に戻ることができない方への防災集団移転促進事業と同等の住宅支援策の創出、避難指示解除に合わせた、入居が可能な公的賃貸住宅の整備等、帰還に向けて必須となる住宅地の確保について、様々な手法を活用し、整備を進めていく。

【復興まちづくり計画】

① 復興まちづくり計画の推進

平成 26 年 3 月にふるさとの再生に向けての取組を中心とした「浪江町復興まちづくり計画」が策定された。

② 浪江町防災集団移転促進事業

平成 25 年度については関係被災者の意向調査、移転促進区域内の土地の買取価格等の決定、移転先の住宅団地の整備構想、造成方法等の検討を行い、平成 26 年 3 月に防災集団移転促進事業計画を策定した。現在、集団移転に関する合意形成のための説明会等を実施している。

平成 26 年度は、住民の意見を踏まえ、必要に応じて移転促進区域や移転先団地の規模等の修正を行い、事業の具現化を図るとともに、移転促進区域内の土地の買取り等を進め、津波被災地域の方の生活再建を支援していく。

3. 生活環境の整備

(1) モニタリング・健康管理

- ・現在、浪江町内において 92 か所のモニタリングポストを設置し、空間線量の把握に努めるとともに、立入りする方の被ばく線量の管理の観点から、全世帯への線量計、全町民への個人線量計の配布を行っている。
- ・空間線量の把握および個人の被ばく線量管理のための取組を継続するとともに、帰還にあたっては、食品検査体制の充実や、線量把握のため GM サーベイメーター等の測定機器を常備するとともに、使用方法等の町民への講習会等を実施することで、町民それぞれが日常的に測定できる環境を構築し、安全・安心を確保する。
- ・内部被ばく検査や甲状腺検査、初期被ばく検査についても引き続き検査を受けられるよう、町内での検査体制の確立を図る。
- ・生涯に渡る医療保障制度の実現に向けての検討を進めるとともに、生活習慣病や不活発病の予防対策等を充実させ、健康な生活を送ることのできる環境を作る。

(2) 公共交通

- ・ 移動手段を持たない方の生活の利便性を確保するために、公共交通手段の確保が必要不可欠である。
- ・ J R 常磐線については、住民の帰還やまちの復興にあわせて、浪江町復興計画に掲げた帰還目標の平成 29 年 3 月の帰還に向けて復旧が完了するよう事業者と調整を進めていく。
- ・ 民間事業者による路線バス等の再開支援を行うとともに、e-まちタクシー「ぐるりんこ」や町営バスなどの再開による、町内・町外への移動手段を確保する。

(3) 医療・福祉・保健衛生

- ・ 浪江町復興計画【第 1 次】において、「長期に渡る放射線不安を解消するため、医療体制を万全にするとともに、子どもから高齢者まで安心して住むことができる環境を構築することが必要」と位置付けられており、その実現に向けて必要な対策を講じていく。
- ・ 医療施設の復旧以上に、町内で再開意向を持つ医師や医療スタッフの確保に大きな課題を抱えており、医療環境の再生のための施設整備と医療従事者の確保を総合的に進めていく。
- ・ 医療施設整備方策の検討を深め、帰還の段階および将来的に必要な医療施設(総合病院、国立病院、放射線医療研究機関、暫定的な一体型センター等)の整備を目指す。

(4) 介護

- ・ 浪江町復興計画【第 1 次】において、「長期に渡る放射線不安を解消するため、医療体制を万全にするとともに、子どもから高齢者まで安心して住むことができる環境を構築することが必要」と位置付けられており、その実現に向けて必要な対策を講じていく。
- ・ 高齢者、子ども、障害者を対象とした各施設が、低線量地域から高線量地域まで分散して所在していることから、効果的な復旧と人口減少下での効率的運営、及び町民や入所者相互のふれあい創出のため、要援護者一体型センターの整備に向けて検討を進める。
- ・ 施設整備以上に、町内で再開意向を持つ福祉・介護事業者やスタッフの確保に大きな課題を抱えており、施設整備と従事者の確保を総合的に進めていく。
- ・ 地域包括ケアの実現に向けての環境整備を進めるほか、介護、福祉施設の法定人員、運営基準、施設経営の安定、人材育成等の観点からの、避難先自治体における公設型の施設整備及び町内におけるサテライトによる施設運営体制の構築を目指す

(5) 教育・保育（子育て）

- ・ 浪江町復興計画【第 1 次】において、「この災害を乗り越え、なみえで生まれ育

ったことに誇りを持ち、社会に貢献できるような豊かな心を育むためには、長期的な視点に立った教育支援と教育環境の充実が必要」と位置付けられており、その実現に向けて必要な対策を講じていく。なお、平成 25 年 12 月、福島県から双葉郡における中高一貫校を広野町に設置する方針が示され、既存の施設を利用するなどして平成 27 年 4 月の開校を目指すこととなった。

- ・浪江町復興計画【第 1 次】において、「長期に渡る放射線不安を解消するため、医療体制を万全にするとともに、子どもから高齢者まで安心して住むことができる環境を構築することが必要」と位置付けられており、その実現に向けて必要な対策を講じていく。
- ・施設の復旧以上に、放射線量などを踏まえた町内における安心して子育てできる環境の再生を総合的に進めていく。
- ・高齢者、子ども、障害者を対象とした各施設が、低線量地域から高線量地域まで分散して所在していることから、効果的な復旧と人口減少下での効率的運営、及び町民や入所者相互のふれあい創出のため、要援護者一体型センターの整備に向けて検討を進める。

(6) 防犯・消防防災

- ・パトロールをはじめとする防犯対策を引き続き実施する。また、町民による治安維持活動の強化についても検討、実施していく。
- ・平成 25 年度に町内 8 カ所に防犯カメラ設置を行った。平成 26 年度から町内 22 か所に防犯カメラを設置し、町内の防犯体制の強化を図る。
- ・消防防災については、現在町内の消防防火水利は消火栓等を含めて不十分な状態のため、仮設防火水槽の設置を含めて水利の確保を図っていく。消防団による防火パトロールも実施中。
- ・帰還時期までに浪江町地域防災計画の見直しを行い避難所や避難道を整備するとともに、緊急時の物資備蓄倉庫やヘリポートなどの防災拠点施設整備の検討と、高齢者等の避難行動要支援者の避難手段の確保を含めた避難システムの確立、ハザードマップの整備等を行う。
- ・津波、減災施設の整備を行うとともに、国道 6 号へのアクセス道路の整備を始めとした、安全な避難ルート・避難場所等の設定・確保を図る。
- ・避難指示解除見込み時期においては、廃炉作業が続いていることが想定されるため、廃炉作業のリスクに応じた防災計画を作成し、帰還する町民の安全・安心を確保する。

(7) 生活関連民間サービス

- ・浪江町復興計画【第 1 次】において、「事業再開への課題・問題点は事業主ごとに異なっており、関係機関との連携・協力により、それら個々の課題を個別的・具体的に対応するなど、事業再開の支援を継続的に取り組むことが必要」と位置付けられており、その実現に向けて必要な対策を講じていく。
- ・町内では、既にガソリンスタンドが再開している。
- ・帰町時点で生活に必要なサービスとなる、小売・飲食業、土木・建築業、宅配・

郵便・運輸業、金融業、宿泊業、理美容業、学習塾、生活交通サービスの再開にむけて積極的な支援策の創出を図るとともに、町内で確保が難しい生活関連サービスについては広域的に確保し、その移動手段も確保する。

4. 産業の再生

(1) 企業の再生

【既存産業の再生】

- ・浪江町復興計画【第1次】において、「事業再開への課題・問題点は事業主ごとに異なっており、関係機関との連携・協力により、それら個々の課題を個別的・具体的に対応するなど、事業再開の支援を継続的に取り組むことが必要」と位置付けられており、その実現に向けて必要な対策を講じていく。
- ・現時点で、一定の手続によりガソリンスタンドや工場などが再開を果たしており、今後再開を希望している事業者もいるが、再度の設備投資への不安や基盤インフラの復旧の遅れなどから、なかなか再開に踏み切れない状況である。
- ・これまで、企業の再開にあたっての事業者ヒアリング等を実施し、事業者ごとに異なる再開に向けての課題の把握に努めており、様々な課題に対して柔軟に支援できる支援制度運用の見直し、課題に即した新制度の創出など、再開支援策の充実を図る。

【新産業の創出】

- ・浪江町復興計画【第1次】において、「これまで地域経済を支えてきた様々な産業は大きな被害を受けたが、地域経済を立ち直すためには、既存産業の再生とあわせて、新たな産業の集積を図るなど、将来を見据えた産業再編が必要」と位置付けられており、その実現に向けて必要な対策を講じていく。
- ・地域経済や雇用を支えていた原子力発電関連産業が喪失したことにより、それに代わる新たな産業及び雇用の場の創出(例:災害研究関連産業、医療関連産業等)や木質バイオマス発電等の再生可能エネルギー産業の推進が必要である。
- ・双葉郡の北の復興拠点として、廃炉研究・作業拠点や復旧・除染の拠点としての関連産業の重点整備に取り組む。
- ・地域を支える新たな産業を町民自身が創出していけるよう、人材の育成を推進する。

(2) 農林水産業の再生

- ・農林水産業は浪江町の基幹産業であり、放射性物質による汚染等といった課題はあるものの、その再開に向け従事者を中心に再開に向けた準備・検討を進めている。
- ・県において営農再開支援として、放射線量低減策の検証や、試験栽培による放射性物質の濃度測定、野生動物被害の現状把握等が行われている。
- ・農地の保全や農業再開に向けて、農業者有志による検討組織において検討が進められている。

- ・漁業の再開に当たり、漁港の復旧に合わせて市場調査、新たなマーケット構築、放射性物質管理等に関する取組みを検討している。
- ・関係者を中心に検討される今後の浪江の農業・漁業の姿を実現していくために、国、県、町も一体となってその実現に向けて取り組む。
- ・林業については、木質バイオマス発電および放射線量低下と林業振興を一体的に推し進めていく。
- ・放射性物質による消費者不安の払しょくのため、検査体制や情報公開の仕組みを構築する。

(3) 観光の再生

- ・浪江町には、自然、歴史、伝統文化・芸能・工芸、食などの観点からの豊かな観光資源が存在したが、現在の避難指示が継続している状態において、町内の観光振興を行っていくことは困難な状況である。
- ・伝統芸能・工芸、食などの観光資源は避難先においても保たれているため、今後行われるdestinationキャンペーンなどを活用して、観光資源のPRに努める。
- ・ふるさとの再生の進捗に応じて、町内観光資源の再生や町内における観光振興策についても検討していく。

5. 避難期間中の避難者の生活支援

①避難生活の状況

- ・現在、約 14,500 名の町民が福島県内、約 6,500 名の町民が福島県外に広域分散避難している状況にある。
- ・福島県内においては、31 か所の仮設住宅群と、約 4,000 戸の借上げ住宅での避難生活を送っており、仮設住宅では老朽化への対策が急務であり、借上げ住宅では入居者の 4 孤立化防止対策が必要である。なお、県外においては、県内避難者との情報格差や行政サービスの格差が課題となっている。

②生活支援の現状と支援策の展開

- ・浪江町役場二本松事務所を二本松市内に設置し、避難先での行政サービスの提供を行っているとともに、いわき市、福島市、南相馬市、本宮市、桑折町に出張所・連絡所を設置し、各種証明書発行や困りごと相談等を行っている。なお、南相馬出張所は平成 25 年 4 月 1 日より復興再生事務所に統合されている。
- ・原発避難者特例法により、避難先自治体において行政サービスを受けることが可能となったものの、努力義務とされている行政サービスについては避難先自治体ごとに提供するサービスの濃淡があることや、浪江町と避難先自治体との連絡調整が上手くいかない事例があることなどの課題も存在しているため、国との協議を行いながら実態に即した改善を目指す。
- ・毎月 2 回の広報誌の全戸配布に加え、フォトビジョンによる毎日の情報発信を行っている。今後は、平成 26 年度に予定しているタブレット端末の配布事業により双

方向の情報交換・交流ツールを提供し、避難生活中的の情報格差の是正や絆の維持を図る。また、アンケートの結果や、日々寄せられる苦情・要望等を踏まえ、より良い情報発信のあり方や手法について庁内で検討を実施しており、検討結果を踏まえた広報・広聴の改善を図っていく。

- ・町民同士の絆を維持していくため、子供たちが集まる場の創出や全国での交流会を開催している。今後は、行政主導の交流会を減らし、町民同士が企画した、手作りの交流会としていくことで、より一層の絆の維持を図っていく。
- ・各県に「復興支援員」を配置し、県外避難者の訪問、見守り活動や困りごとの集約、避難先でのイベント開催等を実施している。今後は、配置箇所の増強などの形で拡充していくとともに、他の双葉郡市町村や県とのノウハウや課題を共有し、町村ごとの取組から、より広域的な取組へと改善していく。
- ・当面避難先での生活を継続する方のためにも、町内立入りの際の交流施設や一時滞在施設を確保する。
- ・福島県で整備する災害公営住宅としては、浪江町の町外コミュニティを整備する3市においては、いわき市に1,760戸（うち平成27年度までに1,058戸の整備を予定）、南相馬市に900戸（うち平成27年度までに410戸の整備を予定）、二本松市に340戸（うち平成27年度までに70戸の整備を予定）が整備される。今後、災害公営住宅を中心とした総合的な生活環境の構築、入居する町民同士の絆の維持等コミュニティ機能の充実を図っていく。なお、3市以外の災害公営住宅の整備予定としては、福島市に430戸、郡山市に570戸などとなっている。

葛尾村

1. 全般的取組

(概要)

震災前の葛尾村の世帯数は約 470 世帯で、人口は約 1,500 人であった。震災前、第 1 次産業を中心としながら、村内には製造業などの企業が立地していた。就業者は、建設業、製造業、サービス業の割合が高かった。

(区域見直しの現状等)

葛尾村では、平成 25 年 3 月 22 日に警戒区域及び計画的避難区域を見直し、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域の 3 区域に再編されたが、住民は未だ福島県内外の仮設住宅等において避難生活を余儀なくされている。今後、安心して村に帰還するための環境整備を図っていくことが課題となっている。

(復興の姿と基本的な方針)

葛尾村は、平成 24 年 12 月 14 日に「葛尾村復興計画」を策定した。復興計画では、「村民の将来にわたっての安全・安心を最優先する」、「避難している方への支援を続け、村民全員の帰還をめざす」、「村のさらなる発展をめざし、村民一体となった復興をめざす」を基本方針とし、新しい葛尾村の創造に向け主要施策に取り組むこととされている。また、村民と有識者等から組織された「葛尾村復興委員会」を中心に、「葛尾村復興計画」を具体化する「葛尾村再生戦略プラン」を住民協働で策定・検討しており、平成 26 年 6 月までに中間案を村長に答申する。

避難指示が解除され住民の帰還に向けては、確実な除染をはじめ、双葉郡内のインフラ復旧や生活水の供給体制について早急に整備しなければならない。特に、水の安全・安心の確保は住民が安心して帰還あるいは一時帰宅するために必要不可欠であることから、深井戸の堀削及び簡易水道の復旧を実施する必要がある。また、住居等近隣の森林の除染を速やかに実施する。住居等近隣以外の森林については、関係省庁が連携して調査・研究を進め、新たに明らかになった知見等を踏まえ、適時・適切に対策の充実を図る。

村が復興し、ただ帰村するだけでなく人々の「暮らし」を取り戻すためには、道路網の整備が必須で、特に国道 399 号や県道浪江三春線等主要道の整備拡充が急がれる。また、若い世代の帰村を促し、村を再興するためには、安全で安心できる学校の再開や雇用の回復が必要である。

国、福島県及び葛尾村は、これまでも連携して被災者の生活支援や被災地域の復旧等に取り組んできたが、今後とも、葛尾村の復興計画、葛尾村再生戦略プラン等も踏まえつつ、復興・再生のために必要な取組の具体化に向けた協議を進め、実施することが決定した具体的取組について、国、福島県、葛尾村等が役割分担しながら取り組んでいくこととする。

2. 分野別の取組

1. 除染

放射線量と汚染対策に関する取組を着実に進めることが復興の柱の一つであり、除染を計画的に推進する。

(1) 国計画

【進捗の状況】

平成 25 年 12 月改訂の「特別地域内除染実施計画（葛尾村）」に基づき、宅地及びその近隣の森林については平成 26 年夏、残りについては平成 27 年内の完了を目途に除染等の措置を実施する。

【仮置場の状況】

地蔵沢に設置済のものと併せ、行政区ごとに追加の仮置場を確保するため、住民と協議を行っている。また、仮設焼却炉については、地蔵沢仮置場の一角に造成することとし、平成 27 年度からの稼働を目指す。

2. インフラの整備

一時帰宅等に必要な社会基盤については、早急に復旧を行う。高線量地域にある野行地区を除いて、概ね平成 24 年度中に調査・設計を終え、平成 25 年度に査定を受けた後に復旧工事に着手した。野行地区については、放射線の自然減衰等の効果を見極めつつ復旧に着手する。住民が安心して帰還するためには、水の安全・安心の確保が必要不可欠であり、徹底した確実な対策を講じる必要がある。なお、「2. インフラの整備」においては、記載のない限り、原則として、各施設管理者等が実施主体となるものである。

(1) 公共土木施設等の整備

ア 道路等

村道、農道、林道の災害復旧事業は、平成 26 年度中に終了予定となっているが、帰還に向けて、生活道路として国道 399 号、浪江三春線の整備が急務となっている。また、葛尾村東部住民の生活道路として、国道 114 号、原町浪江線（原浪トンネル）の通過交通を帰還までに確保する必要がある。

特に、西部・南部方面への幹線道路アクセスの強化は、三春町との二地域居住に配慮した都市機能の広域連携や、防災機能の強化、企業活動や観光交流振興など、村の復興にとって重要な役割を果たすことから、常葉野川線等の整備を図っていく必要がある。

【県管理道路】

① 道路の状況

避難指示解除準備区域内の路線数（県管理道路）	・・・	4 路線
うち被災した路線数	・・・	4 路線 17 箇所
うち本復旧を実施する路線（工区）数	・・・	4 路線 17 箇所

② 復旧の予定等

4 路線 12 箇所については、平成 23 年迄に災害査定を受検しており、平成 25

年度に完了した。災害査定から概ね3年での完了を目指す。

上記のほか、帰還困難区域に4箇所 of 被災を確認しているが、関係機関と調整を図りながら復旧方針を決定し、優先度の高い箇所から復旧に努める。

【村管理道路】

平成24年度に被災調査、平成25年度に災害査定を完了し、順次、工事に着工し、平成26年7月末までに工事完了の予定である。

高線量区域内の路線については、放射線の自然減衰等を踏まえ、調査を実施する予定である。

イ 河川

【県管理河川】

平成25年度に被災調査を実施しており、被害は確認されなかった。

ウ 農地・農業用施設

【農地】

平成25年度、除染を一部実施した。今後除染の状況を踏まえながら、平成26年度より、被災調査を実施する予定である。除染後の農地について、十分な客土投入と地力回復対策等を行い、営農再開ができる状態にして住民に引き渡す必要がある。また、効率的な農地の復旧・整備利用が図られるよう、除染工程と圃場整備事業との調整などを今後検討したい。

【農業用施設】

① 農業用施設等

今後除染の状況を踏まえながら、平成26年度より、被災調査を実施する予定である。

② 農道

平成24年度に被災調査、平成25年度に災害査定を完了し、順次工事に着手し、平成26年6月末までに工事完了予定である。

高線量区域内の路線については、放射線の自然減衰等を踏まえ、平成26年度より、調査を実施する予定である。

エ 林業用施設

【林道】

林道大放石黒線他4路線において、平成24年度に現地調査を完了し、平成25年度に災害査定を実施した。順次工事に着手し、平成26年7月末までに工事完了予定である。

高線量区域内の林道野行大笹線については、平成29年度以降、安全性を確保した上で、調査を実施する予定である。

オ 土砂災害対策

村内67箇所の土砂災害危険箇所のうち、64箇所の点検を実施し、緊急的な対策が必要な箇所は認められなかった。今後の地震や降雨等により、土砂災害の危険が高まった場合には、必要な対策を講じる。なお、高線量区域のため、調査ができない3箇所については、今後、避難指示区域等の見直しにより、避難指示解除準備区域となった箇所から、順次点検を進め、土砂災害の危険が認められた場合は、必要な措置を講

じる。

(2) 生活基盤施設の再生

ア 上水道その他水道施設

落合地区簡易水道については、前処理施設の復旧工事を平成25年度中に実施し、ろ過装置の清掃・修繕を住民の帰還に合わせて実施する。配水管については、平成23年度に実施した応急復旧工事により通水可能であり、平成25年度までに被災箇所の本復旧工事を完了した。

また、浄水場の取水口が土砂の入りやすい簡易な構造であるため、放射性物質対策として復旧工事と並行して取水源を深井戸に変更する工事を行う。なお、沢水・湧水を生活用水として主に利用している世帯についても、放射性物質対策として深井戸等を設置する。

イ 災害廃棄物等処理

① 災害廃棄物等の発生状況

対策地域内の災害廃棄物等については、国が処理を行う。(災害廃棄物等推定量 6,700 トン)

② 事業実施予定

- ・対策地域内廃棄物処理計画に基づき、平成26年度中に帰還の妨げとなる廃棄物の撤去及び仮置場への搬入完了を目指す(仮置場1か所)。
- ・家の片付けごみについては、屋外残置廃棄物を除染事業と併せて回収中。
- ・仮設焼却施設の設置については、地蔵沢地区に設置を予定しており、建設準備中。

ウ し尿処理施設

震災前より、双葉地方広域市町村圏組合が主体で処理していたが、富岡町に建設していた汚泥再生処理センターの被災で処理先がない状況となっており、除染及び事業再開に伴うし尿等については、他地域の施設に搬入し処理している。

一般のし尿処理(くみ取りし尿)については、現段階では処分先の枠がないため、汚泥再生処理センターの修繕後に処理することとなる予定である。

エ ごみ処理施設

震災前より、双葉地方広域市町村圏組合が主体となり処理していたが、対策地域内廃棄物として国が責任を持って処理することとなっているため、通常ルートの処理体制が機能していない。

また、震災で浪江町の北部衛生センターが稼働停止し、先に稼働を再開した檜葉町の南部衛生センターでは、震災後の事業再開で発生したごみの処理のみ受け付けており、対策地域内廃棄物の処理が終了した後にごみ収集を再開する予定である。

通常ルートの廃棄物処理体制に移行するためにも、国の責任により仮設焼却炉及び仮置き場の設置を早急に進める必要がある。

オ 子育て・教育施設(文教施設)(公営)

村内の教育施設は、平成26年度以降に災害復旧工事を行う。

① 葛尾幼稚園

平成24年度に被災調査を完了し、平成27年度以降に設計委託、災害査定を実施

する予定である。災害査定後、復旧工事に着手する予定である。

② 葛尾小学校

校舎は、平成 22 年度に耐震補強及び大規模改修工事を行ったが、平成 24 年度に被災調査を完了し、平成 27 年度以降に設計委託、災害査定を実施する予定である。災害査定後、復旧工事に着手する予定である。

屋内運動場及び特別教室は、不適格建築物（I S 値 0.3 未満）のため、平成 24 年度に設計委託を完了し、平成 27 年度以降に解体後、改築工事に着手予定である。

なお、帰還人口が被災前より減少し、帰還時期が中長期化する懸念がある中で、若年層の定着を図っていくためには、学校施設の効率化と魅力化が不可欠であることから、小・中学校の統合・再編について、平成 26 年度以降に検討する予定である。

③ 葛尾中学校

校舎・体育館は、平成 24 年度に被災調査を完了し、平成 27 年度以降に設計委託・災害査定を実施する予定である。災害査定後、復旧工事に着手する予定である。

法面災害復旧工事は、平成 24 年度に被災調査・設計委託を完了し、平成 26 年度に災害査定を実施する予定である。災害査定後、復旧工事に着手する予定である。

④ 学校給食センター

平成 24 年度に被災調査を完了し、平成 26 年度以降に設計委託、災害査定を実施する予定である。災害査定後、復旧工事に着手する予定である。

カ 福祉施設（公営）

平成 24 年度に被災調査を完了しており、その結果を踏まえて、復旧工事の検討を行う。

キ 防災行政無線

上記施設は、震災等による破損が軽微であり、震災後も運用してきた。

また、平成 25 年度中に精密点検及び改修を実施しており、平成 26 年度以降は通常の保守点検になる。

ク 庁舎その他公共公益施設

① 役場

平成 24 年度に被災調査を完了し、平成 25 年度から復旧工事を着手し、平成 26 年度に完了する予定である。地震による被害は少なかったが、避難中に給水系統が破裂したことによる内装の被害が大きい。

② 健康増進センター

平成 25 年度に被災調査を実施し、調査結果を踏まえ復旧工事に着手している。

③ 村民会館

平成 24 年度に被災調査を完了し、平成 25 年度から復旧工事に着手し、平成 26 年度に完了する予定である。地震による被害は少なかったが、避難中に給水系統が破裂したことによる内装の被害が大きい。

④ 屋内ゲートボール場

平成 24 年度に被災調査を完了した。今後、復旧工事を行う。

(3) 復興まちづくりの推進

ア 住宅等

① 公営住宅

平成 24 年度に被災調査を完了した。平成 26 年度に設計を実施し、住民の帰還にあわせて清掃・修繕を行う予定である。

イ 復興のための拠点

平成 26 年度から、村中心部の宅地及び宅地周辺の森林の除染を速やかに実施するとともに、低線量地拠点を整備し、教育・福祉・商業施設の集積化を図り、花の里山・名所づくりを進めるなど魅力ある環境形成を進め、早期帰還の重点的な受け皿とするよう検討する。また、帰還困難区域等の放射線量が高い地区の住民向けに、一時帰宅用住宅の整備も進めることを検討する。

・村中心部の丘陵地開発による低線量地域の整備についても、平成 26 年度から進める。中心部における居住空間の魅力強化を図るため、新たな住宅地整備に際しては、共同菜園、交流サロン、花を生かした散策環境など、魅力あるまちなかの居住環境の充実をさせる。

・平成 26 年度から、自然、畜産等の地域資源を生かした自然保護センター等の整備も行い、地域の放射能被害の監視と自然、生物資源の保護を図る調査・研究・人材育成・学習等の拠点施設とすることを検討する。

・平成 26 年度に、村内に太陽光パネル、風力発電施設、村内の河川や用水路を利用した小水力発電や、地中熱ヒートポンプ設備の設置、木質バイオマスなど、村内の自然エネルギーの活用と、電力の地産地消の方策を検討する。また、資源・エネルギー循環に係る学習・情報発信施設の整備を図ることを検討する。

3. 生活環境の整備

生活環境の整備は葛尾村の復興の柱の一つであり、葛尾村の住民の帰還を促進するため、医療・福祉体制の整備、モニタリング・健康不安対策、防犯対策等の整備に取り組む。

(1) モニタリング・健康管理

① モニタリングポスト

村内 22 箇所にモニタリングポストを設置し、空間線量モニタリングの結果を月 2 回の広報紙により住民に周知している。また、空間線量計や個人線量計も各世帯に配布している。

湧水や井戸水のモニタリングについては、国が定期的に調査を実施する。また、沢水については、森林からの放射性物質の流出に係る調査の一環として調査を実施する。

早期帰還に向けて、中心部の低線量拠点地区等における線量計測の強化を図る。

② リスクコミュニケーション

平成 26 年度から、放射能に関する住民の知識を向上させるため、放射能の専門家を招へいし、各仮設集会所等で勉強会を開催する。

(2) 公共交通

村営バスを運行していたが、避難のため休止中。今後は村営バスの運行再開に加え、買い物、通院、通学のための循環バス・デマンドタクシーや、「おたがいさまタクシー」等の運行も併せて検討する。

(3) 医療・保健衛生・福祉

診療所、歯科診療所は各1箇所あったが閉所中。

現在は、三春町の巡回バス、おたがいさまタクシー（協力員の車）、病院の送迎車などにより、郡山市、三春町、田村市の医療機関に通院している。

葛尾村社会福祉協議会が、避難先である旧中郷小学校応急仮設団地内で高齢者等のデイサービス事業を再開している。

今後、村内診療所の復旧・開設や、周辺医療機関と連携したヘリポート輸送等の救急医療体制の強化を図るとともに、診療科等の増設やにぎわい拠点への託児機能の強化を行うなど、住民の帰還に応じた医療・福祉体制の確保に取り組む。

(4) 介護

避難により、要介護認定者、介護サービス利用者共に増加しているため、平成26年度から、特別養護老人ホーム、グループホーム、サービス付高齢者向け住宅等の介護支援型住宅の誘致・整備を検討する。

介護施設の整備に際しては、中心部の安心・にぎわい環境を生かした魅力ある拠点となるよう、共同菜園、交流サロン、買い物環境、花を生かした健康散策環境など、徒歩圏内の魅力ある高齢者に優しい環境の充実を進める。

(5) 教育・保育（子育て）

葛尾幼稚園については、平成23年9月に三春町において再開している。葛尾小学校及び葛尾中学校については、平成25年4月より三春町の旧要田中学校において再開しており、平成25年8月より幼稚園も同敷地内で開園したことで一体的な教育環境を整備している。

三春町内の葛尾幼稚園、葛尾小中学校用のスクールバスを計3台運行しており、各仮設住宅等を巡回運行することにより、子どもの通学環境を整えている。

葛尾村内の学校施設は施設更新を行うとともに、特別地域内除染実施計画に基づき除染を確実に実施する。また、防護対策を行うなど、子育て世代が安心して帰村出来るよう対策を講じる必要がある。

(6) 防犯・消防防災

緊急雇用創出事業を活用し、葛尾特別警戒隊を組織し、村内のパトロールや通過車両のチェックなどの防犯対策を実施しているところ。

区域の見直しにより、窃盗などの犯罪増加が懸念されるため、警察による防犯対策とともに、村においても引き続き自主的な防犯対策に取り組む予定である。

また、村の光通信基盤を生かした安否確認、生活支援情報受発信システムも再構築す

る。

(7) 生活関連民間サービス

公的機関と店舗の連携による宅配・移動支援等のサービスの充実を図る。

4. 産業の再生

産業の振興と雇用の場の確保は葛尾村の復興の柱の一つであり、葛尾村の産業の再生を図る方針で取組む。

(1) 企業の再生

村内に立地していた企業の再開や新たな産業の創出などを図り、雇用・就業環境の確保に向けて、しっかりと検討していく。なお、企業の誘致を進めるためには、用地確保に土地の造成が必要である。

また、既存店舗の再建や、道の駅や農家レストラン等の整備と併せた事業参入や一体的な回遊環境の整備を行い、にぎわい拠点の形成について検討する。

(2) 農林水産業の再生

農地の除染については、特別地域内除染実施計画に基づき、国が実施することとしている。

村では平成 24 年度から「放射性物質移行実証試験圃場」を設置し、農作物の試験栽培を実施しており、平成 26 年度以降は水稻の試験栽培の拡大、野菜の試験栽培等を行う。また、農地の維持管理について、村は福島県営農再開支援事業等を活用して、田畑の除草や用排水路の清掃等を実施し、営農再開に向けた準備を行っていく予定である。

また、圃場整備等による農地の集積化を行い、中山間地域等直接支払制度組織を生かした集落生産、管理体制の強化を行う。まずは除染後農地の管理体制の構築を行う。植物工場や、ハウス施設等の整備も行い、風評被害を受けにくい作物の栽培方法を推進する。

畜産業については、震災前には肥育農家 7 戸、繁殖農家 100 戸、酪農家 2 戸、養豚農家 2 戸、ブロイラー 4 戸が営農していたが、多くは、補償、売却、安楽死処分を行った。現在でも繁殖牛については、約 100 頭を避難先において飼育しており、村は組合（葛尾家畜振興組合）を立ち上げ、営農再開に向けて準備を行っている。

(3) 観光の再生

【観光施設】

① 宿泊交流館（せせらぎ荘）

平成 24 年度に機械設備の復旧工事は完了している。平成 25 年度に建物本体の被災調査を実施し、復旧工事に着手、平成 26 年度中に復旧工事を完了する予定となっており、工事完了後は村民の復興拠点と位置付け、温泉水の運搬又は深井戸の設置等により施設の充実を図り、村民の絆維持に努めていく予定である。

② 葛尾大尽屋敷跡公園

平成 26 年度に被災調査、災害査定を実施する予定である。災害査定後、復旧工事に着手する予定である。

③ 森林公園（もりもりランドかつらお）

平成 26 年度に被災調査を実施する予定である。復旧工事については除染の状況を踏まえながら検討する。

④ 郷土文化保存伝習館

平成 24 年度に被災調査を完了した。被災調査の結果を踏まえ、平成 27 年度に設計を行い、復旧工事に着手する予定である。

【観光振興】

村には県立公園に指定されている日山や五十人山をはじめ、葛尾川・高瀬川溪流、葛尾大尽屋敷跡公園、森林公園（もりもりランドかつらお）等、大自然に囲まれた観光地が多くあるため、施設の再開に向けて対策を徹底して実施する必要がある。

また、山、道路に桜等の花木を植樹し、花見山として村の復興のシンボルとすることを検討する。

5. 避難期間中の避難者の生活支援

（1）生活支援

現在、仮設住宅団地 4 か所の支え合いセンターを拠点に、住民の見守り活動を行っているが、今後帰村に当たり、高齢者への配慮が重要になってくる。専門的な職員を配置し、心身全般にわたる支援体制の構築が必要である。

① 災害公営住宅

三春町恵下越地区に約 125 戸の災害公営住宅を建設予定。平成 26 年度に団地造成と住宅建設を開始し、平成 27 年 4 月入居を目指している。

② 一時帰宅支援バスの運行

三春町の各仮設住宅等から葛尾村の自宅に一時帰宅するためのバスを、平成 25 年 10 月から平成 26 年 3 月まで試験運行した。平成 26 年 4 月から本格運行を開始する予定。

③ グループホームの指定

避難生活の中で要介護認定者、介護サービス利用者が増加しており、三春町内等で村によるグループホームの指定を早急に行う必要がある。

（2）経営支援

三春町恵下越地区に建設する災害公営住宅団地に、現在仮設住宅で店舗を運営している村民の仮設店舗を新たに開設することを検討する。

飯舘村

1. 全般的取組

(概要)

震災前の飯舘村は、世帯数は約 1,700 世帯で、人口は約 6,200 人であり、人口の多くは第 1 次産業に従事していた。

(区域見直しの現状等)

飯舘村は、計画的避難区域が平成 24 年 7 月 17 日に解除され、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域に再編された。今後、安心して村に帰還するための環境整備を図っていくことが課題となっている。

(復興の姿と基本的な方針)

平成 25 年 6 月に策定された「いいたてまでいな復興計画（第 3 版）」においては、「村内拠点の整備」、「村外拠点の整備」、「土地利用の見直しと森林・農地の長期的な再生」及び「村民一人ひとりに対する支援の継続・拡大」を「急ぎで取り組む 4 つの重点施策」として掲げている。

「村内拠点の整備」は、全ての村民のための拠点として、草野、飯樋及び臼石等の従来からの村内拠点の再整備に早急に着手する。また、飯舘村再生のシンボルとして、新たな職の提供に向けて、再生可能エネルギー等を活用した新たな拠点の整備を図るものである。

「村外拠点の整備」は、村民の村外での生活再建のために、村外拠点の整備を推進するものであり、特に、現状で長時間の通学等により多大の負担を強いられている子育て世代の支援のため、村外子育て拠点の整備に早期に着手するものである。

「土地利用の見直しと森林・農地の長期的な再生」は、村内生活域の除染後の放射線線量上昇を防ぎ、村の産業を再興するために、村内土地利用の見直しを行うとともに、農地・森林の除染・再生を継続的に推進するものである。

「村民一人ひとりに対する支援の継続・拡大」は、復興住宅、就業支援、子供たちのケア、健康管理、奨学金など、村民一人ひとりに対するケアを継続・拡充するものである。

これら重点施策の実施により、村民が自分の安心できるタイミングで帰村できるための居住選択の幅を広げるとともに、暮らしの再開を早期化し、居住の安全性を向上させるものである。

国、福島県及び飯舘村は、これまでも連携して被災者の生活支援や被災地域の復旧等に取り組んできたが、今後とも、飯舘村の復興計画等も踏まえつつ、復興・再生のために必要な具体的取組について、役割分担しながら取り組んでいくこととする。

2. 分野別の取組

1. 除染

放射線量の低減と汚染対策に関する取組を着実に進めることは復興の大前提であり、その一環として除染を計画的に推進する。

(1) 国計画

「特別地域内除染実施計画（飯舘村）」（平成 24 年 5 月策定、平成 25 年 12 月改定）に基づき、事業を実施する。

2. インフラの整備

インフラ（道路、水道、集落排水等）については、避難するまでの間に応急的に復旧をし、一時帰宅等で必要な最低限の生活基盤は整っている状況にあるが、村民の将来の帰村に対応するには不十分な状況にあることから、村の復興に必要な社会基盤の整備を計画的に推進する。

なお、施設再開後の維持管理を視点に含めて復旧するとともに、復旧工事に際しては、放射能に汚染された表土やガラ等の処分について解決することが必須である。

また、「2. インフラの整備」においては、記載のない限り、原則として、各施設管理者等が実施主体となるものである。

(1) 公共土木施設等の整備

ア 道路等

【県管理道路】

① 道路の状況

避難指示解除準備区域内の路線数（県管理道路）	・・・ 5 路線
うち被災した路線（工区）数	・・・ 5 路線 31 箇所
うち本復旧を実施する路線（工区）数	・・・ 5 路線 31 箇所

② 復旧の予定等

被災した 31 箇所のうち 2 箇所で災害査定を受検し、本復旧工事を完了している。今後は、特に片側交互通行箇所の復旧を目指して進める。査定から概ね 3 年での完了を目指す。

上記のほか、帰還困難区域に 9 箇所の被災を確認しているが、関係機関と調整を図りながら復旧方針を決定し、優先度の高い箇所から復旧に努める。

【村管理道路】

村管理道路については、避難前に仮復旧を行っており最低限の機能は確保している。

村民の一時帰宅及び将来の帰村に向け、仮復旧の箇所や通行止め箇所について、計画的に復旧を進める。

【交通安全施設】

被災した交通安全施設等の災害復旧については、必要な措置を講じている。

イ 河川

河川については、地震による詳細な被害の把握ができていない。

今後、周辺の除染作業の工程に合わせ、線量の減衰を見極めながら、現地調査を行い、被害があれば復旧していくこととする。（普通河川：村、二級河川：県）

ウ 農地・農業用施設

農業用施設については、地震による被害について、ため池の調査を行い、一部仮復旧したところである。

将来の営農再開に向け、放射性物質対策を実施するとともに、土砂流失防止対策及び排水対策を実施する。

エ 土砂災害対策

村内 151 箇所の土砂災害危険箇所の点検を実施したところ、緊急的な対策が必要な箇所は認められなかった。

今後の地震や降雨等により、土砂災害の危険が高まった場合には、必要な対策を講じる。

(2) 生活基盤施設の再生

ア 上水道その他水道施設

水道施設については、支障なく稼動し、水質検査等に異常もなく、平成 25 年度までに漏水調査を実施し復旧している。

宅内における冬季の凍結漏水が散見されることから、有効な対策を検討の上、実施する。

イ 下水道その他污水处理施設

下水道（農業集落排水）については、避難前にマンホールの段差や管路上部の路面の陥没等の応急復旧を行っている。2 箇所の排水処理施設は稼動しており、必要な最低限の機能は確保している。

村民の一時帰宅への対応は確保しているが、全村避難により排水の使用頻度が少なく極端に汚泥量が少ない状況にあるため微生物の死滅が懸念される。

村民の一時帰宅及び将来の帰村に向け、本格的な管路調査・設計を行い、計画的に復旧を進める。

ウ 災害廃棄物等処理

① 災害廃棄物等の発生状況

対策地域内の災害廃棄物等については、国が処理を行う。（災害廃棄物等推定量 4.2 万トン）

② 事業実施の予定

・対策地域内廃棄物処理計画に基づき、平成 26 年度中に帰還の妨げとなる廃棄

物の撤去及び仮置場への搬入完了を目標（仮置場1か所）。

- ・仮設焼却施設については、小宮地区における小型焼却炉の設置に向けて建設工事中。蕨平地区における大型焼却炉の設置に向けて建設準備中。

エ ごみ処理施設

ごみ処理施設については、将来の村民の帰村に向け、「ごみ処理基本計画」を策定の上、施設建設等について計画的に推進する。

オ 子育て・教育施設（文教施設）（公営）

小学校は伊達郡川俣町内で再開、幼稚園、中学校及び高等学校は福島市内で再開した。文教施設については、震災後、目視による調査により被害状況を把握しており、一部復旧した箇所や施設はあるものの、全てが復旧した状況ではなく、地震による影響で雨漏りをしている施設もある。

草野小学校については、大規模改修を計画しており、実施設計まで完了しているが、震災による状況を踏まえて計画を見直し、改修を進める。

飯舘村生活改善センターについては、地震による被害を受けたため、解体の上、設計・建築を進める。

村民の将来の帰村に向け、その他の施設についても、調査・設計を行い、計画的に復旧を進める。

(3) 復興まちづくりの推進

ア 住宅等

公営住宅については、震災後、目視による調査により被害状況は把握しており、一部復旧をした箇所や施設はあるものの、全てが復旧した状況にはない。

村民の将来の帰村に向け、住宅政策は重要な位置付けとなることから、被災した住宅も含めて住宅政策を再構築する。老朽化した公営住宅は避難により管理できない状況にあるため用途廃止し、草野地区大谷地住宅等を建て替え、村内復興住宅として整備する。

また、高線量地域の村民等を対象として、村内の比較的低線量地域に「復興のための村内拠点」として、災害公営住宅を整備する。

イ 復興のための拠点

草野、飯樋及び臼石の各地区を全ての村民のための拠点として再整備し、これらの拠点をベースに村内全域に復興を拡大していくとともに、深谷地区を復興のシンボルとして、災害公営住宅、再生可能エネルギー施設、花卉栽培施設、雇用と産業・交流拠点施設等を整備する。

3. 生活環境の整備

生活環境の整備は飯舘村の復興の柱の一つであり、飯舘村の村民の帰還を促進するため、住宅・医療体制の整備、モニタリング・健康不安対策、防犯対策等に取り組む。

(1) モニタリング・健康管理

福島市の民間病院に内部被ばく検査及び甲状腺検査を委託し、放射線に関する健康調査を実施するほか、放射線リスクに関する情報の収集及び提供を行うなど、リスクコミュニケーションの取組みを推進する。

また、モニタリングにより把握した放射線情報を、村民に配付したタブレット端末を活用して公開するなどのリスクコミュニケーションの取組みも推進する。

(2) 公共交通

震災前は、南相馬市と伊達郡川俣町を結ぶ路線バス及び役場・診療所と村内各地を結ぶコミュニティバスを運行させていた。

避難中である現在は、仮設住宅と役場飯野出張所間を主として結ぶコミュニティバスや避難先と村内自宅を結ぶ「いつとき帰宅バス」を運行し、村民の避難生活を支援している。

村民の将来の帰村に向け、村内外の交通手段を確保するため、復興の段階に合わせた対応を検討する。

(3) 医療・保健衛生・福祉

【医療・保健衛生】

村統合診療所「いいたてクリニック」は、目視による調査により地震による被害は軽微であることを確認しているが、震災以降は休診しており、再開に当たっては調査が必要である。帰還後は、震災前の指定管理者が引き続き運営することとなっており、具体的運営について協議を進め、再開準備を行う。

【福祉】

介護老人福祉施設「特別養護老人ホームいいたてホーム」は、入居者が移動により身体に大きな影響を受けることから、計画的避難区域における特例として区域再編前から事業継続が認められている。現在、定員を縮小して運営しているが、従前規模での運営が可能となるよう、職員を確保するなど体制整備を図る。

在宅福祉については、避難生活により健康を害する高齢者等が増えており、帰還後のサービス再開に向けて、見守りや巡回相談に当たる人材確保に努めるとともに、新たに必要となるサービス構築に向けた体制整備を図る。

(4) 防犯・消防防災

警察及び消防による活動に加え、村として、村民による村内の防犯活動を行うため「いいたて全村見守り隊」を組織し、防犯パトロールを実施する。

(5) 生活関連民間サービス

製造業、自動車整備業、石材業、建設業、小売業等が操業継続・事業再開している。

村民の一時帰宅及び将来の帰村に向け、商店等の再開を支援し、生活環境の整備を図る。

4. 産業の再生

産業振興と雇用の場の確保は飯舘村の復興の柱の一つであり、飯舘村の産業の再生を図る方針で取り組む。

(1) 企業の再生

【事業再開支援（既存企業）】

平成23年5月から6企業が操業継続するとともに、平成24年7月の避難区域見直し以降、居住制限区域において34企業（26年6月12日現在）が操業を再開した。

村民の一時帰宅及び将来の帰村に向け、商店街や個人事業主の営業再開を支援する。

(2) 農林水産業の再生

農地の除染は、剥ぎ取りによる地力の低下が懸念されるため、客土その他の地力回復対策を実施するとともに、地力増進作物を作付けし地力増進を図る。また、除染完了後は、暗渠・用排水路及び頭首工等の機能点検を実施し、補修が必要な箇所については、早急に対応する。

農業者の将来の帰村に向け、営農再開するための設備整備等を支援するとともに、帰村後においては、農業者の高齢化等による減少に対応するため、農地の維持管理、農作業受託を行う組織を育成する。

また、畜産を再開する農家に対し、「飯舘牛」ブランドの存続を図るとともに、飯舘村の特産品である花卉に着目した花卉栽培施設を整備する。

5. 避難期間中の避難者の生活支援

福島市、相馬市、伊達市及び伊達郡国見町に設置された仮設住宅の他、福島県内外に避難している村民一人ひとりに対する生活支援について、村民の希望を取り入れつつ、継続的に取り組む。

(1) 生活支援

仮設教育施設が集中する福島市飯野地区に、子育て世代の村民を対象に、「村外子育て拠点」として災害公営住宅を整備するとともに、福島市内、南相馬市内及び伊達郡川俣町内に県営による災害公営住宅を整備する。

避難期間中においては、村民の通院や買い物を支援するコミュニティバスの運行、避難先から村内自宅まで送迎し、一時帰宅を支援する「いっとき帰宅バス」の運行、児童・生徒等の通園・通学のためのスクールバスの運行等の事業を実施するほか、村民の健康管理や交流支援等の事業を実施し、村民の生活を支援する。

(2) 就業支援

市場での村ブランド力の維持及び農家の営農意欲の持続を図るため、避難先での営農再開を支援する避難農業者一時就農等支援事業等により、避難期間中の村民の就業を支援する。

(3) 経営支援

飲食業、小売業、建設業等の事業者が、避難先において操業継続・事業再開している。
今後、共同店舗を建設し、商店・小売業者の営業再開と生活者の利便性確保を支援する。